

平成 28 年度

外務省政策評価事前分析表

平成 28 年 8 月
外 務 省

目 次

基本目標Ⅰ 地域別外交	1
施策Ⅰ-1 アジア大洋州地域外交.....	3
施策Ⅰ-2 北米地域外交.....	29
施策Ⅰ-3 中南米地域外交.....	39
施策Ⅰ-4 欧州地域外交.....	49
施策Ⅰ-5 中東地域外交.....	65
施策Ⅰ-6 アフリカ地域外交.....	75
基本目標Ⅱ 分野別外交	83
施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組.....	85
施策Ⅱ-2 国際経済に関する取組.....	121
施策Ⅱ-3 国際法の形成・発展に向けた取組.....	139
施策Ⅱ-4 的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供.....	151
基本目標Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策	157
施策Ⅲ-1 国内広報・海外広報・IT 広報・文化交流・報道対策.....	159
基本目標Ⅳ 領事政策	179
施策Ⅳ-1 領事業務の充実.....	181
基本目標Ⅴ 外交実施体制の整備・強化	193
施策Ⅴ-1 外交実施体制の整備・強化.....	195
施策Ⅴ-2 外交通信基盤の整備・拡充及び IT を活用した業務改革.....	201
基本目標Ⅵ 経済協力	205
施策Ⅵ-1 経済協力.....	207
施策Ⅵ-2 地球規模の諸問題への取組.....	219
基本目標Ⅶ 分担金・拠出金	227
施策Ⅶ-1 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献.....	229
施策Ⅶ-2 国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献.....	251
施策Ⅶ-3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献.....	263

基本目標Ⅰ 地域別外交

施策 I - 1 アジア大洋州地域外交

平成 28 年度事前分析表

(外務省 28-I-1)

施策名	アジア大洋州地域外交	担当部局名	アジア大洋州局		
施策目標	アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとともに、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築するため、以下を推進する。 1 東アジア地域の地域協力を通じて地域の安定と繁栄を確保するとともに、域内各国との連携を強化する。 2 北朝鮮をめぐる諸懸案を包括的に解決し、その上で、我が国と北東アジア地域の平和と安定に資する形で日朝国交正常化を実現する。 3 大局的観点から重層的で未来志向の日韓関係を構築し、これを通じての地域の平和と繁栄に寄与する。 4 日中「戦略的互惠関係」の原点に戻り、関係を進めていくよう、働きかけていく。また、日モンゴル関係を一層深化させる。 5 我が国とメコン川流域5か国(タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー)との間において、お互いの政府要人往来をはじめとする二国間の対話・交流、インフラ海外展開等による経済外交を推進するとともに、各種経済協議を通じた貿易投資環境の整備、同地域を広域的に開発することを目指すメコン地域開発の促進などの取組を通じて、二国間関係の強化や地域の安定と発展を図る。 6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの二国間関係を新たな高みに引き上げるための外交を展開する。 7 南西アジア諸国との二国間関係を更に強化し、同地域全体の安定と繁栄に寄与する。特に潜在力の大きなインドとの間で連携を強化する。 8 豪州、ニュージーランド(NZ)との二国間関係を更に強化するとともに、太平洋島嶼国との友好協力関係を深化し、国際社会等における我が国の取組への支援を確保する。	目標設定の考え方・根拠	豊かで安定し、開かれたアジア大洋州地域の実現は日本の平和、安定及び繁栄にとって不可欠である。 ・第190回国会施政方針演説(平成28年1月22日) (地球儀を俯瞰する外交) 「ASEAN、豪州、インド、欧州とはこれまでも戦略的なパートナーとしてその絆を深めてきました。この協力関係を、より広く、より深く、強化してまいります。 韓国とは、昨年末、慰安婦問題の最終的かつ不可逆的な解決を確認し、長年の懸案に終止符を打ちました。戦略的利益を共有する最も重要な隣国として、新しい時代の協力関係を築き、東アジアの平和と繁栄を確かなものとしてまいります。 中国の平和的な台頭は、日本にとっても、世界にとっても、大きなチャンスです。戦略的互惠関係の原則の下、関係改善の流れを一層強化します。地域の平和と繁栄に大きな責任を持つ日中両国が、大局的な観点から、安定的に友好関係を発展させることで、国際社会の期待に応えてまいります。」		
		政策体系上の位置付け	地域別外交	政策評価実施予定時期	平成29年8月

(注) 本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連各個別分野の該当欄に記入した。

個別分野	1 東アジアにおける地域協力の強化
施策の概要	日本の平和、安全、繁栄にとって不可欠である、豊かで安定し開かれた東アジアの実現のため、日米同盟を基軸としながら、二国間関係に加え、日・ASEAN、東アジア首脳会議(EAS)、ASEAN+3、日中韓などの多国間の様々な地域協力枠組みを活用して連携を強化するとともに、地域共通の課題に取り組んでいく。

測定指標	1 日 ASEAN 協力の進展			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	27年度に引き続き、日 ASEAN 友好協力に関するビジョン・ステートメントとその実施計画を含め、以下の項目を推進していく。また、平成25年に開催された日 ASEAN 特別首脳会議で表明した5年間で2兆円のASEANへのODA供与を着実に実施する。 1 首脳・外相における高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し、政治・安全保障、経済等様々な分野における日 ASEAN 内協力を深める。 2 ASEAN 共同体の更なる統合の深化への支援を推進する。 3 日 ASEAN 間での人的交流を推進する。	(測定指標の選定理由) ASEAN が統合を一層進め、地域協力の中心となることが東アジア全体の平和と繁栄にとって極めて重要であるとの認識の下、地域協力における日・ASEAN 関係の協力の進展を測ることは、地域の安定と繁栄を確保し、域内各国との連携を強化するとの施策目標達成に向けた進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) ASEAN との価値観の共有及び強固な協力関係構築は、日本を含む東アジア全体の平和と繁栄に資するものである。また、平成28(2016)年はASEAN 共同体元年であり、更なる統合を後押しするため、より一層の支援が必要である。
	中期目標	—	ASEAN 共同体が発足したことを踏まえ、統合の更なる深化につながる協力を進めるとともに、ASEAN 共同体ビジョン2025に沿った課題に関連する施策を実施していく。	
	2 ASEAN+3 協力の進展			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	1 平成28年、日本は日中韓側の調整国として ASEAN+3 協力を円滑に実施する。 2 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換の実施し、公衆衛生など実務協力を進展させる。 3 「ASEAN+3 協力作業計画(2013~2017)」を着実に実施する。また、「EAVG II フォローアップに関する最終報告書」に基づく活動計画を着実に実施していく。	(測定指標の選定理由) ASEAN+3 は世界の GDP の約4分の1を占める重要な地域枠組みであり、本枠組みの協力の進展を測ることは、地域の安定と繁栄を確保し、域内各国との連携を強化するとの施策目標達成に向けた進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 「ASEAN+3 協力作業計画(2013~2017)」及び東アジア・ビジョン・グループ(EAVG) II の最終報告書は今後の ASEAN+3 協力の方向性に大きな影響を与えるものであり、協力の深化という観点から極めて重要な要素である。
	中期目標	—	1 「ASEAN+3 協力作業計画(2013~2017)」に基づき、広範な分野の協力を推進する。 2 「東アジア・ビジョングループ(EAVG) II フォローアップに関する最終報告書」に基づき、公衆衛生などの勧告をフォローアップする。	
	3 東アジア首脳会議(EAS) 協力の進展			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	27年度に10周年を迎えた EAS を地域のプレミア・フォーラムとして強化し、政治・安全保障の扱いを拡大し、機構を一層強化していくため、次の取組を実施する。 1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し、特に政治・安全保障分野における EAS での活発な議論に一層貢献する。 2 「EAS10 周年記念クアラルンプール宣言」に盛り込まれた EAS 強化に向けた事項(EAS 参加国大使会合の定期開催、ASEAN 事務局内の EAS ユニット設置)が着実に実施されるよう働きかける。	(測定指標の選定理由) 地域及び国際社会の重要な問題について首脳間で率直な対話を行うとともに、地域共通の課題に対し、首脳主導で具体的協力を進展させる目的で発足した EAS 協力の進展を測ることは、地域の安定と繁栄を確保し、域内各国との連携を強化するとの施策目標達成に向けた進捗を把握する上で有益である。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) EAS 参加国が南シナ海、北朝鮮等の地域における喫緊の課題に協力して取り組むと共に、地域・世界の平和と繁栄に貢献していくためには EAS 強化が必要不可欠である。
	中期目標	—	地域の安定と繁栄のため、EAS 域内各国とともに安全保障等についての協力の促進を目指す。	
	4 日中韓三か国協力の進展			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年	28	1 平成27(2015)年に開催された日中韓サミットで一致	

度 目 標	年 度	したとおり、議長国として日中韓サミットを開催し、前回サミットの前向きな議論を出発点に、実り多いものにしていく。 2 閣僚級を含む高いレベルで様々な政策課題に関する緊密な意見交換を維持する。 3 環境、文化、経済等既存の協力分野を更に発展させるとともに、新しい協力分野を発掘し、協力の深化及び拡大に努める。	(測定指標の選定理由) 地理的な近接性と文化的な深いつながりを有し、東アジア地域の繁栄をけん引する原動力たる3か国間の交流や相互理解の促進を測ることは、地域の安定と繁栄を確保し、域内各国との連携を強化するとの施策目標達成に向けた進捗を把握する上で有益である。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 北東アジアの安定と繁栄を確保するために未来志向の様々な日中韓協力の枠組みを推進する必要がある、様々なレベルで政策対話や協力イニシアティブを推進することは3か国協力の一層の深化に資する。
中 期 目 標	—	閣僚級を含む様々なレベルの政策対話、協力イニシアティブ等を通じて、未来志向の日中韓協力の枠組を推進し、北東アジアの安定と繁栄に貢献する。	
5 地域の安定と繁栄を目指したその他の協力の進展			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
年 度 目 標	28 年 度	1 アジア協力対話(ACD)等、上記以外の枠組みで様々な形で関係国との緊密な意見交換・交流を実施する。 2 アジア大洋州地域との人的交流である JENESYS2016 を推進する。同事業により、対外発信力を有し将来を担う人材を招へい・派遣し、対日理解の促進を図るとともに親日派・知日派を発掘する。	(測定指標の選定理由) 上記測定指標1～4以外の地域協力の実績を測定することは、施策の進捗を把握する上で有益である。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 人的交流事業である JENESYS2016 を通じ、日本の政治、経済、社会、文化、歴史及び外交政策等に関する理解を促進し、被招へい者・被派遣者自ら積極的に訪日経験を発信してもらうことは、地域の安定と繁栄を確保し、域内各国との連携を強化するとの施策目標達成に向けた進捗を把握する上で有益である。
中 期 目 標	—	地域協力枠組みにおける協力を強化し、アジア大洋州地域諸国との間で緊密な意見交換・交流を実施する。	
6 総理及び政務三役の参加した国際会議数		年度目標値 28 年度 8	中期目標値 — —
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(選定理由) 総理大臣及び政務三役の関連国際会議の出席は、目標を達成するに当たって重要な要素となるため。 (参考)25 年度9回、26 年度8回、27 年度8回 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 過去の出席会議数を目安とした目標を設定した。		
7 (参考指標)日・ASEAN の貿易量(総額)(単位:億円)出典:財務省貿易統計			

達成 手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等(注)	関連 する 測定 指標	単位:百万円				行政 事業 レビ ュー 事業 番号
				予算額計 (執行額)			当 初 予 算 額	
				25 年 度	26 年 度	27 年 度	28 年 度	
①東アジアにおける地域協力の強化(昭和27年度)	1 日・ASEAN 協力	ASEAN 共同体構築に向けた支援を継続する。日・ASEAN 友好協力ビジョン・ステートメント及び同実施計画、平成26(2014)年の日 ASEAN 首脳会議議長声明に沿った諸項目につき、着実な履行を通じ日・ASEAN 関係を一層強化する。 このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。	1 6	127 (141)	53 (44)	52 (14)	101	001

	2 ASEAN+3 協力 「ASEAN+3 協力作業計画(2013~2017)」に基づき、金融、食料安全保障、人と人との連結性など広範な分野の協力を推進する。 このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。	2 6					
	3 東アジア首脳会議(EAS) 協力 EASを地域のプレミア・フォーラムとして強化し、政治・安全保障の扱いを拡大し、機構を一層強化していく。 このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。	3 6					
	4 日中韓協力 環境、文化、経済等既存の協力分野を更に発展させるとともに、新しい協力分野を発掘し、協力の深化及び拡大に努める。 このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。	4 6					
	5 各地域協力枠組みにおける協力及び人的交流事業である JENESYS2016 を推進する。 このような取組により、アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとの施策目標の達成に寄与する。	5 6					
	②アジア紛争下での女性尊厳事業(19年度) 韓国、台湾、フィリピン各地に在住する元慰安婦を巡回し、医療及び福祉の面で支援を行う。元慰安婦は既に高齢であり、身体が不自由な方も多いため、それぞれを巡回訪問しながら対象者の近況を確認し、情報収集及び各国の元基金関係者とのネットワークを維持する。インドネシアに関しては、医療福祉施設への支援・視察及びインドネシア政府関係者との意見交換等を中心に事業を実施する。 このような取組は、域内諸国において我が国の慰安婦問題に対する立場や取組の正しい理解を得ることにより、施策の目標達成に資する。	—	16 (15)	17 (13)	15 (11)	13	002
	③旧外地関係整理(昭和26年度) 旧外地官署(朝鮮総督府、台湾総督府、樺太庁、関東局及び南洋庁)等に関連する各種整理事務(各種事実証明事務、給付事務等)を行う。	—	0.4 (0)	0.4 (0)	207.4 (0)	70	003

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野	2 朝鮮半島の安定に向けた努力
施策の概要	北朝鮮をめぐる諸懸案を包括的に解決し、その上で、我が国と北東アジア地域の平和と安定に資する形で日朝国交正常化を実現する。

測定指標	1 北朝鮮の核・ミサイル問題解決に向けた進展			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
	年度目標	28年度	米国、韓国、中国、ロシアを始めとする関係国と緊密に連携しながら、北朝鮮に対し、いかなる挑発行為も行わず、安保理決議や六者会合共同声明に基づいて非核化などに向けた具体的行動をとるよう引き続き求めている。	(測定指標の選定理由) 北朝鮮の核・ミサイル開発の継続は、地域のみならず国際社会全体にとっての重大な脅威であり、同問題の解決に向けた進展を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。		
	中期目標	—	国際社会と連携しつつ核、ミサイルといった諸懸案解決に向けた動きを前進させる。	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 核・ミサイル問題をはじめとする北朝鮮をめぐる安全保障上の問題を解決するためには、国際社会との一致した行動が不可欠である。		
	2 拉致問題解決や日朝国交正常化に向けた進展			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
	年度目標	28年度	拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの方針の下、国際社会との連携を強化しつつ、北朝鮮が拉致問題の解決に向けた具体的な行動をとるよう、あらゆる機会を捉え、北朝鮮に引き続き求めている。	(測定指標の選定理由) 北朝鮮による拉致問題は、日本の主権や国民の生命と安全に関わる重大な問題であると同時に、基本的人権の侵害という国際社会全体の普遍的問題であり、最重要課題の1つと位置付けられるため。		
	中期目標	—	国際社会と連携しつつ拉致問題を完全解決し、日朝国交正常化に向けた動きを前進させる。	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 拉致問題の完全解決に向けた日本独自の取組に加え、国際社会が北朝鮮に対して、拉致問題を含む人権状況の改善に向けた具体的行動を取るよう一層強く促していくことが重要である。		
	3 日米韓首脳・外相・次官級会合の開催回数(電話会談を除く)			年度目標値		中期目標値
				28年度		—
				2		—
	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			(選定理由) 日米韓間での首脳・外相・次官級での会談は、北朝鮮問題について、米韓との連携を確認する重要な会合であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 米韓との間で、定期的に北朝鮮をめぐる最新の情勢に関する意見交換を行い、北朝鮮問題に対して3か国で連携して対応していく姿勢をハイレベルで示し、これを維持していくことが重要であり、過去の実績を目安として目標を設定した。		

達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等(注)	関連する測定指標	単位:百万円				行政事業レビュー 事業番号
				予算額計 (執行額)			当初予算額	
				25年度	26年度	27年度	28年度	
	①日朝関連 (23年度)	1 北朝鮮の核・ミサイル問題の解決に向けた取組 北朝鮮の核・ミサイル開発問題の解決に向け、日米韓の緊密な連携を軸としつつ、中国、ロシアも含めた関係各国と連携し、北朝鮮に対し、非核化などに向けた具体的行動をとるよう引き続き求めていく。 この取組は、北朝鮮の非核化に向けた具体的行動を引き	1 3	30 (19)	30 (22)	30 (23)	31	005

	出し、北朝鮮の核・ミサイル問題を解決することに寄与する。							
	2 拉致問題解決や日朝国交正常化に向けた取組 日朝間の協議や各国との会談及び国際会議等のあらゆる機会をとらえ、北朝鮮が拉致問題の解決に向けた具体的な行動をとるよう、北朝鮮に引き続き求めていく。また、拉致問題に関するものを含め、北朝鮮情勢に関する情報収集・分析を行う。 この取組は、北朝鮮の拉致問題解決に向けた具体的な行動を引き出し、拉致問題の完全解決及び日朝国交正常化に向けた動きを前進させることに寄与する。	2 3						

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野	3 未来志向の日韓関係の推進
施策の概要	大局的観点から重層的で未来志向の日韓関係を構築し、これを通じて地域の平和と繁栄に寄与する。

測定指標	1 未来志向の日韓関係の構築			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	首脳・外相会談等の実施を通じ、あらゆる分野において、日韓関係を未来志向の新時代へと発展させていく。	(測定指標の選定理由) 韓国は、我が国にとって戦略的利益を共有する最も重要な隣国であり、重層的で未来志向の日韓の協力関係の構築は、日韓両国のみならず地域及び国際社会の安定と繁栄にとって極めて重要であり、こうした取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。
	中期目標	—	首脳・外相会談等の実施を通じた、あらゆる分野における日韓関係の更なる深化。	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 日韓間で引き続き様々なレベルで意思疎通を続け、政治、経済、安全保障を始めとした様々な分野で協力関係を強化することが重要である。
	2 人的交流の拡大			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	さらなる日韓関係の発展に向けた青少年交流事業等各種交流事業実施や、日韓間の人的往来のより一層の拡大を図る。	(測定指標の選定理由) 日韓両国民の相互理解を進展させ、両国民間の強固な関係を支えに、日韓関係を前進させることが不可欠であるため。
	中期目標	—	日韓間の人的往来をより一層拡大する。	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 日韓両政府が両国民の交流環境の整備のための施策を講じ、日韓間の交流の流れを深化・拡大していくことが必要である。
	3 経済関係緊密化のための各種協議等の推進			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	幅広い分野における日韓経済関係の強化に向けて取り組む。	(測定指標の選定理由) 日韓両国は相互に重要な貿易・投資相手国であるため、緊密な日韓経済関係を一層強固にすることが重要であり、この分野での取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。
	中期目標	—	幅広い分野における日韓経済関係の強化に向けて取り組む。	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 日韓経済関係の更なる強化を図るとともに、日韓両国としてアジア地域の経済統合に主導的な役割を果たすために、多国間連携を含めた各種経済連携交渉や協議に取り組むことが重要である。
	4 日韓の連携、協力を通じた地域の平和と安定への寄与			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	首脳・外相会談や実務者間の協議等の実施を通じ、国際社会の安定等に向け、開発や環境等の分野で共に貢献する二国間の連携・協力を推進する。	(測定指標の選定理由) 北朝鮮問題を始めとした、地域や国際社会が直面する諸課題に対して、日韓の緊密な協力が必要であり、こうした取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。
	中期目標	—	国際社会の安定に向け二国間で連携・協力する。	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 日韓間で引き続き様々なレベルで意思疎通を続け、幅広い分野で協力関係を強化することが重要である。
5 日韓首脳・外相会談の開催回数(電話会談)		年度目標値		中期目標値

を除く)	28 年度	—
		—
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(選定理由) 首脳・外相会談は両国関係の重要性・緊密性を確認する重要な機会であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 高いレベルで日韓間の意思疎通を図る機会が必要であり、過去の実績を目安として目標を設定した。	
6 (参考指標)内閣府実施「外交に関する世論調査」の「韓国に対する親近感」における「親しみを感じる」との回答割合(%)		

達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等(注)	関連する測定指標	単位:百万円				行政事業レビュー 事業番号
				予算額計 (執行額)			当初予算額	
				25年度	26年度	27年度	28年度	
①未来志向の日韓関係推進経費 (*)	1 政治レベルの意思疎通の促進 日韓関係の更なる深化のため、首脳・外相会談を実施する。様々なレベルで意思疎通を図ることは、日韓関係の強化に不可欠である。	1 5	57 (21)	57 (37)	59 (37)	46	006	
	2 人的交流の拡大 日韓関係の更なる深化のため、青少年交流の一層の促進、交流事業開催の活性化、地方間交流の促進等を実施する。人的交流の拡大は両国の包括的な友好関係の強化に大きく貢献する。	2						
	3 日韓間の過去に起因する諸問題への取組 慰安婦問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認した日韓合意を誠実に履行していく。また、日韓関係の更なる深化のため、在サハリン韓国人支援、朝鮮半島出身者の遺骨返還支援等の人道的な協力を継続する。過去に起因する二国間問題への取組は未来志向の日韓関係を構築する前提条件となる。	1						
	4 日韓間の懸案への対応(竹島問題、EEZ 境界画定等) 日韓関係の更なる深化のため、竹島問題等日韓間の懸案の平和的な解決を図るため引き続き粘り強い外交努力を行う。竹島問題、EEZ 境界画定問題等に関する取組は、未来志向の日韓関係の構築に向け不可欠である。	1						
	5 経済関係緊密化のための各種協議等の推進 幅広い分野における日韓経済関係の強化に取り組むことは、日韓関係の更なる深化に資するものである。	3						
②安全保障分野における協力の推進	日韓安全保障協力を更に深化させる。 現下の北朝鮮情勢等に鑑み、日韓が安全保障分野において緊密に連携することは、日韓両国及び地域・国際社会の平和と安定にとって不可欠である。	4	—	—	—	—	—	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野	4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等
施策の概要	1 東シナ海を隔てた隣国である日本と中国は緊密な経済関係や人的・文化的交流を有しており、日中関係は重要な二国間関係の一つである。日中両国は、地域と国際社会の平和と安定のために責任を共有しており、「戦略的互惠関係」に基づいた日中関係の更なる推進をとおり、国際社会の期待に応えていく。 2 日モンゴル関係は、「戦略的パートナーシップ」としての友好関係の強化に向け、引き続きハイレベルの交流をはじめとした多層的な両国間の戦略的対話の促進に努める。

測定指標	1 日中における「戦略的互惠関係」の一層の深化に向けた取組(経済面以外)		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	日中両国間では、個別の課題があっても、関係全体に影響を及ぼさないようにしていくことが重要であるとの考えに基づき、「戦略的互惠関係」に基づいた二国間関係の更なる推進に努める。 日中関係は、累次の首脳・外相会談をとおり改善の方向にあり、各種対話・協力案件が再開されつつある。こうした関係改善の流れを更に推進していくため、以下を実施することに努める。 ・活発な要人往来により、政治的相互信頼を増進する。 ・東シナ海を「平和・協力・友好の海」とするための協力を推進する。 ・既存の交流事業の着実な実施により、両国国民間の相互理解を増進する。 ・各種条約・協定の締結に向けた協議を実施する。 ・地域・グローバルな課題に関する対話・協力を強化する。	(測定指標の選定理由) 中国との関係については、経済関係や人的交流がますます緊密化し相互依存関係が深まり、日中関係は日中双方にとりもっとも重要な二国間関係の一つとなっている。 日中両国は、地域と国際社会の平和と安定のために責任を共有しており、こうした国際社会の期待に応える上でも、「戦略的互惠関係」を更に推進していくことが重要である。具体的な取り組みとして、東シナ海を「平和・協力・友好」の海とするための協力、両国国民間の相互信頼の増進等の二国間関係の強化のみならず、北朝鮮問題や国際経済・金融情勢等の地域・グローバルな課題に対する対話・協力の強化を行っている。 他方、日中両国間には、様々な懸案が引き続き存在している。これらの解決のために、首脳・外相レベルをはじめ、様々なレベル・分野での対話と交流を行っていくことが必要であり、こうした日中における「戦略的互惠関係」の推進に向けた取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要である。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 日本と中国は東シナ海を隔てた隣国であり、緊密な経済関係や人的・文化的交流を有し、切っても切れない関係にある。同時に、日中両国は政治・社会的側面において多くの相違点を抱えており、隣国同士であるがゆえに時に両国間で摩擦や対立が生じることは避けられない。 日中関係は累次の首脳・外相会談をとおり全体的に改善基調にあり、今後も「戦略的互惠関係」に基づく二国間関係を推進していくため、様々なレベルでの対話・協力を推進していくことが重要である。
	中期目標	「戦略的互惠関係」に基づいた二国間関係の更なる推進に向け、様々なレベルでの協力・対話を強化していく。	
	—		
	2 日中における「戦略的互惠関係」の一層の深化に向けた取組(経済面)		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	平成 27 年は、日中間における各種対話再開の流れが本格化した一年であった。この流れを受け、中国との間では、「戦略的互惠関係」を経済面において一層具体化させるため、様々な分野にわたる協力案件を引き続き実施していく。その中でもとりわけ重要な事項は以下のとおり。 1 日中間の幅広い分野における経済対話を実施し、両国経済、地域・グローバルな経済における課題に関する協力を強化する。とりわけ日中間における経済対話の枠組みである日中経済パートナーシップ協議や日中ハイレベル経済対話等の実施に向けた準備を進めていく。	(測定指標の選定理由) 日中両国は、世界経済に重要な影響力を有しており、また両国の経済関係は緊密かつ相互依存性である。両国にとって、「戦略的互惠関係」の基本的な考え方にのっとり、幅広い分野における協力を推進していくこと、またそのための対話を積み重ねていくことが重要であるため。 また、平成 26 年 11 月の首脳会談を契機に、各

		2 平成 28 年 4 月の外相会談で提起された「5つの協力分野」(①マクロ経済・財務・金融、②省エネ・環境、③少子高齢化、④観光、⑤防災)における協力の促進。 3 東日本大震災後に残された課題(中国による日本産品に対する輸入規制及び渡航制限措置の緩和・撤廃等)の克服に向けた対話・協力の進展。	種対話の再開・活性化が本格化しつつある。日中経済パートナーシップ協議や日中ハイレベル経済対話等の着実な実施を通じて、大所高所から、経済分野での問題解決や協力促進を図っていく必要があるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 日中間の「戦略的互惠関係」の推進の重要性については、平成 20(2008)年に福田総理及び胡錦濤国家主席との間で署名された、「『戦略的互惠関係』の包括的推進に関する日中共同声明」で明らかにされているところである。また、同声明においては、幅広い分野における協力の推進及び日中ハイレベル経済対話の戦略的かつ実効的な活用が重点分野として定められている。
中期目標	—	日中「戦略的互惠関係」を進めるため、様々なレベルで対話と協力を積み重ねていく。	
3 日モンゴル関係の着実な進展(経済面以外)			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 (測定指標の選定理由) モンゴルは、中露両国に挟まれた地政学的に重要な位置に所在することに加え、自由、民主主義などの価値観を我が国と共有し、地域、国際場裏などで連携し協力する重要なパートナーである。27 年度は安倍総理大臣のモンゴル訪問も含めハイレベルの交流が活発に行われており、今後とも両国関係の「戦略的パートナーシップ」の強化に向けた政治・安全保障分野等における多層的で戦略的な対話、地域・グローバル課題に対する連携、文化・人的交流を促進していくことが重要である。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 平成 25(2013)年 9 月に策定された、両国の今後の協力の指針と方向性を規定した「中期行動計画」や、累次の首脳会談で合意されているとおり、両国関係発展のためには、ハイレベル対話をはじめとした政治・安全保障分野における多層的で戦略的な対話の促進、地域・グローバル課題に対する連携の強化、文化・人的交流の推進が重要である。
年度目標	28 年度	1 ハイレベル対話をはじめとした多層的で戦略的な対話を促進し、多国間・地域における連携・協力を強化する。 2 文化・人的交流を推進する。	
中期目標	—	「戦略的パートナーシップ」の発展のため、幅広い分野において、互惠的・相互補完的な協力を強化していく。	
4 日モンゴル関係の着実な進展(経済面)			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 (測定指標の選定理由) モンゴルは、中露両国に挟まれた地政学的に重要な位置に所在することに加え、自由、民主主義などの価値観を我が国と共有し、地域、国際場裏などで連携し協力する重要なパートナーである。両国関係の「戦略的パートナーシップ」の強化に向けた取組を測定するにあたり、首脳会談でも合意した、日モンゴル EPA の発効及びその着実な実施の推進や、首脳会談等での経済面での成果の着実なフォローアップを指標とすることは適切であるため。
年度目標	28 年度	1 日モンゴル経済連携協定の発効及び着実な実施を推進する。 2 首脳会談等での成果(新空港運営への日本企業の参画等)の着実な実施・フォローアップを通じて、両国経済関係を拡大・深化させる。	

中期目標	—	「戦略的パートナーシップ」の強化を通じ、日モンゴル経済関係を一層深化させる。	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 平成 25 (2013) 年 9 月に、両国の今後の協力の指針と方向性を規定した「中期行動計画」が策定されたが、同計画や累次の首脳会談でも合意されているとおり、両国関係発展のためには、経済関係の拡大・深化が重要であり、そのための施策として、EPA の発効やその着実な実施及び首脳会談等での経済面での成果の着実なフォローアップが重要である。	
5 日台実務関係の着実な進展			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
年度目標	28 年度	台湾は、民主、平和、法の支配といった基本的価値観を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する我が国の重要なパートナーであり大切な友人である。特に以下の取組を実施する。 1 経済分野での更なる協力の深化。 2 文化交流を通じた相互理解の深化。	(測定指標の選定理由) 台湾は、民主、平和、法の支配といった基本的価値観を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する我が国の重要なパートナーであり大切な友人である。今後とも各分野における更なる協力関係の強化が必要であり、こうした台湾との実務関係の着実な進展に向けた取組を測定することは、施策の進捗を把握する上で有益である。	
中期目標	—	良好な日台関係を維持・発展させていく。	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 近年、投資、オープンスカイ、マネーロンダリング防止、漁業等の様々な分野で日台間の実務協力を進める合意文書が作成されており、27 年度は、公益財団法人交流協会と亜東関係協会の間で所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止や、競争法の適用等に関する協力文書が作成された。こうした実務分野における台湾との協力関係を更に深化させていくため、今年度も引き続き、経済分野での更なる協力の深化や、文化交流を通じた相互理解の深化に向けた取り組みを行っていくことが重要である。	
6 日中及び日モンゴル間の首脳、外相会談の実施回数(電話会談を除く) ①日中 ②日モンゴル			年度目標値 28 年度 ① 4 回 ② 3 回	中期目標値 — —
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		(選定理由) ハイレベルの会談数は、中国及びモンゴルとの関係強化という施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 27 年度、中国との首脳、外相会談については計 4 回実施することができ、今後とも同国との関係改善を図っていくことは極めて重要であるため、年度目標値のとおりに設定した。 モンゴルについては、過去 3 年間の会談数の平均を目安にした。		
7 中国遺棄化学兵器問題への取組(現地調査箇所数)			年度目標値 28 年度 6	中期目標値 — —
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		(選定理由) 中国各地でいまだに発見される旧日本軍の化学兵器について、現地調査によって状況を確認するとともに、当該遺棄化学兵器が中国各地でもたらず住民の安全及び周辺環境に影響を及ぼさないように適切な措置をどの程度取ったのかを測ることは施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 過去 3 年間の目標値を目安とした。		

達成	達成手段名 (開始年度)	達成手段の概要等(注)	関連する	単位:百万円 予算額計	当初	行政事業
----	-----------------	-------------	------	----------------	----	------

手 段	(関連施策)	測定 指標	(執行額)			予 算 額	レビ ュー 事業 番号
			25 年 度	26 年 度	27 年 度		
①日中・日モンゴル関係の推進 (18 年度)	1 要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルにおける頻繁かつタイムリーな日中間の対話の実施 日本と中国は東シナ海を隔てた隣国であり、緊密な経済関係や人的・文化的交流を有し、切っても切れない関係にある。同時に、日中両国は政治・社会的側面において多くの相違点を抱えており、隣国同士であるがゆえに時に両国間で摩擦や対立が生じることは避けられない。個別の課題があっても、関係全体に影響を及ぼさないようにしていくことが重要であるとの考え方に基づき、両国の首脳、外相、その他関係閣僚による相互訪問の拡充により、頻繁かつタイムリーなハイレベル対話を実施する。 上記達成手段の実施により期待される効果である、首脳間の信頼関係強化、両国の国民感情の改善、経済関係の一層の強化、対日理解の増進は、いずれも日中両国の首脳間の合意である「戦略的互惠関係」のさらなる充実という目標を達成するために必要である。	1 6	403 (233)	500 (382)	500 (413)	459	009
	2 新日中友好 21 世紀委員会、日中歴史共同研究の実施等、民間有識者を含む重層的な交流の推進及び各種招へい事業の重層的実施による対日理解強化 文化、経済、学術等、幅広い分野における日中両国の有識者の重層的な交流を推進し、両国の相互理解及び国民感情の改善を図るとともに、中国の青少年(学者、記者、文化人、中堅幹部等)の招へいを重層的に行うことにより、中国の若い世代の対日理解を強化・促進する。 上記達成手段の実施により期待される効果である、両国の国民感情の改善、経済等幅広い分野での関係の一層の強化、対日理解の増進は、いずれも日中両国の首脳間の合意である「戦略的互惠関係」のさらなる充実という目標を達成するために必要である。	1					
	3 日中ハイレベル経済対話をはじめとする各種経済協議 外相を議長とし両国の閣僚級が参加する日中ハイレベル経済対話(HED)から、事務レベルの協議まで、日中間で各種の経済協議を行い、両国の経済関係の強化を目指す。 上記達成手段の実施により期待される効果である、二国間経済関係の一層の強化、地域・グローバルな経済課題に関する協力の強化は、いずれも日中両国の首脳間の合意である「戦略的互惠関係」の更なる充実という目標を達成するために必要である。	2 6					
	4 日本・モンゴル「戦略的パートナーシップ」の構築に向けた取組の促進 「戦略的パートナーシップ」の構築に向け、ハイレベル往来及び経済関係の強化、人的・文化交流の活性化、地域・地球規模の課題への取組における連携強化の4本柱の下で、具体的な関係強化を図っていく。 このような取組により、日モンゴル関係の一層の深化との施策の目標の達成に寄与する。	3 4 6					
②アジア友好促進補助金 (昭和 47 年度)	台湾に関する我が国の立場を堅持しつつ、台湾との実務関係の窓口である交流協会を通じ、関係維持のための様々な取組を行う。 こうした取組は、日台の実務関係を維持しつづけるために必要である。	5	1,200 (1,179)	1,368 (1,354)	1,383 (1,355)	1,469	007

③中国遺棄化学兵器問題への取組み (4年度)	中国各地でいまだに発見される旧日本軍の化学兵器の存在を確認するため、現地調査によって状況を確認するとともに、当該遺棄化学兵器が中国各地でもたらず住民の安全及び周辺環境に影響を及ぼさないように適切な措置をとる。 こうした取組は日中関係の維持に不可欠である。	1 7	868 (944)	483 (464)	588 (560)	571	008
④中国における日本理解促進に係る経費 (27年度)	中国においては、「党」が政治社会問題に関する報道や世論をコントロールし続ける一方、情報化社会の急速な進展を背景に、「党」とは異なる意見が表出されるようになり、かかる潮流の中で、民主、法治社会の実現を求める世論は益々存在感を増している。 こうした中で、中国の知識人や一般国民が、我が国の民主政治、選挙制度について理解を深めることは、日本に対する正確な理解を促進し、対日世論をより健全な方向に導く上でも重要である。	1	—	—	12 (10)	8	004

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野	5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化
施策の概要	1 我が国とメコン河流域5か国(タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー)との間において、政府間の要人往来をはじめ、政治・経済・文化等多岐にわたる二国間の対話・交流、インフラ海外展開等による経済外交を推進する。 2 各種の経済協議を通じた貿易投資環境の整備、同地域を広域的に開発することを目指すメコン地域開発の促進などの取組を通じて、地域全体の安定と発展を図る。

測定指標	1 要人往来等を通じた二国間関係の強化			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 (測定指標の選定理由) メコン地域は、東南アジアの陸上・海上輸送の要衝に位置し、地政学的に重要な同地域を含むASEANの安定と均衡のとれた発展は、我が国を含むアジア全体の安定と繁栄にとって必要不可欠であり、メコン地域開発によるASEAN新規加盟国に対する支援やこの地域への我が国からの貿易投資促進を通じて、ASEAN域内の格差を是正し、統合を促進していく必要がある。また、これらの国々は伝統的に我が国の友好国であり、この友好関係を強化することを通じて、我が国の政策や立場に対する支持・協力を得ることは、国際社会において我が国の外交を推進していく上で重要である。さらに同地域には、天然資源や優秀な労働力などの発展の潜在力が存在しており、日本企業にとって重要な投資、インフラ輸出先となっている。こうしたメコン地域各国との二国間関係強化に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要である。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 平成27年7月及び8月に策定した、「新東京戦略2015」及び「行動計画」に基づきメコン諸国との協力を推進すべく、ASEAN関連外相会議、同首脳会議を含む要人往来、各種会談・協議及び交流事業を実施することは、地域の安定と繁栄を確保する上で重要である。
	年度目標	28年度	1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を継続する。 2 第8回日メコン首脳会議および第9回日メコン外相会議を開催し、「新東京戦略2015」および「行動計画」をフォローアップする。 3 議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。 4 日メコン官民協力・連携促進フォーラムの開催を通じて民間の人的・知的交流を推進する。	
	中期目標	—	様々なスキームを通じての各種会談・協議等を実施し、各国との二国間関係を強化する。	
	2 経済協議の実施と貿易投資環境の整備			
	年度目標	28年度	「新東京戦略2015」及び「行動計画」に基づき、引き続き中長期的な視点から日本とメコン諸国間との協力をより進展させる。以下の取組により、同地域への日本企業の進出を一層促進するため、貿易投資環境を整備する。 1 各国との経済協議の枠組み、日タイ・日越経済連携協定下での各種小委員会等を必要に応じて開催する。 2 メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論を進める。	
中期目標	—	各種投資委員会、フォーラムを実施し、メコン地域の貿易投資環境を整備し、経済関係の緊密化に取り組む。		
3 メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進				測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
年	28	1 中長期的な視点から日メコン協力をより一層推進さ		

度 目 標	年 度	せるべく、第7回日メコン首脳会議及び第8回日メコン外相会議で策定した「東京戦略2015」及び「行動計画」をフォローアップする。 2 環境分野に焦点をあてたグリーン・メコン・フォーラムを開催し、質の高いインフラ等について議論する。	(測定指標の選定理由) メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 「東京戦略2015」及び「行動計画」のフォローアップは、メコン諸国との協力を安定的に継続する上で重要である。 また、グリーン・メコン・フォーラムの開催は、メコン地域諸国との協力を環境および官民連携の視点から強化する上で重要である。
中 期 目 標	—	首脳、外相会議を通じ、日メコン協力を強化する。メコン地域の発展を支援することを通じて、地域の平和と安定の強化に取り組んでいく。	
4 要人往来数(政務官レベル以上)		年度目標値 28 年度 36	中期目標値 — —
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(選定理由) 地域諸国との間の要人往来数の測定は、日メコン諸国間の協力関係の進展状況を把握する上で、有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 27 年度の目標値を目安に設定した。		
5 日・ベトナム経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れの推進		年度目標値 28 年度 日本語能力試験N3(注)以上の合格率が研修人数の8割以上	中期目標値 — —
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(選定理由) メコン諸国との一層の経済関係強化のためには、経済連携協定で定められた各種分野の協力の深化が不可欠である。この観点から、日越経済連携協定に設けられた「自然人の移動」小委員会の具体的成果として新たに開始された看護師・介護福祉士候補者の受入れについて強化することは、日越間の経済連携及び友好関係を深化させるものであるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 12ヶ月間の訪日前集中研修によりベトナム人日本語初学者がN3((注)日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができるレベル)以上に合格する確率は、複数の日本語教育専門家によれば、6割～8割程度であるため。		

達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等(注)	関連する測定指標	単位:百万円				行政事業レビュー 事業番号
				予算額計 (執行額)			当初予算額	
				25年度	26年度	27年度	28年度	
①メコン地域諸国との友好関係の強化 (16年度)		1 要人往来をはじめとする対話・交流の継続・促進 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの一層の関係強化のため、要人往来、各種会談・協議及び交流事業を実施し、メコン地域諸国との伝統的な友好関係の更なる強化を図る。	1	12 (11)	15 (9)	57.7 (39)	18.6	010
		2 東南アジア対外関係調査 東南アジアにおける中国の影響力の増大についての情報収集及び分析、並びにそれらを踏まえた資料作成を行う。 要人往来、各種会談協議に向けた準備の一環として、メコン地域を含む東南アジアにおいて影響力を増大させている中国の動向について情報収集及び分析を行うことは、メコン地域諸国と戦略的に友好関係を強化していくことにつながる。	1					

		3 経済協議の推進と貿易投資環境の整備 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの一層の経済関係強化のため、各種経済協議やフォーラムを実施する。 様々な経済協議やフォーラムを通じて、メコン地域諸国と我が国との間の貿易投資活動を促進することは経済面での関係強化につながる。	2					
		4 メコン地域開発支援 日メコン首脳会議や日メコン外相会議を開催する。 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの一層の関係強化のため、日メコン外相会議、日メコン首脳会議等を通じての協力関係を強化する。また、我が国のメコン地域開発支援はASEAN 統合を促進し、アジア大洋州地域の重要なプレイヤーである ASEAN 全体と我が国との関係強化につながる。	3					
	②日・ベトナム経済連携に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者に対する日本語研修 (25 年度)	ベトナムとの経済連携の強化のため、日・ベトナム経済連携に基づき受入れを行うベトナム人看護師・介護福祉士候補者に対し、日本の受入れ病院・施設で就労するための十分な日本語能力等を身につけることを目的として、訪日前に12ヶ月間の研修を行う。看護師候補者は最大3年間、介護福祉士候補者は最大4年間日本に滞在し、国家試験の合格を目指す。 メコン諸国との一層の経済関係強化のためには、経済連携協定で定められた各種分野の協力の深化が不可欠である。この観点から、日越経済連携協定に設けられた「自然人の移動」小委員会の具体的成果として新たに開始された看護師・介護福祉士の受け入れについて強化することは、日越間の経済連携及び友好関係を深化させるものである。	2 5	102 (91)	223 (171)	346 (246)	369	011

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野	6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化
施策の概要	以下の事業を通じ、インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの関係を強化する。 1 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進 2 EPAの着実な実施を含む経済関係緊密化の促進 3 平和構築等、地域及び国際的課題に関する協力

測定指標	1 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進については、次の取組の実施に努める。 1 首脳級を含む要人往来による二国間関係の強化 例：シンガポール首脳の来日、フィリピン新政府との関係構築等 2 次官級協議等事務レベル協議の実施による政策対話の強化 3 各種招聘スキーム等を活用した層の厚い人物交流の実現。日・シンガポール外交関係樹立50周年、日フィリピン国交正常化60周年（共に平成28年）の実施により交流を強化する。	(測定指標の選定理由) 要人往来を始めとする各種対話、交流は各国との関係強化における重要な要素であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の実施は、双方の外交関係の一層の強化に寄与するため。特にシンガポール、マレーシア、フィリピン、インドネシアとの首脳会談や外相会談の実施は、関係強化にとって重要である。
	中期目標	—	
	2 各国とのEPAの協議・実施等経済分野での関係緊密化		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	1 マレーシア、シンガポール間的高速鉄道建設等、インフラ輸出支援を念頭に、日系企業支援を継続する。 2 各国との経済連携協定(EPA)を確実に実施し、特に日・インドネシアEPA、日・フィリピンEPAに基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れについては、国家試験の合格率向上、及び候補者の受入れ拡大を目指し、効果的な日本語研修の実施に努める。	(測定指標の選定理由) アベノミクスを推進する安倍政権にとって経済外交は、優先事項であり、各国との経済分野での関係緊密化についての実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) インフラ輸出の促進と経済連携協定(EPA)の推進は、日本復興戦略においても優先事項として取り上げられており、二国間経済関係の強化に資するため。 ・日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)
	中期目標	—	
	3 平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	1 東ティモールのインフラ整備、人材育成等のニーズを的確に把握しつつ、無償資金協力、技術協力等を活用して東ティモールの国づくり支援を継続する。 2 フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援については、自治政府発足のための支援を含め支援を継続する。 3 インドネシア政府のバリ民主主義フォーラムへの取り組み方向性を踏まえつつ、関与を継続する。 4 南シナ海を巡る問題に関しては、法の支配に基づく開かれ安定した海洋の実現に向けて、各国に平和的解決を求める。	(測定指標の選定理由) 多面的安保協力の一環としての平和構築支援や普遍的な価値・制度の定着・強化は重点分野の一つであり、この分野での取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 東ティモールの国づくり支援やフィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援は、我が国による平和構築支援の成功例であり、継続が重要である。バリ民主主義フォーラムへの関与も我が国による地域における民主主義定着支援の好例であり継続が必要である。
	中期目標	—	
	4 要人の往来数(日本側は外務省政務三役、相手国は元首、首脳、外務大臣)		
	年度目標値		中期目標値
	28年度		—
	17		—

測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(選定理由) 要人往来は、各国との関係強化における重要な要素であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 過去4年間の実績の平均を目標とした。		
5 日・インドネシア経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士の受け入れの推進	年度目標値		中期目標値
	28 年度		—
	日本語能力試験N3 (注) 程度の達成率が研修人数の90%		—
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(選定理由) 日本語研修終了時に日本語能力試験N3程度に一定割合の候補者が達しているかが成果指標となるため (注) 日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができるレベル (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 平成27年度の実績が83.3%であるため		

達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等(注)	関連する測定指標	単位:百万円				行政事業レビュー 事業番号
				予算額計 (執行額)			当初予算額	
				25年度	26年度	27年度	28年度	
①東南アジア島嶼国との友好関係の強化 (18年度)		1 要人往来をはじめとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの一層の関係強化のため、要人往来をはじめとする様々なレベルでの対話・交流・協力を実施する。 こうした取組により、双方の外交関係の一層の強化に寄与する。	1	15 (6)	9 (5)	9 (4)	12	013
		2 EPAの着実な実施を含む経済関係緊密化 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの経済関係緊密化のため、各種協議・会合等を実施する。 こうした取組により、双方の外交関係の一層の強化に寄与する。	2					
		3 平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの地域及び国際的課題に対する協力強化のため、各種協議・会合等を実施する。 こうした相手国との協議・会合等を行うことで、双方の外交関係の一層の強化に寄与する。	3					
②日・インドネシア経済連携に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者に対する日本語研修事業 (24年度)		EPAに基づいて訪日するインドネシア人看護師・介護福祉士候補者を対象に6か月間の訪日後研修を行い、特に26年度行政事業レビュー公開プロセスでの指摘も踏まえ、関係省庁間の連携強化や制度面での改善を行いつつ、インドネシア人候補者の国家試験合格率の向上を図る。 こうした取組による日本語能力の向上、及び国家試験合格率の向上は、インドネシア人候補者の増加、ひいては両国間の人的交流の強化につながる。	25	125 (119)	149 (141)	271 (262)	256	012

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野	7 南西アジア諸国との友好関係の強化
施策の概要	1 インドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化 2 要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進 3 南西アジア地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施

測定指標	1 インドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	1 特別戦略的グローバル・パートナーシップにあり、新時代を迎えた日印関係を更に拡大・深化させるべく、トップレベルの要人往来を着実に実施する。 2 日印外相間戦略対話、及び個別の分野に対応した各種事務レベルでの協議、日印を含めた多国間協議などを通じて、幅広い分野において日印間の協力関係に加え、両国を含む多国間の協力関係を強化させる。 3 インド高速鉄道に関する合同委員会を開催し、資金、技術及び人材育成面での協力について議論するなど、これまで進めてきた経済案件の一層の進展に加え、地域連結性の強化や、インド進出日本企業数(1,229社、4,417拠点：平成27年10月現在)を増加させるなど、日印経済関係を更に強化させる。 4 日印両国におけるビザの手続きの簡素化、都市間、教育機関間における交流の促進、留学生交流数の増加(在日インド人留学生数727人：平成26年現在)など、文化・人的交流分野での協力強化を進める。	(測定指標の選定理由) 近年、政治的及び経済的影響力を増しているインドとの関係強化は、日本の安全保障上、及び日本経済の活性化にとって重要であり、特別戦略的グローバル・パートナーシップを中心とする左記の様々な実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 左記の目標の達成は、自由や民主主義、人権、法の支配といった基本的な価値を共有するインドと継続して協力関係を進展させる上で、重要である。平成27(2015)年12月の安倍総理大臣訪印時の共同声明においても、左記分野での協力強化を確認しており、それに基づき施策を進めることは今後の継続的な日印関係を構築することに寄与するものである。 ・第190回国会施政方針演説、第190回国会外交演説
	中期目標	—	各種会談・協議等を通じてインドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップを強化する。	
	2 要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進(インドを除く)			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	1 南西アジア地域各国との関係を維持・強化するために、国際会議などの場を利用するなどして、時宜をとらえた各国ハイレベルとの対話を実施する。 2 事務レベルでの協議を通じた二国間関係の継続的強化を図る。また、各国の実情に応じた適切な支援・協力を進め、関係を強化する。 3 各種プログラムなどを通じ、人的・文化交流をさらに推し進め、友好関係の強化を図る。	(測定指標の選定理由) 南西アジア地域各国は、ハイレベルの要人往来を含め、人的交流を拡大できる余地を多く残している。そのため、多岐にわたる分野での協力を推し進めるに当たり、こうした要人往来等の対話は、大きな影響力を有する。また、民間レベルの交流に対する側面支援も長期的な関係強化のために不可欠であるため、こうした実績を測定することは、当該地域への施策の進捗状況を把握する上で有益である。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) ハイレベルな要人往来は、長期的かつ安定した二国間関係を維持・強化するために重要である。加えて、それに限らず、事務レベル、民間レベルでの交流は今後より拡大していくべき分野であり、その測定をすることは今後の施策を検討する上で、有益である。
年	28	1	域内で発生した災害に対し、迅速かつ適切な支援・協	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

度 目 標	年 度	力を実施する。また、予防の観点からも日本の知見を生かした災害対策支援を実施し、ネパール等、復旧・復興に取り組む国に積極的な支援・協力を実施する。 2 南西アジア各国が抱える諸課題に対し、政治情勢に左右されにくい形で、なおかつ各国の実情に応じた適切な開発支援等を同地域の平和と繁栄の実現のため、着実に実施していく。	(測定指標の選定理由) 南西アジア地域各国は、政情が安定しているといえない国も少なくなく、特に自然災害が起きた際の支援、民主化を後押しする支援等を含めた経済的、制度的支援を継続的に実施することは重要である。また、上記の分野における支援は各国と日本との間の友好関係強化に大きく資するものであり、こうした実績を測ることは、施策の進捗状況を把握する上では有益である。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 災害対策については、発災後の迅速な対応はもちろん、平時の防災対策が重要であり、平時から各国のその時々でのニーズにあった支援を実施するのが、より効果的・効率的な成果を上げられると考えられるため。一方で、民主化支援等については、長期的な視野の下、民主化の着実な定着を図るため、切れ目なく継続的な形で実施するのが望ましいと考えられるため。
中 期 目 標	—	災害への人道・復旧支援、並びに開発及び民主化支援等を通じて、域内各国との関係強化を図るとともに地域の平和と繁栄に貢献する。	
4 要人往来数 (日本側は皇室 総理大臣 衆参両院議長 閣僚 外務副大臣 外務大臣政務官の外国訪問。相手国は国家元首、王族、首相、国会議長、外相、外相より上位の閣僚、国際機関の長で、日本の外務大臣、外務大臣より上位の閣僚と会談のあったもの、もしくは日本で開催された国際会議出席が目的であったもの。) (外交青書資料編と同じ)		年度目標値 28 年度 16	中期目標値 — —
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(選定理由) 要人往来は、各国との関係促進における重要な要素であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 要人往来は南西アジア地域各国との交流を促進する上で、高い水準を維持することが必要であり、過去3年間の実績値の平均を目標とした。		
5 (参考指標)日本と南西アジア諸国間の年間貿易額(億円)(出典:財務省貿易統計)			

達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等(注)	関連する測定指標	単位: 百万円				行政事業レビュー事業番号
				予算額計 (執行額)			当初予算額	
				25年度	26年度	27年度	28年度	
①南西アジア諸国との友好関係の強化 (*)	1 インドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化 首脳を含む様々なレベルでの対話の実施による重層的な二国間関係を構築するのみならず、経済関係の強化、人的交流の更なる活性化を進める。 同施策を進めることは、多様な分野での日印関係の強化に寄与し、日印特別戦略的グローバル・パートナーシップの更なる拡大・深化につながる。	1 4	47 (40)	43 (43)	42 (49)	38	014	
	2 要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進（インドを除く） 南西アジア諸国との間で首脳を含む様々なレベルでの対話を実施するよう努める。また、文化交流を通し、	2 4						

	民間レベルでの交流促進を側面支援する。 こうした政府レベルのみならず、民間レベルでの交流は、親日家を増やすという観点からも、長期的な関係を構築し、これら諸国との対話・交流の継続・促進に寄与する。						
	3 南西アジア地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施 災害に対し迅速な支援に加え、その後の継続的な協力、また、災害の事前対策等にも日本の知恵を活用し協力する。こうした災害に限らず、南西アジア諸国が抱える課題解決に貢献する支援・協力を実施する。 こうした取組は、対象国の情勢の安定化のみならず地域の平和と繁栄に寄与する。	3					

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野	8 大洋州地域諸国との友好関係の強化
施策の概要	大洋州地域諸国とのハイレベルの対話の強化により、友好関係を強化する。

測定指標	1 豪州及びNZ との関係強化			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
	年度目標	28年度	1 日豪関係 (1)首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施し、日豪間の揺るぎない戦略的関係を一層盤石にする。 (2)日豪2+2を通じて、装備品・技術協力を含む安全保障・防衛協力についての具体的成果を得る。 (3)共同運用と訓練を円滑化すべく行政的、政策的及び法的手続きを相互に改善する協定の作成に向けて可能な限り早期の交渉妥結を目指し交渉を進める。 (4)日豪EPAに基づく合同委員会や第2回緊密化小委員会の開催等を含む日豪EPAの積極的運用を進める。また、日豪交流促進会議の開催や経済ミッション派遣等、日豪間の交流の促進を図る。 2 日NZ関係 (1)首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施する。 (2)TPP署名を受け、早期発効を目指し連携する。 (3)太平洋地域における援助・政策連携に向けた意見交換を実施し、協力を推進する。	(測定指標の選定理由) 豪州及びNZは、大洋州地域諸国の中でも、先進国として中心的な役割を果たすと同時に、地域的国際機関・太平洋諸島フォーラム(PIF)にも加盟する等、同地域他国との関係でも特に重要な位置を占めており、両国との関係強化に関する実績を測定することは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 最近の日豪、日NZ関係に照らして、特に左記の目標の達成は、アジア太平洋地域の戦略環境が変化する中、安全保障・防衛や経済分野での協力を強化する上で重要である。	
	中期目標	—	日豪・日NZの「パートナーシップ」を推進・強化する。		
	2 太平洋・島サミットプロセス等を通じた太平洋島嶼国との関係強化			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
	年度目標	28年度	第3回太平洋・島サミット中間閣僚会合を開催し、第7回太平洋・島サミットの主な成果の実施状況を精査・評価するとともに第8回サミットの準備プロセスを開始する。	(測定指標の選定理由) 太平洋島嶼国との関係強化に関する実績を太平洋・島サミットプロセスの実施状況を通じて測定することは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。	
	中期目標	—	太平洋島嶼国との友好協力関係を強化する。	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 太平洋・島サミット中間閣僚会合は、我が国と太平洋島嶼国の関係強化に向け、太平洋・島サミットの間の3年をさらに有効に活用する新たな仕組みとして平成22年に立ち上げたものであり、太平洋・島サミットプロセスの継続性を確保し、一層強化するための主要なツールであるため。	
3 要人の往来数 ※我が国要人は外務省政務三役及びその他閣僚級以上の往訪数。他国要人は、それに準ずる地位の者の来訪数とする。				年度目標値	中期目標値
				28年度	—
				各国から1名以上の来訪又は往訪。 (太平洋・島サミット中間閣僚会合の年)	—
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		(選定理由) 関係強化の水準を測定するにあたり、ハイレベルの要人往来数の測定は、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 豪州、NZ及び太平洋島嶼国の合計16の国について、それぞれ往訪又は来訪が少なくとも1回ずつ(特に関係の深い豪州及びNZにあつては、2回ずつ)あることを想定した。また、平成28年度は、第3回太平洋・島サミット中間閣僚会合が開催される予定であり、外国での開催可能性も含め検討中で			

あるため、目標値設定に当たっては、日本からの同会合への参加人数を加味した。

達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等(注)	関連 する 測定 指標	単位:百万円				行政 事業 レビ ュー 事業 番号
				予算額計 (執行額)			当 初 予 算 額	
				25 年 度	26 年 度	27 年 度	28 年 度	
①太平洋地 域諸国との 友好関係の 強化 (*)		1 豪州及びNZ と様々なレベルでの協議の実施及び二国間、地域、国際場裏における相互協力の推進 二国間首脳・外相会談に加え、日米豪戦略対話をはじめとする各種協議を実施する。 ハイレベルでの要人往来、二国間会談及び各種国際会議の実施を通じた豪州及びNZとの友好関係の強化は、施策目標の達成に貢献する。	1 3	49 (41)	40 (24)	16.5 (0.5)	38	015
		2 太平洋島嶼国との間での二国間、地域、国際場裏における相互協力の推進 ハイレベルでの要人往来や国際会議出席を通じ関係を強化する。二国間首脳・外相会談をはじめとする各種協議を実施する。 太平洋島嶼国との関係強化を図ることは、施策目標の達成に寄与する。	2 3					
		3 太平洋・島サミット第3回中間閣僚会合を開催する。 太平洋島嶼国等の閣僚級の出席を得て、第7回太平洋・島サミットの主要な成果の実施状況を精査・評価するとともに、第8回サミットの準備プロセスを開始する。 接触機会が限られている太平洋島嶼国のハイレベルとの交流の機会とし、協力分野に関する議論を行い関係強化を図る。 これにより、太平洋・島サミットの継続性を確保し、我が国と太平洋島嶼国の関係強化に寄与する。	2					

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

施策 I - 2 北米地域外交

平成 28 年度事前分析表

(外務省 28-I-2)

施策名	北米地域外交	担当部局名	北米局		
施策目標	1 我が国外交の基軸である日米同盟関係の更なる強化のため、以下を実施する。 (1) 日米が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化する。 (2) 日米の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進する。 (3) 日米安保体制の信頼性を向上するとともに、在日米軍の安定的な駐留を確保し、もって我が国の安全を確保する。 2 日加関係の更なる強化のため、以下を実施する。 (1) 日加が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化する。 (2) 日加の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進する。	目標設定の考え方・根拠	日米両国は基本的価値及び戦略的利益を共有し、日米同盟は、我が国の外交・安全保障の基軸であり、アジア太平洋地域の平和と安定の礎である。したがって、幅広い分野において日米同盟をより一層強化し、また日米両国が直面する共通の諸課題について、両国政府間の連携を一層強化することは必要不可欠である。 日加両国は普遍的価値を共有するアジア太平洋地域のパートナー及びG7のメンバーであり、またその関係には更なる発展の潜在力がある。したがって、日加両国が、世界が直面する諸課題についてより効果的に対処することができるよう、二国間のパートナーシップを更に拡大及び強化させることは極めて重要である。 ・第190回国会施政方針演説(平成28年1月22日) ・第190回国会外交演説(平成28年1月22日)		
		政策体系上の位置付け	地域別外交	政策評価実施予定時期	平成29年8月

(注) 本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連各個別分野の該当欄に記入した。

個別分野	1 北米諸国との政治分野での協力推進
施策の概要	1 日米・日加政府間(首脳・外相レベルを含む)での共通の諸課題に関する協議・政策調整を実施する。 2 日米・日加両国間における重層的な交流・対話を実施する。

測定指標	1 共通の諸課題における日米・日加両政府間の協力関係の進展		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	(測定指標の選定理由) 日米両国は基本的価値及び戦略的利益を共有する同盟国であり、我が国の外交・安全保障の基軸である日米同盟は、アジア太平洋地域の平和と安定にとって極めて重要である。また、日加両国は普遍的価値を共有するアジア太平洋地域のパートナー及びG7のメンバーであり、その関係には更なる発展の潜在力がある。こうした日米・日加両政府間の協力関係に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) アジア太平洋地域の安全保障環境が一層厳しさを増しており、米国との協力関係を強化する必要がある。 カナダとは、平成25年9月に実質合意したACSAの締結に向けた手続を進めること等により、その関係を引き続き深化・発展させることが重要である。 ・第190回国会施政方針演説(平成28年1月22日) ・第190回国会外交演説(平成28年1月22日)
	中期目標	—	我が国の外交・安全保障の基軸である日米同盟を引き続き強化する。 カナダとの緊密な連携をより一層強化する。
	2 日米・日加間の相互理解の進展		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
年度目標	28年度	1 在米・在加日系人同士及び在米日系人と日本人とのネットワークを拡充させるため、在米・在加日系人との交流プログラムを実施する。 2 日本人学生のインターンシップ支援・日本人研究者育成支援事業を実施する。 3 各界にて活躍が期待される優秀な人材を招へい・派遣する「対日理解促進交流プログラム」(北米地域名称「カケハシ・プロジェクト」)を実施する。 4 米国行政官が日本の官公庁や民間で勤務するマンسفールド研修計画を実施する。 5 米国から元戦争捕虜(POW)を招へいする。 6 若手日本人教員を米国に派遣し、米国への理解を深め、これら教員を通じ、若年層の米国理解を促進する。 7 米日コーカスを始めとする日本と関わりを深めつつ	(測定指標の選定理由) 日米・日加間の相互理解は二国間関係の基礎をなすものであり、あらゆるレベル(政府間、民間有識者、米国の政策の決定に参画するまたは影響力を有する各界の人物、草の根レベル等)における両国間の交流・対話を重層的に強化し、日米・日加間の相互理解を促進することは極めて重要であり、そのための取組に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 在米・在加日系人との交流、日本人学生のインターンシップ支援・日本人研究者育成支援事業といった青少年交流等左記目標の達成は、幅広い層における日米・日加間の相互理解を進展させる上で重要で

		ある米国議員等の活動を支援するとともに、在日米軍関係者・経験者との視野の広い関係強化を図る。	ある。	
中期目標	—	重層的な日米・日加の交流・対話を推進し、幅広い層における日米・日加間の相互理解をより一層高いレベルに引き上げる。		
3 日米二国間会談数(首脳・外相レベル)(電話会談含む) (注)副大統領を含む。			年度目標値	中期目標値
			28 年度	—
			16	—
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		(測定指標の選定理由) 日米政府間での共通の諸課題に関する緊密な協議・政策調整を維持することが重要であり、日米二国間会談数は、日米政府間での共通の諸課題に関する協議・政策調整の実施の度合いを一定程度適切に反映しており、その測定は施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 過去4年の平均値の水準を目標とした。		
4 日加二国間会談数(首脳・外相レベル)(電話会談含む)			年度目標値	中期目標値
			28 年度	—
			4	—
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		(測定指標の選定理由) 日加二国間会談数は、日加政府間での共通の諸課題に関する協議・政策調整の実施の度合いを一定程度適切に反映しており、その測定は施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 過去4年の平均値の水準を目標とした。		
5 米国における対日世論調査の結果(日本を友邦として信頼できると肯定的に回答した割合) ①一般の部、②有識者の部			年度目標値	中期目標値
			28 年度	—
			① 74.5% ② 91.5%	—
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		(測定指標の選定理由) 米国における対日世論調査の結果は、幅広い層における日米間の相互理解の程度を一定程度適切に反映しており、その測定は施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 28 年度目標については、過去4年間に行われた2回の世論調査の結果の平均を目安とした目標を設定した。		

達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等(注)	関連する測定指標	単位:百万円				行政事業レビュー 事業番号
				予算額計 (執行額)			当初予算額	
				25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	
①北米諸国との政治分野での協力推進 (*)	1 共通の諸課題における日米・日加両政府間の協力関係の進展 日米、日加政府間(首脳、外相レベルを含む)での共通の諸課題に関する協議・政策調整を実施する。 こうした取組による日米・日加両政府間の協力関係の進展は、我が国外交の基軸である日米同盟関係の強化及び日加関係の推進に寄与する。	1 3 4		50 (42)	52 (43)	51 (48)	49	018
	2 日米・日加間の相互理解の進展 日米・日加両国間における重層的な交流・対話を実施する。 こうした取組による相互理解の進展は、より強固な二国間関係の基礎をなすものであり、あらゆるレベル(政府間、民間有識者、米国の政策の決定に参画するまたは影響力を有する各界の人物、草の根レベル等)における両国間の交							

	流・対話を重層的に強化し、施策目標の達成に寄与する。						
②若手教員 米国派遣交 流事業 (23 年度)	英語を解する若手教員に対し、人的交流の機会を提供することにより、教員の米国理解を深め、そのような経験を有する教員を通じ、広く若年層の米国理解を促進し、将来の同盟関係を更に進展させる。 日米同盟の深化・発展のための国民の幅広い層における相互理解の促進を主要目的として、2011年から2014年までは「日本人若手英語教員米国派遣交流事業（JUSTE）」として文科省との共管事業として実施した。 平成26年度から外務省単管となり、27年度から内容及び名称の一部を変更して実施。	2 5	160 (158)	149 (147)	67 (66)	65	017
③日本人学 生のインタ ーネット 支援及び日 本人研究者 育成支援事 業 (27 年度)	本事業実施の背景には、平成26年4月のオバマ米大統領国賓訪日の際に、日米両首脳間の共同声明において、インターンシップの機会を通じて職業上の能力を向上させられるような新しい二国間交流プログラムを創設する意図の表明及び日本の研究者への支援への言及がなされたことがある。インターンシップについては、米国に学生を派遣することにより、同国において人脈を構築し、今後日米関係で主導的役割を果たす人材を育成し、また、研究者支援については、米国シンクタンク等に若手研究者を派遣することにより、米国の学術活動についての見識を深め、現地でアカデミアを中心とした人脈を形成し、将来日米双方において発信力の高い有識者を育成する。 上記事業の実施は、重層的な日米の交流・対話の推進及び幅広い層における日米間の相互理解のより一層高いレベルへの引き上げに寄与する。	2 5	—	—	169 (130)	168	019
④米国にお ける我が国 応援団発掘 育成事業 (27 年度)	米国議会において日本の「応援団」を増やしていく観点から、平成26年に組織された米日コーカスを始めとする日本と関わりを深めている、もしくは深める意思のある米国議員等の活動を在米国大使館及び総領事館が支援する。また、日米安全保障条約に基づき駐留した在日米軍経験者は、親日家・知日家として、我が国の「応援団」となり得るとともに、各界指導者層含め一定の影響を持ち得ることから、これら全米各地における潜在的な「応援団」を育成する観点から、在日米軍関係者との視野の広い関係強化を図る。 上記事業の実施は、日米の交流・対話の推進及び幅広い層における日米間の相互理解のより一層高いレベルへの引き上げに寄与する。	1 2 5	—	—	123 (120)	121	020

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野	2 北米諸国との経済分野での協力推進
施策の概要	1 米国 (1) 日米首脳会談・外相会談等を通じて日米経済関係を強化する。 (2) 日米間の各種経済対話を通じて貿易・投資の促進に向け取り組む。 (3) 個別経済問題に対処する。 2 カナダ (1) 日加首脳会談・外相会談等を通じて日加経済関係を強化する。 (2) 日カナダ次官級経済協議、各種対話、民間対話等を通じて、貿易投資関係一般及び地球規模課題を含む主要分野における関係強化を図る。

測定指標	1 米国との経済分野での協調の深化			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	1 貿易・投資関係の深化やエネルギー等の分野における協力関係を強化・発展させるため、以下を実施する。 (1) 高速鉄道プロジェクトを始めとするインフラ開発についての協力を拡大する。鉄道当局及び外交当局による第1回日米鉄道協力会議を開催し、鉄道・インフラ分野における意見交換や情報共有を通じて両国の協力関係を強化する。 (2) インターネット・エコノミーに関する日米政策協力対話の実施等を通じた同分野における協力を拡大する。 (3) 日米エネルギー戦略対話等の実施を通じた、エネルギー分野における協力を拡大する。 (4) 州政府との関係を強化する。 2 TPP 交渉と並行して行われた日米交渉(自動車貿易及び非関税措置に関する日米並行交渉)の成果を着実に実施していく。	
			中期目標	
	2 カナダとの経済分野での協調の深化			
	年度目標	28年度	1 査証問題を含めたビジネス環境の改善、LNGを含むエネルギー分野、科学技術分野等での協力を進める。 2 日加首脳会談・外相会談、次官級経済協議、各種対話を通じて経済関係を強化する。 3 州政府との関係を強化する。	
			中期目標	
				測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
				(測定指標の選定理由) 世界経済の情勢変化が進む中、我が国及び米国をとりまく国際経済環境は転機を迎えている。これを踏まえ、日米それぞれの取組が我が国の経済成長、ひいては世界経済の成長につながるよう対米国経済政策を強化していく必要があり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 2015年4月28日に発出された、「より繁栄し安定した世界のための日米協力に関するファクトシート」でも述べられたとおり、貿易・投資関係の深化やエネルギー等の分野における協力関係を強化・発展させることは日米同盟の強化の観点からも極めて重要である。また、日米両国が、TPP協定の発効のために協働することは、アジア太平洋地域の安定・繁栄のための新たなルール作りを主導する上で重要である。
				(測定指標の選定理由) 世界経済の情勢変化が進む中、我が国及びカナダをとりまく国際経済環境は転機を迎えている。また、2015年10月のTPP大筋合意及び2016年2月のTPP協定署名、2015年11月のカナダ新政権発足を踏まえ、日加は主要経済分野での協力強化を進めていく必要がある。その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) カナダは、我が国にとって長きにわたる政治・経済面での重要なパートナーであり、エネルギー・鉱物及び食料資源の安定的な供給の確保といった観点からも引き続き重要な存在である。そのような中、次官級経済協議、科学技術合同委員会、民間部門交流等の各種対話の実施を通じ、日加経済関係の深化を図る必要がある。

達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等(注)	関連 する 測定 指標	単位: 百万円		行政 事業 レビ ュー
				予算額計 (執行額)	当初 予算 額	

			25 年 度	26 年 度	27 年 度	28 年 度	事業 番号
①北米諸国 との経済分 野での協力 推進 (14 年度)	1 米国との経済分野での協調の深化 日米首脳会談・外相会談等を通じた日米経済関係を強化するとともに、日米間の各種経済対話を通じた貿易・投資の促進に向け取り組む。また、個別経済問題に対処する。こうした取組により、日米関係を強化・発展させることは、施策目標の達成に寄与する。	1	16 (16)	19 (34)	34 (32)	35	021
	2 カナダとの経済分野での協調の深化 日加首脳会談・外相会談等を通じて日加経済関係を強化するとともに、科学技術、エネルギー等分野で各種対話・協議通じた日加経済関係の進展に努める。また、日加経済枠組みに基づき、日加経済関係を強化する。こうした取組により、二国間関係の更なる活性化と深化を実現することは、施策目標の達成に寄与する。	2					

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野	3 米国との安全保障分野での協力推進
施策の概要	1 安全保障分野に関する日米間の緊密な協議を実施する。 2 在日米軍再編等の着実な実施を推進する。 3 日米地位協定についての取組を行う。

測定指標	1 日米安保体制の信頼性の向上のための施策の推進			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	1 平成27年4月の日米首脳会談などを通じて確認された強固な日米関係の上に立ち、新ガイドライン及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化させる。 2 弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙、海洋安全保障等幅広い分野で日米安全保障協力を強化し、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。	(測定指標の選定理由) 我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、我が国は、自らの防衛力のみでは自国の安全が脅かされるようなあらゆる事態には対処できない以上、日米安保条約を引き続き堅持することで、米軍の前方展開を確保し、その抑止力の下で我が国の安全を確保するとともに、米国との安全保障面での協力を進展させることで我が国の安全のみならず、地域の平和と安定に寄与することが必要であり、そのための施策の実績を測定することは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、我が国は、自らの防衛力のみでは自国の安全が脅かされるようなあらゆる事態には対処できない以上、日米安保条約を引き続き堅持することで、米軍の前方展開を確保し、その抑止力の下で我が国の安全を確保するとともに、米国との安全保障面での協力を進展させることで我が国の安全のみならず、地域の平和と安定に寄与することが必要である。
	中期目標	—	日米間で緊密に協議し、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。	
	2 在日米軍の安定的な駐留のための施策の進展			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	1 沖縄の負担軽減のための措置を含む在日米軍の再編に関する合意の着実な実施に向け、普天間飛行場のキャンプ・シュワブへの早期移設や平成27年12月に発表された「沖縄における在日米軍施設・区域の統合のための日米両国の計画の実施」に基づき、沖縄の施設・区域の返還等に向けた作業を着実に実施する。 2 日米地位協定の環境補足協定に基づき、米軍施設・区域における環境対策や日米地位協定の運用改善の取組を推進する。	(測定指標の選定理由) 在日米軍の安定的な駐留は、我が国の安全を確保し、また、極東における国際の平和と安全の維持にとって不可欠であり、そのための施策の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 日米安保体制の円滑かつ効果的な運用とその要である在日米軍の安定的駐留の確保のためには、在日米軍の再編に関する合意を着実に実施することや日米地位協定に関連する取組を進めることにより、在日米軍の活動が周辺の住民に与える負担を軽減し、米軍の駐留に関する住民の理解と支持を得ることが重要であるため。
	中期目標	—	在日米軍の再編に関する合意を着実に実施する。	
3 (参考指標) 米国における対日世論調査の結果(日米安保条約を維持すべきとの回答の割合) ①一般の部、②有識者の部				

達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等(注)	関連する測定指標	単位: 百万円				行政事業レビュー 事業番号
				予算額計 (執行額)			当初予算額	
				25年度	26年度	27年度	28年度	
	①米国との安全保障分	日米安保体制の堅持は我が国安全保障政策の重要な柱の一つであり、この運用のため、米国の軍事防衛関係情勢に関	1 2	83 (84)	69 (64)	83 (80)	83	022

	野での協力 推進 (昭和33年 度)	する情報収集・調査・分析を行う他、米国政府との協議、在日米軍を抱える地方公共団体との連絡・調整等の施策を行う。 こうした取組により、日米安保体制を円滑かつ効果的に運用することは、施策目標の達成に寄与する。	3					
--	-----------------------------	--	---	--	--	--	--	--

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

施策 I - 3 中南米地域外交

平成 28 年度事前分析表

(外務省 28-I-3)

施策名	中南米地域外交	担 当 部 局 名	中南米局		
施策目標	中南米諸国及び地域枠組みとの政治・経済関係をはじめとする多面的で裾野の広い交流の増進を通じた協力関係を構築するため、以下を実施する。 1 中南米全体との関係強化に加え、中米カリブ諸国との経済関係強化、国際社会の諸課題に関する協力関係強化及び相互理解を促進する。 2 南米諸国との経済関係及び幅広い分野における二国間関係や、国際場裏における協力関係を強化し、また、相互理解を促進する。	目 標 設 定 の 考 え 方・根拠	中南米地域は、G20 メンバー国であるメキシコ、ブラジル、アルゼンチンをはじめ、人口約 6 億人、域内 GDP 約 6 兆ドル、豊富なエネルギー・食料資源を擁し、近年の国際金融危機の中にあっても安定的な経済成長を遂げている成長市場及び製造拠点として注目されている。また、域内 33 か国が地域統合体等を軸に纏まる傾向にあり、国際社会における影響力を増しつつあるため、我が国が国際場裏における諸課題に取り組む上で協力を強化することが重要である。 ・安倍総理大臣による中南米政策スピーチ(平成 26 年 8 月)		
		政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	地域別外交	政 策 評 価 実 施 予 定 時 期	平成 29 年 8 月

(注) 本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連各個別分野の該当欄に記入した。

個別分野	1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化
施策の概要	中南米全体との関係強化に加え、中米カリブ諸国との経済関係強化、国際社会の諸課題に関する協力関係強化及び相互理解を促進する。また、中米地域及びメキシコにおける日系人との連携を強化するための取組を進める。

測定指標	1 貿易・投資の増大等を通じた経済関係の強化			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	1 首脳・外相等の高いレベルから実務レベルに至るまで幅広い層における緊密な意見交換及び政策協議の実施を維持し、経済関係の強化を図る。 2 日・中米ビジネスフォーラムや、日・メキシコ EPA ビジネス環境整備委員会等の開催を通じて民間の人的交流促進、日本企業進出の促進を図ると共に、進出日本企業の側面支援をする。	(測定指標の選定理由) 中南米地域・中米カリブ諸国との経済関係の強化のためには、ハイレベルでの緊密な意見交換、政策協議、ビジネスフォーラムや、ビジネス環境整備委員会等の実施を通じた経済関係の活性化が有効であり、それらの実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。
	中期目標	—	メキシコ、中米、カリブ諸国との間で各種政策対話、ビジネス関連フォーラム等を通じ、経済関係の強化に努める。	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 左記のような様々な枠組みを活用して、中南米地域・中米カリブ諸国との経済関係の強化を図ることが重要である。
	2 国際社会の諸課題に関する協力関係の強化			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	要人往来や各種政策対話を通じ、中米カリブ諸国との間で、国連改革、気候変動、軍縮不拡散といった国際的な課題について、国際場裏における連携を強化する。 1 カリコム(カリブ共同体, CARICOM) 外相会合(COFCOR)等の域内のハイレベルが集う会合に政務レベルが出席し、国連改革等につき連携強化を図る。 2 カリコムから若手行政官等、今後地域において影響力、発信力を持つことが期待される者を招へいし、国連改革や気候変動といった国際的な課題についての連携強化のための意見交換・情報共有を行う。	(測定指標の選定理由) 国際社会の諸課題に関する中米カリブ諸国との協力及び連携の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。
	中期目標	—	各種政策対話、フォーラム、要人往来等を通じ、中南米各国との国際場裏における連携を強化する。	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 左記のような重要課題への影響力を高めてきている中米カリブ諸国との国際場裏における連携を深めることが重要である。
	3 要人往来及び様々なレベルでの交流及び対外発信の強化			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	1 戦略的実務者招へいスキームを活用し、アジア中南米協力フォーラム(FEALAC)若手行政官の招へいを実現する。また、在外公館を通じて被招へい者に対し、本スキームのフォローアップを行う。 2 戦略的対外発信のスキームを活用し、「Juntos!! 中南米対日理解促進交流プログラム」を通じて中南米諸国から125名を招へいし、日本の姿勢や魅力について積極的に発信する。 3 招へい事業等を通じ、中米地域及びメキシコにおける日系人との連携を強化するための取組を進める。	(測定指標の選定理由) 中南米地域・中米カリブ諸国との幅広いレベルでの人物交流の促進についての実績及び対外発信の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。
	中期目標	—	様々なレベルでの人的交流及び対外発信を強化する。	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 首脳・外相レベルから実務者・有識者等にまで様々なレベルでの人物交流を引き続き強化することが重要である。
	4 多国間フォーラムを活用した中米カリブ諸国との関係強化			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	太平洋同盟、アジア中南米協力フォーラム(FEALAC)、イペロアメリカ・サミット、国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会(ECLAC)、米州機構(OAS)、日・中米フォーラム、日・カリコム協議等、多国間のフォーラムに引き続き積極的に関与すると共に、中南米・中米カリブ諸国との関係を強化する。	(測定指標の選定理由) 中米カリブ諸国との協力及び交流の強化のためには、地域国際機関との関係強化や多国間フォーラムへの積極的参加が有効であり、それらの実績を測ることは施策の進捗を把握する上で有益であるため。

		1 日・太平洋同盟高級事務レベル会合を開催し、日・太平洋同盟間での今後の具体的協力の方策等について協議し、他のオブザーバー国との差別化を図る。 2 第17回 FEALAC 高級実務者会合において、昨年実現に至った日本のプロジェクトである、IEEE 中南米ロボット・コンテストへ設置した FEALAC 賞についての成果を示し、FEALAC の枠組みにおけるアジアと中南米との協力強化の基盤を提供する。また、戦略的実務者招へいのスキームを活用し、FEALAC から若手行政官を招へいし、協力の基盤を強化する。 3 「Juntos!! 中南米対日理解促進交流プログラム」の拠出先であるラテンアメリカ社会科学研究所 (FLACSO) と、同プロジェクトを通じて関係を強化する。 4 日・カリコム事務レベル協議を実施し、引き続きカリコム諸国との連携強化をはかる。	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 各種多国間のフォーラムに参加すると共にこれを活用して中南米・中米カリブ諸国との関係を強化することが重要である。
中期目標	—	日・中米フォーラム、日・カリコム協議、FEALAC、イペロアメリカ・サミット、ECLAC、米州機構(OAS)、太平洋同盟等、多国間のフォーラムに引き続き積極的に関与すると共に、活用し、中南米・中米カリブ諸国との関係を強化する。	
5 中米カリブ諸国との首脳・外相会談の実施数		年度目標値 28 年度 7	中期目標値 — —
測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	(測定指標の選定理由) 中南米諸国との関係においては、首脳・外相といったハイレベルによる働きかけが関係強化にとりわけ重要な役割を果たすところ、相手国の政策に影響力の大きい首脳・外相会談の実績を測ることは施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 近年の実績に照らし、これらに準じた数の会談を実施することを目安とする。(ただし、日・カリブ交流年のため例外的に実績数が高かった 26 年度を除く。)		
6 (参考指標) 日・中米カリブ間貿易額(単位: 億円)			

達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等	関連する測定指標	単位: 百万円				行政事業レビュー 事業番号
				予算額計 (執行額)			当初 予算 額	
				25 年 度	26 年 度	27 年 度	28 年 度	
①中米カリブ諸国との協力強化 (昭和 27 年度)		1 貿易・投資の増大等を通じた経済関係の強化 政策協議、ビジネスフォーラム、ビジネス環境整備委員会等様々なレベルの対話等を通じて経済連携強化を図る。 これを通じて、日本と中米地域との間の貿易・投資の一層の拡大を進めていく上での条件整備が促進される。	1	42 (31)	20 (20)	38 (23)	30	023
		2 国際社会の諸課題に関する協力の強化 カリコム等地域国際機関等での対話の場の活用及び国連等国際場裏における協力関係促進のための働きかけを実施する。 中米カリブ諸国との連携の強化は、国際社会の諸課題に関する日本の影響力強化につながる。	2					
		3 要人往来等の交流関係の具体的な進展及び対外発信の強化 首脳レベルを含む多様なレベルでの要人往来を促進する。また、アジア中南米協力フォーラム (FEALAC) 若手行政	3					

	官招へい、カリコム若手行政官招へい、「Juntos!! 中南米対日理解促進交流プログラム」による招へい等等を通じて、要人だけでなく、様々なレベルの交流を促進する。 これらを通じて、首脳レベルを含む要人、若手行政官等様々な往来を通じて、日本と中米カリブ諸国との一層の関係強化を図る。						
4	地域国際機関、地域統合体を含む多国間フォーラムを通じた中南米全体との関係の強化 太平洋同盟、米州機構（OAS）、中米統合機構（SICA）、イペロアメリカ・サミット、在京中南米諸国大使グループ（GRULAC）、カリブ共同体（カリコム）等の地域枠組みとの対話の促進を通じ、関係強化を図り、中南米における日本の存在感を高める。中米諸国との関係では、日・中米フォーラム、カリブ諸国との間では日・カリコム外相会合を開催することを通じ、関係強化に寄与する。	4					

（注）各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野	2 南米諸国との協力及び交流強化
施策の概要	1 経済連携協定(EPA)、投資協定等の法的枠組みを構築・運用するとともに、政府間等の対話を通じた経済関係を強化する。 2 南米諸国との幅広い分野における二国間関係を強化する。国連改革、気候変動等国際社会の課題に係る取組、国際機関の選挙等における南米諸国の支持を獲得するとともに、我が国の重要改革への理解と支持を獲得する。また、南米における日系人との連携を強化するための取組を進める。 3 南米諸国出身の在日外国人の逃亡犯罪人問題に対する取組を推進する。

測定指標	1 南米諸国との経済関係強化の進展			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	1 日・コロンビア EPA 交渉の実質合意を目指す。 2 日・ウルグアイ投資協定の早期発効を目指し、ウルグアイ政府への働きかけを行う。 3 日・チリ租税条約の早期発効を目指し、我が国における国会承認手続きを迅速に進めるとともに、チリ政府への働きかけを行う。 4 メルコスール諸国や南米の太平洋同盟諸国と経済関係強化のための取組を進める。特に、日・メルコスール対話、日アルゼンチンビジネス環境整備委員会、日亜貿易投資促進委員会、アルゼンチンを開催するとともにアルゼンチン及びペルーとの法的枠組みの構築に向けた取組を進める。	(測定指標の選定理由) 我が国は、豊かなエネルギー・鉱物・食料資源、潜在力のある市場を有する南米諸国と経済的に補完関係にあり、南米諸国との経済関係強化は、我が国の国益にとって重要である。このため、経済関係強化の実績を測ることは、南米諸国との協力及び交流強化を進展させるとの施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 南米諸国においてはビジネス環境の面で、我が国民間企業の進出などに当たり具体的な障害が発生する場合も多く、日・コロンビア EPA 交渉の実質合意、日・ウルグアイ投資協定及び日・チリ租税条約の早期発効を目指すことは、民間レベルの経済関係強化を推進し、南米諸国との経済関係を強化する上で重要である。また、メルコスール諸国や太平洋同盟諸国との関係強化の取組を進める。
	中期目標	—	南米諸国との間で経済関係強化のための枠組みの構築及びその円滑な運用、並びに対話を引き続き促進していく。	
	2 南米諸国との二国間関係及び国際場裏における協力の強化			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	1 南米各国との間で、様々なレベルの要人往来を通して、政治・文化等の幅広い分野での関係緊密化を図る。 2 環境・気候変動、北朝鮮問題、安保理改革、軍縮・不拡散問題等の国際的な問題及び我が国をとりまく東アジア地域の安全保障環境等について、我が国の立場に対する支持を働きかけるとともに、これら問題に対して協働して取り組むべく国際場裏での協力関係を強化する。 3 招へい事業等を通じ、南米各国の日系人との連携を強化するための取組を進める。	(測定指標の選定理由) 南米諸国は、我が国との間で政治・経済・文化等あらゆる面で活発な交流を通じ、伝統的に友好関係を有している。また、我が国と民主主義、人権尊重、法の支配といった基本的価値観を共有することから、我が国とは国際場裏でも伝統的に協力関係を維持し、これがひいては二国間関係の緊密化につながっている。このため、南米諸国との二国間関係及び国際場裏における協力の強化の実績を測ることは、南米諸国との協力及び交流強化を進展させるとの施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 政治・文化等の幅広い分野での関係緊密化のために様々なレベルの要人往来を活用すること、及び環境・気候変動、北朝鮮問題、安保理改革、軍縮・不拡散問題等の国際的な問題及び我が国をとりまく東アジア地域の安全保障環境等について国際場裏における連携を深めることが、南米諸国との二国間関係及び国際場裏における協力を強化する上で重要である。また、南米各国における日系人は、当該国における日本のイメージ向上に大きく貢献していることから、日系人との連携を強化し、我が国の外交資産として活躍してもらうことは我が国外交にとって有益であるため。南米各国の日系人を招へいし、我が国の重要外交政策についての理解を深めさせることは、我が国の正しい姿を伝え、二国間関係を強化する
	中期目標	—	二国間、多国間の双方の機会を活用した、我が国の立場の説明、支持の拡大を引き続き進めていく。	

			る上で重要である。
3	南米諸国出身の在日外国人を巡る諸問題への取組の進展		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
年度目標	28年度	1 発効済の日・ブラジル受刑者移送条約について、要請のある個別案件につき、法務省との連携の下、円滑な運用を行う。 2 引き続き国外犯処罰案件の適切なフォローを行い、逃亡犯罪人に対する適切な処罰が確保され、また関係者が迅速に状況を把握できることを確保する。	(測定指標の選定理由) 一部の中南米諸国との関係において、我が国に居住する当該国民による犯罪等に適切に対処する枠組みを構築することが、安定した二国間関係を維持していく上で重要であるところ、その実績を測ることは、南米諸国との協力及び交流強化を進展させるための施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 在日ブラジル人は南米諸国出身の在日外国人のうち最大数を占めることから、日・ブラジル受刑者移送条約の円滑な運用及び国外犯処罰案件の適切なフォローを行うことは、南米諸国出身の在日外国人を巡る諸問題に取り組む上で重要である。
中期目標	—	南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題に関し、様々な対話の機会を通じて、両国間の連携を深めていく。	
4	南米諸国との首脳会談と外相会談の実施数	年度目標値 28年度 7	中期目標値 — —
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(測定指標の選定理由) 中南米諸国との関係においては、首脳・外相といったハイレベルによる働きかけが関係強化にとりわけ重要であるところ、首脳会談・外相会談の実績を測ることは南米諸国との協力及び交流強化を進展させるための施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 近年の実績に準じて、南米諸国との首脳会談・外相会談を5件実施することは、南米諸国との協力・交流を強化する上で重要である。		
5	(参考指標)日・南米諸国間貿易額(単位：億円)		

達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等	関連する測定指標	単位:百万円				行政事業レビュー 事業番号
				予算額計 (執行額)			当初予算額	
				25年度	26年度	27年度	28年度	
①南米諸国との協力強化 (*)		1 南米諸国との経済関係強化 南米地域との間で、経済連携協定(EPA)、投資協定等の法的枠組みを構築・運用する。 これは、我が国と南米地域との間の貿易・投資の一層の拡大に向けた環境整備を促進することに寄与する。	1	34 (28)	32 (31)	37 (35)	37	025
		2 南米諸国との二国間関係及び国際場裏における協力の強化 様々なレベルの要人往来を通して政治・文化等の幅広い分野における関係緊密化を図るとともに、国連改革、気候変動等国際社会の課題に係る取組、国際機関の選挙等における我が国の立場に対する南米諸国の支持を獲得するべく協力を推進する。 これは、我が国と伝統的に友好協力関係を維持してきている南米諸国との良好な関係を維持するとともに、国際場裏における我が国の影響力を強化することに寄与する。	2 4					
		3 南米諸国出身の在日外国人を巡る諸問題への取組 在日ブラジル人を巡る諸問題の解決に向けた取組を実施するとともに、南米諸国出身の在日外国人を巡る諸問題の解決に向けた取組を促進する。	3					

		これは、約30万人に上る南米諸国出身の在日外国人が地域社会と共存するための支援に寄与する。						
	②中南米日系人を通じた対外発信強化 (27年度)	我が国の対外発信強化に資する中南米日系人を日本に招へいし、我が国の政策についての説明、有識者による講義、視察等を通じて我が国として発信すべき事項について理解を深化させ、中南米日系人を通じた第三者発信の強化に努める。 これは、第三者を通じて我が国の正しい姿を対外的に発信することとなり、親日家・知日家の育成に寄与する。	2	—	—	22 (14)	22	024

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

施策 I - 4 欧州地域外交

平成 28 年度事前分析表

(外務省 28-I-4)

施策名	欧州地域外交	担当部局名	欧州局		
施策目標	平和で安全な国際社会の維持に寄与し、良好な国際環境の整備を図るため、以下を達成する。 1 基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、協力関係、法的枠組み、人的ネットワークを構築し、欧州地域との関係を総合的に強化する。 2 西欧及び中・東欧諸国との間での対話、政策調整、人的・知的交流を通じて、政治・経済をはじめとする関係を維持・強化するとともに、共通の課題に関する協力関係を継続・促進する。 3 領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図ることを目指すとともに、幅広い分野における日露関係を進展させる。G7の連帯を重視しつつ、ウクライナ、北朝鮮、テロ、シリア等、国際社会が直面する様々な問題について、ロシアの建設的関与を促す。 4 中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を更に強化するとともに、中央アジア地域内協力を促進する。	目標設定の考え方・根拠	基本的価値及び国際社会での責任を共有する欧州諸国及び国際機関との関係強化は、二国間の文脈だけでなく、ルールに基づく国際秩序の維持、世界経済、テロ、サイバー犯罪、軍縮・不拡散、気候変動、エネルギー安全保障等のグローバルな課題に効果的に対応していく上で極めて重要である。 アジア太平洋地域における安全保障環境が厳しさを増す中、隣国同士である日本とロシアが、最大の懸案である北方領土問題を解決して平和条約を締結するとともに、同地域のパートナーとしてふさわしい関係を構築し、幅広い分野において連携を深めていくことは、我が国の国益に資するのみならず、同地域の安定と繁栄にも貢献し得る。また、G7議長国としても、ウクライナ、北朝鮮、テロ、シリア等、我が国を含む国際社会全体が直面する様々な問題について、ロシアの建設的関与を促すことは重要。 ウクライナ及びアフガニスタン情勢等、現下の国際情勢にあってその重要性が高まっている中央アジア・コーカサス地域が安定・繁栄することは、我が国だけでなく、同地域及び周辺諸国にとって重要である。 ・第190回国会外交演説(平成28年1月22日) 「基本的価値を共有する欧州各国との関係を、EUやNATO等の枠組みも活用しつつ一層強化します。」 「ウクライナ情勢の平和的解決に向け、G7等との連帯を重視しつつ、G7議長国として積極的な役割を果たします。」		
		政策体系上の位置付け	地域別外交	政策評価 実施予定 時期	平成29年8月

(注) 本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連各個別分野の該当欄に記入した。

個別分野	1 欧州地域との総合的な関係強化
施策の概要	1 欧州地域との政治的対話及びアジア・欧州間の対話・協力を継続・促進する。 2 安全保障に関連する国際機関との連携を継続・強化する。 3 欧州各国との社会保障協定、租税条約及び税関相互支援協定等の締結・改正協議を継続する。 4 招聘、派遣及びシンポジウムの開催等、欧州への対外発信を通じ、多様なチャネルの人的関係を強化し、欧州との相互理解を促進する。

測定指標	1 欧州地域との政治的な対話・協力の進展		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	1 EU との関係では、関連省庁・部局と連携し、以下を実施する。 (1) 日 EU 定期首脳協議の実施をはじめとした政治対話を成功裏に実施する。 (2) EPA の平成 28 年のできる限り早い時期の大筋合意、及び戦略的パートナーシップ協定 (SPA) 交渉の早期妥結に向け努力する。 (3) EU グローバル戦略 平成 28 年上半期中にモゲリーニ外交・安全保障政策担当上級代表のイニシアティブにより、欧州理事会において「外交安全保障政策に関するグローバル戦略」を策定する見込みであるため、右戦略を東アジア情勢に対する我が国の立場を踏まえたものとすべく、実務者から首脳級まで、あらゆる機会を捉えて働きかけを行う。 2 アジアで唯一のオブザーバー国として欧州評議会 (CoE) の各種会合への参加や財政支援により日 CoE 関係を一層推進する。 3 アジア・欧州間の対話・協力においては、ASEM 第 11 回首脳会合やその他の ASEM 関連会合への参加、アジア欧州財団 (ASEF) との継続した協力等を通じ、両地域間の協力と理解の増進のために積極的に関与していく。	(測定指標の選定理由) EU との協力関係推進のための取組実績を測ることは、基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、良好な国際環境の整備に資するとの施策の進捗を把握する上で重要であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) EPA の大筋合意及び SPA の早期妥結に向けた交渉の進展、CoE への財政支援や各種会合への参加、第 11 回 ASEM 首脳会合等を通じた両地域間の協力と理解の増進のための積極的な関与等の左記目標の実施は、基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、良好な国際環境の整備に資する上で重要である。 ・第190回国会外交演説 等
	中期目標	基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、良好な国際環境の整備に資するため、EU 及びその関連国際機関との協力関係を強化する。	
	2 安全保障に関連する欧州国際機関との連携強化		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	1 NATO (1) 日 NATO 国別パートナーシップ協力計画 (IPCP) に基づき、防衛省等と連携し、以下のとおり具体的な日 NATO 協力を推進する。 ア ジェンダーの分野における協力 イ 新規安全保障課題の分野における協力 ウ 海洋安全保障分野における協力 エ NATO の各種演習への参加 (2) NATO 幹部の招へい等を行い、知見の共有等を目的に日 NATO 間の人的交流をより深化させる。 2 OSCE OSCE 特別監視団への貢献等により日 OSCE 関係を一層推進する。	(測定指標の選定理由) 安全保障に関連する欧州国際機関との連携強化のための取組実績を測ることは、平和で安全な国際社会の維持に寄与するため、安全保障に関連する欧州国際機関との連携を強化するとの施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) IPCP に基づく日 NATO 協力の推進、日 OSCE 協力の促進、NATO 幹部の招へい等左記目標の達成は、平和で安全な国際社会の維持に寄与するため、安全保障に関連する欧州国際機関との連携を強化する上で、重要である。 ・第 190 回国会外交演説 等
	中期目標	自由・人権・民主主義等の共通の基本的価値を共有する諸国との関係を強化し、グローバルに法の支配を促進するため、NATO 及び OSCE との関係を強化する。	
3 欧州各国との法的枠組み構築に関する協議の進展			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

	年度目標	28年度	1 社会保障協定については、ルクセンブルク及びイタリアと早期発効に向け、締結手続きを進める。また、チェコとの社会保障協定の改正交渉は、早期の妥結を目指し、協議を進める。さらに、スウェーデン及びスロバキアとの早期妥結を目指す。 2 租税協定については、スロベニアとの租税協定の署名を実施する。またベルギーとの租税協定（改正）の早期妥結を目指す。さらにノルウェーとの税関相互支援協定の発効を目指す。	（測定指標の選定理由） 欧州との法的枠組みの構築に関する実績を測ることは、欧州地域との関係を総合的に強化するとの施策の進捗を把握する上で必要であるため。 （目標（水準・目標年度）設定の根拠） ルクセンブルクとの社会保障協定の早期発効に向けた締結手続きの進展、ベルギーの租税協定の改正交渉早期妥結等左記目標の達成は、欧州地域との経済関係等を強化するための基礎となるものであり、着実に実施していく必要がある。	
	中期目標	—	欧州各国との法的枠組みの整備を通じ、欧州各国との関係を強化する。		
	4 欧州への対外発信を通じた日欧相互理解の促進			測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）設定の根拠	
	年度目標	28年度	1 招聘 （1）政府関係者、有識者及びメディア関係者等の招へいを通じ、対日理解を促進させる。 （2）MIRAI プログラム（注）を通じ、欧州等各国から将来有望な優秀な学生を招へいし、日本人学生との知的交流事業を実施する。 （注）外務省が推進する対日理解促進交流プログラムの一環として欧州各国から訪日招へいするもの。平成27年12月が初めての実施となり、被招へい者は訪日中及び訪日後に本プログラムでの経験についてSNS等を通じ対外発信することが期待されている。 2 派遣 日本人有識者の欧州派遣を通じ、派遣国現地の対日理解を促進するとともに、被派遣者の欧州に対する見識を深める。 3 シンポジウムの開催欧州現地及び我が国でのシンポジウム開催を通じ、相互理解の基盤を構築するとともに、我が国の対欧州政策に資する機会とする。	（測定指標の選定理由） 国際場裏における影響力を持ち、国際秩序の維持・形成に不可欠なパートナーである欧州で対外発信を強化することは、日本のイメージを世界的に向上させ、我が国の対外政策を推進する上で非常に重要である。 （目標（水準・目標年度）設定の根拠） 基本的価値を共有する日本と欧州が直面する既存の国際秩序・規範に対する挑戦に対応するためには、多様なチャネルでの連携が不可欠であり、そのためには人的交流を通じた相互理解の促進が重要である。 ・第190回国会外交演説等	
	中期目標	—	基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、多様なチャネルでの協力関係を強化する。		
	5 欧州地域との協議、対話等の進展（注）			年度目標値	中期目標値
	①政治・安保分野における協議・対話の実施回数			28年度	—
	②シンポジウム、セミナー等の開催回数			① 5	—
	③日 EU 政策策定者セミナー参加者数			② 3	
	④日 EU シンポジウム参加者数			③50	
				④50	
	注 ① 日本側・欧州側共に政務官レベル以上 ② 日本外務省主催、拠出事業 ③、④ 日本外務省共催				
	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）設定の根拠	（測定指標の選定理由） 欧州地域との協議、対話等の頻度を測定することは、施策の進捗を把握する上で有益な参考となる。 （目標（水準・目標年度）設定の根拠） 欧州地域との関係強化のためには、協議、対話の継続が重要であり、28年度の目標値は、28年度のシンポジウム等実施予定件数を踏まえて設定した現状で実施が決定している案件数をかんがみ、達成可能性の高い数値とした。			

達成	達成手段名 （開始年度）	達成手段の概要等（注）	関連 する	単位：百万円		行政 事業
				予算額計	当初	

手 段	(関連施策)	測定 指標	(執行額)			予 算 額	レビ ュー 事業 番号
			25 年 度	26 年 度	27 年 度	28 年 度	
①欧州地域 との総合的 な関係強化 (*)	1 欧州地域との政治的な対話・協力の進展 EUとの関係においては、日EU 定期首脳協議、日EU 外相協議及び日EU 政務局長協議等あらゆるレベルでの政策対話を実施する。 欧州地域との政治的対話を継続・促進し、具体的な協力を推進することは、国際社会における議論を主導する一角である欧州との間で信頼や共通の認識を醸成し、我が国の国際社会における発言力を高める上で有効である。	1 5	30 (23)	25 (16)	30 (19)	26	026
	2 安全保障に関連する欧州国際機関との連携強化 NATO の関係では、日・NATO 高級事務レベル協議等を通じて、NATO との対話を強化するほか、OSCE及びCoEとの関係においても関連会合への積極的な参加を通じて対話の促進を図る。さらに、これら機関との具体的な協力を推進する。 日欧間で安全保障上の協力を推進することは、自由・人権・民主主義等の共通の基本的価値を共有する諸国との関係を強化し、グローバルに法の支配を促進するために重要である。	1 2 5					
	3 欧州各国との租税条約、社会保障協定の改正・締結のための協議 各条約・協定に関し、既に実質合意に至っているものについては、署名・締結に向けた国内手続を進める。政府間交渉を開始しており、実質合意に至っていないものについては、実質合意に達することができるよう、引き続き政府間交渉を継続させる。また、政府間交渉を実施するに至っていないものについては、十分な情報収集を行った上で政府間交渉の実施に向けた検討を行う。 租税条約及び社会保障協定は、日欧間の投資・人の移動を促進する上で、また、税関相互支援協定は、犯罪対策等の分野における欧州各国との連携を強化する上で、それぞれ重要である。	3					
	4 人的・知的交流の促進 EU, NATO, CoE, 欧州諸国等との間でシンポジウム、セミナー等の開催、有識者の派遣、招へいを実施する。 欧州地域との知的交流を促進することは、日欧の有識者間で人的ネットワークを構築し、様々な分野での共通の認識を醸成するために有効であり、将来の日欧関係発展のために不可欠である。	1 2 4 5					
	5 ASEM各種会合、個別分野での活動等を通じた、アジア・欧州間の対話と協力の推進 アジア・欧州間の対話と協力を推進していくためには、両地域の共通の課題・関心事を中心に、様々なレベル・分野において継続的な議論を行うことが必要であり、個別具体的な案件については、ASEMの各種専門分野別の会合等を通じて、両地域の関係者の間で議論を深めつつ、協力関係を構築する。 ASEMの各種会合への建設的関与とASEMの各種課題の改善に貢献することは、我が国と基本的価値を共有し、国際社会で影響力を維持させている欧州との間の対話と協力を進展させることにつながり、欧州地域との総合的関係の強化に資するものである。	1					

②日欧知的 交流強化に 向けた有識 者懇談会 (27 年度)	欧州地域は、主要言語や著名シンクタンクを通じた発信力を背景に、高い国際世論形成力を有している一方で、これら機関・組織における日本を専門とする欧州研究者が大幅に減少していることを踏まえ、厳しさを増す東アジア情勢について正しい認識を有し、日本経済の再興を通じた世界経済への貢献等を支持する、若手親日家や日本に関心の高い若手有識者を育成するため日欧知的交流強化に向けた有識者会合を開催することは、我が国の立場のインプットをより効果的に行うための場、チャネル、手法等についての議論に焦点を当て、この過程の中で、今後発信に役立つ日本側の若手研究者との関係を強化していく上で重要。	4	—	—	2 (0.1)	2	029
--	--	---	---	---	------------	---	-----

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野	2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裏における協力の推進
施策の概要	1 西欧及び中・東欧諸国との対話を継続・促進する。 2 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を強化する。 3 人的・知的交流、民間交流を維持・促進する。

測定指標	1 政府間対話の進展		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	(測定指標の選定理由) 政府間対話に関する実績を測ることは、国際社会において大きな影響力を有し、我が国と基本的価値を共有する西欧及び中・東欧諸国と関係を強化するとの施策の進展を把握する上で重要であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 西欧及び中・東欧諸国との関係強化や協力の推進にはより多くの国々と政府ハイレベルの対話を行うことが効果的であるため。
		1 政府ハイレベル間の頻繁な会談、並びに新たに発生した重要案件について対応方針を迅速に確認するための電話会談を維持するとともに、こうした会談等を通じ関係国との間の多岐にわたる協力関係を促進させる。 特に以下を実施する。 (1) 英国 安全保障・防衛分野において、ハイレベルを含む対話の機会及び具体的協力を強化するとともに、G7議長国として、積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。 (2) フランス 安全保障・防衛分野において、ハイレベルを含む対話の機会及び具体的協力を強化するとともに、G7議長国として、積極的に気候変動等、国際的課題に対処するため協力を推進する。 (3) イタリア 平成28(2016)年の外交関係樹立150周年記念行事等を通じ、二国間協力を強化するとともに、G7議長国として、明年G7議長国を引き継ぐイタリアと緊密に連携しつつ、国際的課題に対処するための協力を推進する。 (4) ドイツ ドイツは昨年のG7サミット議長国であり、本年は日本が引き継ぐ関係にあることから、引き続き緊密に連携しつつ、ウクライナ情勢や東アジア情勢をはじめとした地域情勢や軍縮・不拡散等の国際場裏の課題に対処するため、積極的に協力を推進する。 (5) ウクライナ 大統領訪日を実現し、幅広い分野での両国関係の深化を目指す。また、G7議長国として、4月のG7外相会合及び5月のG7サミットにおいてウクライナ情勢に関する議論をリードし、情勢の平和的解決に向け積極的な役割を果たす。 (6) 西バルカン諸国 西バルカン地域の安定は欧州及び国際社会の安定にとり重要であり、同地域諸国の安定と発展に向けた取組を支援しつつ、対話を進めていく。また、西バルカン諸国は、欧州難民問題の拡大以降、難民の流入ルート上に位置しながらEUのセーフティーネット外にあって脆弱な状況であるところ、同諸国に対する効果的な難民対応支援を行っていく。 (7) V4諸国 EU内で一定の存在感を有するV4諸国は、我が国にとり、基本的価値を共有し、共通の課題に取り組む重要なパートナー。引き続き、V4+日本の枠組みでの政府ハイレベルにおける対話の促進をはかり、協力関係の拡大を目指す。 (8) NB8諸国 北欧・バルト8か国(NB8)との間で、「NB8+日本」の枠組みの下、政府間・専門家間の対話を通じて協力の推	

		進に努めるとともに、各国との二国間関係の強化にも努める。 2 議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。 3 招へいスキームを活用し、要人等の招へいを実現するとともに、在外公館を通じ、招へいスキーム参加者に対するフォローアップを行う。 4 政府ハイレベルの訪問の機会を捉え、二国間の協力の進捗状況を確認する文書を作成するとともに、高いレベルでこれら協力の一層の推進について一致する。 5 未訪問国及び久しく政務訪問が行われていない国のハイレベルとの対話を可能な限り実現する。	
中期目標	—	二国間の懸案事項を解決し、また国際社会の共通の諸課題に関する協力・連携を強化するため、可能な限り多くの政府ハイレベルとの対話を実施する。	
2 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
年度目標	28年度	1 次官級・局長級協議の実施を通じた二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を進展させる。 特に以下を実施する。 (1) 英国 首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、次官級・局長級協議において、安全保障分野を始めとする両国の首脳間で合意した事項の具体化に努める。 (2) フランス 首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、次官級・局長級協議において、「特別なパートナーシップ」を促進するための具体的協力のフォローアップ等両国の首脳間で合意した事項の具体化に努める。 (3) イタリア 首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、次官級・局長級において、政治、経済、文化面での協力等首脳間で合意した事項の具体化に努める。 (4) ドイツ ハイレベルの対話の礎として、次官級協議等の実施を通じ、国際社会の諸課題に関する調整を実施する。 (5) ウクライナ ハイレベルでの交流を維持しつつ、実務レベルでも協議を実施する。ウクライナにおけるG7大使「ウクライナ・サポート・グループ」の議長国として、ウクライナの国内改革の加速に向けた議論を主導するとともに、G7サミット後、G7サミットでのウクライナ情勢に関するやりとりをウクライナ側に伝達し、日本が引き続きウクライナ問題を重視している姿勢を示す。 (6) V4 「V4+日本」政策対話を実施する。 (7) GUAM 次官級会合(ナショナル・コーディネータ会合)及びワークショップを実施する。 (8) NB8 NB8諸国との間で、「NB8+日本」の枠組みを通じた対話・協力を促進するとともに、各国との二国間関係の強化にも努める。	(測定指標の選定理由) 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 頻繁な事務レベルの協議は、二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整を行い、将来的なハイレベル間の対話の機会に結びつける上で効果的であるため。

中期目標	—	二国間の懸案事項を解決し、また国際社会の共通の諸課題に関して協力・連携するため、出来る限り多くの次官級・局長級協議を実施する。	
3 民間の人的・知的交流の進展			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
年度目標	28年度	以下のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を推進する。 1 日英21世紀委員会 2 日・スペイン・シンポジウム 3 日・バルト・セミナー/NB8+日本セミナー 4 日独フォーラム 5 将来の課題のための日・オーストリア委員会 6 「V4+日本」セミナー 7 日本ベルギー友好150周年及び日本イタリア国交150周年を成功裏に実施する。	(測定指標の選定理由) 民間の人的・知的交流の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) シンポジウム、セミナー等は多くの民間人が参加する事業であり、民間の人的・知的交流の推進に役立つため。
中期目標	—	シンポジウム等を通じて、民間の人的・知的交流を推進し、二国間及び地域間の課題等に対する知見の共有を図る。	
4 欧州諸国の要人往来数(首脳・外相・外務省政務レベル以上)		年度目標値	中期目標値
①往訪数		28年度	—
②来訪数		① 23 ② 15	
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(測定指標の選定理由) 欧州諸国との要人往来数の測定は、西欧及び中・東欧諸国との協力関係を間接的に表すものとして有用である。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 過去5年間の実績の平均値を目安に、各国との要人往来の必要性を勘案しつつ、目標を設定した。		

達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等(注)	関連する測定指標	単位:百万円				行政事業レビュー 事業番号
				予算額計 (執行額)			当初予算額	
				25年度	26年度	27年度	28年度	
①西欧及び中・東欧諸国との二国間関係の強化(昭和元年度以前)		1 西欧及び中・東欧諸国との対話の継続・推進 要人往来や国際会議等の機会を捉えて、政府間の対話を実施する。 これにより、政治・経済を始めとする関係の維持・強化及び共通の課題に関する協力関係の継続・促進に寄与する。	1 4	63 (49)	60 (50)	52 (41)	52	027, 028
		2 共通の諸課題に関する協議・政策調整 二国間の協力案件や懸案、軍縮・不拡散、国連安保理改革、気候変動等の国際社会の問題、日EU間の事項等の共通の諸課題について、政策調整・協力を進める。 これにより、共通の課題に関する協力関係の継続・促進に寄与する。	1 2					
		3 人的・知的交流、民間交流の維持・促進 周年事業や賢人会議、共同研究・調査等を支援・活用する。 こうした民間の人的・知的交流の維持・促進は、各国との関係の維持・強化に寄与する。	3					

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野	3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展
施策の概要	1 首脳会談、外相会談等のハイレベルな政治対話を積極的に推進する。 2 平和条約締結交渉を推進し、四島交流、四島住民支援事業等を実施する。 3 日露間の貿易経済関係の拡大・深化に向けた取組を実施する。特に、平成28年5月の日露首脳会談で具体化に一致している8項目の協力プラン等の互恵的な協力を着実に進展させる。 4 地球規模の問題及び主要な地域問題に関する協力・対話を実施する。アジア太平洋地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。 5 防衛当局間のハイレベル交流、部隊間交流、外交・防衛当局間での協議の実施に向け、必要な支援及び調整を行う。治安当局間による交流の実施に向け、必要な支援及び調整を行う。 6 各種招へい事業、交流事業等を実施する。

測定指標	1 政治対話の深化			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	1 領土問題・経済分野等における両国の戦略的利益の合致に向け、首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話を維持する。ウクライナ問題を含む国際社会が直面する様々な問題についてロシアが建設的な役割を果たすよう、働きかける。 2 首脳間を含む様々なレベルでの対話を継続し、最も適切な時期のプーチン大統領の訪日実現に向けた準備を進める。 3 活発な議員や議会対話の継続を支援する。	(測定指標の選定理由) 政治対話の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) アジア太平洋地域における安全保障環境が厳しさを増す中、政治対話を通じ、隣国同士である日本とロシアが、北方領土問題を解決して平和条約を締結するとともに、同地域のパートナーとしてふさわしい関係を構築し、経済分野等あらゆる分野の連携を促進させることは、両国の戦略的利益に合致するのみならず、同地域の安定と繁栄にも貢献する。
	中期目標	—	首脳会談を始めとするハイレベル対話の実施、議会・議員間交流等を通じ、隣国同士である日本とロシアが、アジア太平洋地域のパートナーとしてふさわしい関係を構築し、あらゆる分野の連携を促進させる。	
	2 平和条約交渉			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	1 領土問題の解決に向けた協議を継続する。 2 関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした四島住民支援事業等関連事業を円滑に実施する。	(測定指標の選定理由) 平和条約交渉及び関連事業に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 領土問題の解決に向けた協議の継続等左記目標の達成は、領土問題を解決し、平和条約を締結するために不可欠である。
	中期目標	—	北方領土問題を解決し、平和条約を締結する。	
	3 貿易経済分野における協力			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	1 貿易経済日露政府間委員会、日露経済諮問会議等各種会議・会合等の実施を通じ、5月の日露首脳会談で具体化に一致している8項目の協力プランの具体化を進めつつ、ロシアの貿易投資環境改善につき、ロシア側に対応を求める。 2 ロシア経済近代化に資するエネルギー、医療、農業、都市環境等の分野での両国間の協力の拡大に向けて、日本企業のロシア進出支援を推進する。 3 日本センターを通じ、ロシアにおける人材育成、両国企業のビジネス支援活動、地域経済交流を継続する。	(測定指標の選定理由) 貿易経済分野における協力に係る実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 貿易経済日露政府間委員会、日露経済諮問会議等各種会議・会合における対話や日本企業のロシア進出の推進等左記目標の達成により、貿易経済分野において連携を深めていくことは、両国の戦略的利益を合致させる上で重要である。
	中期目標	—	エネルギー、極東・東シベリア開発やロシア経済近代化における互恵的協力を含めた日露貿易経済関係拡大に向けた取組を実施する。	

4 国際場裏における協力			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
年度目標	28年度	1 ウクライナ、北朝鮮、テロ、シリア等国際社会が直面する主要な地域問題及び地球規模の問題に関する協力・対話を実施する。 2 アジア地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。	(測定指標の選定理由) 国際場裏における協力に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) アジア太平洋地域における安全保障環境が厳しさを増す中、左記目標のとおりロシアと国際場裏での協力を深めていくことは、両国の戦略的利益に合致する。
中期目標	—	地球規模の課題及び主要地域問題に関する協力・対話といった国際場裏における協力を推進する。	
5 防衛・治安分野における関係の発展			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
年度目標	28年度	1 安全保障分野 (1) 我が国自衛隊及びロシア軍による共同訓練及び相互訪問の実施のための、必要な調整、支援等を行う。 (2) 安全保障政策を担当する両国の組織間での協議・対話の実施のための、必要な調整、支援等を行う。 2 治安分野 治安分野を担当する両国の組織間での協議・対話の実施のための、必要な調整、支援等を行う。	(測定指標の選定理由) 防衛・治安分野に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) アジア太平洋地域における安全保障環境が厳しさを増す中、隣国であるロシアと共同訓練及び相互訪問等を成功裏に実施しつつ、信頼関係を構築することは、両国の戦略的利益に合致するのみならず、同地域の安定と繁栄にも貢献し得る。
中期目標	—	防衛当局間・部隊間交流、外交・防衛当局間協議、治安当局間交流等の防衛・治安分野における関係を発展させることにより、これら分野における両国の信頼関係を構築する。	
6 文化・国民間交流の進展			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
年度目標	28年度	閣僚級・戦略的実務者招へい等の各種スキームによる招へい、 文化交流事業、 日露青年交流事業、 草の根交流事業 の実施を通じて、さらなる人的交流・文化交流の活性化を図る。	(測定指標の選定理由) 文化・国民間交流に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業及び草の根交流事業の実施等左記目標の達成は、両国の相互理解を促進し、関係の強化に資する。
中期目標	—	各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業、草の根交流事業等の実施を通じ、相互理解を促進する。	

達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等(注)	関連する測定指標	単位:百万円				行政事業レビュー事業番号
				予算額計 (執行額)			当初予算額	
				25年度	26年度	27年度	28年度	
	①「北方領土復帰期成同盟」補助金 (昭和40年度)	北方領土返還要求に関する国民世論の啓発と結集を図る観点から設立された公益法人である(公社)北方領土復帰期成同盟に対し補助金を支出する。 これにより、北方領土問題解決のための環境整備の一環として、政府のロシアとの平和条約交渉を後押しする国民世論の喚起及び統一、さらに国際世論の喚起を図ることは、北方領土問題を解決して平和条約を締結するとの目標の達成に寄与する。	1 2	40 (40)	36 (36)	36 (36)	36	034
	②ロシアとの平和条約締結交渉促	ロシアとの間でアジア太平洋地域におけるパートナーとしてふさわしい関係を構築するため、あらゆる分野における日露間の協力を進展させると同時に、日露間の最大の懸案で	1 2 3	205 (188)	204 (193)	196 (196)	207	033

進を含む二 国間関係の 強化 (*)	ある北方領土問題について北方四島の帰属の問題を解決し 平和条約を締結することを目指した取組を実施する。 こうした取組は、北方領土問題を解決して平和条約を締結 し、もって日露関係を正常化させ、日露の二国間関係を強化 するとの目標の達成に寄与する。	4 5 6					
③在ロシア 日本センタ ー事業を含 む日露経済 関係の強化 (15 年度)	日本センターを通じ、ロシア人企業経営者等を対象とする各 種研修事業を実施することにより、露側経済人に対日関係増 進の有益性と重要性を認識させるのに加え、親日的実務家を 育成し、あわせて、日露両国の企業、地方自治体、経済団体 等に対する支援を行う。 こうした取組により、日露企業間の信頼感を高め、日露間 の貿易投資活動の拡大及び深化を図ることで日本企業に裨 益せしめるとともに、平和条約締結交渉のための環境整備に 資する。	2	415 (409)	455 (452)	451 (452)	442	031
④北方四島 住民との交 流 (4 年度)	四島在住ロシア人を対象として、北海道本島及び本邦各地に 招へいすること、四島在住ロシア人を対象に、①患者受入れ (四島から受入要請のあった四島在住ロシア人患者のうち、 受入可能な患者を北海道の医療機関で受け入れ、必要な検 査、治療及び投薬等を実施)、②医師・看護師等研修(四島在 住の医師や看護師等(医療技術者含む)に対し、北海道本島に おける医療機関において、総合的な研修を実施)、③医療支 援促進事業(我が国の医療専門家(医師、医療コンサルタント 等)を北方四島に派遣し、現地医療事情を調査させ四島住民 の医療ニーズをより正確に把握するとともに、可能な範囲で 現地で医療指導を実施すること、また、四島からの患者、 医師・看護師等を受け入れる北海道における医療機関の受入 れ体制を調査させ、より効率的な支援事業の実施を図り、更 には、将来の遠隔医療等を視野に入れた緊急医療支援のスキ ーム構築に関する提言を含む報告書を作成させる)を実施す る。 こうした取組は、平和条約締結交渉のための環境整備に資 する。	2	294 (264)	295 (285)	285 (259)	275	032

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野	4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化
施策の概要	1 中央アジア・コーカサス各国との政治対話等を継続・促進する。 2 「中央アジア+日本」対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話等を着実に実施する。 3 様々なスキームの活用等による人的交流を維持・促進する。

測定指標	1 各国との対話・交流等の進展		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
	年度目標	28 年度	(測定指標の選定理由) 中央アジア・コーカサス諸国との対話や交流等の実績を測定することは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 中央アジア・コーカサス各国との緊密な政治対話の継続等左記目標の達成は、中央アジア・コーカサス諸国との関係を着実に強化する上で重要である。 なお、近年エネルギー資源の豊富な中央アジア・コーカサス諸国においても代替エネルギーへの関心やエネルギー以外の分野における日本企業の進出への期待が高まっており、これら分野における協力実施が必要となっている。 ・「中央アジア+日本」対話行動計画(平成18年6月) ・「中央アジア+日本」対話・第5回外相会合共同声明(平成26年7月)	
	中期目標	—	要人往来、政務協議及び招へいを実施し、各国との間で、政治・経済・文化などあらゆる分野での関係強化を図る。	
	2 「中央アジア+日本」対話の進展		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
	年度目標	28 年度	(測定指標の選定理由) 「中央アジア+日本」対話に関する実績を測定することは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 中央アジアの今後の経済的・社会的発展に向けた日本と諸国の協力のあり方に関する方向性の確認は、日本と中央アジアの協力を安定的に進展させる上で重要である。 ・「中央アジア+日本」対話・第5回外相会合共同プレスリリース(平成26年7月)	
	中期目標	—	「中央アジア+日本」対話の枠組みで各種会合を実施し、地域共通の課題に関する中央アジア諸国との対話を深化させつつ、そのような課題への対策となる中央アジアにおける地域協力を進展させる。	
3 中央アジア・コーカサス諸国との間での首脳会談数・外相会談数			年度目標値	中期目標値
			28 年度	—
			8	—
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		(測定指標の選定理由) 中央アジア・コーカサス諸国との協力関係を定量的に示すことは困難であるが、首脳・外相間の協議の数はその協力関係進展に資する動きの一部を間接的に表すものとして有用である。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 過去3年間の平均値を目標値とした。		

4 (参考指標) 中央アジア・コーカサス諸国との貿易額(財務省貿易統計による)(単位:億円)	
--	--

達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等(注)	関連する測定指標	単位:百万円				行政事業レビュー 事業番号
				予算額計 (執行額)			当初 予算 額	
				25年 度	26年 度	27年 度	28年 度	
①中央アジア・コーカサス諸国との関係強化 (17年度)		1 二国間関係の強化(資源外交・日本企業支援を含む) ハイレベルの要人往来・政治対話を行うとともに、政府との協議や働きかけを通じて、中央アジア・コーカサス地域への進出を目指す日本企業の活動を支援する。 これにより、地政学的重要性を有し、また、エネルギー資源の豊富な中央アジア諸国、エネルギー輸送回廊として重要なコーカサス諸国と我が国の二国間関係の強化に寄与する。	1	18 (13)	17 (13)	17 (17)	16	035
		2 各国との対話の継続・促進、経済協力等を通じた各国の民主化・市場経済化支援 地政学的重要性を有し、また、エネルギー資源の豊富な中央アジア諸国、エネルギー輸送回廊として重要なコーカサス諸国のため、各国外交当局者との協議を行うとともに、中央アジア・コーカサス諸国の持続的発展のため、各国との協議や経済協力を実施する。また、エネルギー資源の豊富な中央アジア・コーカサス諸国においても、近年代替エネルギーへの転換意欲も高く、日本の技術への関心が増加しており、代替エネルギー技術を提供可能な日本企業と同諸国への進出を支援する。 こうした取組により、民主化・市場経済化を支援することは、施策目標の達成に寄与するとともに、更なる二国間関係の強化につながる。	1 2 3 4					
		3 「中央アジア+日本」対話の枠組みにおける地域協力の促進 平成16年8月に立ち上げた「中央アジア+日本」対話の枠組みで高級実務者会合、東京対話を開催するとともに、中央アジアに関係の深い第三国と中央アジアに関する協議を実施する。 こうした取組により、中央アジア諸国の安定と繁栄に協力することは、施策目標の達成に寄与する。	2					
		4 人的、知的交流の促進 中央アジア諸国の有識者を我が国に招聘し、我が国有識者と忌憚のない意見交換を行うとともに、中央アジア諸国の将来を担う若手外交官や青年を招聘する。 これにより、中央アジア諸国との人的、知的交流を促進させることは、施策目標の達成に寄与する。	1 2					

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

施策 I - 5 中東地域外交

平成 28 年度事前分析表

(外務省 28-I-5)

施策名	中東地域外交	担 当 部 局 名	中東アフリカ局		
施策目標	過激主義の脅威や難民の大量流出等多くの課題を抱える中東・北アフリカ地域の平和、安定及び経済的発展に要人往来や人道支援の拡充等を通じて貢献し、かつ中東・北アフリカ地域における我が国の国際的な立場及び発言力を強化するため、以下を実施する。 1 シリア及びイラクの安定、中東の難民支援、中東和平交渉、アフガニスタンの復興をはじめとした地域の諸課題及び過激主義を生み出さない寛容な社会の構築に積極的に貢献する。 2 中東諸国との人的交流・対話を通じた相互理解を促進するとともに、中東地域産油国（特に、イラン、湾岸協力理事会（GCC）諸国）との間で経済・エネルギー分野にとどまらない重層的な関係を構築する。	目 標 設 定 の 考 え 方・根拠	エネルギー供給の多くを中東・北アフリカ地域に頼る我が国にとって、同地域の平和と安定は極めて重要。シリア・イラク情勢、シリア等の難民問題、ISIL 等過激派組織の伸張、中東和平問題、アフガニスタンの復興、イエメンやリビアの不安定等多くの課題を抱える同地域に対し、非軍事分野での支援を通じ積極的に貢献することは、国際社会の責任ある一員としての責務である。また、中東・北アフリカ地域との間で経済関係に限らない多層的な関係を構築・強化することが一層必要となっている。 ・第 70 回国連総会における安倍総理大臣の一般討論演説（平成 27 年 9 月 29 日） ・第 190 回国会外交演説（平成 28 年 1 月 22 日）		
		政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	地域別外交	政 策 評 価 実 施 予 定 時 期	平成 29 年 8 月

(注) 本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連各個別分野の該当欄に記入した。

個別分野	1 中東地域安定化に向けた働きかけ
施策の概要	1 中東和平実現に向けた当事者同士の交渉再開に向け、関係者への政治的な働きかけ、対パレスチナ支援及び信頼醸成措置を推進する 2 イラクの安定・復興に貢献する。 3 アフガニスタンの安定・復興に貢献する。 4 イランが地域・国際社会との信頼構築を進め、地域の平和と安定のために建設的な役割を果たすよう働きかけを行う。 5 過激主義の脅威や難民流出等にさらされている中東・北アフリカ諸国の安定化に向けた諸改革などの自助努力を支援する。 6 シリア情勢の安定化に向けた働きかけと支援を行う。

測定指標	1 中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	イスラエル・パレスチナ両者間の対話及び信頼醸成を促進するための取組、要人往来等によるイスラエル・パレスチナ両者のハイレベルへの働きかけ、パレスチナの経済的自立のための支援として、以下の取組を実施する。 1 イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ イスラエル・パレスチナの要人に対し、我が方要人から対話の再開等に向けた働きかけを行う。 2 パレスチナの経済的自立のための支援 将来のパレスチナ国家建設を後押しするため、アジア諸国と連携した取組であるパレスチナ開発のための東アジア協力促進会合(CEAPAD)第三回閣僚会合の開催や、「平和と繁栄の回廊」構想などの対パレスチナ支援を行う。 3 当事者間の信頼醸成のための支援 信頼醸成を促すための招へい事業等を実施する。	(測定指標の選定理由) 中東和平の問題は中東地域が長年抱える歴史的な問題であり、同地域の平和と安定のためには同問題の解決が欠かせない。また、同問題には米国や国連をはじめ国際社会が大々的に取り組んでおり、我が国としても要人間の対話や種々の支援の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 中東和平の実現のために、当事者間の対話促進や対パレスチナ支援等に重点を置きつつ、域内各国との様々な協力関係を進展させることが重要である。
	中期目標	イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のための両者及び関係諸国への政治的働きかけ、対パレスチナ支援、信頼醸成措置を実施する。	
	2 イラク・アフガニスタンの復興の進展		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	1 イラク (1)円借款によるインフラ整備等を通じ、イラクの国づくりを支援する。 (2)難民・国内避難民への人道支援や、帰還のための安定化支援を実施する。 2 アフガニスタン (1)平成26年末の治安権限の移譲完了とともに開始された「変革の10年」が2年目に入り、その成功に向け、治安維持、農業復興やインフラ整備をはじめとする経済社会開発、人づくりの分野を中心に、引き続き着実な支援を実施する。平成27年9月に策定された「相互責任を通じた自立のための枠組み(SMAF)」に基づきアフガニスタンと国際社会の相互のコミットメントが一層確実に実施されるよう調整に努める。 (2)平成26年に開催されたロンドン会合のフォローアップ会合となる閣僚級会合が、平成28年10月にブリュッセルにて開催予定であり、今後のアフガニスタン支援の規模・方向性を議論する重要な会議となること、適時・適切な準備を行っていく。	(測定指標の選定理由) 1 イラク 現在の復興における主要課題は、破壊乃至は老朽化したインフラ整備の進展と、ISILとの闘いにより発生した約340万人の難民・国内避難民の生活の安定にあるため。 2 アフガニスタン 現在、アフガニスタンは、新政権樹立・治安権限移譲を経て「変革の10年」が開始されたばかりであり、「変革の10年」の成功に向けた方向性を定める重要な局面を迎えており、国際社会が継続的にアフガニスタンを支援していくことが求められている。 これら我が国支援の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 1 イラク

中期目標	—	1 イラク イラク政府の求心力確保、国民融和の推進、民生の安定化等のイラクの安定化に資する事業を推進する。 2 アフガニスタン 東京会合（平成24年）、ロンドン会合（平成26年）に続くプロセスとして、平成28年10月にブリュッセル閣僚会合が開催される予定。同会合でに向けアフガニスタン支援方針策定に参画するとともに、同方針に沿って、着実に支援を実施する。	現在のイラクがテロとの闘いの渦中にあるため、復興事業の推進を国の安定化にリンクさせて考えることが重要である。 2 アフガニスタン 東京会合及びロンドン会合の成果を基盤に着実に進めることが重要である。
3 イランの核問題に関する最終合意を受けた二国間関係の強化、及びイランと地域・国際社会との信頼構築の後押し			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
年度目標	28年度	1 国際社会と協調しつつ、イランへの働きかけや原子力安全分野等における協力等を通じて最終合意の着実な履行に協力する。 2 「日・イラン協力協議会」や既存の二国間対話を活用し、イランとの伝統的友好関係を一層強化する。 3 円借款や無償資金協力などODAの活用を通じた日本企業の対イラン進出を支援する。 4 イランが地域・国際社会との信頼構築を進め、地域の平和と安定のために役割を果たすよう、二国間会談や国際会議の場を利用して働きかける。	(測定指標の選定理由) イランの核問題の最終合意の着実な履行は、中東地域全体の安定につながるものであり、また不拡散の観点からも重要。最終合意を契機としたイランとの関係強化及びイランと地域・国際社会との信頼構築の促進支援の具体的な取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 国際社会と協力しつつ、イランの核問題の最終合意の着実な履行を支援する政策を追求することが重要である。
中期目標	—	イランの核問題の最終合意の着実な履行を支援し、伝統的な二国間関係を一層強化するとともに、イランの地域・国際社会との信頼構築を支援する。	
4 中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定的な移行に向けた自助努力への支援			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
年度目標	28年度	1 平成28年3月までに総額約16.1億ドルのシリア・イラク及び周辺国支援を実施してきている我が国としては、引き続き、その強みである人道支援を中心に、安保理、国際シリア支援グループ（ISSG）等の場において、国際社会と緊密に連携しながら、シリア情勢の改善及び安定のために取り組んで行く。具体的には、特定の集団が疎外され過激化することを防ぎ、かつ、シリア周辺国の負担を緩和しつつ、シリア人に将来の復興への希望を与えることができるよう、平成28年2月に開催されたシリア危機に関する支援会合で表明した約3.5億ドルの支援を始めとする支援を着実に実施する。 2 北アフリカについては、地域の安定化のため、治安対策強化に資する支援や人材育成、各国の社会経済改革等、過激主義を生み出さない社会の構築の観点から各国のニーズに添った国内改革に資する支援を実施する。特にチュニジアにおけるG7プロセスについては、日本がG7議長国であることも踏まえ、チュニジア及びマグレブ地域の治安安定に向けて同取組をリードし、同国及び同地域の政治・経済発展の下支えを行っていく。 3 シリアにおける邦人殺害テロ事件やチュニジアにおける銃撃殺害テロ事件に代表される過激主義の台頭や、リビアの不安定化が周辺国の治安に大きな影響を及ぼしていることを踏まえ、情報収集を強化するとともに駐在日本企業の安全確保に注力し、経済関係の維持を図る。	(測定指標の選定理由) いわゆる「アラブの春」の影響を受けた国々については、必ずしも安定的な移行が行われておらず、混乱が続いている。シリアについては、平成24(2012)年6月の「ジュネーブ・コミュニケ」、平成27(2015)年12月の国連安保理決議第2254号を始めとする関連安保理決議に基づく政治的解決が重要。中東・北アフリカ地域の安定は国際社会全体の安定にとって不可欠であり、支援を必要としている各国の事情に応じた支援を行い、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 域内諸国の社会面・経済面等の諸改革及び安定化に向け、左記のような様々な課題に関して、協力関係を進展させることが重要である。
中期目標	—	中東・北アフリカ諸国の社会面・経済面等の諸改革及び安定化に向けた自助努力を支援する。	

5 中東和平実現の取組に係る我が国及び中東和平関係諸国の要人往来数 (我が国及び相手国とも「政務レベル」以上(我が国政府代表は含まず))	年度目標値	中期目標値
	28 年度	—
	6	—
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(測定指標の選定理由) 中東和平の実現に向けた我が国の取組において、イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ、信頼醸成の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 過去5年間の実績値の平均に照らし、これに準じた数の往来を実施することを目安とする。	
6 対パレスチナ支援指標：パレスチナ支援に係るパレスチナ及び我が国を含む関係国との会議数(回廊、東アジア協力、ハイレベル会合等)	年度目標値	中期目標値
	28 年度	—
	4	—
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(測定指標の選定理由) パレスチナ及びパレスチナ支援国との協議により、支援のあり方をさらに検討し、パレスチナ及び関係国の関与促進の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 過去5年間の実績値の平均に照らし、これに準じた数の会合を実施することを目安とする。	
7 (参考指標)対パレスチナ支援指標：年度毎対パレスチナ支援総額(単位：万ドル)		

達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等(注)	関連する測定指標	単位:百万円				行政事業レビュー事業番号
				予算額計 (執行額)			当初予算額	
				25年度	26年度	27年度	28年度	
①中東和平に向けた働きかけ (*)	1 「平和と繁栄の回廊」構想閣僚級会合等の開催 「平和と繁栄の回廊」構想は、平成18年7月に中東諸国を訪問した小泉総理大臣が提唱したもの。本構想は将来のイスラエル・パレスチナ両者の共存共栄に向けた我が国の中東和平推進施策の中でも中心的な取組である。 ODAも活用しつつ、日本に加え、イスラエル、パレスチナ自治政府、ヨルダン間の地域協力を通じて推進する。	1	44	38	34	34	036	
		5	(45)	(36)	(35)			
		6						
		7						
	2 中東和平推進のための信頼醸成措置関連 米国を中心とする国際社会による中東和平実現への努力を後押しするため、これまでの信頼醸成会議の経験を踏まえ、二国間の平和的な共存に向けたイスラエル・パレスチナの対話・協力を進める場を提供することは、わが国の政治的働きかけを強化するためにも極めて重要である。 イスラエル・パレスチナ双方の関係者を我が国に招へいして意見交換を行い、一刻も早い和平合意の実現に向け、両者間の相互の信頼関係を醸成する。	1						
		5						
		6						
		7						
	3 対パレスチナ支援推進関連 国際社会全体にとって長年の懸案である中東和平の実現のため、その重要な構成要素である対パレスチナ支援に関し、我が国として適切な支援を行い、その貢献を対外的に示すために、主要ドナー国が頻繁に開催するパレスチナ支援調整委員会(AHLC)等)に出席して多数の関係者と緊密な意見交換や政策調整を行うほか、日本企業の幹部による	1						
		5						
		6						
		7						

	パレスチナ自治区の視察等を通じてパレスチナとの関係構築を図る。							
	4 中東諸国における外交政策 中東諸国に対する外交政策の企画立案及びその実施の総合調整等を行うため、①在アルジェリア邦人に対するテロ事件やシリアでの邦人人質事件等を受けた中東情勢の実態調査、②中東研究専門誌の購入等のきめ細かい情報収集を通じて、日常的な情報収集・蓄積、流動する国際情勢に機敏に対応し、時宜を得た対応を行うために必要な公開情報の収集、現地調査を行う。	1 5 6 7						
②アフガニスタン復興支援会合 (15 年度)	アフガニスタンの持続的発展を支援し、再びテロの温床としないことは、我が国を含む国際社会全体の安全と繁栄を確保するためにも極めて重要であるとの観点から、アフガニスタンの安定化に資する国際会議を日本で開催し、アフガニスタンの復興に寄与する。	2	5 (1)	20 (14)	10 (0)	14	037	
③中東・北アフリカ地域における親日派・知日派発掘のための交流事業 (27 年度)	中東地域の中核国を中心に、将来活躍が期待される人材を本邦へ招へいし、対日理解促進を図るとともに、親日派・知日派を発掘することで、我が国の外交基盤を拡充する。	4	—	—	10 (7)	12	040	
④中東・北アフリカ諸国の状況の的確な把握	情勢が不安定な中東・北アフリカ諸国のその時々状況を的確に把握することにより、様々な事案に適切に対応し、必要とされる支援につなげることができる。 28年度は、中東・北アフリカ諸国の状況をフォローするとともに、地域の安定と繁栄に向けて我が国として貢献していく。	4	—	—	—	—	—	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野	2 中東諸国との関係の強化
施策の概要	1 中東諸国・イスラム世界との交流・対話を深化させる。 2 自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易を推進する。閣僚級の経済合同委員会等の枠組みを活用した投資・エネルギー分野における経済関係強化を支援する。 3 湾岸協力理事会(GCC) 諸国側の要望に応える形で的人造りに協力する。

測定指標	1 中東・イスラム諸国との交流・対話の深化		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	1 首脳・外相等の要人往来によりハイレベルでの対話の深化を図る。 2 イスラエル・パレスチナ合同青年招へいを実施し、信頼醸成を図る。 3 湾岸地域の信頼醸成・協力促進をテーマに有識者も参加するワークショップを開催し、政策提言を得る。
	中期目標	—	我が国と中東・イスラム諸国との交流・対話を深化させる。 (測定指標の選定理由) 中東外交においては、不安定な情勢への対処や経済的な結びつきの更なる促進のみならず、我が国立場への理解・支援を得るためにも、文化交流や人的交流の拡大も重要である。中東・イスラム諸国との交流・対話の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 各種会合の開催や人的交流の拡大により、中東地域との相互理解を深化させていくことが重要である。
	2 自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易の推進、投資・エネルギー分野における経済関係強化		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	(測定指標の選定理由) 中東諸国との経済関係強化等、重層的な関係の構築は日本企業の各種プロジェクト受注、中東地域への進出にとって重要であり、経済関係の中長期的な強化に向けた各種の取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) エネルギーの確保の観点から、中東・イスラム諸国との経済関係を、各種経済案件等を通じ中長期的視点で強化することが重要である。
	中期目標	—	1 日・トルコ EPA、日・トルコ社会保障協定は実質合意に向け交渉を継続する。その他各種経済条約の締結に向け交渉を促進する。平成 27 年 12 月に実質合意を迎えた日・イスラエル投資協定については、早期署名及び締結に向けて、留保表(各締約国の一定の措置又は分野について協定の義務の適用を留保するもの)の作成を含め必要な作業を進めていく。 2 日・GCC・FTA の交渉再開に向け、要人往来の機会等を捉え、引き続き GCC 側への働きかけを行う。 各種経済条約の締結に向け交渉を促進する。
	3 中東地域産油国(特に GCC 諸国)との経済関係強化に向けての各種協議・事業の実施		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	(測定指標の選定理由) 1 湾岸諸国(GCC 諸国) (1)各国との各種協議の開催、日・GCC 戦略対話行動計画に基づく経済分野での各種専門家会合開催やミッションの相互派遣等を年度内に着実に実施していく。 (2)同地域において、人材育成分野の協力を拡充する。 (3)要人往来の機会等をとらえ、東日本大震災を受けた日本産食品の輸入に対する規制の緩和・撤廃に向けた協議、大型インフラの輸出促進等の働きかけを継続していく。 2 イラク 日本企業の進出に支障となっている各種規制の撤廃、行政手続きの円滑化等をイラク政府に申し入れる等、日本企業のイラク進出を側面支援する。また、毎年イラク大が調整・準備等で協力しているバグダッド国際見本市への日本企業参加等を通じて、両国経済関係の強化を図る。 (1)各国との各種協議の開催、日・GCC 戦略対話行動計画に基づく経済分野での各種専門家会合開催は、政策対話の枠組として継続的な重要性を有する。 (2)同地域において、人材育成分野の協力を拡充することは、先方政府において政策立案に関与する層との信頼関係を構築する上で重要である。 (3)東日本大震災を受けた日本産食品の輸入に対する規制の緩和・撤廃に向けた協議実施、大型インフラの輸出促進等については、これまでの成果を引き継ぎ、引き続き実施していくことが重要である。

中期目標	—	1 湾岸諸国(GCC 諸国) エネルギー分野を超えた経済の幅広い分野で、互恵関係を強化する。 2 イラク イラクとの経済関係の強化を図る。	2 イラク 日イラク経済関係の強化によって、イラクにおけるビジネス環境の改善や日本企業の進出を支援していくことが重要であり、こうした取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) GCC 諸国やイラクとの二国間の経済関係を各種協議の実施や経済ミッションの派遣等の取組を通じ深化させていくことが重要である。
4 中東諸国との関係強化に係る事業実施数(中東和平青年招へい、イスラム世界との未来対話会合、日本・アラブ経済フォーラム等)		年度目標値 28 年度 5	中期目標値 — —
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(測定指標の選定理由) 我が国と中東諸国との関係強化のための、経済的フォーラム等を通じた経済関係の深化や、青年招へい事業等を通じた国民レベルの交流など、多局面におけるアプローチの実績を測ることが施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 過去5年間の実績に照らし、これに準じた数の各種交流の回数を実施することを目安とする。		
5 中東諸国との関係強化に係る要人往来数(我が国及び相手国とも「政務」レベル以上(我が国政府代表は含まず))		年度目標値 28 年度 30	中期目標値 — —
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(測定指標の選定理由) 中東諸国との関係強化に係る要人往来の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 近年の実績に照らし、これに準じた数の要人往来を実施することを目安とする。		
6 経済条約の締結数		年度目標値 28 年度 2	中期目標値 — —
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(測定指標の選定理由) 民間企業の要望に応え、これまでも積極的に投資協定及び租税条約等の経済条約の締結に向けて取り組んでおり、経済条約の締結実績を測定することは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 28 年度は協定本文につき実質合意済みの日・イスラエル投資協定、第 190 回通常国会へ提出予定の日・オマーン投資協定の締結を目指すことが重要である。		

達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等(注)	関連する測定指標	単位:百万円				行政事業レビュー事業番号
				予算額計 (執行額)			当初予算額	
				25年度	26年度	27年度	28年度	
①中東地域諸国との関係強化 (*)	1 中東諸国における経済外交推進 中東地域各国との間で経済外交を進めることは、我が国と同地域の経済外関係の強化につながり、ひいては同地域の安定のための支援にも資する。 日・トルコEPA等種々の経済条約の締結に向けた取組を継続するとともに、開始された日・トルコ社会保障協定締結交渉等に引き続き取り組む。	2 6	47 (20)	41 (28)	35 (24)	39	038	
	2 イスラム世界との新時代パートナーシップ構築セミナー(未来対話) 新たに「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の登場、イラク核問題を巡る5+1との基本合意の形成、ホーシー	1 3 4						

	派によるイエメン国内紛争の激化、サウジのサルマン体制の確立と内政及び外交面での変化湾岸地域の安全保障の状況は新たな段階に差し掛かっている。我が国としても、これらの変化が湾岸諸国の安定性を含めどのような影響をもたらすかについての的確な分析を行う上で、セミナーを開催しこれらの諸国との意見交換を通じ、湾岸諸国自身の地域安全保障に関する認識を包括的に把握していく。						
	3 GCC諸国との経済連携関連 我が国は現在、資源国との関係を重視する政策を採用しており、石油及び天然ガスの産出国であるGCC諸国資源国と積極的に経済条約の交渉・締結を進める。	2 3 6					
	4 アラブ連盟との対話強化 平成25年9月の国連総会マージンにおいて、岸田外務大臣とエルアラビー・アラブ連盟事務総長が日アラブ協力メカニズム設立のMOC(覚書)に署名し、政治対話、経済交流、文化・教育協力の3つの側面から日アラブ協力をより広げていく方針を示した。これを受けて、日アラブ連盟協議や日・マグレブ閣僚懇談会の開催等により中東和平問題やシリア問題等の中東地域情勢に積極的な役割を果たすアラブ連盟及びアラブ連盟に所属する各国やアラブ諸国との間で対話を強化し、関連指標の目標を達成する(アラブ連盟との共催で第2回日本・アラブ経済フォーラムを開催した際、マグレブ諸国との間で日・マグレブ閣僚級懇談会を実施し、今後も継続していくこととした経緯あり)。	1 4 5					
②日・トルコ 科学技術大 学設立関連 経費 (27年度)	将来的に国際色豊かな教職員及び学生、多くの高機能を備えた設備等から構成される科学技術を中心とした高い教育水準レベルを提供しうるグローバルスタンダードな大学をトルコ国内に設置し、将来のトルコ国内において活躍する専門家の排出に向け、組織運営や学術的コンテンツを検討するための合同委員会を開催する。	1 4 5	—	—	12 (7)	9	039

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

施策Ⅰ-6 アフリカ地域外交

平成 28 年度事前分析表

(外務省 28-I-6)

施策名	アフリカ地域外交	担当部局名	アフリカ部		
施策目標	アフリカ開発の促進、アフリカ地域外交を通じた国際社会での我が国のリーダーシップの強化、及びアフリカとの二国間・多国間での協力関係の強化を推進する。このため、以下を達成する。 1 アフリカの成長・開発に関する TICAD プロセス等を推進する。 2 アフリカとの対話・交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報を推進する。	目標設定の考え方・根拠	アフリカは、豊富な資源と増大する人口を背景に高い経済成長を遂げ、輸入先、市場及び製造拠点として高い潜在性を有することから、国際社会の注目を集め、経済面における重要性を増している。また、アフリカ 54 か国との友好関係は、国際場裏における日本への支持獲得という政治的側面からも重要である。 一方で、同地域は、政治的混乱、テロといった安全保障上の脅威、貧困や感染症といった開発課題を抱える。これら不安定要因の克服に貢献することは、アフリカの安定のみならず国際社会全体の安定の観点からも重要であり、さらに、我が国が国際社会の信頼を獲得することにもつながる。 1993 年に日本が立ち上げたアフリカの開発に関する国際フォーラムであるアフリカ開発会議（TICAD）は、日本の対アフリカ外交の重要な柱であり、首脳会合、閣僚級のフォローアップ会合等を通じて、アフリカ開発に関する議論を幅広く行い、着実な成果を生んできた。この TICAD のプロセスを推進することで、アフリカの成長・開発に貢献する。 また、広範な分野・レベルでの人的交流を積極的に推進しアフリカとの友好関係を促進するとともに、アフリカの成長・開発に貢献してきた日本の対アフリカ政策に関する我が国及びアフリカ諸国国民の関心及び理解を深めることで、外交基盤の強化及び国際社会での一層の信頼の獲得につなげる。 ・第190回国会施政方針演説（平成28年1月22日） ・第190回国会外交演説（平成28年1月22日）		
		政策体系上の位置付け	地域別外交	政策評価実施予定時期	平成 29 年 8 月

(注) 本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連各個別分野の該当欄に記入した。

個別分野	1 TICAD プロセス、多国間枠組み等を通じたアフリカ開発の推進
施策の概要	1 TICAD V「横浜行動計画 2013-2017」を引き続き実施する。また、TICAD VIを成功裏に開催する。 2 G 7 及びアジア諸国等と連携し、アフリカ開発に向けた取組を進める。 3 アフリカ諸国の状況に応じた支援を実施する。

測定指標	1 TICAD プロセスの推進		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28 年度 1 TICAD Vの成果文書に基づき、経済成長の促進、インフラ整備・能力強化の促進等の各分野で、TICAD Vで表明したアフリカ支援策(平成 25 年-平成 29 年(暦年))で ODA1.4 兆円を含む最大約 3.2 兆円の官民の取組)を関係機関と協力し確実に実施する。 2 TICAD 閣僚会合等の関連会合の開催及び進捗報告書の作成により TICAD V フォローアップを行う。 3 TICAD VIにおいて、共催者、他ドナー諸国、国際機関及び NGO 等を含む国際社会の具体的な対アフリカ政策をとりまとめた成果文書の策定及び成果文書に基づく支援策の着実な履行を目指す。	(測定指標の選定理由) TICAD V 及び TICAD VIの成果文書は、アフリカと日本を含む国際社会による TICAD プロセスにおける具体的取組を達成期限とともに示すロードマップである。同文書に盛り込まれた事項の履行状況を測定することは、施策の進捗を把握する上で有益である。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) TICAD 首脳会合の成果文書及び我が国支援策を確実に履行するとともに、その履行状況について閣僚級を始めとする様々なレベルでフォローアップを行うことは、アフリカ開発の効果的かつ着実な実施につながる。
	中期目標	—	TICAD プロセスを通じ、アフリカの成長及び開発を効果的に後押しするとともに、アフリカ各国との協力関係を強化し、ひいては国際社会での我が国のリーダーシップを強化する。
	2 対アフリカ協力における関連諸国との協調の推進		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28 年度 1 伊勢志摩サミットをはじめとする G 7 関連会合では議長国として、またその他のフォーラムにも積極的に参加し、国際社会のアフリカ開発及びアフリカの平和と安定に向けた議論をリードし、我が国の対アフリカ外交と国際社会のアフリカへの取組の連携を図る。 2 仏、英、米、アジア諸国等の関連諸国との政策協議や意見交換を積極的に実施することにより、各国と協力してアフリカ開発を効果的に推進する。	(測定指標の選定理由) 関連諸国との政策の連携は、アフリカについて議論する国際的なフォーラムへの参加、関連諸国との政策協議の実施等によって推進されるため、これらの実績は、対アフリカ協力における関連諸国との協調の進捗を把握する上で有益である。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 関連諸国との協調は、国際社会のアフリカ開発及びアフリカの平和・安定に向けた議論をリードしつつ、我が国の対アフリカ外交と国際社会のアフリカへの取組を連携させ、効果的なアフリカ開発を推進する観点から重要である。
	中期目標	—	新興国を含む他ドナーとの政策協議を積極的に行い、また、G 7 関連会合等の国際的フォーラムに積極的に参加することで、我が国の対アフリカ外交と国際社会のアフリカへの取組の連携を図り、アフリカ開発を効果的に促進する。また、国際社会のアフリカ開発及びアフリカの平和・安定に向けた議論をリードすることで、国際社会での我が国のリーダーシップを強化する。
	3 アフリカの緊急ニーズへの対応		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28 年度 TICAD プロセスを通じた支援を継続するとともに、アフリカにおける以下をはじめとする緊急支援ニーズに迅速に対応する。 1 感染症の流行、自然災害の発生等に起因する緊急の支援ニーズ 2 政情不安、大統領選挙の実施等に関する平和と安定等に向けた緊急の支援ニーズ	(測定指標の選定理由) 継続的な支援に加え、突発的事象に起因する緊急の支援ニーズに応えることは、支援手法として効率的かつ実効的であり、被支援国ごとに異なる支援ニーズを把握し、各国の事情に応じた支援を行うことが、アフリカ諸国への支援の実績・効果を測定する上で有益である。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) アフリカの緊急ニーズに迅速に対応することは、人道的危機の軽減や不安定要因の削減という形でアフリカ開発及び平和と安定に大きく貢献し、ひいては我が国の国際社会での指導力を強化することにつながる。
	中期目標	—	アフリカからの支援ニーズに対する迅速な対応の実績を重ねることにより、人道的危機の軽減や不安定要因の削減という形でアフリカ開発及び平和と安定に貢献し、ひいては我が国の国際社会でのリーダーシップを強化する。

4 (参考指標) 対アフリカ民間直接投資残高 (5か年平均値, 単位: 億ドル)	
---	--

達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等(注)	関連する測定指標	単位: 百万円				行政事業レビュー 事業番号
				予算額計 (執行額)			当初予算額	
				25年度	26年度	27年度	28年度	
	①TICAD プロセス (19 年度)	TICAD Vの「横浜行動計画2013-2017」を着実に実施する。 「TICADフォローアップ・メカニズム」による進捗状況のモニタリングを活用する。 アフリカ諸国, ドナー諸国, 国際機関, 市民社会等から参加を得て, 第6回アフリカ開発会議 (TICADVI) を初めてアフリカ, ケニアで開催する。多くのアフリカ諸国首脳の参加を実現し, 会議を通して日・アフリカ関係発展に寄与する。 上記取組によりTICAD Vの成果を着実に具現化し, アフリカ開発を後押しする。 TICADVIの成果文書を作成し, 我が国支援策を立案する。	1	1,008 (906)	35 (30)	64 (45)	311	042
	②アフリカ諸国との関係強化 (11 年度)	(本個別分野に関連する取組) G7プロセスを始めとする多国間枠組みへの参加, 他の援助国との政策協議を実施する。 上記取組は, 国際社会での我が国のリーダーシップの強化及びアフリカ開発の効果的な推進に寄与する。	2	34 (30)	27 (23)	28 (17)	27	043
	③その時々 のアフリカ の状況の的確な把握	紛争や自然災害等の課題を抱えるアフリカの状況を的確に把握し, 感染症の流行, 自然災害及び大統領選挙の実施等の緊急の支援のニーズ並びに平和と安定等に向けた支援のニーズを把握する。 上記取組を通じ, 適時・適切な支援につなげ, アフリカが抱える脆弱性の克服に貢献する。	3	—	—	—	—	—

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野	2 アフリカとの対話・交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進
施策の概要	1 招へいスキーム及び交流事業等を通じた広範な分野・レベルでの対話・交流により、アフリカとの友好関係を促進する。 2 アフリカ連合（AU）総会、TICAD 関連会合等のマルチ会合や大統領就任式等の行事の機会を捉えた政務の積極的なアフリカ訪問、貿易投資促進官民合同ミッションの実施等を通じ、我が国政治レベルや民間企業関係者等のアフリカ訪問を積極的に実施する。 3 TICADVIIに向け、メディア等を通じた広報活動を展開する。

測定指標	1 アフリカとの対話・交流の推進			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 (測定指標の選定理由) アフリカとの対話・交流の実績を測定することは、アフリカとの協力関係推進のための取組の実績を把握する上で有益である。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) アフリカとの協力関係を維持・深化させていくためには、我が国の対アフリカ外交のみならず、我が国の、歴史や文化、社会についてもアフリカ側の理解を深め、我が国に対する好感と信頼を培っていく必要がある。左記目標の達成は、幅広い分野・レベルでの対話・交流を促進させ、我が国に対する理解と信頼を高めるとともに、アフリカとの二国間・多国間での協力関係を維持・深化させる上で不可欠である。
	年度目標	28年度	1 アフリカ諸国との二国間・多国間での協力関係を推進するため以下を実施する。 (1)アフリカ諸国の元首や外相、その他閣僚や事務方ハイレベル等の招へい及び我が国要人との会談を実現する。 (2)アフリカ連合(AU)総会、TICAD関連会合等の国際会議や大統領就任式等の行事等の機会を捉えた政務レベルの積極的なアフリカ訪問により各国要人との会談を実現する。 2 貿易投資促進官民合同ミッションの実施等を通じ、民間企業によるアフリカとの貿易・投資分野の関係促進を積極的に支援する。 3 文化・人的交流の一環として、在外公館主催の一般参加型イベント等、特定分野、レベルに限定しない交流機会を設ける。	
	中期目標	—	アフリカとの対話・交流を、幅広い分野・レベルにおいて活発化することで、我が国に対する理解と信頼を高め、アフリカとの二国間・多国間での協力関係を維持・深化させる。	
	2 我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進			
	年度目標	28年度	1 アフリカ地域の現状や日本とアフリカの関係、TICAD等について分かりやすく紹介したパンフレット「日本とアフリカ」のアフリカ開発関係者及び関係機関への配布及びインターネット上での広報の活発化などを通じて、我が国国民のアフリカへの理解及び関心の増進に向けた広報活動を実施する。 2 外国メディアへの広告掲載やメディア関係者の招へい、及び、我が国要人のアフリカ訪問、アフリカにおけるTICADVI関連会合の開催、経済協力案件の実施等の機会を捉え、アフリカ各国の政府関係者を含むアフリカ開発関係者に対し、我が国の対アフリカ政策に関する広報活動を実施する。	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 (測定指標の選定理由) 我が国の対アフリカ政策に関する我が国及びアフリカ諸国国民の理解及び関心を増進するための取組を測ることは、対アフリカ外交を推進するための基盤である国民の理解の深化及び国際社会における信頼の獲得の進捗を把握する上で有益である。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 現状では日本国内においてアフリカへの関心は高いとはいえないため、アフリカの現状に関する正確な理解を促しつつ、アフリカと我が国の対アフリカ外交への関心を高めることが必要である。資料の積極的な配布及びインターネット上での広報は、国内におけるアフリカへの関心度合いを高めるための重要な取組であるため。 また、外国メディアを活用した我が国の対アフリカ政策に関する広報活動の実施は、アフリカ諸国の我が国政策への理解を深め、アフリカとの協力関係を強化する上で重要である。同時に、国際社会での我が国の開発協力政策への評価を高め、我が国の対アフリカ政策を円滑に実施するために不可欠である。
	中期目標	—	活発な広報活動を通じ、我が国の対アフリカ政策に関する国内での支持基盤の強化を行うとともに、我が国及びアフリカ諸国国民、並びに国際社会の理解・関心を一層増進し、アフリカとの協力関係の強化につなげる。	

達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等(注)	関連 する 測定	単位:百万円		行政 事業 レビ
				予算額計 (執行額)	当初 予算	

段		指標				額	ユー 事業 番号
			25年 度	26年 度	27年 度	28年 度	
① アフリカ 諸国との関 係強化 (11年度)	(本個別分野に関連する取組) 首脳級を始めとする各種人的往来を実施するとともに、ア フリカ関連のTICAD関連会合や経済関連フォーラムを開催す る。 これらの取組により、日・アフリカ間の人的ネットワーク を拡充し、同時に、アフリカ側の対日理解を促進するととも に、我が国民間や国民のアフリカに対する関心を増進する。	1 2	34 (30)	27 (23)	28 (17)	27	043 (再 掲)
② 我が国政 治レベルや 民間企業関 係者等のア フリカ訪問 の積極的な 実施	我が国政治レベルや民間企業関係者等のアフリカ訪問を 積極的に実施する。また、外務省政務レベルを団長とした官 民合同ミッションをアフリカ諸国に派遣し、我が国民間企業 関係者とアフリカ各国政府関係者の交流を行う。 こうした取組を通じて、日・アフリカ間の相互理解促進・ 関係強化を行うとともに、日本側、アフリカ側の双方におい て日・アフリカ関係の重要性についての理解を深める。	1	—	—	—	—	—

(注) 各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

基本目標Ⅱ 分野別外交

施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組

平成 28 年度事前分析表

(外務省 28-Ⅱ-1)

施策名	国際の平和と安定に対する取組	担当部局名	総合外交政策局		
施策目標	国際の平和と安定に寄与し、我が国の安全と繁栄の確保に資するため、以下を達成する。 1 有識者との意見交換及び研究の成果を取り込みつつ、中長期的な外交政策を立案・発信する。 2 アジア太平洋地域の平和と安定を確保するとともに、海上の安全を確保する。 3 国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に積極的な貢献を行う。また、それを実現するため、法制度も含めた国内基盤を整備・強化する。 4 国際テロ対策に貢献するとともに、国境を越える組織犯罪への対処のための国際的な連携・協力を強化する。 5 宇宙空間の安全と宇宙活動の長期的持続可能性を確保する。また、各国政府との国際宇宙協力を推進する。 6 国連を始めとする国際機関において我が国の地位を向上させるとともに、我が国の国益と国際社会共通の利益に資する望ましい国連の実現に貢献する。 7 国際社会における人権・民主主義を保護し、促進する。 8 女性の権利の保護・促進に向けた国際的な連携・協力を推進する。 9 大量破壊兵器、ミサイル及び通常兵器に関する軍縮・不拡散への取組を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全を確保する。 10 IAEA 等の国際機関及び関係国間との共同取組を通じ、原子力安全・核セキュリティを強化するとともに原子力の平和的利用を確保し推進する。 11 我が国の国際社会での科学技術の取組を強化し、また、我が国の優れた科学技術を二国間及び多国間関係の増進に活用する。	目標設定の考え方・根拠	我が国の安全と繁栄の確保は政府の最も重要な責務であり、この責務を果たすには、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、国際社会の平和と安定の確保にこれまで以上に積極的に寄与していくことが不可欠である。		
		政策体系上の位置付け	分野別外交	政策評価実施予定時期	平成 30 年 8 月

(注) 本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連各個別分野の該当欄に記入した。

個別分野		1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信	
施策の概要		1 補助金事業，研究会の実施等を通じて外部有識者及びシンクタンクと連携を強化する。 2 外務大臣の政策スピーチや外交青書を通じて中長期的・戦略的外交政策の対外発信を行う。	

測定指標	1 補助金事業，研究会の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携強化		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度 1 外交政策の企画立案に役立てるため，平成27年度からの継続事業として，国内シンクタンクの育成強化の観点も含め，「国際秩序動揺期における米中の動勢と米中関係」，「安全保障政策のリアリティ・チェック」，「インド太平洋における法の支配の課題と海洋安全保障」，「ポスト TPP におけるアジア太平洋の経済秩序の新展開」等の調査研究・政策提言事業への補助等を通じて有益な情報を収集する。 2 平成28年度は，政策企画室長主催による，外部有識者8名をコアメンバーとする研究会を立ち上げ，「新国際秩序形成に向けた日本の外交的関与のあり方」について総論の議論を行うほか，同研究会に付随する形で，個別の地域・テーマに焦点を当てた複数の分科会を開催し，その結果を総論の議論へと集約させていく計画である。なお，分科会には，地域・テーマに応じたゲストスピーカーを招いた上で報告を依頼することにより，外部有識者ともより広範な連携をはかっていく。	(測定指標の選定理由) 国際の平和と安定に寄与し，我が国の安全と繁栄の確保に資するためには，中長期的かつ総合的な外交政策を企画立案する機能を外部有識者やシンクタンクの協力も得つつ強化することが必要であり，その実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 「国際秩序動揺期における米中の動勢と米中関係」，「安全保障政策のリアリティ・チェック」，「インド太平洋における法の支配の課題と海洋安全保障」等の事業を通じた左記目標の達成は，中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案を強化していく上で重要である。 また，日本が安全保障上及び経済上の国益を確保し，自由，民主主義，法の支配，人権といった普遍的価値に基づき，日本にとって望ましい国際秩序を維持・発展させていくため，国際情勢の変化を冷静に把握し，その変化に対応しながら，戦略的に外交を展開していく必要がある。同観点からも国際情勢等を専門とする有識者が複数参加する研究会を実施し，様々な見地から議論を行い，その分析・検討結果を外交政策の策定過程に反映させていくことは極めて重要である。
	中期目標	—	
	2 中長期的・戦略的外交政策の対外発信の強化		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度 1 国会での外務大臣の外交演説等を通じ，中長期的な視点に立った戦略的な発信を行い，外交政策の効果的な推進を図る。 2 外交青書については，以下により対外発信を強化する。 (1)効果的な図表や写真の活用，特集・コラムの掲載増を通じてより分かりやすい内容となるよう配慮した編集に重点を置く。 (2)英語全訳版を作成・公表することにより，対外発信を更に強化する。 (3)ホームページ上にリンクを付すなどし，利用者の利便性を向上させる。	(測定指標の選定理由) 外交政策の対外発信は，国民に対する説明責任を果たし，国内外からの理解と信頼の下で外交政策を強力に推進するために重要であり，その実績を測ることは，施策の進捗を把握する上で有益である。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 外務大臣の演説では，中長期的な視点に立った戦略的な発信に，また，外交青書については，国民にも分かりやすい内容とし，さらに英語全訳版を作成・公表することが，外交政策の対外発信を強化する上で重要である。
	中期目標	—	
	3 (参考指標) 調査研究委託，補助金事業及び研究会等の成果として作成・配布された報告書・提言書等の件数		
	4 (参考指標) 民間研究者との研究会の開催回数		
	5 (参考指標) 外交青書の発行部数及びインターネットによるアクセス数 ①日本語版，②英語版，③アクセス数		

6 (参考指標) 米ペンシルバニア大学の「世界のシンクタンク調査」において上位にランクされる日本の研究所の数	
7 (参考指標) 補助金競争率(応募企画数/採択企画数)	

達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等(注)	関連する測定指標	単位: 百万円				行政事業レビュー 事業番号
				予算額計 (執行額)			当初予算額	
				25年度	26年度	27年度	28年度	
	①中長期的及び総合的な外交政策の企画立案(*)	1 補助金事業及び研究会の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携強化 中長期的かつ総合的な外交政策の政策構想能力強化のため、知見の蓄積・共有を目的として、委託調査や会合を実施する。 これら取組による、外部有識者・研究機関との連携強化を通じて、中長期的な外交政策の立案に寄与する。	1	30 (25)	28 (24)	32 (26)	40	044
		2 中長期的・戦略的外交政策の対外発信 大臣等によるスピーチ実施や分かりやすい外交青書の作成など外交政策の効果的な対外発信事業を実施する。 これらの取組により、中長期的・戦略的外交政策の推進に寄与する。	2					
	②外交・安全保障関係調査研究事業費(25年度)	外交・安全保障に関する我が国の調査研究機関の活動を支援し、国内の外交・安全保障シンクタンクの情報収集・分析・発信・政策提言能力を高める。 上記取組を通じて日本の総合力を結集した全員参加型的外交を促進し、以て我が国の国益の更なる増進を図る。	1 2	480 (419)	481 (445)	732 (647)	681	045
	③国際共同研究支援事業費(28年度)	我が国の民間研究機関が主体となり、世界各国の研究者が参加する形で世界や地域の歴史について研究を行い、近現代の歴史を俯瞰し、またその成果を発信・共有することを支援する。 こうした取組を通じて、世界及び地域の歴史に関する研究・議論に際して世界各国の民間の研究者が参加する形で、アカデミックな知識に基づいて研究を行い、良質な議論を継続的に行っていく土壌を整備し、以て我が国の中長期的な外交政策に資する、国際社会の相互理解の深化を図る。	1 2	—	—	—	35	新 28- 01

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野	2 日本の安全保障に係る基本的な外交政策
施策の概要	1 アジア太平洋地域及び国社社会の平和と安定を確保するため、ASEAN 地域フォーラム (ARF) 及びミュンヘン安全保障会議等の機会を活用する。また、二国間対話の実施や民間レベル (トラック 2) の枠組みへの参加など、安全保障分野における協力関係を進展させるよう努める。さらに、これらを含む様々な機会を通じて、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」及び「平和安全法制」を含む我が国の安全保障政策を積極的に発信し、理解促進とともに信頼醸成を図る。 2 日本国民の生命及び財産の保護、海上輸送の安全確保のために、ソマリア沖・アデン湾海賊問題及びアジア海賊・武装強盗問題に対する取組を行う。 3 北極への国際的関心が高まる中、我が国が持つ北極に係る科学的知見を発信しつつ、二国間・多国間での協力関係強化を通じ、我が国として北極を巡る国際的秩序形成に積極的に参画する。

測定指標	1 ARF や各国との安保対話を通じた地域安全保障の促進	測定指標の選定理由及び目標 (水準・目標年度) の設定の根拠
	1 ARF 閣僚会合を始めとする ARF 関連会合等に積極的に参加し、地域の信頼醸成及び各国間の理解・協力の促進に貢献すべくイニシアティブを発揮する。 (1) ARF 海上安全保障 ISM (会期間会合) の共同議長国 (平成 26 年 8 月～平成 29 年夏) として、引き続き同 ISM のワークプラン改定及び実施を主導し、関連会合の開催等を通じ、海上安全保障分野での地域の信頼醸成や予防外交を促進する。 (2) 災害救援 ISM の共同議長国 (平成 25 年 7 月～平成 28 年夏) として、災害救援に関する地域協力の議論を議長サマリーとしてまとめ、平成 28 年夏以降の共同議長国に引き継ぐ。 (3) サイバーや宇宙といった新たな分野においてもイニシアティブを発揮していく。 2 ミュンヘン安全保障会議、アジア安全保障会議 (シャングリラ・ダイアログ)、アジア太平洋安全保障協力会議 (CSCAP) 等の安全保障や防衛分野の国際会議への参加を積極的に行う。 3 各国との二国間の安全保障対話を通じて、活発に意見交換を行い、信頼醸成を促進するとともに、「平和安全法制」施行も踏まえつつ、協力を強化する。 4 防衛装備移転三原則に基づき、具体的案件の特定等、各国との防衛装備協力を促進する。 5 上記を含む様々な機会を捉え、アジア・太平洋地域の各国をはじめとする関係国と連携しつつ、法の支配の尊重など我が国の立場を主張していくとともに、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」及び「平和安全法制」を含む我が国の安全保障政策を、透明性をもって説明し、我が国の立場の理解確保に努め、信頼醸成をはかる。また、安全保障分野における具体的な協力を推進する。 6 六者会合のトラック 1.5 である北東アジア協力対話 (NEACD) に参加し、六者会合に係る情報・意見交換、実務者レベルの意思疎通及び情勢の安定化や我が国の考え方についての理解促進を図る。 7 サイバー安全保障に関する国際会議への対応・二国間協議の実施等を通じ、サイバー空間における法の支配の強化、信頼醸成及び能力構築支援に取り組む。	(測定指標の選定理由) ARF を始めとする国際会議や各国との安保対話を通じた地域及び国際社会の安全保障の促進に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標 (水準・目標年度) 設定の根拠) アジア太平洋地域及び国際社会の平和と安定を確保するためには、ARF 閣僚会合を始めとする ARF 関連会合等への参加を通じて、関係各国との信頼醸成を促進し、協力関係を強化するとともに、各国との二国間の安保対話や安全保障・防衛分野の国際会議等へ積極的に参加することにより、地域及び国際社会の平和と安定のための基盤となる信頼醸成を促進することが不可欠である。
	年度目標 28 年度	
中期目標	— 平成 27 年に成立した「平和安全法制」も踏まえた取組の下、アジア太平洋地域及び国際社会の平和と安全を確保し、国民の生命・財産を守る。	
	2 ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における民間船舶の安全な航行の確保	測定指標の選定理由及び目標 (水準・目標年度) の設定の根拠

年度目標	28年度	1 ソマリア沖・アデン湾の海賊対策については、以下のとおり海賊対処法に基づく海賊対処行動を含む多層的な海賊対策の取組を継続する。 (1) 我が国自衛隊による海賊対処行動の継続に必要な支援、諸外国との協力体制の構築、周辺国への海上保安能力向上支援のさらなる強化等を実施する。 (2) ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ及びその作業部会会合に参加し、我が国の立場が国際社会における議論に反映されるよう努めるとともに、作業部会共同議長としての役割を果たしながら、ソマリア海賊対策に貢献する。 2 アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)情報共有センターによる迅速で効果的な情報共有の強化、関係国・機関との連携強化を通じてアジア海域における民間船舶の安全な航行を確保する。	(測定指標の選定理由) ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における民間船舶の安全な航行の確保に関し、実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 我が国は、海に囲まれ、かつ、主要な資源の大部分を輸入に依存するなど外国貿易の重要度が高く、船舶航行の安全確保は日本の経済社会及び国民生活にとって死活的に重要である。とりわけ、日本関係船舶の主要航路の一つであるソマリア沖・アデン湾及びマラッカ・シンガポール海峡、南シナ海などのアジア海域における海賊・海上武装強盗対策は、我が国のみならず、地域及び国際社会全体の課題であり、多国間協力による対応が不可欠である。このため、今後も継続的に、我が国自衛隊による海賊対処活動への支援、諸外国との協力体制の構築、迅速で効果的な情報共有の促進、周辺国への海上保安能力向上支援等を強化していくことが重要である。
	中期目標	ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における民間船舶の安全な航行を確保する。	
	3 北極を巡る国際秩序形成への参画		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	28年度	1 我が国として北極に関する国際的な意思決定やルール策定に適切に関与していく必要があることから、北極評議会の活動に対して一層貢献するとともに、その他の北極関連会合の場(北極サークル、北極フロンティア等)における国際的な議論に積極的に参画していく。 2 これと並行して、北極圏諸国を含む関係国との二国間での協力を引き続き強化し、北極をめぐる議論においてプレゼンスを高めることを目指す。	(測定指標の選定理由) 北極評議会をはじめとする北極関連会合への参加や北極圏国等との対話を通じた北極協力推進に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 北極海における環境変化に伴い、航路の開通、資源開発等の様々な可能性の広がりが予測されている一方、このことによる環境への影響や、国家間の新たな摩擦の原因となる恐れも否定できない。海洋国家である我が国としては、国際公共財である海の一部である北極海を巡る様々な取組が、国際的なルールの下で各国の協力に基づき行われることが重要であり、国際的な議論に積極的に参画していく必要がある。
中期目標		二国間及び多国間での国際協力強化を通じ、近年国際的な関心が高まっている北極を巡る国際秩序形成への関与を拡大する。	
4 ARF 関連会合への我が国の出席率		年度目標値	中期目標値
		28年度	—
		80%	—
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(測定指標の選定理由) ARF を通じた各国との信頼醸成の促進や協力関係の深化という目標を実現するに当たって、ARF 関連会合への出席率という指標を用いることは、施策の進捗を定量的に把握する上で、一定の意義があるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) ARF における日本のプレゼンスを維持することが重要であり、過去3年間の実績値の平均を目安として目標値を設定した。		

達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等(注)	関連する測定指標	単位:百万円				行政事業レビュー 事業番号
				予算額計 (執行額)			当初予算額	
				25年度	26年度	27年度	28年度	
①安全保障全般に係る外交政策立	ASEAN地域フォーラム(ARF)の枠組みで優先的に議論が行われている4つの分野(テロ対策及び国境を越える犯罪対策、災害救援、不拡散及び軍縮、海上安全保障)等における		14	27 (19)	26 (17)	22 (16)	17	046

案 (*)	協力を推進するため、ARF下位機関会合に積極的に参加する。また、安全保障に関する民間レベルの対話の枠組みを積極的に活用する。さらに、各国との信頼醸成及び協力を推進するため、二国間対話を実施する。 各国の政治・経済体制及び安全保障観の多様性が特徴であるアジア太平洋地域においては、米国の存在と関与を前提としつつ、これらの取組により種々の二国間・多国間の対話の枠組みを重層的に活用していくことで地域の平和と安定の確保に寄与していく。						
②海賊対策等の検討・実施を通じた海上安全保障の促進に関する事業 (21年度)	ソマリア沖・アデン湾の海賊対策に適切に対処するため、海賊対処行動を継続し、ソマリア沖周辺国の海上防衛力向上の支援などの多層的な取組を継続する。 ソマリア沖・アデン湾における海賊問題に的確に対処するためには、喫緊の課題への対応として海上自衛隊の護衛艦による護衛活動及びP-3C哨戒機による警戒監視活動等の海賊対処行動及び長期的には、ソマリア周辺国の海上保安能力向上への支援により、これら海域の安全航行確保に寄与する。 アジアにおける海上犯罪の多くは、沿岸国領海内で発生する海上武装強盗であるため、沿岸国への海上法執行能力向上のための支援を引き続き実施する。また、アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)については、事務局長、事務局長補の派遣や財政支援を通じて情報共有センターによる海賊・海上武装強盗関連情報の収集・分析・共有活動や能力構築事業を支援する。	2	—	—	—		—
③領土保全対策関連事業 (25年度) (関連：Ⅱ－3)	領土保全の問題を含む安全保障や外交政策を議論するために世界各地で開催される代表的な国際会議において、我が国の立場を適切に発信するべく然るべき政府関係者及び有識者を出席させる。 こうした取組は、これらの会議に出席する各国の有識者等の我が国の政策に対する理解の促進に寄与する。	1	354 (252)	215 (160)	48 (46)	39	086 (再掲)
④サイバー政策専門員経費 (26年度)	①各国のサイバー戦略、政策、サイバー攻撃等の情勢把握及び分析資料等の作成、②国連等国際機関やNGO等が公表するサイバー関連文書の分析資料等の作成、③サイバー関連技術情報の収集及び分析資料等の作成、④官民連携に関する情報収集や企画、⑤国際会議及び二国間・多国間協議への参加、各国の専門家との意見交換及び記録作成、⑥インターネットガバナンスに関する情報収集や今後のあり方の検討に従事せしめる。 近年、いわゆるサイバー攻撃の高度化・多様化等に伴い、サイバー安全保障に対する国内外の関心がより一層高くなっており、こうした取組は、サイバー空間に関する国際的な規範のあり方や安全保障に関する政策の着実な推進に寄与する。	1	—	3 (3)	3 (1)	3	059
⑤ARFトラック1.5および2関連経費 (27年度)	ARFのトラック1.5及び2に関連し、アジア太平洋安全保障協力会議(CSCAP)の活動に関わる日本国際問題研究所への調査委託、CSCAP総会への参加旅費、CSCAP運営委員会及びARF専門家・賢人会合(EEP会合)等に参加し、地域・国際社会の安全保障環境の安定に向けた我が国の考え方の説明や安全保障分野での取組の紹介を行う。 上記取組は、我が国政策に対する支持獲得に向けた関係国の政府関係者や有識者に対する我が国の考え方の説明や安全保障分野での取組に対する理解の促進に寄与する。	1	—	—	5 (4)	4	048

⑥我が国安全保障政策の理解促進経費 (27年度)	我が国安全保障政策の理解促進に向け、各国のシンクタンク等と連携してシンポジウムやセミナーを開催し、外務省幹部や日本の有識者を派遣せしめ、各国の政府関係者、有識者、メディア関係者等の理解を促進していく事業を展開する。 日本は近年、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」を掲げ、国家安全保障会議の設置、国家安全保障戦略及び新たな防衛大綱の策定、平和安全法制の制定といった具体的な取組を進めており、こうした政策について、関係国に対し透明性を持って丁寧に説明し、十分な理解を得ることが極めて重要である。そのため、本取組は、世界各地で開催される国際会議とは別に、我が国の安全保障政策について適切かつ効果的に発信するものであり、我が国安全保障政策の理解促進に寄与する。	1	—	—	6 (9)	13	047
-----------------------------	--	---	---	---	----------	----	-----

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野	3 国際平和協力の拡充、体制の整備
施策の概要	1 国際社会の平和と安定に向け、自衛隊、警察等と連携しつつ、国連PKO等への派遣を始めとする国際平和協力の推進・拡充を図る。 2 国際平和協力分野における国連を始めとする国際社会の取組・議論に積極的に貢献を行う。 3 国際平和協力分野の人材の裾野を拡充するため、国内基盤の整備・強化を実施する。

測定指標	1 国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進、国際社会の取組・議論への積極的な貢献		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	(測定指標の選定理由) 冷戦終結後、国連PKO等の要員数は増大し、その任務も多様化した。我が国の安全と繁栄のため、国連PKO等への人的貢献等を強化することが必要不可欠である。引き続き、国連PKO等のより効果的かつ効率的な活動の実現等に向けて、国際社会の取組・議論において積極的に貢献することが重要である。また、PKO分野の訓練におけるパートナーシップの拡大は、PKOの効果の向上にとり重要である。さらに、平成28年度は我が国がG7議長国及び安保理非常任理事国をつとめる年であり、国際社会からのより一層の期待に応え、議論をリードすべきであると考え。 以上を踏まえれば、これらの実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 南スーダンの安定と国づくりへの貢献の継続・拡充、国連PKO等に対する協力の在り方についての検討、国連のアフリカ早期展開支援プロジェクトへの協力、国連PKO通信学校・訓練センタープロジェクト等の左記目標の達成は、我が国の国際平和協力を拡充する上で重要である。 ・国家安全保障戦略(平成25年12月17日閣議決定) ・「平和安全法制の成立を踏まえた政府の取組について」閣議決定(平成27年9月19日閣議決定) ・第70回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説(平成27年9月29日) ・「第2回PKOサミット」安倍総理大臣スピーチ(平成27年9月28日) ・第190回国会外交演説(平成28年1月22日)
	中期目標	—	国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に積極的な貢献を行う。
	2 平和構築分野における人材育成		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	(測定指標の選定理由) 国連PKO、国際機関等における文民の役割が飛躍的に増大し、平和維持・構築の現場で活躍できる文民専門家の長期的かつ安定的な育成が必要であり、このため、27年度から開始された平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 左記目標の達成は、国際社会で益々需要が増している平和維持・平和構築分野の文民専門家の育成に資するものであり、我が国の国際平和協力を拡充していく上で重要である。

中期目標	—	国際平和協力分野の人材の裾野を拡大するため、平和構築の現場で活躍できる人材を育成する。	・麻生外務大臣による政策スピーチ「平和構築者の『寺子屋』をつくります」(平成18年8月29日) ・国家安全保障戦略(平成25年12月17日) ・第69回国連総会一般討論における安倍総理大臣演説(平成26年9月25日) ・第1回 PKO サミット安倍総理大臣スピーチ(平成26年9月26日) ・第189回国会外交演説(平成27年2月12日) ・「アジアの平和構築と国民和解、民主化に関するハイレベル・セミナー」における岸田外務大臣の演説(平成27年6月20日) ・第2回PKOサミット安倍総理大臣スピーチ(平成27年9月28日)
3 世論調査における国連平和維持活動(PKO)等への参加に肯定的な回答の割合	年度目標値	中期目標値	
	28年度	—	
	80.0%	80.0%	
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(測定指標の選定理由) 施策を進めるにあたり、国民からの支持と理解を示す回答を測ることが、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 最低限の望ましいラインとして80%を目標値として設定した。		
4 セミナー等の開催回数及び国際平和協力調査員を含む職員の PKO に関する国際会議やセミナー等出席回数	年度目標値	中期目標値	
	28年度	—	
	16	16	
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(測定指標の選定理由) 国際社会の議論への積極的な貢献という取組の度合いを測る指標として、議論の場となるセミナーや国際会議の開催回数及び出席回数を用いることで、知的貢献の進捗をある程度定量的に測定することが可能であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 28年度も国連平和活動の見直しに関するフォローアップのための国際会議等の開催は引き続き予定されており、我が国として優先順位をつけながら会議の場での貢献を維持することを目的に16とする。		

達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等(注)	関連する測定指標	単位: 百万円				行政事業レビュー 事業番号
				予算額計 (執行額)			当初予算額	
				25年度	26年度	27年度	28年度	
①国際平和協力の拡充 (17年度)		国際社会の平和と安定に向けて、国連PKO等への要員派遣を始めとする日本の国際平和協力を推進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に積極的な貢献を行う。また、その実現のための法制度を含む国内基盤を整備・強化する。 国際平和協力の拡充は、測定指標1にある「国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進、国際社会の取組・議論への積極的な貢献」を包含するものであり、当該達成手段の実施は、測定指標1の指標にプラスに働き、また、測定指標4にある「セミナー等の開催回数及び国際平和協力調査員を含む職員のPKOに関する国際会議やセミナー等出席回数」も増加する。その結果として、測定指標3にある「世論調査における国連平和維持活動(PKO)等への参加に肯定的な回答の割合」も増えるものと考えられる。	1 3 4	28 (17)	15 (12)	25 (16)	21	051
②平和構築・開発にお		国際平和協力分野の人材の裾野を広げるため、平和構築の現場で活躍できる人材の発掘・育成・キャリア構築支援を行	2	—	—	133 (115)	131	050

	けるグローバル人材育成事業 (27 年度)	う新事業を開始する。						
--	--------------------------	------------	--	--	--	--	--	--

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野	4 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪対策協力の推進
施策の概要	多様化・複雑化する国際テロ及び国際組織犯罪の防止のために、国際社会の一致した継続的取組が重要であることから、我が国は、①国内対策の強化、②幅広い国際協力の推進、③途上国の対処能力向上支援を基本方針に掲げ、本件に取り組んでいる。具体的には、二国間に加え、グローバル・テロ対策フォーラム(GCTF)やG7、国連等の多国間枠組みも利用し、国際テロ及び国際組織犯罪に対処するための国際的な法的枠組みの強化や、途上国の国際テロ及び国際組織犯罪分野への対処能力向上支援等に取り組む。

測定指標	1 国際的なテロ対策協力の強化		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	1 国際的な法的枠組みにより求められる措置を次のとおり実施する。 (1)テロ関連安保理制裁決議(第1267号、1333号、1373号、2178号(外国人テロ戦闘員問題)、2199号(テロリストによる石油や文化財等の不正取引)等)を関係省庁と緊密に連携し着実に実施する。 (2)安保理決議や国際テロリストの財産凍結法(平成27年10月施行)等に基づく迅速な資産凍結措置を関係省庁と緊密に連携し着実に実施する。 2 多国間・二国間の枠組みを通じたテロ対策協力を次のとおり推進する。 (1)首脳・外相を始めとする高いレベルでのテロ対策に関する緊密な意見交換の実施を維持する。 (2)グローバル・テロ対策フォーラム(GCTF)に積極的に参画する。 (3)G7議長国として、テロ及び組織犯罪対策を協議するG7ローマ・リヨン・グループ会合をリードするとともに、その議論の結果をG7サミットプロセスと結びつけ、成果に反映させていく。また、G7サミットの成果のフォローを行う。 (4)国連との協力強化(国連テロ対策実施タスクフォース(CTITF)、国連テロ対策委員会(CTC)等)を図る。 (5)二国間のテロ対策対話(G7各国、露、ASEAN諸国、日中韓等)を実施する。
	中期目標	—	国際テロに対処するため、国際社会との連携・協力を強化する。 ・第190回国会外交演説(平成28年1月22日) 「昨年のパリ同時多発テロ事件を始め、無辜の市民の命を奪う卑劣なテロは、平和と繁栄という人類共通の価値への挑戦です。昨年12月、外務省に設置された「国際テロ情報収集ユニット」の活動も通じ、政府一丸となって国際テロ対策を強化し、国内外の日本人の安全確保に全力を挙げるとともに、国際社会と連携し、テロとその根底にある暴力的過激主義への対策に一層注力してまいります。」 ・国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定 「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について」(平成27年12月4日) 6テロ対策協力のための国際協力の推進
	2 国際組織犯罪対策における国際協力の進展		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	(測定指標の選定理由) 国際組織犯罪に効果的に対処するためには国際的な連携や協力を強化することが不可欠であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 国際的な連携の強化、人身取引被害者への支援、国際的な薬物対策への支援等の取組は、国際組織犯罪対策における国際協力を進展させる重要な取組であるため。 ・第190回国会外交演説(平成28年1月22日) 「ソマリア沖・アデン湾、アジアにおける海賊対策を通じた海上交通路の安全確保及び宇宙空間、サイバー空間における「法の支配」の実現と強化にも尽力します」
	中期目標	—	国際組織犯罪に対処するため、国際社会との連携・協力を強化する。
3 途上国等に対する能力向上支援の強化			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

年度目標	28年度	1 国連薬物犯罪事務所 (UNODC) に拠出し、各国のテロ対処能力向上支援を行うとともに、薬物密輸や人身取引、サイバー犯罪等の組織犯罪対策に必要な刑事司法能力の向上支援、更には、これら組織犯罪がテロの資金源となることを防ぐための国際的な不正資金対策も実施する。 2 暴力的過激主義対策をテーマとし、東南アジア諸国、中東アフリカ諸国を対象にテロ対策地域協力会合を実施する。 3 ASEAN のテロ・組織犯罪対策における能力向上のため、JAIF 2.0を活用したワークショップ等を実施する。	(測定指標の選定理由) 国際テロに効果的に対処するためには、対処能力が十分でない国への支援が必要不可欠であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) UNODC を通じた支援、UNODC との連携・協力の推進は、対処能力が十分でない国への支援を強化する上で重要であり、また、東南アジア、中東、アフリカを始めとした地域への支援が我が国にとり重要であるため。 ・邦人殺害テロ事件を受けての今後の日本外交(3本柱)(平成27年2月) 1 テロ対策の強化 ・中東・アフリカでのテロ対処能力向上支援 ・国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定 「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について」(平成27年12月4日) 6 テロ対策協力のための国際協力の推進	
	中期目標	—	国際テロ及び国際組織犯罪に対処するための途上国の能力を強化する。	
4 国際テロ・組織犯罪対策に関するワークショップ等参加国数(国際機関は除く。) ①国際テロ・組織犯罪関連条約に関するワークショップ(東南アジア) ②テロ対策アフリカ地域協力会合			年度目標値 28年度 ①4 ②7	中期目標値 ①— ②—
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			(測定指標の選定理由) 国際テロ及び国際組織犯罪に効果的に対処するためには、対処能力が十分でない国への意識啓発等を通じた支援が必要不可欠であり、ワークショップ等への参加国数の測定は、施策の進捗を把握する上で重要である。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 国際テロ・組織犯罪関連条約に関するワークショップの受入枠である4か国、テロ対策地域協力会合の受入枠である7か国を目標値としていく。	

達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等(注)	関連する測定指標	単位: 百万円				行政事業レビュー 事業番号
				予算額計 (執行額)			当初予算額	
				25年度	26年度	27年度	28年度	
	①国際的なテロ対策協力の強化(13年度)	国連のテロ対策関連委員会やG7専門家会合、各種多国間枠組みへの参画及び二国間・地域レベルでの協議を実施する。 これにより、各国の保有する情報・経験の共有を図り、国際的な連携によるテロ対策の強化に寄与する。	1	—	—	—	—	—
	②国際組織犯罪対策における国際協力の進展(16年度)	麻薬委員会や国連犯罪防止刑事司法委員会をはじめとする国際会議への参加、マネーロンダリングの防止・対策に資する情報交換枠組み設定への参画、人身取引に関する政府協議調査団の派遣や国際機関を通じた犯罪防止刑事司法支援・被害者保護事業等を実施する。 これにより、国際組織犯罪対策における国際協力の進展をはかる。	2	—	—	—	—	—
	③国際テロ・組織犯罪関連条約に関するワークショップ開催経費(15年度)	東南アジア諸国を対象とし、テロ組織犯罪対策に関するワークショップを実施する。 こうした取組により、対象国の能力向上支援及び我が国関係者との関係強化を図る。	1 2 3 4	6 (4)	0 (0)	4 (5)	6	052

④テロ対策地域 協力会合開催 (26 年度)	東南アジア・中東アフリカ地域における国際テロ・組織犯罪対策として、地域協力会合を開催する。 同取組は、暴力的過激主義対策や情報交換等の地域協力を促進し、我が国関係者との関係強化に寄与する。	1 2 4	—	20 (14)	17 (11)	14	053
⑤テロ対策専門 員経費 (27 年度)	平成 25 年 1 月のアルジェリアにおけるテロ事件、平成 27 年 2 月のシリアにおける邦人殺害テロ事件、また、欧米地域に広がるテロ事件、外国人テロ戦闘員問題等を受け、国際テロ対策の強化を進める中で、二国間・多国間枠組みにおけるテロ関連情報交換、途上国等のテロ対処能力支援のための他国との調整の機会が増加している。 平成 25 年 12 月に策定された国家安全保障戦略で、国際テロ情勢に関する分析体制の強化や国際テロ対策協力の推進が謳われ、さらに平成 28 年には G 7 及び G 7 ローマ・リヨン・グループ会合(テロ・組織犯罪対策専門家会合)の議長国としてリーダーシップを発揮している。こうした事情を背景に、テロの脅威の分散化・多様化に対応すべく、国際テロ対策協力・支援の検討に、テロ対策の分野ごとの専門的な調査・分析、企画・立案を提供する。 本取組は、我が国のテロ対策関連の施策立案及び実施の促進に寄与する。	1	—	—	4 (0)	3	054

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野	5 宇宙に関する取組の強化
施策の概要	安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため、規範づくりを始めとする国際的な議論に積極的に参画・貢献する。また、宇宙先進国等との各国政府との対話の開催を通じ、各国政府との国際宇宙協力を推進する。これらを通じて、我が国及び国際社会の平和と安定に貢献する。

測定指標	1 宇宙空間における法の支配の実現・強化		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	(測定指標の選定理由) 各国の社会・経済・研究活動が平和目的の宇宙関連技術・宇宙活動から大きな恩恵を受けている中で、近年、宇宙空間の混雑化や宇宙ゴミによる環境悪化が進行しているため、安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するために、国際的なルールづくりとそれを通じた宇宙協力が必要であるところ、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 平成27年12月に宇宙基本計画工程表が改訂されたこと、平成28年4月に新たな宇宙基本計画が閣議決定されたことを踏まえ、同計画及び工程表により即した形で改めて施策を整理した。なお、今後も一年に一回の改訂を予定している。
	中期目標	—	・「宇宙基本計画」(平成28年4月閣議決定)該当部分抜粋(P25) 「i) 宇宙空間における法の支配の実現・強化 ICOCの作成に向けた取組を始めとした国際的なルール作りを一層推進するとともに、国際連合宇宙空間平和利用委員会(COPUOS: Committee on the Peaceful Uses of Outer Space)を始めとした国際会議等の議論に積極的に参加・貢献し、国際社会におけるルール作りに一層大きな役割を果たす。さらに、国際的なルール作りにおいて、ASEAN地域フォーラム(ARF: ASEAN Regional Forum)等の地域協力の枠組みや、二国間及び多国間の政策対話の機会を積極的に活用し、公平性、透明性、互惠性を基本とする我が国の理念や主張を国際社会に浸透させていく。また、各国の宇宙活動の透明性を向上させ、各国との信頼醸成をさらに促進し、誤解や誤算による不測の事態を防止する。」 ・「宇宙基本計画」工程表(平成27年度改訂) 施策45番「宇宙空間における法の支配の実現強化」全体版は下記URLより参照可能。 http://www8.cao.go.jp/space/plan/keikaku.html
	2 諸外国との重層的な協力関係の構築		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	(測定指標の選定理由) 宇宙開発利用は民生・安全保障など多様な分野に関係するとともに、宇宙開発利用に着手する国が増加していること、また、事業の実施には多額の予算が必要であり、他国との協力が不可欠であることから、二国間等での宇宙政策全般に係る意見交換や協力関係を拡大・深化することが重要であるところ、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で

中期目標	—	日米宇宙協力を強化する。また、既に対話等を実施している国との間で更に協力を深化させるとともに、諸外国との宇宙政策に関する政府間・宇宙機関間の対話を促進していく。		有益であるため。 (目標(基準・目標年度)設定の根拠) 平成 27 年 12 月に宇宙基本計画工程表が改訂されたこと、平成 28 年 4 月に新たな宇宙基本計画が閣議決定されたことを踏まえ、同計画及び工程表により即した形で改めて施策を整理した。なお、今後一年に一回の改訂を予定している。 ・「宇宙基本計画」(平成 28 年 4 月閣議決定) 該当部分抜粋 (P25~P26) ii) 国際宇宙協力の強化 「・日米間における安全保障・民生の両分野における宇宙協力を推進するとともに、米国、EU、豪州等との間の宇宙に関する政府間対話を定期的実施する。(以下略)」 ・「宇宙基本計画」工程表(平成 27 年度改訂) 施策 46 番「諸外国との重層的な協力関係の構築」 全体版は下記 URL より参照可能。 http://www8.cao.go.jp/space/plan/keikaku.html	
		3 宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力のための国際会議への出席回数(回)	年度目標値	中期目標値	
			28 年度	—	
			7	—	
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(測定指標の選定理由) 測定指標 1 と同じ。 (目標(水準・目標年度)の設定の根拠) 過去 3 年間の平均的な出席回数の維持を目安とした。				
4 各国政府との宇宙対話の実施回数(回)	年度目標値	中期目標値			
	28 年度	—			
	8	—			
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(測定指標の選定理由) 測定指標 2 と同じ。 (目標(水準・目標年度)の設定の根拠) 宇宙先進国である米国、豪州、EU、仏国との対話を継続し、内容を深めていくため、27 年度と同様の回数の維持を目標とする。				

達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等(注)	関連する測定指標	単位:百万円				行政事業レビュー事業番号
				予算額計 (執行額)			当初予算額	
				25年度	26年度	27年度	28年度	
	①国際連合宇宙空間平和利用委員会(COPUOS) (26年度)	安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため、国連宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)や宇宙空間の活用に関する国際的な規範づくり等に我が国として積極的に参加し、法の支配の実現・強化に役立てる。 本事業を通じて、今後国際的に重要視される規範づくり及び宇宙環境保全に関する取組に貢献し、今後の宇宙ガバナンス構築に我が国が積極的に貢献する。	1 3	—	8 (4)	7 (10)	6	056
	②各国政府との宇宙対話の実施 (*)	米国との民生・安全保障両分野における宇宙政策の戦略的な対話を強化していくとともに、他の先進国との対話を強化する。 宇宙対話を通じて、相互の宇宙政策や、民生分野及び安全保障分野での様々な案件での協力について意見交換を行うことにより、双方の宇宙政策等に関する共通認識を醸成し、	2 4	—	—	—	—	—

		また、個別の協力分野について、更なる協力の推進を政府間で確認する。						
--	--	-----------------------------------	--	--	--	--	--	--

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野	6 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現
施策の概要	11 回目となる日本の安保理非常任理事国就任（平成 28-29 年）を契機に、安保理改革及びその他の国連改革の議論を推進する。また、平成 28 年は日本の国連加盟 60 周年という節目の年を捉え、国連の活動の重要性及び日本の国連を通じた国際貢献について積極的な情報発信や広報活動を行うことで、国内外において、日本の国連外交に対する理解の促進と支持の拡大を図る。同時に、国連等国際機関における日本人職員の増強を目指し、国内体制を強化するとともに、人材育成のために必要な措置をとる。

測定指標	1 安保理改革及びその他の国連改革の進展		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28 年度	(測定指標の選定理由) 1 国連加盟国が 51 カ国から 193 カ国と 4 倍近く増えたにも関わらず、現在の安保理の構成が国連創設時からほとんど変わっていないという現状は、21 世紀の国際社会を反映していないと言える。安保理改革等の国連改革の議論の推進を図り、これらの改革に関する我が国の立場・考え方に対する理解の促進、支持の拡大を図ることは、今日の国際社会を反映した、より正統性を持つ国連を実現するために重要であり、このための取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 2 国連通常予算分担率については加盟国中第 2 位、PKO 予算分担率については加盟国中第 3 位を占める我が国にとって、行財政改革の取組は重要であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 1 28 年度までに安保理改革につき何らかの具体的進展を得ることを目指しており、また、安保理改革が達成されるまでは、できる限り頻繁に安保理非常任理事国として席を占める必要がある。このため、安保理改革に関する我が国の立場・考え方に対する国内外の理解促進、支持の拡大等左記の目標達成が重要である。 ・第 190 回国会外交演説（平成 28 年 1 月 22 日） 「国連加盟 60 周年の本年から 2 年間、加盟国中最多となる 11 回目の安保理非常任理事国を務めます。この機会を通じ、国連との連携を強化し、積極的平和主義の実践として、世界の平和と繁栄のための議論をリードし、日本の考えを世界に発信します。国連 PKO 等への協力を通じ、幅広い課題に積極的に貢献してまいります。国際機関における日本人職員増強にも努めます。 国連が国際社会の現実を反映し、課題によりよく対応できるよう、インド、ドイツ及びブラジルとともにリーダーシップを発揮し安保理改革の推進に努めます。」

			・第 70 回国連総会一般討論演説平成 27 年 9 月 29 日) 「国連創設 70 周年の慶賀すべき年、安保理改革に関わる大きな動きが始まりました。 前会期、関係者、各国の真摯な姿勢は、安保理改革の議論を大いに深めました。そして 2 週間前、私たちは本議場で、満場の拍手によって、今会期に熱意を引き継いだのであります。 この熱意、さらには日本が果たすべき役割への確信をもって、私は、議長ならびに各国との協力のもと、安保理改革を実現し、日本が安保理常任理事国となり、ふさわしい貢献をする道を、追求めてやみません。」 2 我が国の厳しい財政事情にかんがみ、国連通常予算及び PKO 予算を効率的かつ効果的に使用することにより増加抑制を図る必要があるため、行財政改革の目標達成が重要である。
中期目標	—	安保理改革及びその他の国連改革の実現に向けた環境を整備する。	
2 国連の活動及び我が国の国連外交に対する国民の理解と支持の更なる増進			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
年度目標	28 年度	日本の国連加盟 60 周年、11 回目となる日本の安保理非常任理事国入りを最大限活用しつつ、以下の取組を行う。 1 国連の活動に対する国民の理解と支持を一層増進すべく、若者を主たる対象とする参加型のイベントや広報事業を実施する。 2 学生を始め国際機関勤務を希望する方々、また、国連外交に関心のある方々等を対象に国連に関する講演会等を実施する。 3 27 年度作成した、日本と国連の歩みを紹介する動画や写真パネルを活用し、日本の国連を通じた国際貢献について広報を行う。 4 国連の活動の重要性及び日本の国連への貢献をまとめた「日本と国連」パンフレットを、グローバル人材として将来国際社会で活躍することが期待される若者を中心に配布し、広報を行う。 5 外務省ホームページにおける国連関連情報をより一層充実させるとともに、分かりやすいものとする。 6 2030 アジェンダ、安保理改革等をテーマに国連・マルチ外交研究会及び安保理学界ネットワーク会合を開催し、有識者との連携を深める。 7 日本の国連加盟 60 周年を記念するロゴを活用することにより、日本の国連を通じた取り組みを国民に広報する。 8 有識者、プレス関係者、教育機関、国連関連民間団体等と協力し、国連の取組や日本の貢献を広く知らしめる事業を展開していく。	(測定指標の選定理由) 日本の国連加盟 60 周年の機会を捉えつつ、国連の活動及び日本の国連政策に関する国民の理解と支持を増進させることは、国連の場において、日本が存在感を示すに当たり、基礎となり原動力となる極めて重要な事項であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 国連の活動及び日本の国連を通じた国際貢献に対する理解を効果的に増進するため、広報活動や、有識者等との連携等の目標の達成は、重要かつ有益である。 ・第 190 回国会外交演説(平成 28 年 1 月 22 日) 「国連加盟 60 周年の本年から 2 年間、加盟国中最多となる 11 回目の安保理非常任理事国を務めます。この機会を通じ、国連との連携を強化し、積極的平和主義の実践として、世界の平和と繁栄のための議論をリードし、日本の考えを世界に発信します。」
中期目標	—	広報・啓発活動を積極的に推進することで、若者を始めとする国民の国連の活動や国連を通じた日本の取組に対する理解を促進する。また、こうした取組を通じ、より多くの日本人に国際機関勤務への関心を喚起する。	
3 国際機関における日本人職員増強に向けた取組の推進			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
年度目標	28 年度	国際機関に対する人的貢献を通じた国際協力を進め、また国際社会における日本のプレゼンスを強化するため、以下の取組を実施する。	(測定指標の選定理由) 国際機関で勤務する日本人職員数を増加させることは、国際機関に対する人的貢献を通じた国

標		1 優秀な日本人 JP0 を国際機関に派遣する。 2 国際機関に相応しい優秀な候補者の発掘のため、国内外の大学等、弁護士等の専門家団体を含めた民間セクター、NGO 等に対するガイダンスを積極的に実施する。 3 日本人職員増強に向けた国際機関との対話・調整を強化する。	国際協力を進め、また、国際社会における日本のプレゼンスを強化するに当たり極めて重要な事項であり、そのための取組に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。 （目標(水準・目標年度)設定の根拠） 他の G7 諸国は、いずれの国も国際機関における自国の職員数が 1,000 人を超えていることから、37 年度までに 1,000 人を目指すこととし、平成 27 年行政事業レビュー「公開プロセス」を踏まえ、国際機関職員となる道として最も効率的である JP0 派遣の拡大、潜在的な候補者の発掘等左記年度目標を着実に実施していくことが中期目標を達成する上で重要である。
中期目標	37 年度	国際機関に対する人的貢献を通じた国際協力や国際社会における日本のプレゼンスの強化のため、国際機関で勤務する日本人職員数を 1,000 人とする。	
		4 (参考指標) JP0 派遣者の派遣後の国際機関への採用率 (%)	
		5 (参考指標) 国際機関で勤務する日本人職員数 (1 月現在)	

達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等(注)	関連する測定指標	単位: 百万円				行政事業レビュー 事業番号
				予算額計 (執行額)			当初予算額	
				25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	
	①国連政策 (*)	安保理改革の実現及び我が国の安保理常任理事国入りを目指し、政府間交渉や様々な国際会議、二国間首脳・外相会談、国連協議の機会をとらえ、効率的に各国と議論を続け、安保理改革に向けた機運を高めるとともに、安保理改革及びその他の国連改革の進展を図る。 行財政改革については、ジュネーブ・グループの枠組みや二国間協議の場を活用し、主要財政貢献国と連携しつつ、国連二カ年通常予算の効率的な執行と増加抑制を図る。 また、日本の国連を通じた取組に対する、国内外における理解の促進及び更なる支持を目指し、有識者等との意見交換の実施や積極的な広報活動を通じ、国連の活動及び日本の国連政策を発信する。 上記の取組は、国連を始めとする国際機関において日本の国際社会における地位を向上させるとともに、日本の国益と国際社会共通の利益の実現に資する望ましい国連の実現に貢献していく。	1 2	37 (36)	156 (137)	101 (74)	46	057
	②国際機関 邦人職員増強 (昭和 49 年度)	外部有識者を面接官とした JP0 選考試験を実施する等により、より効果的な試験実施を確保するとともに、JP0 選考試験や国際機関への就職希望者向けの各種広報活動を通じ、JP0 選考試験受験者数の増加や国連等国際機関の日本人職員数の増加を図る。 こうした取組は、国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上に貢献する。	3	31 (24)	30 (26)	11 (11)	34	058

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野	7 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進
施策の概要	1 国連の各種人権フォーラム(国連総会第3委員会、人権理事会等)における議論への積極的参加や関係機関への拠出、人権対話等を通じた人権・民主主義の保護・促進に向けた取組を行う。 2 主要人権条約を履行する。 3 第三国定住による難民の受入れ、難民認定申請者及び難民に対する支援の実施及び右に係る関係省庁、国連難民高等弁務官 (UNHCR)、国際移住機関(IOM)、NGO 等との連携を進める。

測定指標	1 国際社会の人権の保護促進		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28 年度 1 国際場裏 (1) 国際社会における人権問題の解決に貢献するため、国連人権理事会及び国連総会第3委員会等において、北朝鮮人権状況決議の採択や議論を通じた、国際社会の意思形成や規範の構築に積極的に参加する。 (2) 国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR) の活動や社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種取組の活動を支援していく。 (3) 国連総会及び人権理事会における北朝鮮人権状況決議の内容の強化を図るとともに、同決議へのより多くの国の賛成を確保する。 2 二国間関係 (1) 人権状況に深刻な問題がある国については、国際社会と協調しつつ、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。 (2) 世界における人権状況の改善及び民主主義の促進に向け、両者の人権分野における取組についてそれぞれ紹介するとともに、国連などの多国間の場における協力について意見交換を行うため、二国間人権対話をはじめとした二国間の議論・対話を積極的に実施する。 3 主要人権条約の履行 (1) 政府報告審査への参加や条約委員会の最終見解に基づくフォローアップ等を着実に実施する。 (2) 関係省庁とともに、個人通報制度の受入れの是非について、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無及び個人通報制度を受け入れる場合の実施体制等検討課題に関し、検討等を行う。	(測定指標の選定理由) 多国間及び二国間の議論・対話及び主要人権条約の実施に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 国際社会の正当な関心事項である人権・民主主義の保護・促進への取組は国際社会の当然の責務であるとともに、我が国の国際社会での役割・信頼性等の強化及び我が国にとって望ましい国際環境の実現に資するものである。 以上の前提のもと、我が国の人権外交は、国連を含む多国間の取組と二国間人権対話を両輪とし、両者を組み合わせながらの国際社会における人権の保護・促進に向けた活動の実施は重要である。 また、人権の保護・促進の観点から、政府報告審査等を通じた主要人権条約の履行に努め、また選択議定書について必要な検討を進める必要がある。
	中期目標	—	人権・民主主義の保護・促進に向けて、多国間及び二国間の議論・対話へ積極的に参加し、また主要人権条約を着実に履行する。
	2 人道分野での取組(難民等への支援)		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28 年度 1 第三国定住によるミャンマー難民の受入れを行う。 2 国内の難民等に対する支援を行う。 3 UNHCR、IOM、NGO との連携を強化し、また、受け入れた難民が自立した生活を営めるよう協力関係を構築する。	(測定指標の選定理由) 難民等への支援は、人道分野でも極めて重要な国際貢献であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で必要であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 我が国における難民や難民認定申請者等が我が国社会に適応して生きていくことは、難民問題解決に向けて国際社会に貢献すると同時に我が国の社会的安定のために重要であり、そのための各種支援・保護事業が必要である。また、第三国定住に対する国際的動向も踏まえ、我が国としても第三国定住による難民受入れに適切に対応していく必要がある。
	中期目標	—	国内の難民への支援、第三国定住による難民の受入れ等人道分野で国際貢献を行うとともに、我が国の社会的安定を維持する。

3 国連総会に我が国が提出する北朝鮮人権状況決議への賛成国数	年度目標値	中期目標値
	28 年度	—
	前年度より多くの賛成国を確保する	前年度より多くの賛成国を確保する
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(測定指標の選定理由) 我が国は、EU と共同で例年国連総会第3委員会に北朝鮮の人権状況に関する決議を提出している。右決議は、安倍政権の「対話と圧力」を軸とする対北朝鮮政策を実現していく上で重要な手段の一つであり、国際場裏における我が国の人権分野の活動の中でも重要な位置を占めており、その採択の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 我が国が提出している決議がより多くの国の合意を得て採択されることは、我が国の人権分野での貢献姿勢が広く国際社会に受け入れられること、また国際社会における人権意識及び北朝鮮における人権状況に対する国際的な注意が高まっていることと同義であるため。	

達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等(注)	関連する測定指標	単位:百万円				行政事業レビュー事業番号
				予算額計 (執行額)			当初予算額	
				25年度	26年度	27年度	28年度	
①人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進 (11年度)		1 国連の各種人権フォーラム(国連総会第3委員会、人権理事会、各人権条約体等)における議論や取組への積極的参加や関係機関への拠出、人権対話等を通じた人権・民主主義の保護 国連の各種人権フォーラム(国連総会第3委員会、人権理事会等)における議論に積極的に参加していくほか、二国間の人権対話等を通じ、各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを進める。国連事務局の人権担当部門である国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の活動や社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種取組の活動を支援する。 特に人権状況に深刻な問題がある国については、国連の人権フォーラム等において国際社会と協調しつつ、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。	1 3	11 (9)	13 (10)	12 (8)	10	062
		2 主要人権条約の履行 政府報告審査を含む主要人権条約の履行のため、条約毎の政府報告の作成、政府報告審査への参加や条約委員会の最終見解に基づくフォローアップ等を着実に実施する。また、個人通報制度の受入れの是非について必要な検討を行う。 こうした取組は、人権の保護・促進に寄与する。	1					
②難民等救援業務委託事業 (昭和54年度)		我が国に庇護を求める難民認定申請者のうち困窮の度合いが高い者に対する生活面での保護や我が国に定住を希望する難民認定者(条約難民)の日本定住の促進等の支援等を継続する。 難民認定申請者や条約難民に対して、それぞれ保護費の支給や各種支援事業を行うことは、申請者等の生活を支援することを通じ、我が国の社会的安定に寄与する。	2	611 (426)	574 (574)	551 (515)	526	060
③第三国定住による難民の受入れ (22年度)		第三国定住で受け入れた難民が我が国社会に定着し、安定した生活を営むための定住支援として、定住支援施設において社会生活適応訓練等をきめ細やかに実施する。国際貢献及び人道支援の観点から第三国定住による難民の受入れを行うことは、国際的な難民問題の解決に寄与する。	2	87 (67)	90 (90)	87 (86)	88	061

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野	8 女性の権利の保護・促進に向けた国際協力の推進
施策の概要	女性・ジェンダーに関する外交課題の情報や知見の集約、及び女性関連施策の企画・調整を通じた、女性の権利の保護・促進に向けた取組を行う。

測定指標	1 女性の権利の保護・促進		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
	年度目標	28年度	1 各国・国際機関との多国間及び二国間の議論・対話に積極的に参加するとともに、女性の地位委員会等の場での情報発信を通じ、我が国の女性分野におけるプレゼンスを向上させる。 2 国際女性会議「WAW!2016」の開催を中心に日本政府が女性分野において国際社会をリードする積極的な発信・取組を実施する。27年に発出した「WAW! To Do 2015」のフォローアップをより体系的に行い、毎年開催する意義を高める。 3 我が国の女性・ジェンダー関連施策や女性の社会進出に関する前向きな動きを世界の各地域においてアピールするため、複数の在外公館等において女性関連セミナーを実施する。 4 ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)への拠出等を通じ、女性の社会進出とエンパワーメント、平和と安全保障における女性の参画と保護等我が国が重視する取組の実施を確保する。 5 国連安保理決議 1325 号に関する「行動計画」を実施段階へと進める。 6 女子差別撤廃条約の理念を実現すべく、国内省庁と連携しつつ取組を進める。		
		中期目標	—	女性の権利の保護・促進にかかる国際的な連携・協力を推進する。	
		2 UN Women に対するコア拠出額の順位		年度目標値	中期目標値
				平成 28 年	平成 32 年
		10 位	10 位以内		
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		(測定指標の選定理由) UN Women(ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関)は女性・ジェンダーに関する唯一の国連機関である。安倍総理大臣が掲げる「女性が輝く社会」を実現していく上で同機関への拠出額を目に見え形で増額させることは、我が国政府としての方針に一貫性をもたせ、国際社会において我が国の女性・ジェンダー問題における積極的な姿勢を示す上で不可欠であるところ、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 今後さらに事業内容・規模の拡充を図っていくための UN Women の資金需要は高く、同機関から我が国に対して増額要請があるところ、拠出上位 10 ヶ国以内(暦年)に入ることを維持する。			

達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等(注)	関連する 測定 指標	単位: 百万円				行政 事業 レビュー 事業 番号
				予算額計 (執行額)			当 初 予 算 額	
				25 年 度	26 年 度	27 年 度	28 年 度	
	① 女性・平和・安全保障に関する行動計画関連経費 (27 年度)	安保理決議第 1325 号の履行を促すための女性・平和・安全保障に関する「行動計画」を実施するにあたり、まずは実施体制を構築する。関係府省庁からなるモニタリング作業部会を立ち上げ、モニタリング及び報告書を作成する。また、その報告書に対する評価をするための有識者や専門家からなる評価委員会を立ち上げる。各会合は年に 2～3 回を外務省で開催することを想定しており、評価委員会会合においては、	1	—	—	3 (0.1)	1	063

	参加費として、交通費の支給を想定している。 こうした取組は、女性・平和・安全保障に関する行動計画の履行を促進させるものであり、女性の権利の保護・促進に寄与する。						
②女性関連国際シンポジウム開催経費 (27年度)	28年度(12月13日及び14日)も東京にて「女性版ダボス会議」を目指して第3回国際女性会議「WAW!2016」を開催する。国内外の有識者やメディアを招待し、女性・ジェンダー問題について国内外の知見を集結し当該分野の課題解決につながる議論・取組を実施する。 これらの取組は、日本からのジェンダー分野に関する国際的な意識向上・啓発の推進に寄与する。	1	—	—	85 (75)	95	064
③在外公館における女性関連セミナー開催経費 (27年度)	我が国の女性・ジェンダー関連施策や女性の社会進出に関する前向きな動きを世界の各地域においてアピールするため、主要各国に所在する我が国在外公館主催にて女性関連セミナーを実施する。 上記取組は、女性・ジェンダー問題に対応する積極的な外交政策推進に寄与する。	1	—	—	24 (7)	9	065

(注) 各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野	9 軍備管理・軍縮・不拡散への取組
施策の概要	我が国を取り巻く安全保障環境に鑑みると、我が国及び国際社会の平和と安全を確保していくためには、軍縮・不拡散体制の維持・強化が重要であることから、我が国は、以下の取組を実施する。 - 核軍縮については、NPT を基礎とする国際的な核軍縮・不拡散体制の維持・強化のため、G7での核軍縮分野における取組主導、軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)の取組主導、国連総会への核兵器廃絶決議案の提出・採択、包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の早期交渉開始に向けた取組、その他国際的枠組みにおける取組、軍縮・不拡散教育等の取組を積極的に行う。 - 大量破壊兵器(WMD)等の不拡散については、関連国連安保理決議を着実に履行するとともに、保障措置強化のため、IAEA との各種の協力や、IAEA 保障措置協定の追加議定書発効促進に向けた取組等を行う。また、国際輸出管理レジームの強化に向けた取組、拡散に対する安全保障構想(PSI)への貢献、セミナー等の開催によるアジア地域を中心とした働きかけ等を実施する。 - 生物・化学兵器については、生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器禁止条約(CWC)の普遍化、国内実施の強化等を含む国際レジームのための取組に貢献する。また、平成28(2016)年のBWC運用検討会議に向け具体的貢献ができるよう取組を進めていく。 - 通常兵器については、国連軍備登録制度・国連軍事支出報告制度等の信頼醸成措置の履行確保のほか、通常兵器の不正な取引等を防止するための武器貿易条約の体制の確立・普遍化、対人地雷・クラスター弾に関する条約及び国連小型武器決議行動計画の枠組を通じて、地雷・不発弾・小型武器等に関する被害国への支援を国際的な枠組みと協調しつつ行う。特定通常兵器使用禁止制限条約における新たな兵器への対応についても、積極的に議論に参加し、作業文書の提出等、具体的な貢献が出来るように取り組みを進めていく

測定指標	1 国際的な核軍縮を追求するための取組		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	- G7議長国(2016年)として、核兵器のない世界の実現に向けたG7の合意形成に努める。 - NPDIを主導し、地域・国際的な核問題に対処する機運を醸成する。 - 核兵器廃絶決議案を国連総会に提出し、核兵器国と非核兵器国が協力できる基礎作りを行う。 - CTBT発効促進共同調整国として、条約の早期発効に向けた取組を主導する。 - ジュネーブ軍縮会議(CD)や二国間協議等の枠組において核兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の早期交渉開始に向けた議論の進展に取り組む。 - 多国間核軍縮交渉の前進に関するオープン・エンド作業部会(OEWG)、核軍縮検証のための国際パートナーシップ(IPNDV)等の国際的枠組において、核軍縮の進展に向け議論に積極的に貢献する。 - 核兵器使用の惨禍の実相を世代と国境を越えて世界に伝えるため「非核特使」及び「ユース非核特使」を国際会議等に派遣するとともに、我が国の核軍縮政策に対する理解促進のため国際会議を活用する。	(測定指標の選定理由) 日本が主導するフォーラムや出席する国際的枠組みでの取組について実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 唯一の戦争被爆国として、核軍縮の取組を国際的にリードしていくことは、我が国の使命である。また、国際社会の平和と安全を維持するのみならず、我が国の安全保障を担保する上で、必要不可欠な施策である。 国際的な核軍縮・不拡散体制の礎石であるNPT強化に向け、次回2020年NPT運用検討会議を見据えた取組を着実にやっていくことが「核兵器のない世界」を実現するにあたり肝要である。
	中期目標	核兵器のない世界の実現に向け、国際的な核軍縮を追求するための現実的かつ実践的な取組を強化する。	
	2 大量破壊兵器等の拡散防止のための取組		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	- 大量破壊兵器等の不拡散に向けた取組として以下を実施する。 - 北朝鮮やイラン等に係る一連の国連安保理決議の履行のため、関係国と緊密に協議を行う。また、アジアを中心とした途上国によるこれら決議の履行のための能力の向上を支援する。 - 各種輸出管理レジーム等の場で、国際不拡散体制の強化・発展のための連携を強化する。特に、原子力供給国グループ(NSG)においては、在ウィーン国際機関日本政府	(測定指標の選定理由) 大量破壊兵器等の拡散防止のための取組についての実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 北朝鮮による核・ミサイル開発は、日本を含む地域の喫緊かつ重大な脅威であり、またイランの核問題については最終合意の着実な履行が重要である

		代表部が連絡事務局としての役割を継続する。 2 国際的な核不拡散体制強化の重要な要素である保障措置体制の強化のため、IAEA との技術的な協力に加え、IAEA 追加議定書の非締結国に対する得能力構築支援を通じて同議定書の締結を促進し、締約国の増加を図る。 3 アジア地域諸国の輸出管理体制強化のため、以下を実施する。 (1) 二国間レベルで輸出管理体制強化を働きかける。 (2) 地域レベルでは、アジア不拡散協議(ASTOP)、アジア輸出管理セミナー等を主催する。 4 大量破壊兵器等の拡散を阻止するため、以下を含む国際的な枠組みに積極的に参加する。 (1) 拡散に対する安全保障構想(PSI)のオペレーション専門家(OEG)会合 (2) シンガポール主催訓練「Deep Sabre 16」	等、大量破壊兵器拡散問題への対応は、我が国の安全保障の確保の観点のみならず、国際社会の平和と安全の観点からも必要不可欠である。また、新たな核兵器国出現の阻止のための IAEA 保障措置及び核兵器国を追求する主体による関連物資・技術の調達を阻止するための輸出管理が重要であり、不拡散体制強化のためにもアジアをはじめとする国際社会との連携が必要不可欠である。
中期目標	—	大量破壊兵器等の拡散防止のための取組を強化する。	
3 生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器条約(CWC)の実施強化のための取組			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
年度目標	28年度	1 生物兵器禁止条約(BWC)に関し以下を実施する。 (1) 非締約国に対して加入を呼びかけ、年に1ヶ国の増加を目指す。 (2) 第8回運用検討会議等、条約の実施強化のための議論に積極的に参画し、作業文書を提出し関係国の合意形成を図る。 (3) 条約の実施強化のため、専門家のセミナー派遣等を実施する。 2 化学兵器禁止条約(CWC)に関し以下を実施する。 (1) 非締約国に対して加入を呼びかけ、年に1ヶ国の増加を目指す。 (2) 化学兵器禁止機関(OPCW) 締約国会議、執行理事会(年3回開催)及び執行理事会間に開催される条約実施のための各種協議へ積極的に参画する。 (3) 専門家派遣、研修員受入等締約国の国内実施措置の強化のための国際協力を実施する。 (4) 化学兵器禁止機関(OPCW)による査察を受入れ、我が国のCWC 履行に対する一層の透明性確保及び信頼醸成を図る。	(測定指標の選定理由) 大量破壊兵器である生物・化学兵器の軍縮・不拡散にかかる取組は、国際社会の平和と安全を維持するのみならず、我が国の安全保障を担保する上で、必要不可欠な施策であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 生物・化学兵器の軍縮・不拡散を推進するためには、BWC 及び CWC の普遍化が不可欠な要素であるとともに、各締約国が条約国内実施を強化すること、不拡散のために必要不可欠である。また、我が国がCWC 履行に対する一層の透明性確保と信頼醸成を図ることも重要である。
中期目標	—	生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器条約(CWC)の実施強化のための取組を強化する。	
4 通常兵器の軍備管理・軍縮及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
年度目標	28年度	1 武器貿易条約(ATT)については、アジア太平洋地域の関係国に対して、同条約の締結を働きかける。 2 対人地雷禁止条約については、今後もアジア太平洋諸国を中心に、二国間会談や国際機関やNGOが主催する関連シンポジウムの機会を利用して、普遍化の働きかけを行う。我が国が積極的に取り組む地雷除去及び被害者支援等の国際協力について、会議の場を通じて発信し、地雷対策における世界有数のドナー国としての我が国のプ	(測定指標の選定理由) 通常兵器の軍備管理・軍縮及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 地雷・クラスター弾を含む不発弾対策については、我が国は世界第2位の規模の国際協力を実施しており、現場のみならず、国際場裏においても各国

		レゼンスを示す。 3 クラスター弾に関する条約については、アジア太平洋諸国を中心に、二国間会談や国際機関やNGOが主催する関連シンポジウムの機会を利用して、普遍化の働きかけを行う。関連会議においては、将来のクラスター弾の全面禁止を目標に、締約国及び国際社会が受け入れ可能な目標を提示すべく、建設的なインプットを行う。世界第2位のドナー国である我が国の国際協力について会議を通じて発信する。 4 国連小型武器プロセスの主導的役割を果たしてきた我が国としては、国連小型武器行動計画(PoA)第6回隔年大会において事前に作業文書を提出するなど、積極的・建設的に関与し、会議の成功に向けて貢献する。 5 特定通常兵器使用禁止制限条約におけるロボット兵器及び爆発性戦争残存物(ERW)等の議論において、作業プロセスにも積極的・建設的に関与し、我が国に不利な議論とならないように、会合に参加して、議論に積極的に参加する。	の取組に関与していくことが重要である。 小型武器に関しては、我が国は小型武器決議を提出、国連小型武器会議の議長職等を通じて、国際社会の取組を主導してきており、今後も積極的・建設的に関与し、関連の会議の成功に向けて貢献していくことが重要である。
中期目標	—	通常兵器の軍備管理・軍縮及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組を強化する。	
5 国連総会に我が国が提出する核兵器廃絶決議への支持取付け		年度目標値	中期目標値
①共同提案国数		28年度	—
②賛成国数		①前年以上 ②前年以上	—
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(測定指標の選定理由) 国連総会における核兵器廃絶決議は、「核兵器のない世界」の実現に向けた国際的機運を高めることに貢献する取組であり、同決議への支持状況を測定することは、施策の進捗を把握する上で必要である。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 国連総会における核兵器廃絶決議の共同提案国数及び賛成国数の増加を図ることは、「核兵器のない世界」の実現に向けた国際的機運を高めることに貢献すると考えられるため、前年以上を目標とした。		

達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等(注)	関連する測定指標	単位:百万円				行政事業レビュー 事業番号
				予算額計 (執行額)			当初予算額	
				25年度	26年度	27年度	28年度	
	① 包括的核実験禁止条約 (CTBT) 国内運用体制整備事業等 (16 年度)	連続波形データや放射性核種関連情報等を解析・評価する監視システムの暫定運用試験を通じ、監視観測結果の解析・分析を行い、運用時を想定して運用試験結果の評価を行うと共に、技術的解析手法の開発・向上を行う。また、CTBT0準備委員会暫定技術事務局や関係国の関係機関と意見・情報交換を行い、協力関係を構築・維持する。 こうした取組は、条約の検証制度の効果的な運用に資する。	1	176 (172)	177 (175)	170 (168)	186	066
	② 軍 備 管 理・軍縮・不拡散への取組 (*)	1 国際連合等への協力費 国連軍縮会議への参加により我が国の軍縮への取組のアピールや人脈構築を行うとともに、一般市民に対して開かれた形で軍縮・不拡散に関する国際水準の議論を行う。 こうした取組は我が国の軍縮・不拡散外交に対する市民社会の理解の深化に貢献する。	1	54 (28)	45 (47)	42 (40)	75	067
		2 軍縮教育普及 毎年 8 月に開催される広島及び長崎の平和記(祈)念式	1					

典及び関連行事に職員が出席し、外務大臣等を補佐すると共に、被爆者への説明等の活動を通じ、政府・国民が一体となって「核兵器のない世界」に向けて取り組んでいく。また、国際会議等が開催される際、非核特使やユース非核特使等を派遣し、唯一の戦争被爆国として、核使用の惨禍の実相を世代と国境を越えて世界に伝えていく。 こうした取組は、軍縮・不拡散に関する教育の普及に貢献する。	
3 軍縮・不拡散調査研究等経費 研究委員を選定し、研究会を実施することで、軍備管理・軍縮・不拡散問題関連の実施措置内容に係る調査・検討を行うほか、国連軍縮フェローシッププログラムの一環として、東京、広島、長崎に一行を招待し、参加者に被爆の実相を伝えるとともに我が国の軍縮政策についてブリーフ等を実施する。 こうした取組は、軍縮政策実施体制確立に資する。	1
4 国連総会 国連総会第1委員会に積極的に参加し、我が国決議を採択する。 こうした取組は、国際的な軍縮への気運を高める。	1
5 核軍縮検証のための国際パートナーシップ 核軍縮検証のための方途・技術について、核兵器国と非核兵器国が議論・検討する会議を開催し、核軍縮の進展に向けた国際社会の機運を高めることに貢献する。	1
6 地域不拡散強化協力 ASEAN諸国、中国、韓国等の局長級で、不拡散体制の強化に関する諸問題について議論を行うアジア不拡散協議(ASTOP)や、アジア諸国・地域の輸出管理の重要性の共通認識を高め、その輸出管理制度を強化することを目的としたアジア輸出管理セミナーを開催する。その他、アジア太平洋地域における不拡散に関する会議への出席やアジア諸国への専門家派遣を実施する。こうした取組は、アジア太平洋地域における不拡散の推進に寄与する。 また、IAEAや関係国と協力しながら、IAEAがNPT加盟国と締結する包括的保障措置協定の追加議定書の締結を促進することにより、IAEA保障措置体制の強化に資する。	2
7 原子力・不拡散関連技術分析 北朝鮮の核問題等の不拡散の問題に適切に対応するにあたっては、原子力分野の技術的・専門的知見に基づく情報分析が不可欠である。また、これらの問題が我が国に与える重大性にかんがみ、右分析は質が高く適時性のあるものであることが極めて重要である。こうした分析を行うためには、原子力分野における高度の技術的・専門的知見が必要であるため、国内外の研究機関等と緊密な関係を有する大学院レベル以上の外部有識者を不拡散情報分析員として採用し、こうした業務を担当させる。 こうした取組は、核不拡散への適切な対応に貢献する。	2
8 拡散に対する安全保障構想(PSI) PSI訓練やオペレーション専門家会合(OEG)への出席及び主催を通じ、アジア地域における数少ないOEG参加国として、引き続きPSIに積極的に関与し中心的な役割を果たすとともにアジア諸国へのアウトリーチを行い、積極的な貢献を果たす。 これにより、特にアジアにおける核不拡散の推進に寄与する。	2

③ 通常兵器の軍備管理(*)	9 ワッセナー・アレンジメント(WA)及び原子力供給国グループ(NSG) WAは、通常兵器及び関連汎用品、技術の輸出管理を通じ、地域及び国際社会の安全に寄与していくことを目的とする国際輸出管理レジームである。我が国は、WA情報システム(WA Information System (WAIS))の利用を通じ、WAにおける情報収集及び情報提供を行いつつ、その活動に積極的に参加している。 NSGは、核兵器開発に使用され得る原子力関連資機材等の輸出管理を通じ核兵器の拡散を防止していくことを目的とする国際輸出管理レジームである。我が国は、NSG情報共有システム(NSG Information Sharing System(NISS))の利用を通じ、NSGにおける情報収集及び情報提供を行いつつ、その活動に積極的に参加している。こうした取組は、国際的な核不拡散体制の強化に資する。	2					
	10 化学兵器禁止条約(CWC) 化学兵器禁止機関(OPCW)締約国会議、執行理事会(年3回開催)及び執行理事会間に開催される条約実施のための各種協議に積極的に参画するとともに、中国遺棄化学兵器(ACW)処理事業等への査察受入においてOPCWに協力する。こうした取組はCWCの実施強化に資する。	3					
	通常兵器関連条約の締約国会議及び政府専門家会合等における国際的議論に積極的に参加し、我が国のプレゼンスを高めるとともに、国際的枠組みの構築に貢献する外交活動を展開する。 武器貿易条約(ATT)、対人地雷禁止条約及びクラスター弾に関する条約の普遍化促進のための働きかけ等を積極的に行う。 こうした取組は、通常兵器の軍備管理・軍縮及び軍事関連情報の透明性向上に寄与する。	4	—	—	—	—	—

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野	10 原子力の平和的利用のための国際協力の推進
施策の概要	1 国際的な原子力安全及び核セキュリティ強化のための各国及び国際機関との協力を推進する。 2 福島第一原発事故対応に係る国際的な情報発信及び国際協力を行う。 3 二国間原子力協定の締結交渉・運用等を行う。

測定指標	1 国際協力を通じた原子力安全及び核セキュリティの強化		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	1 IAEA やG 7 各国との関連会合への積極的な参加, 国際協力等を通じ, より安全でセキュリティの確保された原子力の平和的利用を促進する。 2 平成 28 年 3 月に実施された核セキュリティ・サミットのフォローアップを推進し, 12 月に開催予定の IAEA 核セキュリティ国際会議への参加を通じ国内外の核セキュリティ強化に努める。
	中期目標	—	1 IAEA やG 7 各国との関連会合への積極的な参加, 国際協力等を通じ, より安全でセキュリティの確保された原子力の平和目的利用を促進する。 2 我が国の核セキュリティの更なる向上を図りつつ, 他国にも同様の取組を促し, 結果として世界全体の核セキュリティが強化されるよう努める。
	2 福島第一原発事故後の対応		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	1 福島第一原発における廃炉・汚染水対策の進捗状況や我が国の取組について, 積極的な情報発信を行う。 2 廃炉・汚染水対策に関し, 海洋モニタリング等 IAEA をはじめとする国際社会との協力を進める。
	中期目標	—	事故や廃炉等の取組を通じて得られた経験と教訓を国際社会と共有し, 国際的な原子力安全の強化に貢献する。
	3 原子力の平和的利用や原子力安全向上に関する国際協力の実施		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	開発途上国等の支援のため, 以下の効果的かつ効率的な実施を確保する。 1 IAEA 技術協力基金(TCF)を通じた技術協力 2 IAEA 平和的利用イニシアティブ(PUI)を通じた技術協力 3 「原子力科学技術に関する研究, 開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)」の枠組みを通じた技術協力
	中期目標	—	開発途上国における原子力の平和的利用の促進や, 国際社会における原子力安全の向上に努める。
	4 核物質・原子力関連品目の適切な移転の実施		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

年度目標	28年度	二国間原子力協定等に基づく外交手続の実施により、適切な核物質・原子力関連品目の移転を実施する。	(測定指標の選定理由) 今後も核物質・原子力関連品目の移転が見込まれており、これら品目の適切な移転に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。
中期目標	—	核物質・原子力関連の移転品目の平和的利用を確保する。	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 核物質・原子力関連品目の適切な移転の継続は、移転品目の平和的利用を確保する上で重要である。
5 放射性物質の安全で円滑な輸送の実施			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
年度目標	28年度	放射性物質輸送の安全で円滑な輸送の実施を確保するため、沿岸国及び輸送関係国との協力を一層緊密化する。	(測定指標の選定理由) 我が国は、自国の過去の使用済燃料を英仏で再処理しており、再処理の結果回収されるプルトニウムは MOX 燃料として、また高レベル放射性廃棄物はガラス固化体として、今後も順次我が国に返還されることとなっている。従って、海上輸送の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。
中期目標	—	放射性物質輸送の安全で円滑な輸送の実施を確保する。	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 沿岸国及び輸送国との協力を一層緊密化することにより、放射性物質輸送を安全かつ円滑に実施することは、我が国の原子力政策の円滑な実施を確保する上で重要である。
6 二国間協定の交渉・協議			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
年度目標	28年度	協定の枠組みを整備するかどうかについては、核不拡散の観点や、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係等を総合的に勘案し、個別具体的に検討していくというのが、原子力協定締結に関する我が国の考え方。この考え方に沿って、メキシコとの二国間原子力協定等、交渉中の二国間原子力協定交渉を行う。	(測定指標の選定理由) 原子力の平和的利用の推進と核不拡散の観点から、主要な原子力関連資機材等を移転するに当たり、これらの平和的利用等に関する法的保証を取り付けるために締結する二国間協定の交渉・協議の状況を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。
中期目標	—	二国間原子力協定の適切な交渉・協議を通じ、原子力の平和的利用を推進する。	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 交渉中の二国間原子力協定の推進は原子力の平和的利用を進める上で重要である。

達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等(注)	関連する測定指標	単位: 百万円				行政事業レビュー 事業番号
				予算額計 (執行額)			当初予算額	
				25年度	26年度	27年度	28年度	
①原子力の平和的利用のための国際協力の推進 (17年度)		主に以下の国際協力を推進する。 1 原子力協定の交渉開始を決定した国との間での締結交渉会合 2 「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)」の枠組みを通じた協力を推進するための専門家の参加を得た関連会合 3 原子力関連施設の視察 4 原子力専門資料から情報の入手 5 我が国との原子力協力に関する調査 こうした取組は、原子力の平和的利用の促進に寄与する。	3 4 6	11 (9)	10 (8)	9 (10)	13	068
				—	—	—	—	
②IAEA, G7等を通じて		IAEA やG7 各国との関連会合への積極的な参加及び国際協力を推進するとともに、福島第一原発事故及び廃炉等の取	1 2	—	—	—	—	—

の原子力安全関連条約や安全基準等の強化 (22年度)	組を通じて得られた経験と教訓を国際社会と共有する。 こうした取組により、国際的な原子力安全の向上に貢献する。						
③福島第一原発の現状に係る各国への情報提供及び事故収束に関する専門知識等の各国との協力調整 (22年度)	福島第一原発における廃炉・汚染水対策の進捗状況や我が国の取組について、国際社会に積極的な情報発信を行うとともに、事故後対応に関して、国際社会との協力を推進する。 こうした取組により、国際的な原子力安全の向上に貢献する。	2	—	—	—	—	—
④核セキュリティ強化のための国際的取組への貢献 (22年度)	IAEA 核セキュリティ国際会議(平成 28 年 12 月)に向けた国際的な議論への参加、同会議に向けた日米核セキュリティ作業グループの活動、核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)の議論への参加等、国際的な核セキュリティの強化に向けた取組を積極的に行う。 こうした取組により、原子力安全及び核セキュリティの向上に貢献する。	1	—	—	—	—	—
⑤放射性物質海上輸送を含む我が国の原子力政策の円滑な展開を確保するための外交的対応 (22年度)	放射性物質輸送の安全で円滑な輸送の実施を確保するため、関係国間で協力を行うとともに、沿岸国に対し、理解増進活動を実施する。 こうした取組は、我が国の原子力政策の円滑な展開を確保する上で重要である。	5	—	—	—	—	—

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野	11 科学技術に係る国際協力の推進
施策の概要	我が国の優れた科学技術を外交資源として活用し、世界の平和と繁栄に貢献する「科学技術外交」を推進する。具体的には、科学技術協力協定下の二国間対話等を通じた二国間科学技術協力や、核融合、大量破壊兵器の不拡散、地球規模課題への対応などの分野における二国間・多国間科学技術協力を積極的に実施するとともに、外務大臣科学技術顧問を通じた科学的知見の外交への活用を促進する。

測定指標	1 二国間科学技術協力の各種枠組みの維持・発展・拡大		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	1 科学技術外交を推進するため、6か国・機関以上との政府間合同委員会を開催する。 2 二国間科学技術外交強化のため、EPA 協定等を含むあらゆる協力枠組みを活用し、新興国等との間でも積極的に科学技術関係を強化する。 3 限られた予算・人員の中で戦略的・効果的に合同委員会を実施するためにも、引き続き、国内関係府省・機関及び在外公館との情報交換の促進に努めるため、対象国の拡大も視野に入れ、科学技術外交ネットワーク(STDN)のあり方の改善を図る
	中期目標	—	科学技術協力を通じた二国間関係の緊密化によって、国際社会の平和と安定確保に貢献する。 (測定指標の選定理由) 科学技術の発展は、天然資源に乏しい我が国が繁栄と安定を実現する上で必要不可欠であり、その目的の達成のために、諸外国(先進国のみならず、新興国との間においても)との協力が重要である。二国間政府間会合は、専門性の高い科学技術分野において、情報交換・認識の共有・課題の確認などを可能とし、我が国及び国際社会における科学技術の発展に欠かせない手段となっており、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 第5期科学技術基本計画(平成28年1月閣議決定)で、第7章(3)「科学技術イノベーション政策の戦略的国際展開」において、「国は、我が国が取り組む経済・社会的課題に対して、大学、公的研究機関、企業等から創出された成果を世界に発信するとともに、これらの分野においてリーダーシップを発揮すべく、国際機関や国際会合の場を活用する。また、二国間、多国間などの国際協力を戦略的に推進する。」と規定していること、また、これまでの実績等を踏まえて設定した。
	2 イーター計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動の実施に向けた協力の推進		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	(測定指標の選定理由) 一国では実施できない大規模な研究開発については、多国間の国際科学技術協力が有効であり、我が国が参加するこの分野での主要計画であるイーター計画等の協力の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) イーター計画及びブローダー・アプローチは多国間の平和目的の科学技術協力であり、いずれも協力の基盤が整った中、プロジェクトを実際に軌道に乗せさせていく時期に入っており、また限られた予算で所期の目的を着実に達成することが求められているため。 ・第5期科学技術基本計画(平成28年1月閣議決定)
	中期目標	—	イーター計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動への参加を通じ、多国間の科学技術協力に貢献するとともに、参加国との関係を増進する。
年度	3 ISTC への支援を通じた協力の推進		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	28年	1 ISTC の事務局運営の効率化・合理化に取り組む。 2 引き続き、我が国から人的及び財政的支援を行い、	(測定指標の選定理由) 大量破壊兵器関連技術の拡散防止に資する人的

目 標	度	ISTC を通じた大量破壊兵器の拡散防止に向けた効果的な取組に積極的に貢献する。	不拡散については、多国間の国際科学技術協力が有効であり、ISTC を通じた平和目的の研究開発プロジェクトの支援の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 「安倍総理大臣の中央アジア政策スピーチ」(平成27年10月)において、総理より、事務局がアスタナに移転した ISTC の活動を今後も我が国が支援する旨述べており、新体制のもとで、限られたリソースを効率的に運営する ISTC 事務局を支援し、我が国の軍縮・不拡散に対する姿勢を国際社会に示すことが重要であるため。 ・第5期科学技術基本計画(平成28年1月閣議決定) ・第190回国会施政方針演説(平成28年1月22日) ・第190回国会外交演説(平成28年1月22日)
中期目標	—	ISTC への支援を通じ、多国間の科学技術協力関係を増進するとともに、大量破壊兵器の拡散防止に向けた取組を推進する。	
4 科学的知見の外交への活用促進			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
年度目標	28年度	外務大臣科学技術顧問を通じて得られた科学技術分野の専門的知見を安全保障、グローバル課題、国際協力等の様々な外交課題に活用する。このため、G7サミットやTICADVI等の外交機会に向けた科学技術顧問による助言活動を行うとともに、国内外でシンポジウム等対外発信及びネットワーク強化に取り組む。	(測定指標の選定理由) 科学技術は、経済成長や社会の発展を支え、安全保障面でも重要な役割を果たす、平和と繁栄の基盤的要素であり、様々な外交課題に対応する上で、科学技術の専門的知見を活用することは有益である。そのための基盤強化のため任命した科学技術顧問の活動の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。
中期目標	—	科学技術分野の専門的知見を外交に活用することにより、我が国の繁栄と安定に貢献する。	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 「科学技術外交のあり方に関する有識者懇談会」報告書(平成28年5月8日)において、「グローバル課題への対応と外交機会の活用」や「外交上重要性の高いパートナー諸国等との関係強化」といった外交政策の方向性とともに、そのための基盤強化として、外交政策の立案・実施における科学的知見の活用強化に向け、外務大臣科学技術顧問を試行的に設置することが提言されている。 ・第5期科学技術基本計画(平成28年1月閣議決定) ・第190回国会外交演説(平成28年1月22日)
5 (参考指標) ISTC における新規プロジェクト数			
6 (参考指標) ISTC 事務局の職員数			
7 (参考指標) 専門家交流事業の実施回数			
8 (参考指標) 専門家交流事業の参加人数			

達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等(注)	関連する測定指標	単位: 百万円				行政事業レビュー 事業番号
				予算額計 (執行額)			当初予算額	
				25年度	26年度	27年度	28年度	

① 科学技術に関する二国間政府間対話の推進	科学技術協力協定に基づく二国間合同委員会を通じて、相互の科学技術政策や、例えば、環境エネルギー、ライフサイエンス、ナノテクノロジー、地球環境科学等の様々な分野での協力について意見交換を行うことにより、両国の科学技術政策等に関する共通認識を醸成し、また、二国間の個別の協力分野について、更なる協力の推進を政府間で確認し、科学技術を活用した二国間関係の強化に寄与する。	1	—	—	—	—	—
② イーター計画等の推進	イーター計画を通じ、一つの国だけでは実施できないような大規模な研究開発について、多国間の国際科学技術協力を進める。 関連の理事会等において、議論に積極的に参加することにより、多国間の平和目的の科学技術協力を進めると共に、参加各国・極間の信頼醸成に繋げ、国際社会の平和と安定に寄与する。	2	—	—	—	—	—
③ 科学技術顧問関係経費 (28年度)	平成27年9月に任命された外務省参与（外務大臣科学技術顧問）は、外務大臣の活動を科学技術面でサポートし、特に、グローバル課題の解決に向けた科学技術の活用策やODA卒業国、新興国等に対する科学技術協力の方途に関する助言等を行うことを任務としている。外務省参与からこれら助言を得つつ、各国の科学技術顧問や科学技術分野の関係者との連携を図りながら、また、外務省参与の参加も得て国内外で科学技術関連シンポジウムを開催すること等を通じて科学技術外交を推進する。	4	—	—	—	9	新 28- 02

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

施策Ⅱ-2 国際経済に関する取組

平成 28 年度事前分析表

(外務省 28-Ⅱ-2)

施策名	国際経済に関する取組	担当部局名	経済局		
施策目標	日本経済の再生に資する、力強い経済外交を推進するため、以下に取り組む。 1 多角的貿易体制の維持・強化に取り組むと同時に、アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進する。 2 インフラ輸出や日本製品の輸出促進を含む日本企業の海外展開支援を強化する。 3 資源・エネルギーの安定的かつ安価な供給の確保に取り組む。 4 国際経済秩序の形成に積極的に参画する。	目標設定の考え方・根拠	平成 25 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」において、戦略的な通商関係の構築と経済連携の推進等を柱とする国際展開戦略が目標に掲げられたことを踏まえ、これを経済外交の側面から実施していくことが重要である。 また、平成 27 年 6 月に改訂された「日本再興戦略」においても、上記の目標に基づき、経済連携交渉について、TPP の早期妥結に向けて引き続き取り組むとともに、日 EU・EPA、RCEP、日中韓 FTA などの経済連携交渉を同時並行で戦略的かつスピード感を持って推進していくことが掲げられており、これを着実に実施していくことが重要である。		
		政策体系上の位置付け	分野別外交	政策評価実施予定時期	平成 30 年 8 月

(注) 本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連各個別分野の該当欄に記入した。

個別分野	1 多角的貿易体制の維持・強化と経済連携の推進
施策の概要	1 多角的貿易体制の維持・強化等を通じ、グローバルな国際経済の枠組みを強化すること。 2 経済連携強化に向けた取組として、アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を、同時並行的に戦略的かつスピード感をもって推進する。

測定指標	1 国際貿易ルール強化及び既存ルールの実効的運用	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
	年度目標 28年度 1 多角的貿易体制の維持・強化に向け、時代に即した新たな課題を扱うための新しい交渉アプローチを検討し、WTO 交渉を活性化すべく、積極的に取り組む。また、有志国による交渉(環境物品協定(EGA)、新サービス貿易協定(TISA))についても、年内早期の妥結に向けて積極的に議論に貢献する。 2 進行中の紛争について適切に問題が解決されるよう万全を期す。また他国の紛争手続きや紛争処理制度の運用に積極的に関与する。	(測定指標の選定理由) 国際貿易ルール強化のための貢献やWTO 紛争解決制度等の活用についての実績は、多角的貿易体制の維持・強化に向けた我が国の取組の進捗を測る上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 1 我が国は、これまで GATT/WTO の多角的貿易体制の恩恵を受け、経済的繁栄を実現してきた。引き続きこの体制を維持・強化すべく、モノやサービスの更なる貿易自由化やルールの整備を実現することは、我が国の繁栄のみならず、世界経済全体の発展、また途上国の開発促進にも必要である。 2 国際経済紛争処理の体制強化(知見の蓄積、司令塔としての機能の確立等)を行い、適切に経済紛争を処理することで、国際的経済体制の法的安定性・法の支配を進め、ひいては我が国の経済利益を確保する。	
	中期目標 — 多角的貿易体制の安定を図るとともに、国際貿易ルールを維持・強化する。 WTO 紛争処理、EPA 紛争処理、投資仲裁を国際経済紛争処理室が中心となって、国際経済紛争処理についての専門的知見を蓄積し、政府全体の訴訟対応を指揮する司令塔として機能する体制を整備することにより、個別紛争や制度の運用に積極的に関与し、国際経済体制の安定性・法の支配の向上に貢献していく。		
	2 経済連携協定の締結数の増加、交渉の進展	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
	年度目標 28年度 1 TPPについては、早期発効及び参加国・地域の拡大を目指す。 2 日 EU・EPAについては、平成 27 (2015) 年 11 月の G20 アンタルヤサミットの際に行われた日 EU 首脳会談でも一致したように、平成 28 (2016) 年のできる限り早期の大筋合意を目指し、交渉を加速化させる。 3 東アジア地域包括的経済連携(RCEP)については、参加国首脳で平成 28 (2016) 年内の交渉妥結を期待する旨表明したことを踏まえ、交渉を加速化させる。 4 その他、日中韓 FTA などの 4 つの EPA 交渉も戦略的かつスピード感をもって推進する。 5 既存の協定については、円滑な実施・運用を確保するとともに、協定の更なる深化を目指す。	(測定指標の選定理由) 新興国を中心に世界の市場は急速に拡大している中、経済連携を推進することにより、世界の経済成長を取り込んでいくことが重要であり、現在交渉中の経済連携交渉の進展は、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 署名に至った TPP に加え、日 EU・EPA、RCEP、日中韓 FTA 等の経済連携交渉に同時並行で取り組むことにより、世界全体の貿易・投資ルール作りの前進に貢献していくために重要である。また、発効済 EPA の実効的運用・強化を図ることも重要である	
	3 経済連携協定(EPA)が締結に至るまでの重要段階	年度目標値	中期目標値
	①共同研究が終了した数 ②交渉会合開催数 ③交渉が妥結した数 ④署名した数 ⑤発効した数 ⑥委員会等開催回数	28年度 ①: 0 ②: 25 ③: 1 ④: 1 ⑤: 1 ⑥: 20	— —
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		(選定理由)	
		一般的に、EPA/FTA に関する施策の進捗を数値で表すことは困難であるが、通常 EPA が検討から発効に至るまでの過程並びに発効後の実施及び運用に関する過程に見られる各種件数を確認することは、我が国の EPA/FTA に関する取組の進捗を把握する上で一つの目安になると考えられるため。	

	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 我が国は、平成13(2001)年のシンガポールとのEPA交渉の開始以来、1年1本程度のペースで、現在までに16本のEPAを締結・署名している。政府として経済連携に関する取組を強化しているところであるが、現在交渉中のEPAは、以前よりも困難な交渉が想定される相手国・地域が多く、従前同様のペースでの締結を目指すことが適切かつ現実的と考えられる。
4 (参考指標) 我が国の輸出入額(単位:千億円)	
①輸出額 ②輸入額	
*財務省貿易統計HPより引用	

達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等(注)	関連する測定指標	単位:百万円				行政事業レビュー 事業番号
				予算額計 (執行額)			当初予算額	
				25年度	26年度	27年度	28年度	
	①多角的自由貿易体制の維持・強化 (*)	各種交渉・会合に向けた準備・検討作業、国内でのWTO意見交換会の実施、及び、紛争処理体制の強化(本省及び在外)、法律専門家への助言要請、翻訳等を実施する。 各種交渉・会合に向けて綿密な準備・検討作業を行うことで、国際貿易ルールの強化にむけた議論に積極的に貢献することができる。また、紛争処理体制を強化することによって、WTOルールの実効的な運用を図る。	1	35 (30)	38 (31)	37 (33)	56	071
	②経済連携協定 (15年度)	(本個別分野に関連する取組) EPA締結に向けた交渉会合の開催、発効済EPAの実施・運用等を目的とした合同委員会、各種小委員会等の開催等を行う。 交渉会合の開催を通じて、包括的かつ高いレベルの経済連携協定を締結し、また、合同委員会及び各種小委員会等の開催を通じ、発効済EPAの実施及び運用を改善し、二国間・地域間の経済連携を積極的に推進する。	2 3	128 (159)	132 (143)	227 (240)	244	070

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野	2 日本企業の海外展開支援
施策の概要	日本経済の足腰と競争力強化のために、海外で活動する日本企業を支援し、その活力を最大限に引き出す以下の取組を実施する。 1 日本企業支援 「日本企業支援推進本部」の指示の下、関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を図り、ビジネス環境の改善、現地情報の提供や在外公館施設の活用、インフラ輸出促進等の支援を行う。また、各国の輸入規制や風評被害への対策及び日本が着実に復興に向かっていることの情報発信を強化することで、日本企業の海外展開を支援する。 2 対外投資の戦略的な支援 投資協定について、ニーズに応えるべく交渉を推進する。交渉にあたっては、産業界等との意見交換で出された要望等も参考にしつつ、相手国・地域を戦略的に検討する。 3 海外における知的財産権保護強化に向けた取組 国際的な取り組みを通じた知的財産権保護の促進、知的財産に関する二国間対話、在外公館における知的財産担当官の対応力強化等、海外における知的財産権保護強化に向けて取り組む。

測定指標	1 日本企業支援強化に向けた取組		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
	年度目標	28 年度	1 平成 32 年に在外公館の日本企業支援件数 10 万件／年、また、中堅・中小企業等の輸出額平成 22 (2010) 年 (3.7 兆円) 比 2 倍の政府目標を進捗させるため、28 年度は、在外公館の日本企業支援件数 6.1 万件、中小企業の輸出額の増加を目指す。そのため、企業のきめ細やかなニーズに対応した日本企業支援を推進すべく、本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化するとともに、個別企業からの相談への対応のワン・ストップ化・効率化を図る。グッドプラクティスや、在外公館に寄せられる相談等の事例・データを蓄積し、今後の企業支援業務に資するよう、関連情報を整備する。 2 政府は平成 32 年インフラ受注 30 兆円を目標としている。その実現のため、在外公館の情報収集能力の向上のため、インフラアドバイザーをより活用する。同アドバイザー経由で得られた情報をインフラプロジェクト専門官や関連省庁、民間企業とも共有しプロジェクト受注に有効活用する。 3 政府による、平成 32 年の農林水産物・食品の 1 兆円輸出目標の前倒し目標達成に寄与すべく、28 年度は、各国の輸入規制・風評被害への対策を強化し、新たに設置された日本企業支援担当官(食産業担当)や、農林水産省を始めとする他省庁との連携により、日本の農林水産物・食品の輸出促進を図る。 4 本測定指標の年度目標 1 に関連し、日本企業への法的側面からの支援体制を更に強化するため、法曹有資格者等の外部専門家を活用する公館及び体制を増強し、特に今まで必ずしも法的支援を受けられてこなかった中小・零細の企業にも、現地の法令、法制度について情報提供やアドバイスが行き届くよう、法的支援の充実を図る。	(測定指標の選定理由) 日本企業支援の体制整備や、具体的な支援取組に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 日本企業支援を幅広く進めるとともに、インフラ輸出促進、我が国産品の輸入規制撤廃、農林水産物・食品の輸出促進などを強化することは、我が国の経済成長を後押しする上で重要である。 ・「日本再興戦略」改訂 2015 (平成 27 年 6 月 30 日閣議決定) 二. 戦略市場創造プラン テーマ 4 : 世界を引きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現 (3) (iii) 輸出の促進等「(中略) 2020 年の農林水産物・食品の輸出額 1 兆円目標を前倒しして実現することを目指す。(略)」 三. 国際展開戦略 「(中略) 2020 年までに中堅・中小企業等の輸出額 2010 年比 2 倍を目指す。(略)」 「(中略) 2020 年に約 30 兆円 (2010 年: 約 10 兆円) のインフラシステムの受注目標を実現する。(略)」	
		中期目標	—	日本経済の成長を後押しするべく、日本企業支援を効果的に推進する。	
		2 対外・対内投資の戦略的な支援		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
	年	28	戦略的な優先順位をもって、投資協定等の交渉相手国を	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	

度 目 標	年 度	検討するとともに、現在交渉中の8件の協定(アンゴラ、アルジェリア、カタール、アラブ首長国連邦、ケニア、ガーナ、モロッコ、タンザニア)については、相手国の交渉能力や産業界の要望を踏まえながら、早期妥結を目指す。	(測定指標の選定理由) 投資協定等の取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。	
	中 期 目 標	32 年 度	平成28年5月に策定された投資関連協定に関するアクションプランを踏まえ、投資関連協定について、2020年までに、100の国・地域を対象に署名・発効することを目指す。投資協定を通じ、海外における投資環境の整備を促進し、また、日本市場に海外投資を呼び込むことにより、日本経済の成長に貢献する。	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 投資協定は、海外におけるビジネス環境整備、日本への投資の呼び込みのため重要であり、年度目標に記載したように戦略的に進める必要がある。 ・「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」(平成28年5月11日)3 今後の指針 投資関連協定数の拡大「我が国として、投資関連協定の締結促進に集中的に取り組み、2020年までに、投資関連協定について、100の国・地域を対象に署名・発効することを目指す。(略)」
	3 海外における知的財産権保護強化に向けた取組		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
	年 度 目 標	28 年 度	1 模倣品・海賊版の取引防止に関する国際的な取組を通じ、知的財産権保護を促進する。 2 二国間対話等を通じた知的財産権問題の対策・協力を強化する。 3 日本企業の知的財産権侵害被害の大きな地域において知的財産担当官会議を開催し、本省、在外公館、関係機関との情報交換、連携を促進し、在外公館の知的財産担当官の機能強化を図る。	(測定指標の選定理由) 海外における知的財産権保護に向けた取組の実績を測ることは、日本企業支援の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) ・近年、アジア地域を中心に知的財産権侵害が拡大しており、日本企業は、海外市場における潜在的な利益の損失も含め、深刻な悪影響を受けている。よって、我が国は、多国間・二国間の外交の場を通じて、知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のための協力を促進するため、各国への働きかけを行う必要がある。 ・在外公館をはじめとする関係機関との円滑な連携を図り、知的財産保護の観点から日本企業の海外展開を実効的に支援する必要がある。 ・「知的財産推進計画2015」(平成27年6月19日閣議決定)第2部 重要8施策 7. 国際的な知的財産の保護及び協力の推進)
4 (参考指標) 在外公館における日本企業支援実績件数				
5 (参考指標) 知的財産権保護に関する在外公館の相談対応件数				
6 (参考指標) 対外直接投資総額 *JETRO ホームページより引用				

達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等(注)	関連する測定指標	単位: 百万円				行政事業レビュー 事業番号
				予算額計 (執行額)			当初予算額	
				25年度	26年度	27年度	28年度	

①海外の日本企業支援 (*)	本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化するとともに、個別企業からの相談への対応のワン・ストップ化・効率化を図る。グッドプラクティスや、在外公館に寄せられる相談等の事例・データを蓄積し、今後の企業支援業務に資するよう、関連情報を整備する。 インフラプロジェクト専門官・インフラアドバイザーを活用し、海外における日本企業のインフラ受注を促進する。海外のインフラ案件等の情報を収集し、他省庁との情報共有を図る。 各国の輸入規制・風評被害への対策を強化する。新たに設置された日本企業支援担当官（食産業担当）や、農林水産省を始めとする他省庁との連携により、日本の農林水産物・食品の輸出促進を図る。 法曹有資格者等の外部専門家を活用し、日本企業に対し、現地の法令、法制度について情報提供やアドバイスを行う。 上記の手段によって、インフラ輸出や日本製品の輸出促進を含む日本企業の海外展開支援を強化し、日本経済の成長に寄与する。	1	22 (12)	19 (14)	56 (37)	65	074
②対外投資の戦略的な支援 (20 年度)	投資協定等の各種経済条約の締結を推進すると共に、投資協定等で定めている合同委員会等を通じた相手国のビジネス環境の改善、在外公館施設を活用した現地情報の入手や人脈形成への協力等の支援を実施する。 投資協定を通じ、日本企業にとっての海外におけるビジネス環境の一層の整備と、個別企業への活動支援により、日本企業の海外展開を促進することで、日本経済の成長を後押しすることに寄与する。	2	—	—	—	—	—
③知的財産権侵害対策 (18 年度)	模倣品・海賊版対策に関する国際会議への出席、模倣品・海賊版対策等に関する調査・分析の実施、及び知財担当官会議の開催を行うことによって、海外に拠点を持つ日本企業を支援する。	3	11 (7)	9 (7)	11 (10)	14	075
④対日直接投資サミット開催経費 (28 年度)	対日直接投資促進のために、外国企業による投資案件の発掘・誘致活動を推進するとともに、外国企業経営者の意見の吸い上げや外国企業のニーズを踏まえ、更なる投資に向けた課題を探っていくことで、国内投資環境を整備・改善していく。	2	—	—	—	10	新 28- 07

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野	3 経済安全保障の強化
施策の概要	資源エネルギーの安定的かつ安価な供給を確保するため、他国との良好かつ安定的な関係を維持する。また、政治・外交・経済・国際法的側面を含む包括的な視点から、エネルギー・鉱物、食料、漁業分野での国際協力を推進する。

測定指標	1 我が国への資源・エネルギーの安定供給の確保		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	(測定指標の選定理由) 我が国の資源・エネルギーの安定供給の確保のため、国際機関や多国間の枠組み等への参加・議論の主導・貢献のほか、二国間関係での取組に関する実績を測ることは、施策の進捗を測る上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 資源・エネルギーの安定供給の確保に向け、継続して多国間の協力枠組みを維持・強化していくことが重要である。
	中期目標	—	関係する国際機関や多国間の枠組みでの議論に積極的かつ主導的に参加・貢献するとともに、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化し、我が国への資源・エネルギーの安定的供給の確保を図る。また、我が国の優れた省エネルギーや再生可能エネルギー技術の普及を図る。
	2 我が国及び世界の食料安全保障の強化		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
年	28	1 食料の安定供給に向け、国連食糧農業機関(FAO)、	

度 目 標	年 度	国際穀物理事会(IGC)、国際コーヒー機関(ICO)等の関連する国際機関や多数国間の枠組みでの議論に積極的かつ主導的に参加・貢献する。 2 特に、世界食料安全保障委員会(CFS)において採択された「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則」の適用・実施を普及させるための議論に積極的に参画し、責任ある農業投資の促進を図る。 3 重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化し、資源国との二国間での取組に関して外務省内地域局課への助言・提案等の働きかけを強化する。 4 G7サミット議長国として我が国が主催する農業大臣会合に外交的視点からインプットを行うとともに、G7食料安全保障作業部会で食料安全保障及び栄養に関する取組強化を主導する。	(測定指標の選定理由) 国連専門機関である国連食糧農業機関(FAO)や、世界の食料需給動向や貿易動向の情報収集・発信を行っている国際穀物理事会(IGC)、及び我が国が推進する「責任ある農業投資」に関する国際会議や協議への参加・貢献に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。	
	中 期 目 標	—	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 我が国及び世界の食料安全保障を強化するためには、関連する多国間の協議に積極的かつ主導的に関与し、貢献することが重要である。	
3 海洋生物資源の持続可能な利用のための適切な保存管理及び我が国権益の確保			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
年 度 目 標	28 年 度	1 漁業交渉を主導し、協議を継続する。平成27年に我が国に設置された北太平洋漁業委員会事務局が円滑に機能するよう、事務局設置国として必要な支援を行う。その他の地域漁業管理機関の年次総会等での協議において、我が国の立場に対する理解と支持を確保しつつ、漁業交渉を主導し、我が国の利益に沿った保存・管理措置が採択されるよう努める。特にマグロ関連地域漁業管理機関において、我が国の意見を反映させることを通じて我が国マグロ漁業の発展及びマグロ類の安定的な供給を確保することを目指す。 2 二国間のみならず、各種多国間会合の機会など、様々な機会を利用し、鯨類の持続可能な利用に関する我が国の立場につき、国際捕鯨委員会(IWC)加盟国の理解を求める。また、IWC以外のフォーラムにおいても、鯨類を含む海洋生物資源の持続可能な利用への理解を促進すべく、関係国等への働きかけを行う。 また、ニホンウナギについては、中国・韓国・台湾等に対し、資源の保存管理の枠組み設立や、ウナギの違法な輸出を排除するためのあり得べき枠組み及び養鰻生産量の制限等に関する働きかけを行う。	(測定指標の選定理由) 海洋生物資源の持続可能な利用の確保は、我が国の消費者に安全な水産物を安定的に供給するという視点や責任ある漁業国として積極的に国際協力を行うという視点からも重要である。地域漁業管理機関の年次会合を始め、様々な国際協議の場において、海洋生物資源の持続可能な利用のための適切な保存管理措置等が策定されることが、我が国の権益を確保する上で有益であるため。	
	中 期 目 標	—	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 世界有数の漁業国及び水産物輸入国として、海洋生物資源の持続可能な利用のための保存・管理に向けた国際的協力を推進していくことが重要である。	
4 資源・エネルギーに関連する国際機関や多国間の枠組み等における国際会議・協議への出席件数		年度目標値	中期目標値	
		28年度	—	
		45	—	
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		(選定理由) 国際機関や多国間の枠組み等を通じた資源産出国との対話の促進及び消費国間の連携の強化、並びに我が国の省エネルギー・再生可能エネルギーの技術の普及のためには、関係国との人脈構築、我が国立場の反映、国際的議論の情報収集等とともに、所管するこれらの枠組みの国際会議や協議への出席実績を測ることが、施策の進捗を把握する上で有益であるため。		

	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) これまでの実績及び今後見込まれる外交上の日程等に照らし、施策の目標達成に資する上で妥当と考えられる件数を割り出した結果、45件を目標とすることとした。						
5 地域漁業管理機関の年次会合等への出席件数	<table> <tr> <th>年度目標値</th><th>中期目標値</th></tr> <tr> <td>28年度</td><td>—</td></tr> <tr> <td>16</td><td>—</td></tr> </table>	年度目標値	中期目標値	28年度	—	16	—
年度目標値	中期目標値						
28年度	—						
16	—						
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)設定の根拠	(選定理由) 海洋生物資源の持続可能な利用のための保存管理措置等が検討・決定される地域漁業管理機関等の年次会合を始め、様々な国際協議の場への出席実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 施策の進展に資する上で重要となる年次会合等が、概ね目標値程度の件数見込まれるため。						

達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等(注)	関連する測定指標	単位:百万円				行政事業レビュー 事業番号
				予算額計 (執行額)			当初予算額	
				25年度	26年度	27年度	28年度	
	①資源問題への対応 (21年度)	在外公館を通じたエネルギー・資源外交の戦略的基盤を維持・強化するため、我が国のエネルギー・鉱物資源の安定供給確保に係る国の中から15か国程度の在外公館の専門官や、外務省内の地域局課及び関係省庁機関等で当該業務に従事する者を招集し、エネルギー・鉱物資源を取り巻く国際情勢及びそれに応じた我が国の戦略及び具体的な対応のあるべき方向性につき意見交換を行う。また、それに先立って、特に資源確保戦略上重要な地域としてアフリカの公館を対象にした地域戦略会議を開催し、その成果も踏まえることとする。 これらの取組により、我が国への資源・エネルギーの安定供給の確保に寄与する。	1 4	3 (2)	4 (4)	4 (3)	5	076
	②国際機関や多国間の取組等を通じた、我が国及び世界の食料安全保障の確保・強化 (*)	国際連合食糧農業機関(FAO)、国際穀物理事会(IGC)、国際コーヒー機関(ICO)等を通じ、食料安全保障に関する意見交換、情報収集及び提供、食料生産国との関係の維持・強化、途上国支援等を進める。また、FAO及びその他の「責任ある農業投資」の関係国際機関における議論やそれらの機関が実施するプロジェクト等により、世界の食料安全保障の確保・強化を図るとともに、我が国における食料の安定供給の確保に向けた政策立案等に活かし、我が国への食料安定供給を確保・促進する。 さらに、平成28年は我が国がG7サミット議長国であることから、G7食料安全保障作業部会会合を開催し、G7での取組強化を主導する。 これらの取組により、我が国及び世界の食料安全保障の強化に寄与する。	2	—	—	—	—	—
	③海洋生物資源の保存と持続可能な利用の原則確保のための国際的協力の推進 (*)	地域漁業管理機関等の年次会合等へ出席し科学的視点に立って、海洋生物資源の保存・管理及び持続可能な利用における我が国の立場に対する理解と支持獲得に努めることにより、世界有数の漁業国であり水産物輸入国である我が国の国益の確保に寄与する。	3 5	—	—	—	—	—

④鯨類の持続可能な利用に関するセミナー開催 (16 年度)	我が国と同様に鯨類資源の持続可能な利用を支持するIWC加盟国等を日本に招へいし、鯨類を含む海洋生物資源の持続可能な利用に向けた方策等について議論する。 こうした取組を通じ、IWCにおける我が国の立場への理解促進に努める。	3	3 (0)	4 (3)	4 (3)	3	077
⑤アジア・エネルギー安全保障セミナー (13 年度)	グローバル・エネルギー・アーキテクチャーとアジアをテーマとし、各国政府、国際機関、関連企業等の専門家を招へいし、エネルギーをめぐる国際情勢が急速に変化する中で、我が国を含む国際的なエネルギー安全保障を強化するため、エネルギー分野のグローバル・ガバナンスに関する国際場裏の議論を総括するようなセミナーを開催し、エネルギー安全保障に係る課題についての内外の理解促進を図るとともに、我が国の外交的取組について積極的に発信する。 これにより我が国を含む国際的なエネルギー安全保障の強化に寄与する。	1	3 (3)	4 (4)	8 (6)	8	079
⑥シー・シェパード対策に係る委託調査 (26 年度)	反捕鯨団体シー・シェパードによる我が国調査捕鯨への妨害行為に対し、シー・シェパード船舶の船籍国であるオランダ、同船舶の寄港国であるNZや豪州、シー・シェパードの本部所在地である米国等の関係各国に対し、妨害行為を阻止するよう対応を求めてきている。更に効果的に関係国に対し働きかけを行うべく、関係国の国内法制度などに精通した専門家の意見を聴取する。	3	—	8 (8)	9 (6)	10	078
⑦ 第 27 回エネルギー憲章会議閣僚会合の日本開催 (28 年度)	エネルギー憲章条約は、エネルギー分野の貿易・投資の自由の確保及びエネルギー分野における投資保護の機能を有しており、この法的枠組みのグローバル化を図ることは、我が国のエネルギーの安定確保及び我が国企業によるエネルギー分野での海外投資を促進する上で重要。本条約のグローバル化の促進のため、主要加盟国の中で唯一アジア諸国である我が国が、本年の議長国として、本邦で会議を開催することにより、エネルギー分野において我が国にとり特に重要なアジア諸国の関与促進を主導する。 憲章会議の本邦開催は、本条約の意義・活用法に関する我が国企業等の関係者の理解促進に向けた重要な機会となるとともに、G7サミット議長国としてエネルギーに係る課題の議論を主導していくとの積極的姿勢を示す。 これにより我が国を含む国際的なエネルギー安全保障の強化に寄与する。	1 4	—	—	—	4	新 28- 03
⑧食糧の安全保障のレジリエンス強化 (28 年度)	食料の多くを海外に依存する我が国として、世界の食料安全保障を強化し、生産促進・価格安定を図ることが我が国の食料安全保障上も重要。G7サミットにおいても、食料安全保障に係る議論の進展が期待されるところ、議長国である我が国が、主体的に会合を実施し、サミット・プロセスの成果等を幅広い関係者に対して共有・広報し、食料安全保障分野の他の取組との相乗効果を向上させるとともに、国際社会における食料安全保障に関する議論を我が国が主導する。 G7サミットやTICAD等では、伝統的に食料安全保障が扱われており、また、持続可能な開発のための2030アジェンダ（ゴール2：飢餓撲滅、食料安全保障、栄養改善、持続可能な農業促進）との関連でも、我が国の外交イニシアティブを発揮する一つの知的貢献策としての成果が期待できる。 これにより我が国及び世界の食料安全保障の強化に寄与する。	2	—	—	—	2	新 28- 04

⑨ 採取産業透明性向上の取組促進に向けた有識者会合(28年度)	採取産業透明性イニシアティブ(EITI)は、資源開発に係る採掘企業から被採取国への資金の流れの透明性を確保するための取組。採取産業における資金の流れの透明性の向上は、資源国における安定的な資源開発・供給、ひいては我が国のエネルギー・鉱物資源の安定供給の確保に資するため、我が国として、当該プロセスの効果を向上させるための知的貢献を目指す。その一環として、平成28年我が国がG7サミット議長国として取り組んでいくCONNEXイニシアティブにおいて、途上国の能力強化と透明性・ガバナンスの向上にも焦点を当てることから、これらと相乗効果が得られるように「採取産業の透明性向上の取組促進に向けた有識者会合」を我が国で開催し、EITI事務局、G7 CONNEX協議グループ、資源国政府関係者、資源関連企業、援助関係者等の関係者の参加を得つつ、採取産業における国際的な議論の潮流に関して関係者の理解を促進するとともに、G7サミットの成果等についても共有・広報する。 これにより我が国を含む国際的なエネルギー安全保障の強化に寄与する。	1 4	—	—	—	2	新 28- 05
⑩ アジア太平洋地域のIUU漁業対策に関する協議(2年度)	アジア太平洋地域におけるIUU漁業対策推進のため、情報共有システムの構築(現地漁業の状況、IUU漁業情報等)やエンフォースメント(寄港国措置、VMSシステム等)に知見を有する我が国専門家を関係国や国際会議に派遣する。 これによりアジア太平洋地域におけるIUU漁業対策に寄与する。	3	—	—	—	2	新 28- 08
⑪2016年日本開催サミット(複雑な契約交渉の支援強化会合関連経費)(28年度)	G7の複雑な契約交渉の支援強化(CONNEX)に係わるイニシアティブは、複雑な契約交渉のための分野横断的かつ具体的な専門性を開発途上にあるパートナー国に提供することを目的として、2014年のブリュッセル・サミットで立ち上げられたG7による取組。本年、我が国はG7サミット議長国として、専門家会合である複雑な契約交渉の支援強化会合を開催し、伊勢志摩サミットの中で策定した「CONNEX持続可能な開発に向けた基本指針」等の成果を適切にフォローアップし、来年以降の取組につなげるための議論を主導する。 これにより、採取産業分野に焦点を当てた本分野でのG7の取組の今後の方向性(特に途上国の能力強化の在り方)に関する議論や、途上国の持続可能な開発に資する形でのG7の取組を主導し、ひいては我が国への資源・エネルギーの安定供給の確保に寄与する。	1 4	—	—	—	10	新 28- 09
⑫2016年日本開催サミット(G8食料安全保障作業部会関連経費)(28年度)	昨年のエルマウ・サミットで掲げられた「2030年までに開発途上国において5億人を飢餓及び栄養不足から救出する」との目標の達成を目指し、2016年のG7サミット議長国として、G7食料安全保障作業部会を開催して本分野での取組を主導し、世界及び我が国の食料安全保障の強化を図り、本分野における我が国の地位向上も目指す。	2	—	—	—	2	新 28- 10

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野	4 国際経済秩序形成への積極的参画
施策の概要	1 G7サミットは、国際社会の直面する重要課題を首脳間で議論し、有効な政策協調を行っていく場として、G20サミットは、経済問題を中心に新興国を含む政策調整の場として、重要な役割を果たしている。我が国は両サミットの議論及び両サミットを通じた政策協調に積極的に参加し、貢献する。同時に、地球規模課題の解決に向けた取組を強化し、我が国にとって好ましい国際経済秩序を作る。特に平成28年は、G7議長国として、議題設定や議論の進行において、我が国にとって好ましい選定を行う。 2 日EU・EPA交渉会合及び日EU経済関係強化に関する各種協議等を実施し、日EU・EPAの早期締結を含む包括的な経済関係の強化・拡大に努める。 3 OECDの諸活動に積極的に参加し、経済・社会分野の取組や東南アジア地域を始めとするOECD非加盟国との関係強化等の分野において我が国の考えを反映させていく。 4 APEC首脳会議、閣僚会議等を通じ、域内の貿易・投資の自由化・円滑化、成長戦略、経済技術協力等の分野における具体的な協力の推進に積極的に貢献し、重層的な経済関係の強化に努める。

測定指標	1 G7・G20サミットにおける我が国の貢献			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	1 我が国は議長国としてG7伊勢志摩サミットおよびG7広島外相会合を開催し、参加国と緊密な連携を取りながら信頼関係を構築し、我が国の目指す具体的成果の実現に取り組む。 2 G20サミット(9月、中国にて開催予定)においては、成長戦略の策定等の我が国の施策に対する理解を深めると同時に世界経済の成長への貢献を表明し、新興国を含む参加国と積極的な意見交換を行う。また、成果文書において我が国の考え方を最大限反映する。	(測定指標の選定理由) 測定指標の目標を追求することによって、G7伊勢志摩サミット(含：G7外相会合)等の準備段階及びサミット本番において我が国の施策や考え方に対する理解が深まり、我が国のプレゼンスを確たるものとして示すことができたかを測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。
	中期目標	—	G7及びG20サミットの我が国の考え方を反映した形での成功裏実施、及び我が国の施策に対する理解の深まりを通じた信頼関係醸成を図る。	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) G7伊勢志摩サミット(含：G7外相会合)等の成功裏の実施、及びサミットの成果文書における我が国の考え方の反映に向け、積極的な提案や行動・発言を行っていくことが重要であるため。
	2 EUとの対話を通じた関係強化			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	日EU双方の経済成長、ひいては、世界経済全体の発展に資する包括的かつ高いレベルの経済連携の実現のため、平成28(2016)年のできる限り早い時期の大筋合意を目指し、日EU・EPA交渉を積極的に推進する。	(測定指標の選定理由) 経済連携の推進は、日本再興戦略の重要な柱であり、雇用創出、企業の競争力強化等を含む経済成長及び日本企業の欧州市場進出を促進させることに寄与する日EU・EPA交渉の進展を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。
	中期目標	—	日EU双方の経済成長、ひいては、世界経済全体の発展に資する包括的かつ高いレベルの日EU・EPAの早期締結を実現する。	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 平成27(2015)年5月の日EU定期首脳協議において、スピードと質の両方を重視しつつ、交渉を更に加速させていくことで一致し、11月のG20アンタルヤ・サミットの際に行われた日EU首脳会談においては、平成28(2016)年のできる限り早い時期の大筋合意を目指すことで一致したことに照らし、平成28年のできる限り早い時期の大筋合意を目指し、一層精力的に交渉の進展を図ることとした。
	3 OECDにおける我が国の貢献			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	1 成熟した経済大国として我が国も直面する「生産性」について議論される平成28年OECD閣僚理事会にて副議長国を務める機会を最大限に利用し、その成果文書において我が国にとって有効な提言・結論が出るよう議論を積極的に主導する。 2 我が国が強い結びつきを有するアジアの経済成長を後押しすることも同様に望ましい国際経済社会の形成	(測定指標の選定理由) 望ましい国際経済社会の形成を実現する上で、国際経済の「スタンダード・セッター」であるOECDの場において、我が国の考え方を加盟国間の議論に反映させること及び今後の世界経済の成長エンジンとされる東南アジアに対して、OECDのアウトリーチ

		に大きく寄与するところ、引き続き、東南アジア地域プログラムを推進していく。具体的には、平成28年6月、ベトナム・ハノイにて第2回運営グループ会合及び第3回東南アジア地域フォーラムが開催予定であり、我が国の支持するOECDと東南アジアとの関係強化を進めるべく、本機会を活用する。	活動を推し進め、既存の各種ルールを同地域に適用することは、国際経済の平等な競争条件を確保するとともに、日本経済にとって有利な国際経済環境を創出する観点から重要であり、これらの実績を測ることは施策の進捗を把握する上で有益であるため。	
中期目標	—	OECDの各分野の委員会や事業に積極的に参加し、経済・社会分野の取組や東南アジアを始めとする非加盟国との関係強化などの分野において我が国の考えを反映させ、国際経済・社会分野でのルール策定を主導する。	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 平成28年OECD閣僚理事会の副議長国という機会を利用し、我が国の考え方を加盟国間の議論に反映させ、望ましい国際経済社会の形成に寄与することは、重要であり、また、平成28年6月、東南アジア地域プログラム・運営グループ会合を実施する予定であり、同時に、第3回OECD東南アジア地域フォーラムも開催される予定であるところ、この機会を利用し、さらに東南アジア地域プログラムを推進していくことは、東南アジア諸国へのプログラムの更なる裨益を図り、望ましい国際経済社会の形成に大きく寄与するため。	
4 APECにおける諸活動への貢献			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
年度目標	28年度	平成28年のAPEC議長(ペルー)が「成長の質」に焦点を当てていることに留意しつつ、同国の優先課題である「地域経済統合の推進と成長」、「地域フードマーケットの促進」、「アジア太平洋地域の零細・中小企業の近代化」及び「人材開発促進」の下での議論や取組に積極的に貢献し、APECにおける議論を我が国成長と繁栄に結びつける。	(測定指標の選定理由) ここに列挙したような優先課題に照らして、APECにおける我が国の貢献の実績を測定することが、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 世界経済が不透明さを増す中、アジア太平洋地域がより持続可能な成長を成し遂げるためには、成長の「質」に着目する必要がある。本年議長であるペルーがこれに着目しているのは、まさに時宜を得たものであり、同議長の優先課題に積極的に貢献することが、我が国にとっても、APECにとっても重要と考えられるため。	
中期目標	—	域内での経済協力関係を維持・発展させる。		
5 様々な活動や政策提言、成果文書への我が国の考え方の反映のため、月1回ペースで開催されるOECD理事会(最高意思決定機関)への参加回数(年1回開催される閣僚理事会を含む)			年度目標値	中期目標値
			28年度	—
			13	—
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		(選定理由) 経済・社会の幅広い分野で規範形成機能を持つOECDの最高意思決定機関であり、我が国の意見を国際的な議論に反映させる有効な場であるOECD理事会への参加実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 例年、理事会は概ね月に1度の頻度で開催されることに照らし、上記回数を目標とした。		
6 (参考指標)APECにおける域内貿易依存度 (出典) IMF, Direction of Trade Statistics				
7 (参考指標)日EU間の貿易投資額				

達成手	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等(注)	関連する測定	単位:百万円		行政事業レビ
				予算額計 (執行額)	当初予算	

段		指標	額				ユ一 事業 番号
			25年 度	26年 度	27年 度	28年 度	
①G7・G20 における我が国の積極的な貢献 (G7:昭和50年度(当時G6), G20; 20年度)	1 G7サミットは、国際社会の直面する重要課題を、基本的価値観を共有する主要先進国の首脳間で議論し、有効な政策協調を行っていく場として、G20サミットは、経済問題を中心に新興国を含む政策調整の場として、重要な役割を果たしている。 2 両サミットの議論及び両サミットを通じた政策協調に積極的に参加し・貢献し、同時に、地球規模課題の解決に向けた取組を強化することは、我が国にとって好ましい国際経済秩序を作ることにより寄与する。	1	—	—	—	—	—
②経済連携協定 (15年度)			128 (159)	132 (143)	227 (240)	244	070 (再掲)
	(本個別分野に関連する取組) 日EU・EPA交渉会合及び日EU経済関係強化に関する各種協議等を実施し、日EU・EPAの早期締結を含む包括的な経済関係の強化・拡大に努める。	2 3					
③OECDにおける、日本企業が公平な競争条件で世界で事業展開できるようなルール整備及び経済・社会情勢に関する分析・提言への積極的参画(含むOECDによる一層積極的な非加盟国協力活動の支援・推進) (昭和39年度)	加盟国の経済成長、途上国経済の発展、世界経済の発展といった活動目的の達成に寄与するために議論に積極的に参加し、また、議論をリードすることにより、国際経済秩序形成に参画する。 我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成していく上で、国際社会の喫緊の課題である世界経済の持続的成長の実現や地球規模課題の解決が重要であるが、このためには国際社会の一致した協力が求められる。こうした中で、G7/G8・G20やOECDにおける議論に我が国の立場を主張し、反映させることで我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成する。	3 5	—	—	—	—	—
④東南アジア地域へのアウトリーチ強化 (28年度)	我が国と強い結びつきを有するアジアの経済成長を後押しすることは、我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成していく上で重要であり、そのためには引き続き「東南アジア地域プログラム」を推進していくとともに、特に東南アジアを始めとする非加盟国へのOECDスタンダードの普及を図ることが求められる。こうした中で、東南アジアからのオピニオンリーダー等との協議・意見交換の場の設定や「東南アジア地域プログラム」の取組に関するセミナーを開催などを通して、我が国の考え方を反映させ、国際経済・社会分野でのルール策定・整備に貢献する。	3	—	—	—	8	新 28- 06
⑤APECを通じた経済関係の発展 (15年度)	APECにおいては、その究極目標である貿易・投資の自由化・円滑化を通じた域内経済統合の達成のほか、成長戦略、経済技術協力等の目標に向けて、種々のプロジェクトを実施している。 APEC首脳会議、閣僚会議等を通じ、域内の貿易・投資の自由化・円滑化、成長戦略、経済技術協力等の分野における具	4	28 (28)	26 (27)	34 (35)	51	083

	体的な協力の推進に我が国も積極的に貢献し、重層的な経済関係の強化に努める。						
⑥国際経済情勢調査・分析 (*)	1 諸外国統計の最新データや金融面でのデータについて 専門データベースを活用することにより、主要な経済指標 の迅速な入手及び加工を行う。 2 マクロ経済等を専門とする研究者を「経済調査員」とし て委嘱し、上記1のデータベース等を活用した経済指標に 係る資料の作成等にあたらせる。 これらを通じ、正確かつ専門的な経済データの分析を行 い、施策の推進に活用する。	—	6 (5)	6 (5)	5 (4)	5	080
⑦政府調達に関する説明会 (*)	平成26年3月に策定された「政府調達手続きに関する運用 方針」に基づき、会計年度の可能な限り早い時期において、 外務省主催にて、今年度我が国政府が予定すると見込まれる 一定額以上の調達予定案件につき、内外の共有者を対象とし たセミナーを開催する。 これにより、WTO政府調達協定に基づく調達手続の透明化 に寄与する。	—	0.7 (0.6)	0.7 (0.5)	0.7 (0.5)	0.7	081
⑧2016 伊勢志摩サミット開催関連経費 (27 年度)	我が国が議長を務める伊勢志摩サミットの円滑な実施と 成功に向けて、外務省としての準備態勢を整える。 多数の政府代表団、プレス、警備関係者が来訪する予定で あり、会議場設営、空港、移動手段、宿舎、警備、プレス等 の各項目において円滑な会議運営が行えるよう、各項目にお ける企画立案、調達、実施を円滑に行う必要がある。	1	—	—	6,859 (5,317)	15,515	082

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

施策Ⅱ-3 国際法の形成・発展に向けた取組

平成 28 年度事前分析表

(外務省 28-Ⅱ-3)

施策名	国際法の形成・発展に向けた取組	担当部局名	国際法局
施策目標	新たな国際ルール作りに積極的に貢献するため、以下を推進する。 1 国際法規の形成に際し、我が国の主張を反映させる。国際法に関する知見を外交実務における国際法解釈及び法的な助言のために活用する。 2 安全保障、領土・海洋等我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進・強化するとともに、諸外国・国際機関との間で領事・刑事、原子力等の政治分野に関する枠組み作りを推進・強化する。 3 多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携を推進する。また、日本国民・日本企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際ルール作りへ参画する。	目標設定の考え方・根拠	国家間の関係を安定・深化させるとともに、紛争の平和的解決を図るためには、国際社会における「法の支配」の確立に貢献することが重要である。 ・第 190 回国会施政方針演説(平成 28 年 1 月 22 日) 「自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった基本的価値を共有する国々との連携を、一層深めます。」 ・第 190 回国会外交演説(平成 28 年 1 月 22 日) 「自由、民主主義、法の支配、人権といった基本的価値を共有する G7 として、相応しい課題を取り上げ、国際社会にしっかりとしたメッセージを発信していきます。」 「南シナ海において見られる、大規模かつ急速な埋立てや拠点構築、その軍事目的での利用等、現状を変更し緊張を高めるあらゆる一方的な行動に、深刻な懸念が多くの国より表明されています。これらの行為の既成事実化は認められません。海洋における「法の支配」を強化していくため、G7 議長国として、関係国と連携し、「海における法の支配の三原則」に基づき、「開かれ安定した海洋」の維持・発展に取り組みます。」 「ソマリア沖・アデン湾、アジアにおける海賊対策を通じた海上通路の安全の確保及び宇宙空間、サイバー空間における「法の支配」の実現と強化にも尽力します。」 「今後も、豪州、ASEAN 諸国、インド、欧州諸国など、自由や民主主義、基本的人権や法の支配といった基本的価値を共有する国々と連携しながら、地球儀を俯瞰する視点で、積極的な外交を展開してまいります。」 「最終局面の TPP 交渉は、いよいよ出口が見えてまいりました。米国と共に交渉をリードし、早期の交渉妥結を目指します。欧州との EPA についても、本年中の大筋合意を目指し、交渉を更に加速してまいります。」 ・国家安全保障戦略(平成 25 年 12 月 17 日 国家安全保障会議及び閣議決定) 「自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値やルールに基づく国際秩序を維持・擁護することも、同様に我が国にとっての国益である。」 「第 3 の目標は、不断の外交努力や更なる人的貢献により、普遍的価値やルールに基づく国際秩序の強化、紛争の解決に主導的な役割を果たし、グローバルな安全保障環境を改善し、平和で安定し、繁栄する国際社会を構築することである。」 ・日本復興戦略-JAPAN is BACK-(平成 25 年 6 月 14 日)

			「我が国産業界のニーズ、投資章を含む経済連携協定の締結状況等を踏まえ、投資協定の締結を加速する。(中略) 我が国産業界のニーズや我が国課税権の適切な確保等の観点を総合的に勘案し、企業の海外展開の支援に資する租税条約のネットワーク拡充の取組を加速する。」		
		政策体系上の位置付け	分野別外交	政策評価 実施予定 時期	平成30年8月

(注) 本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連各個別分野の該当欄に記入した。

個別分野	1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用
施策の概要	1 国際法に関連する各種会合に出席し、我が国の立場を主張すること等を通じて、新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献する。 2 研究会等を通じて国際法に関する最新の知見を収集・蓄積する。 3 国際法の普及活動を推進する。

測定指標	1 国際法に関連する各種会合への参加を始めとする国際法規形成及び発展に対する我が国の貢献		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度 領土や海洋等に関する問題を念頭に、国際法秩序の形成・発展に貢献するとともに、国際法に基づく紛争の平和的解決の側面を支えるべく、以下の国際司法機関及び国際的な関連フォーラムへの人的貢献により、「法の支配」を一層推進する。 1 ICC ローマ規程締約国会議、ILC 及び国連総会第六委員会、アジア・アフリカ法律諮問委員会 (AALCO)、ヘーグ国際私法会議 (HCCH)、UNIDROIT 会合、UNCITRAL 等の国際フォーラムに参加し、日本政府としての意見表明を行う。 2 国連海洋法条約 (UNCLOS) 締約国会議、ISA 総会・理事会等に参加し、日本政府としての意見表明を行う。 3 上記の一環として、ILC 委員選挙 (10 月) での我が国指名候補の当選を実現する。また、平成 29 年に予定されている ICC 裁判官選挙において当選を実現するため、積極的な支持要請を行う。	(測定指標の選定理由) 国際法に関連する各種会合への参加を始めとする国際法規形成及び発展に対する我が国の貢献度合を測ることは、国際法規の形成に際して我が国の主張をどの程度反映させ、外交実務に活用しているかを把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) ・第190回国会施政方針演説(平成28年1月22日) ・第190回国会外交演説(平成27年1月22日) ・国家安全保障戦略(平成25年12月17日)
	中期目標	—	国内外における法の支配を推進する。
	2 国際法についての知見の蓄積・検討		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度 1 国際法に関する研究会等国内外の国際法の諸分野に関する各種会合に積極的に参加することを通じて、領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積を図り、外務省員の国際法実務能力の向上に貢献する。 ・国際法に関する研究会を開催し、国際公法分野の昨今の事例等を紹介することにより、省外有識者と知見を共有する。 ・二国間国際法局長協議を実施し、各国国際法実務者と意見交換を行う。 ・海洋法に関する国際シンポジウムを開催し、関係者との意見交換・協議等を通じて専門的な知見の継続的な蓄積を図る。 2 学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。	(測定指標の選定理由) 国際法についての知見の蓄積・検討状況を測ることは、適切な形で国際法規の形成、発展、外交実務を行えているかを測る上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) ・第190回国会施政方針演説(平成28年1月22日) ・第190回国会外交演説(平成28年1月22日)
	中期目標	—	国際法に関する研究会等を活用し、学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。
	3 国際法の普及活動の推進		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度 国際法に関する知識普及・理解促進及び国際法に携わる人材育成のため以下を実施する。 1 大学における講義等を積極的に引き受ける。 2 インターネット上の国際法関連の情報提供の充実に取り組む。 3 日弁連等とも協力し、国際法に関する各種普及活動を実施する。	(測定指標の選定理由) 国際法の普及活動の推進状況を測ることは、国際法規の形成・発展、その外交実務への活用に関し、それを担う人材の確保やそれに対する世論の理解の進捗を測る上で有益であるため。

		4 アジアカップ等の国際法模擬裁判を実施又は支援する。	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) ・第190回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成28年1月22日) ・第190回国会における岸田外務大臣の外交演説(平成28年1月22日)
中期目標	—	国際法に関する知識を普及するとともに、国際法に携わる人材を育成する。	

達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等(注)	関連する測定指標	単位:百万円				行政事業レビュー 事業番号
				予算額計 (執行額)			当初予算額	
				25年度	26年度	27年度	28年度	
①国際法に係る調査 (13年度)		1 ILC等、国際法に関連する各種会合に出席し、我が国の見解や立場をインプットするとともに、国際法各種フォーラムに対し人的貢献を果たす。これらの活動を通じて新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献することで、国内外における法の支配の促進に貢献する。	1	17 (13)	13 (9)	9 (8)	13	085
		2 国際法の諸問題に関わる調査・研究を専門家に委嘱し、その知見を得る。各国で国際法を所掌している局長レベルのカウンターパートと近年の国際法をめぐる主要動向について率直な意見交換・協議を行い、我が国が直面する様々な問題や懸案事項の解決に法的観点から貢献する。研究者や主要国の国際法局長との連携を強化することは、我が国の国際法戦略の企画・立案・実施に有益であるのみならず、国際社会における法の支配の強化や国際紛争の平和的解決促進に寄与する。	2					
		3 大学における講義の実施、研究者や学生との意見交換及び交流を通じて、我が国の国際法に係る国民の理解を促進するとともに、国際法に係る外交政策実施のバックアップ体制を整えるほか、国民や外国に対し広く情報を共有し、外交への信頼を獲得する。これらの手段を通じて、国際法の専門家を人材育成し体制を強化することが可能となる。	3					
		4 投資協定に関する先例の検証、最近の仲裁判断例、国際社会における議論の動向及び第三国間の投資協定の態様につき、投資協定研究者に委嘱し、体系的、詳細な検討を行う。	2					
		5 海洋法に関する国際シンポジウム開催 海洋法に精通する学者及び国際海洋法裁判所(ITLOS)裁判官等を招へいし、「法の支配に基づく国際海洋秩序の確立」等をテーマとする国際シンポジウムを開催する。右は、昨今の海洋に関する国際情勢において「海における法の支配」の重要性が認識される中、「法の支配」の発展に積極的に貢献する我が国の姿勢を示し、我が国にとって望ましい国際環境を醸成することに寄与する。	2					
②条約締結等事務事業 (16年度)		国際法関係判例・文献及び条約データ提供システムを整備し、当該システム上の情報を常に最新のものにアップデートする。これにより、国際法に関する外交課題に適時適切な助言が可能となるほか、条約締結交渉等を円滑かつ確実に実施する体制を整えられると同時に、国民や諸外国に対し国際法に関する適切な情報を広く共有することが可能となる。	2 3	7 (7)	6 (6)	6 (6)	6	084
③領土保全対策関連事				354 (252)	215 (160)	49 (46)	39	086

	業 (25 年度) (関連：Ⅱ－ 1)	(本個別分野に関連する取組) 領土・海洋を始めとする問題及び領土保全政策に関し、想定される国際法上の論点についての調査・研究等を研究者に委嘱するとともに、各種研究会への参加等を通じて、体系的な知見を得る。 こうした取組を通じて国際社会の最新の動向を把握することは、領土保全に関する我が国の法的立場を維持・強化することに寄与する。						
--	------------------------------	---	--	--	--	--	--	--

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野	2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施
施策の概要	1 我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進・強化する。 2 諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りを推進・強化する。

測定指標	1 我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 (測定指標の選定理由) 我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化について、その進捗を測ることは、新たな国際ルール作りに向けた進展を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 物品役務相互提供協定(ACSA)、防衛装備品・技術移転協定、情報保護協定等の締結推進や北方領土問題の双方にとり受入れ可能な解決策を作成する交渉の加速化等は、我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進・強化する上で、重要である。 ・第190回国会施政方針演説及び外交演説(平成28年1月22日) ・国家安全保障戦略(平成25年12月17日) ・防衛装備移転三原則(平成26年4月1日) ・日露パートナーシップの発展に関する日本国総理大臣とロシア連邦大統領の共同声明(平成25年4月29日)
	年度目標	28年度	1 米国を含む諸外国との間で、物品役務相互提供協定(ACSA)や防衛装備品・技術移転協定、情報保護協定等の締結・改正に向けた交渉等を推進する。 2 ロシアとの間で、北方領土問題の双方にとり受入れ可能な解決策の作成に向けた交渉等を加速化する。	
	中期目標	—	我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進・強化する。	
	2 諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りの推進・強化			
	年度目標	28年度	1 メキシコ、ブラジル等との間で、原子力協定等の締結に向けた交渉を進展させる。インドとの間で、原子力協定の署名・締結に必要な技術的な検討やインド側との調整を行う。 2 中国との間で、犯罪人引渡条約、受刑者移送条約の締結に向けた交渉等を推進する。 3 EUとの間で、日EU戦略的パートナーシップ協定の締結に向けた交渉等を推進する。	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 (測定指標の選定理由) 我が国の政治分野に関する枠組み作りの推進・強化について、その進捗を測ることは、新たな国際ルール作りに向けた進展を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 日EU戦略的パートナーシップ協定、原子力協定、犯罪人引き渡し条約や受刑者移送条約等の交渉を進めることは、諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りを推進・強化する上で、重要である。 ・第190回国会施政方針演説及び外交演説(平成28年1月22日)
	中期目標	—	諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りを推進・強化する。	

達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等(注)	関連する測定指標	単位:百万円				行政事業レビュー 事業番号
				予算額計 (執行額)			当初予算額	
				25年度	26年度	27年度	28年度	
	①外交・安全保障分野に関する枠組み作り (*)	物品役務相互提供協定(ACSA)や防衛装備品・技術移転協定等の締結・改正を推進することにより、我が国の外交・安全保障の基軸たる日米同盟を強化するとともに、諸外国との安全保障面での協力を深化させる。また、北方領土問題の交渉等を推進する。以上を通じ、我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進・強化する。	1	—	—	—	—	—

	②政治分野に関する枠組み作り (*)	原子力協定等の締結により、我が国と諸外国・国際機関との原子力分野での協力に必要な枠組みを整備する。また、犯罪人引き渡し条約及び受刑者移送条約等の締結により、我が国と諸外国・国際機関との刑事分野での協力に必要な枠組みを整備する。さらに、戦略的パートナーシップ協定等の締結により、我が国と諸外国・国際機関との関係全体を規律する枠組みを整備する。以上を通じ、我が国と諸外国・国際機関との間で政治分野に関する枠組み作りを推進・強化する。	2	—	—	—	—	—
--	-------------------------	--	---	---	---	---	---	---

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野	3 経済・社会分野における国際約束の締結・実施
施策の概要	1 多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進 2 日本国民・日本企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画

測定指標	1 多角的自由貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度 1. WTO：多角的貿易体制の強化に向けた様々な取組が行われているところ、以下を実施する。 ・対象品目の拡大及び関税撤廃期間について交渉が妥結した情報技術（ITA）協定の締結手続を迅速かつ円滑に取り進める。 ・サービスの貿易に関する一般協定（GATS）以上の自由化を実現すべく開始された新サービス貿易協定（TiSA）の交渉に我が国の国内事情を勘案しつつ積極的に関与し、交渉を加速化させる。 2. FTA/EPA；包括的かつ高いレベルでスピード感をもって推進するため、以下を実施する。 ・大きな戦略的意義を有する TPP 協定につき、早期発効に向けた機運を高めるべく、同協定の締結手続を迅速かつ円滑に取り進める。 ・日・コロンビア EPA、日中韓 FTA、日 EU・EPA、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）、日・トルコ EPA につき引き続き交渉を進展させる。 ・発効済みの EPA（計 15 件）につき、その実施及び運用について適切な法的助言を行う。	(測定指標の選定理由) 多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進について、その進捗を図ることは、経済分野における新たな国際的なルール作りに向けた進展を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進は、我が国の経済成長の機会を拡大するとともに、他国の市場における我が国の企業並びにその产品及びサービスの参入機会を増大させる上で、重要であるため。
	中期目標	—	経済連携（FTA/EPA）について新規案件の検討、既存案件の交渉及び締結の促進並びに環太平洋パートナーシップ（TPP）協定の早期締結を図るとともに、多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進に積極的に関与・貢献する。
	2 日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度 日本国民や日本企業等の利益及び関心を調整の上、十分に反映させつつ、現在交渉中の各種経済・社会条約（投資協定、租税条約、社会保障協定等）についての交渉を進展させ、交渉が妥結した条約については、その締結手続を取り進める。 環境関連条約等、国民生活に大きな影響を与え得る、経済及び社会分野での国際的なルール作りへの積極的な参画を通じ、地球規模の課題の解決に貢献するとともに、日本国民や日本企業等の利益を増進する。 また、気候変動に関するパリ協定について締結手続を取り進める。	(測定指標の選定理由) 日本国民及び日本企業の国内外における利益を保護・促進するとともに、海外投資を呼び込み、資源の安定供給等を図るため、我が国経済を活性化させるに当たり投資協定、租税条約、社会保障協定の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 また、環境のように国民生活に影響を与える分野において、地球規模の課題の解決に向けた国際的なルールの作成を積極的に推進するとともに、我が国の利益や関心を国際的なルールに十分反映させることは、我が国の国益並びに日本国民及び日本企業の利益にとって非常に重要であるところ、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 左記の目標の達成は、我が国の国益並びに日本国民及び日本企業の利益を反映した経済及び社会分野での国際的なルールの作成を着実に推進する上で重要である。
	中期目標	—	日本国民及び日本企業の国内外における利益を保護及び促進するとともに、国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的なルール作りへ積極的に参画する。

達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等(注)	関連 する 測定 指標	単位:百万円				行政 事業 レビュー 事業 番号
				予算額計 (執行額)			当 初 予 算 額	
				25 年 度	26 年 度	27 年 度	28 年 度	
	①多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進 (*)	WTO における取組を通じた多角的貿易体制の強化に向けて引き続き法的な観点から貢献するとともに、WTO の紛争解決手続において、日本の主張・立証を行うに際して法的な検討及び精査並びに知見の提供を行う。 また、経済連携協定の交渉、締結及び実施における法的な事項の検討及び精査並びに国内外への見解の提示を行う。包括的な FTA/EPA の締結のための作業は、交渉分野が多岐にわたることから、協定の案文は必然的に膨大な分量となる。今後、既存の交渉の加速や交渉妥結及びその後の締結が想定されることを踏まえ、これに対応し得る体制強化のための人的資源の拡充を行う。 これらの取組を通じて、自由貿易体制を強化・推進するとともに、国民の利益を増進させる。	1	—	—	—	—	—
	②日本国民・日本企業の海外における利益の保護・促進 (*)	国際社会のグローバル化の中で、各国間の経済活動の相互依存はますます高まっており、日本国民及び日本企業が海外で行う経済活動の重要性が増大していることから、このような経済活動を支援するための法的基盤を提供することにより、日本国民及び日本企業の海外における利益の保護及び促進に寄与する。	2	—	—	—	—	—
	③国民生活に直結する環境その他の分野での国民生活に直結する国際的なルール作り (*)	グローバル化の進展とともに、環境、漁業、海事、文化、科学技術等の社会分野において、国民生活に直結するような国際的なルール作りを推進するとともに、その適切な実施を確保する。 これら国際約束に係る交渉、締結及び実施のいずれの段階においても、法的な観点からの検討及び精査並びに知見を提供することは、国民の利益の増進に寄与する。	2	—	—	—	—	—

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

施策Ⅱ-4 的確な情報収集及び分析，並びに情報及び分析の
政策決定ラインへの提供

平成 28 年度事前分析表

(外務省 28-Ⅱ-4)

施策名	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供	担当部局名	国際情報統括官組織		
施策目標	情報収集能力の強化、情報コミュニティ省庁及び諸外国との連携・協力や外部専門家の知見の活用等による情報分析の能力の強化、政策立案に資する情報及び情報分析の政策決定ラインへの適時の提供を行うことにより、外交施策の立案・実施に寄与する。	目標設定の考え方・根拠	主体的な外交戦略の構築のためには、情報収集・分析能力を強化すること及び情報・情報分析の政策決定者への適時・適切な提供が必要不可欠である。 ・第190回国会外交演説(平成28年1月22日) ・国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定「パリにおける連続テロ事件等を受けた対策の強化・加速化等について」(平成27年12月4日) ・国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」(平成27年5月29日) ・「「在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム」の提言」～シリアにおける邦人殺害テロ事件を踏まえて～(平成27年5月26日) ・「邦人殺害テロ事件の対応に関する検証委員会検証報告書」(平成27年5月21日)		
施策の概要	1 在外公館における情報収集・分析機能強化 在外公館における情報収集担当官が、新たな情報源の開拓を含め、情報収集を強化するため、任国の内外に定期的に出張する。 2 先端技術による情報収集 先端技術を活用して、情報の収集・分析を行う。 3 公開情報収集 多様な国際情勢に迅速・的確に対応するため、公開情報の中の基礎的な情報を入手する。 4 情報分析機能の推進(有識者知見の活用、関係者とのネットワーク拡大) 国際情勢を的確に見極めていくためには、様々な要因・観点から考慮することが必要であり、省内のみならず省外の専門家の知見を積極的に活用・分析機能の強化を図っていく。 5 職員のための研修及び情報収用していくなどして、多角的な観点から分析を推し進め、また、外国政府機関や専門家とのネットワーク拡大を通じた情報集・分析会議 我が国関心地域に関する対外情報分析機能を一層強化するため、分析要員の研修及び本省と在外公館の担当者間の情報共有・意見交換のための会議等を実施する。 6 政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供 適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析の提供を行う。	政策体系上の位置付け	分野別外交	政策評価実施予定時期	平成 30 年 8 月

測定指標	1 情報収集能力の強化			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠			
	年度目標	28年度	以下の達成手段等により、的確な情報収集を行う。 ・情報収集指示の明確化のため、省内政策部門と調整の上、重点事項を設定するとともに、会議の開催等を通じ、本省・在外公館間のコミュニケーションの強化を図る。 ・必要な公開情報を収集する。 ・先端技術を活用する。 ・研修を実施する。	(測定指標の選定理由) 適切な外交政策の立案・実施のために行った情報収集の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 左記のような様々な手段を通じ、情報収集能力の強化を進めることが重要である。			
	中期目標	—	的確な情報収集を実施する。				
	2 情報分析の質の向上			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠			
	年度目標	28年度	以下の達成手段等により、質の高い情報分析を行う。 ・国内情報コミュニティ省庁間における情報共有を促進する。 ・外国政府機関や専門家との意見交換を一層充実する。 ・先端技術を活用する。 ・情報分析に関する研修・会議に参加し、能力向上を図る。	(測定指標の選定理由) 適切な外交政策の立案・実施を行うために、収集した情報について質の高い情報分析を行うことが有効であり、情報分析の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 情報分析の質を、ここに列挙されるような手段を通じ、継続して向上させることが重要である。			
	中期目標	—	質の高い情報分析を実施する。				
	3 政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠			
	年度目標	28年度	以下の達成手段等により、適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析の提供を行う。 ・省内政策部門との意見交換等による政策部門が必要とする情報の把握。在外邦人の安全対策強化の観点から、領事局等関係部局との連携を強化する。 ・政策部門に対する時宜を得た報告の機会を確保・拡充する。	(測定指標の選定理由) 適切な外交政策の立案・実施を行うために、情報及び情報分析を、政策決定ラインに適時・適切に提供することが有効であり、その提供の実績を質的に測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 情報分析の提供を継続して実施・強化していくことが重要である。			
	中期目標	—	適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析を提供する。				

達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等(注)	関連する測定指標	単位:百万円				行政事業レビュー 事業番号
				予算額計 (執行額)			当初予算額	
				25年度	26年度	27年度	28年度	
①情報集 収・分析 (16年度)		1 在外公館における情報収集・分析機能強化 ①在外公館の担当官が、任国の内外に定期的に出張する。 ②①を通じ、新たな情報源の開拓等を行い、情報収集・分析能力の強化に寄与する。	1 2	485 (449)	489 (462)	500 (486)	579	—
		2 先端技術による情報収集 ①先端技術を活用して情報の収集・分析を行う。 ②①を通じ、情報収集・分析の質を高める。	1 2					
		3 公開情報収集 ①多様な国際情勢に迅速・的確に対応するため、公開情報の中の基礎的な情報を入手する。 ②①を通じ、情報収集能力の強化に寄与する。	1					

	4 情報分析機能の推進(有識者知見の活用, 関係者とのネットワーク拡大) ①省内のみならず省外の専門家の知見を積極活用していくなどして, 多角的な観点から分析を推し進め, また, 外国政府機関や専門家とのネットワーク拡大を通じた情報分析機能の強化を図っていく。 ②①を通じ, 国際情勢を的確に見極めていくため, 様々な要因・観点から考慮することにより, 情報分析能力のさらなる強化に寄与する。	2					
	5 職員のための研修及び情報収集・分析会議 ①我が国の関心地域に関する対外情報分析機能を一層強化するため, 分析要員の研修及び本省と在外公館の担当者間の情報共有・意見交換のため会議等を実施する。 ②参加者が情報収集のためのノウハウを入手するとともに, 知見を高めることによって, 情報収集・分析能力の強化に寄与する。	1 2					
	6 政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供 ①省内政策部門との意見交換等による政策部門が必要とする情報を把握するとともに, 政策部門に対する時宜を得た報告の機会の確保・拡充する。 ②①を通じ, 政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析を提供することにより, 外交施策の立案・実施に寄与する。	3					

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

基本目標Ⅲ 広報、文化交流及び 報道対策

施策Ⅲ- 1 国内広報・海外広報・IT 広報・
文化交流・報道対策

平成 28 年度事前分析表

(外務省 28-Ⅲ-1)

施策名	国内広報・海外広報・IT 広報・文化交流・報道対策	担当部局名	大臣官房(外務報道官・広報文化組織)			
施策目標	諸外国国民の対日理解及び親日感の醸成を図るとともに、我が国外交政策に対する国内外での理解を増進し、日本外交を展開する上での環境を整備するため、以下を戦略的、有機的かつ統一的に推進する。 1 外交政策に関する多様な情報提供を通じて、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 2 海外における対日理解の増進、親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進する。 3 インターネットを通じ、我が国の外交政策に対する国の内外の理解を促進する。 4 文化・人物交流事業を通じて、各国国民の対日理解を促進し、親日感の醸成を図る。 5 文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力、文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際貢献を通じ、各国の国民が経済社会開発を進める上で必要な活力を与え自尊心を支えることにより、親日感の醸成を図る。 6 国内報道機関による報道を通じ、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 7 外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。	目標設定の考え方・根拠	外交政策の効果的な展開のためには、各国の政策決定の支持基盤となる一般国民層への情報発信や交流の促進を通じて、日本への関心を高め、対日信頼感を醸成し、対日理解を増進するとともに、適切な報道対策や広報を通じて、日本国民の外交政策に対する理解を増進し、その支持を獲得することが必要である。 ・第 190 回国会外交演説（平成 28 年 1 月 22 日） 「国際社会での存在感を一層高めるよう、日本の「正しい姿」や多様な魅力を戦略的に対外発信するとともに、親日派・知日派の育成を強力に推進します。」			
		政策体系上の位置付け	広報、文化交流及び報道対策	政策評価実施予定時期	平成 30 年 8 月	

(注) 本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連各個別分野の該当欄に記入した。

個別分野	1 国内広報の実施
施策の概要	外交政策の遂行に当たって、国民の理解と信頼を得ることが不可欠であることにかんがみ、政策の具体的内容や外務省の役割等について、国内広報の実施により、地方を含む様々な国民層に対して、的確で、タイミング良く、かつ分かりやすい情報発信を行う。 また、外交のあり方についての世論の動向を様々な方途を通じて的確に把握し、外交政策の企画、立案、実施の参考とする。

測定指標	1 国民に対する直接発信、ホームページを通じた情報発信			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠			
	年度目標	28年度	我が国の外交政策を円滑に推進していくためには、国民の理解と信頼が不可欠である。このため、我が国の外交政策への国民の理解と信頼を一層得られるよう訴求対象に応じて以下の取組を推進する。 ・我が国の外交政策を直接国民に紹介し、意見交換を行う「外務大臣と語る」の実施。 ・我が国の外交政策や外務省の活動を紹介する各種講演会、プレゼンテーション・コンテスト(年1回)、小中高生の外務省訪問事業(年50件程度)等の実施。 ・パンフレットやインターネットコンテンツ等を通じた、我が国の外交政策や外務省の活動等に関する時宜を捉えた情報発信。 ・様々な角度から外交の実像を発信し、活発な議論の場を提供することをねらいとした、外交専門誌『外交』の発行(年6回、発行3,000部/年)。	(測定指標の選定理由) 国民の理解と信頼を得るため、各種発信手段を用いて外務省の諸活動や外交政策の具体的内容等についての的確な情報発信を行った実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 我が国の外交政策及び外務省の活動につき、国民の理解を増進するため、訴求対象に応じて引き続き当省大臣自ら我が国の外交政策を直接国民に説明する「外務大臣と語る」をはじめ、各種講演会、プレゼンテーション・コンテスト、小中高生の外務省訪問事業を実施するとともに、パンフレットやインターネットを通じた外交政策や外務省に関する情報発信、及び外交専門誌『外交』の発行を継続して行うことが重要である。			
	中期目標	—	我が国の外交政策及び外務省の活動につき、国民の理解を増進する。				
	2 広聴活動			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠			
	年度目標	28年度	メール、電話、FAX、書簡等で寄せられた国民の意見や関心を的確に把握、共有することを通じて、国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 メール及び電話での意見については、日報を作成し、関係課室に毎日フィードバックする。	(測定指標の選定理由) 外交政策及び外務省の活動に関する国民から聴取した意見を、外交政策の企画・立案に取り入れていくことは、国民の理解をもとに外交を推進していく上で有効であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 国民の関心のある外交事案が発生した場合、意見が急増するため事前に具体的な目標水準を設定することは困難であるが、様々な手段で寄せられた国民の意見や関心を的確に把握、共有することを通じて、国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進していくことが重要である。			
	中期目標	—	我が国の外交政策につき、国民の理解を増進する。				
3 (参考指標)「外務大臣と語る」事業実施後アンケート結果 ①「外交政策に対する理解が深まった」との回答比率、 ②「今後も継続実施すべき」との回答比率							

達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等(注)	関連する測定指標	単位:百万円				行政事業レビュー 事業番号
				予算額計 (執行額)			当初予算額	
				25年度	26年度	27年度	28年度	

①国内広報 (*)	1 外交専門誌『外交』の発行、ホームページコンテンツの作成及びパンフレットの作成・配布 我が国を取り巻く国際情勢や主要外交課題等を取り上げた外交専門誌『外交』を発行(年6回)し、外務省ホームページコンテンツとして「わかる!国際情勢」等その時々主要外交トピックを分かりやすく説明する記事を掲載することにより、我が国の外交政策や外務省の取組について国民に幅広く情報発信を行う。また、重要外交課題等に関するパンフレットを作成・配布することにより、我が国の外交政策に対する理解の促進を図る。	1	84 (74)	77 (71)	75 (67)	72	088
	2 講演会・シンポジウム等の開催 「外務大臣と語る」や「国際情勢講演会」をはじめ、「国際問題プレゼンテーション・コンテスト」、「外交講座」及び「高校講座」、「小中高生の外務省訪問」等、外務大臣や外務省員が直接国民に対し、我が国の外交政策や外務省の取組について紹介する機会を確保することにより、我が国の外交政策及び外務省の活動に対する国民の理解の促進を図る。	1					
	3 広聴活動の実施 多様な媒体(メール、電話、FAX、書簡)を通じた国民からの意見聴取や外交問題に関する世論調査の実施により、幅広い世論動向の把握を行う。こうした取組の結果を、省内関係部局に迅速かつ適切に周知・共有し、外交・広報政策の企画立案・実施の参考とする。	2					

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野	2 海外広報の実施
施策の概要	海外広報事業として、(1) 我が国の政策についての理解促進を目的とする政策広報、(2) 我が国の一般事情についての理解促進、親日感の情勢及び日本ブランドの発信強化を目的とする一般広報の実施を行うと共に、(3) 海外における広報文化外交の拠点となる「ジャパン・ハウス」の創設及び認知度向上に努める。

測定指標	1 海外広報の推進		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	
		1 政策広報の実施 (1) 我が国の対外発信を強化すべく各種事業を実施し、我が国の基本的な立場や考えが海外において定着、浸透するよう努める。具体的に、以下の数値目標達成を目指す。 ①各種事業におけるセミナー・イベント等の実施件数 200 件以上を目指す。 ②各種事業実施を通じて実現した我が国関連の第三者発信（各種メディアを通じた発信等）が 400 件以上となるように努める。 (2) 各種調査事業や在外公館における外部専門家の活用等、戦略的な対外発信強化のための環境整備を行う。 2 一般広報の実施 (1) 海外において日本ブランドの発信強化のための事業を実施し、参加者アンケートでの高評価が 8 割以上となるよう努める。 (2) 印刷物資料、視聴覚資料を効果的に活用する。特にジャパン・ビデオ・トピックの Web 配信再生回数 150 万回以上を目指す。 (3) Web Japan による対日理解を促進し、年間 1, 30 万ページビューを超えるアクセス数を維持する。 (4) 海外において一般広報の観点から実施する講演会及び特に青少年や学校教員を対象として実施する教育広報の実施回数につき年間 2, 000 回以上を目指す。 3 広報文化外交の拠点となる「ジャパン・ハウス」の創設に向けた準備を推進する。 (1) 平成 29 年の開館を目指し、3 都市（ロンドン、ロサンゼルス、サンパウロ）及び日本国内において、体制や施設の整備を進める。 (2) 各拠点のローカルサイトを立ち上げると共に、昨年度に立ち上げたティザーサイトをポータルサイトに切り替え、ウェブサイトによる情報発信を充実させる。 (3) プレイメント等の実施を通じ、ジャパン・ハウスの認知度向上に努める。	(測定指標の選定理由) 政策・一般広報の実施や、広報文化外交の拠点となる「ジャパン・ハウス」の創設に向けた準備の実績を測ることは、海外における対日理解の増進等に向けた施策の進捗を把握する上で適当と考えられるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 政策・一般広報の実施や「ジャパン・ハウス」の創設準備等につき、単に実施件数のみでなく、対象者の評価等の定性的評価を加味して事業の効率性を総合的に測ることは施策の成果を測る上で重要であると考えられるため。 ・第 190 回国会外交演説（平成 28 年 1 月 22 日） 「国際社会での存在感を一層高めるよう、日本の「正しい姿」や多様な魅力を戦略的に対外発信するとともに、親日派・知日派の育成を強力に推進します。」
	中期目標	—	海外における対日理解の増進、親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進する。
2 (参考指標) BBC の国際世論調査における肯定的評価が占める日本の順位			

達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等(注)	関連する測定指標	単位: 百万円				行政事業レビュー事業番号
				予算額計 (執行額)			当初予算額	
				25年度	26年度	27年度	28年度	

①海外広報 (*)	1 世論形成や政策決定に影響のある有識者層に対する政策情報の効果的発信 我が国の外交政策について、我が国の立場や主張に関する海外における理解を深める目的で、我が国の有識者を派遣しての講演、政策広報資料の作成、インターネットを利用した外交政策や国内事情に関する情報発信等を実施する。 また、在外公館が開催する各種事業と連携し、有識者・専門家等の協力を得て、外交政策や国内事情に関する情報発信や、講演会、展示会等を実施する。 これらの事業により、主に各国有識者層に対する我が国外交政策への理解の促進に寄与する。	1	681 (621)	684 (616)	749 (660)	772	089
	2 多方面にわたる日本の魅力、強み、日本人の価値観の積極的発信 諸外国国民に対し日本の魅力、強み、日本人の価値観を積極的に発信することを目的として、各種関連広報資料の作成、インターネットを利用した日本事情に関する情報発信等を実施する。これらの事業により、諸外国国民の日本の魅力、強み、日本人の価値観の理解の促進に寄与する。	1					
	3 教育広報 現地の小中学校を訪問して、日本事情を紹介するほか、教員に対して日本の政治、経済、社会事情を正しく理解してもらうためにワークショップ等を実施する。 教育広報を通じて、若年層の対日理解や対日親近感の醸成を図る。	1					
	4 経済協力プレスツアー 現地のプレスに我が国の経済協力サイトを視察する機会を提供し、我が国のODAの成果等につき理解を深めさせつつ、現地メディアにキャリーさせる。報道を通じて、現地の政府関係者及び一般国民から我が国の経済協力に対する一層の認識と評価を得ることを目的とする。	1					
	5 日本ブランド発信事業(25年度) 市民社会の中から発信力のある民間企業、NGO、地方自治体関係者等を公募の上海外に派遣し、それぞれの特性を活かした講演・セミナー・プロモーション活動等を実施する。これらの事業を通じて、日本ブランドを復活・強化し、諸外国国民に対し日本の魅力への関心・共感、日本文化への理解を促進することに寄与する。	1					
	6 広報文化活動の実施評価調査(25年度) 諸外国における我が国の広報文化活動の立案・実施に役立つ評価モデルの策定と、PDCAサイクルの普及・定着を通じ、戦略的な広報文化活動を実現するための方策を研究する。	1					
②内外発信のための多層的ネットワーク構築(26年度)	我が国において、諸外国の有識者、報道関係者等に対し、関連する研究者等との意見交換、関連施設訪問等を通じて、我が国を取り巻く領土保全に関する理解を深め、帰国後は、在外公館の支援を得てメディアを通じた対外発信や各国政策担当者への働きかけを行ってもらうとともに、日本側関係者等の間でプラットフォームを形成する。国際世論形成に影響のある人物のネットワークを構築することを通じて、領土保全をめぐる厳しい状況に対応するための我が国の発信力強化に寄与する。	1	—	341 (235)	394 (296)	318	090

③主要国における日本や他の国々の影響力調査・分析とそれに基づく効果的な発信(27年度)	対外発信の拠点となる主要国に所在する在外公館において、調査研究機関を通じ、主要な他国の動向を調査・分析し、日本に関連する報道やイベント等をモニタリングするとともに、対日世論調査を実施する。これらの調査結果に基づき、各国においてどのような形で日本をプロモートしていくかについて分析を行うと共に、効果的な発信を行うことに寄与する。	1	—	—	820 (816)	753	105
④主要なテレビ国際放送に関する評価調査(27年度)	外部の調査会社に委託し、我が国の国際放送をより魅力的な放送とするための検討材料として、主要国のオピニオン・リーダーや放送事業者などに対し、CNNi, BBC WORLD NEWS, Al Jazeera English(又はAmerica), CCTV News 等他国の主要国際放送及びNHK ワールドTV 等我が国の国際放送に対する評価を聴取する。これにより我が国の国際放送をより魅力的なものとし、対日理解の促進に寄与する。	1	—	—	18 (18)	17	112
⑤「ジャパン・ハウス」創設関連経費(27年度)	世界主要都市において、各機関の拠点施設を集約するとともに、オールジャパンで我が国の「正しい姿」や多様な魅力を発信する拠点施設「ジャパン・ハウス」を設置する。また、同拠点設置に向けた準備、及び事業計画に係る企画立案を実施する。	1	—	—	1,610 (1,542)	6,203	106
⑥在外公館による海外研究機関等支援(27年度)	主要国に所在する在外公館において、現地の研究機関が主催する日本関連のセミナー・講演会等の機動的な支援や、日系・親日団体が主催する日本関連行事のきめ細かな支援を行う。これらの事業により、現地の民間機関・団体を通じた対日理解増進に寄与する。	1	—	—	47 (40)	31	103
⑦在外公館及び本省における外部専門家の活用(27年度)	我が国に好意的な世論を構築することを目的として、主要国に所在する在外公館及び本省において、①対日理解促進PR コンサルタント契約、②在外公館の現地在住の広報分野の業務補助員を配置、③対外広報を実施する上で考慮すべき諸情勢、諸情報の調査分析を本邦の外部専門家に委託、④本省の業務拡大に対応するため、関係課室に派遣職員を配置する。これにより親日感の醸成のための基盤整備に寄与する。	1	—	—	291 (281)	317	107
⑧在外公館人的交流等支援事業(27年度)	主要国に所在する在外公館において、招へい、派遣等人的交流に関する業務(派遣プログラムの企画、派遣者の現地でのアテンド、招へい候補者及び招聘プログラム案の提言、招聘実施後のフォローアップ等)を、幅広い人脈を有し現地に精通する対日友好団体やシンクタンク等の一部委託し、更に効果的に事業を実施する。これにより、現地の知日層・親日層のネットワーク化による基盤整備に寄与する。	1	—	—	37 (31)	30	102

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野		3 IT 広報の実施	
施策の概要		IT 広報手段の強化・多様化, IT 広報システム及びコンテンツの充実・強化, 時宜をとらえた迅速な情報発信の取組を通じ, 我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進する。	

測定指標	1 IT 広報手段の強化, 多様化			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 (測定指標の選定理由) 依然として, ウェブサイトによる情報発信は重要であるが, より広くより効率的に情報を拡散させるためには, ソーシャルメディアの活用が不可欠である。 また, 市民社会に及ぼす影響が増大しているソーシャルメディアを利用した効果的な発信方法を, 重点国・地域において検討・確立することが重要である。このような IT 広報手段の強化, 多様化について測ることは施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 媒体間・アカウント間の連携による重層的な情報発信及び重点国・地域における現地事情を踏まえたきめ細かい情報発信のあり方を検討し, 外務省全体としての IT 広報手段の強化, 多様化を図ることが必要であるため。
	年度目標	28 年度	1 本省においては, 動画コンテンツのソーシャルメディア発信について, これまでのユーチューブへのリンクではなく, フェイスブックとツイッターに動画をアップロードして自動再生する手法を確立する。 2 在外公館においては, 引き続きソーシャルメディア発信を行う在外公館の数を増やすとともに, 専門家の助言・提言を踏まえて改善を行い, フォロワー数などを増大させる。	
	中期目標	—	我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため, IT 広報手段を強化, 多様化する。	
	2 IT 広報システム及びコンテンツの充実・強化			
	年度目標	28 年度	1 外務省ホームページの中で, 国内外の関心が高い重要なページについて, 発信力を高めるためのリニューアルを行うとともに, 英語翻訳コンテンツの充実及び重要な外交政策に関するコンテンツの更なる多言語化に努める。 2 本年は伊勢志摩サミットが開催されることもあり, 外務省ホームページ及びサミット公式ホームページに対するサイバー攻撃の増加が予測されるところ, 主要な情報発信手段となっているウェブサイト及び関連システムの安定的な稼働を維持するため, 情報セキュリティに対する脅威への対策強化を行う。 3 「みんなの公共サイト運用ガイドライン (2016 年版)」(総務省作成) を踏まえ, 外務省ホームページのウェブアクセシビリティ改善に向けた取組を行う。	
	中期目標	—	我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため, IT 広報システム及びコンテンツを充実・強化する。	
	3 時宜をとらえた迅速な情報発信への取組			
	年度目標	28 年度	1 外務省ホームページにおいては, 引き続き迅速な情報発信に取り組むとともに, 時宜をとらえたトップページとするように努める。 2 ソーシャルメディアの特性を最大限に活用し, よりタイムリーな発信を行う方策を検討する。	
	中期目標	—	我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため, 時宜をとらえた迅速な情報発信に取り組む。	

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠 (測定指標の選定理由) 外交政策を円滑に遂行するに当たっては, 国民の理解と支持が必要不可欠であり, 迅速で分かりやすい説明を行うことが重要である。外務省が発信する情報により身近な言語で接することは, 理解促進につながる。また, 掲載情報の改ざん, 閲覧停止等の事態を未然に防止するためには, 巧妙化するサイバー攻撃への対応等を適切に実施する必要がある。したがって, これらの実績を測ることは施策の進捗状況を把握する上で有益である。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 各種の情勢の変化に応じた適切な情報発信を維持するためには, コンテンツの充実は不可欠。伊勢志摩サミットが開催される本年は, セキュリティ対策に万全を期することが重要である。			
---	--	--	--

4 外務省ホームページ等（注）へのアクセス件数の合計 （注：外務省ホームページ（日本語・英語、在外公館ホームページ、Web Japan）	年度目標値	中期目標値
	28 年度	—
	2.1 億件	—
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	（選定理由） インターネットを通じた広報による「我が国の外交政策に関する国内外での理解を増進すること」（達成すべき目標）の測定のため、ホームページの利用状況を知るための分析指標の一つであるアクセス件数（ページビュー数）を一つの定量的な測定指標として選定した。なお、ソーシャルメディアについては、各アカウントの目的に則した定量的な測定指標を設定することが可能かは、引き続き検討する。 （目標（水準・目標年度）設定の根拠） 外務省ホームページ（日本語、英語）、在外公館ホームページ、Web Japan のアクセス件数（ページビュー数）の合計値を基準値とした。情報発信手段が多様化する中、上記アクセス数を 27 年度の実績値（2.0 億件）を上回る 2.1 億件を目標とする。	

達成手段	達成手段名 （開始年度） （関連施策）	達成手段の概要等（注）	関連する測定指標	単位：百万円				行政事業レビュー 事業番号
				予算額計 （執行額）			当初予算額	
				25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	
	①IT を利用した広報基盤整備 （19 年度）	28年度においては、重要課題に関するページの多言語化・翻訳支援、主要な情報発信手段となっているウェブサイト及び関連システムの安定的な稼働を維持するため、情報セキュリティに対する脅威への対応や、本省で登録した情報を一斉に各在外公館のホームページ上に表示させる仕組みを活用し、本省及び各在外公館が連携して、タイムリーに必要な情報を発信すること等により、IT広報の充実を図る。また、「日本の正しい姿」を様々な方法で効果的に発信するため、コンサルタントによる助言を受け、ウェブサイト及びソーシャルメディアの連携、各アカウント間の連携等を検討する。これらにより、インターネットを通じ、我が国の外交政策に対する国の内外の理解を促進するとの施策目標の達成に寄与する。	1	333	360	501	431	092
			2	(325)	(343)	(453)		
			3					

（注）各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野	4 国際文化交流の促進
施策の概要	各国国民の対日理解を促進し、親日感の醸成を図るため、(1)文化事業の実施、日本語の普及、海外日本研究の促進、(2)大型文化事業の実施(周年事業)、(3)人物交流事業の実施を行う。

測定指標	1 文化事業の実施、日本語の普及、海外日本研究の促進		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	1 在外公館や国際交流基金等を通じて文化事業実施、日本語の普及、海外日本研究の促進を行い各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成を図る。 (1) 在外公館文化事業 特に以下の事業を優先して実施する。 ・スポーツ関連事業 ・日本語関連事業 ・日本研究拠点・日本語教育拠点との連携強化関連事業 ・大規模イベント活用事業 ・地方の魅力発信事業 ・日本の祭り関連事業 ・周年事業に準じる外交上の節目等の機会に実施する事業 ・和食を通じた日本の魅力紹介事業 (2) 国際交流基金事業 国際情勢の変化に対応した、外交政策に基づき、特に以下の事業を優先して実施する。 ・「文化のWA」プロジェクト ・放送コンテンツ事業 2 第10回国際漫画賞を実施する。	(測定指標の選定理由) 文化事業を実施するにあたり、限られた予算や人的資源を効率的に活用していく必要があるため、優先すべき事業を明確にした上で、これらの事業の実施状況について測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) ・第190回国会外交演説(平成28年1月22日) 「国際社会での存在感を一層高めるよう、日本の「正しい姿」や多様な魅力を戦略的に対外発信するとともに、親日派・知日派の育成を強力に推進します。」 ・経済財政運営と改革の基本方針2015(平成27年6月30日閣議決定) 「戦略的対外発信を通じた日本の「正しい姿」や多様な魅力の発信及び親日派・知日派の育成(中略)に取り組む。」 ・2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針(平成27年11月27日閣議決定) 「日本文化の魅力を世界に発信するとともに、地方創生、地域活性化につなげる。」
	中期目標	—	
	2 大型文化事業(周年事業関連)の実施		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	イタリア、シンガポール、ベルギー、ネパール、フィリピン及び国連における大型文化事業の実施を通じ、日本の多様な魅力を発信し、対日理解の促進、親日感の醸成を図る。	(測定指標の選定理由) 真に節目となる機会をとらえて周年事業を実施する対象国を選定した上で、これらの実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 大型文化事業(周年事業)を実施することは、各国国民の対日理解を促進し、親日感情の醸成を図るため重要である。
	中期目標	—	
	3 人物交流事業の実施		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	人物交流を促進し、中・長期的な視点から各国の親日派・知日派層を形成・発展させていき、相手国との関係強化の基盤を構築するため、以下を実施する。 1 留学生交流の推進 外国人留学生在籍者数が21万人に、また、帰国留学生会の会員総数が84,000人に増加することを目標に、各種留学広報活動、帰国留学生会支援に努める。 2 招へい事業 招へい実施後の事後調査において、各々の招へいの目的の達成度を、有効回答数のうち「◎、○」とする回答の割合を100%に可能な限り近づける。(注)◎：達成度が特	(測定指標の選定理由) 各種人的交流事業の実施に係る実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) ・スポーツ外交を含めた人物交流を着実に実施することは、各国国民の対日理解を促進し、親日感情の醸成を図るために有益である。 ・第190回国会外交演説(平成28年1月22日)

		に高い、○：相当の達成度あり、△：達成度が低い、×：達成度なし 3 JET プログラム 行政事業レビュー公開プロセスの提言も踏まえ、拡充に向けた取組を実施する。 4 スポーツ交流事業 スポーツ選手・指導者の派遣・招へい、器材供与を通じて、国内競技連盟（NF）同士の関係構築を促すとともに、Sport for Tomorrow（SFT）の一層の促進を図る。また、招へい及び派遣実施後のフォローアップにおいて、効果が認められる割合を100%に可能な限り近づける。	「国際社会での存在感を一層高めるよう、（中略）・・・親日派・知日派の育成を強力に推進します。」
中期目標	—	人物交流を通じて、各国に親日層・知日層を形成し、ネットワークを外交活動に活用する。	
4 在外公館文化事業についての事業評価		年度目標値	中期目標値
在外公館文化事業評価におけるA及びB評価の事業の割合（注）		28 年度	—
		A評価・B評価併せて95%以上	—
（注）A：効果が特に大、B：相当の効果あり、C：効果が少ない、D：効果がなく今回限りとする			
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	（選定理由） 在外公館文化事業は、各国国民の対日理解促進及び親日感の醸成を目的としており、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 （目標（水準・目標年度）設定の根拠） 過去の実績に照らし、A評価・B評価併せて95%以上を達成することを目安とした。		

達成手段	達成手段名 （開始年度） （関連施策）	達成手段の概要等（注）	関連する測定指標	単位：百万円				行政事業レビュー事業番号
				予算額計 （執行額）			当初予算額	
				25年度	26年度	27年度	28年度	
	①海外における文化事業等 （ * ）			402 (352)	396 (361)	611 (461)	478	095
		（本個別分野に関連する取組） ・在外公館文化事業 在外公館の管轄地域における対日理解の促進や親日層の形成を目的として、外交活動の一環として主催（共催）する総合的な日本文化紹介事業を実施する。 これらの取組により、各国国民の対日理解を促進し、親日感の醸成を図るとの中期目標の達成に寄与する。	1 4					
		・大型文化事業 我が国との外交関係開設等、二国間関係の発展の機運が高まる周年の機運を捉えて、政府として、相対的に規模の大きい文化事業を実施する。 これらの取組により、周年対象国民に対する対日理解や親日感を効果的に醸成することに寄与する。	2					
	②独立行政法人国際交流基金運営費交付金 （15 年度）	外務省が所管する（独）国際交流基金を通じて、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、及び文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに我が国の調和ある対外関係の維持及び発展に寄与する事業を実施する。	1 2 4	12,495 (12,495)	15,476 (15,476)	15,954 (15,954)	12,949	093

③アジア文化交流強化事業 (25 年度)	新しいアジア文化交流政策「文化のWAプロジェクト」を担う中核事業として、東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成32(2020)年に向けて、日本とアジア諸国との絆を強化する目的で、国際交流基金に設置されたアジアセンターを通じて、日本語パートナーズの派遣を主体とする日本語教育支援事業及び双方向の芸術文化交流事業を実施する。 これらの取組により、特に日本とASEANとの相互理解の促進に寄与する。	1	20,035 (20,035)	—	—	—	—
④戦略的実務者(STEP)招へい (17 年度)	外国の政・経・官・学等の各界において一定の指導的立場についている者または将来活躍が期待される実務レベルの招へい制度。我が国の文化・社会等様々な分野についての理解を深め、また人脈を築くことにより、我が国外交政策推進の円滑化に資するとともに、中長期的な親日家・知日家層の育成・底上げに寄与する。	3	284 (299)	283 (247)	302 (249)	232	096
⑤語学指導等を行う外国青年招致事業(JET プログラム) (昭和 62 年度)	在外公館を通じて外国語指導助手、国際交流員及びスポーツ国際交流員の募集・選考及び事前研修を実施するとともに、元 JET 参加者の会の活動支援を通じたフォローアップを行うことにより対日理解促進や草の根交流の推進に寄与する。	3	100 (94)	113 (104)	126 (122)	126	097
⑥留学生交流事業 (13 年度)	優秀な国費留学生の発掘のために、在外公館にて広報・選考・留学相談対応等を実施するほか、帰国留学生への支援活動として、元留学生の会への支援等を実施することにより我が国との架け橋となる知日家・親日家の育成を目指す。	3	71 (69)	79 (75)	87 (83)	85	098
⑦閣僚級招へい (23 年度)	政治決定や世論形成に大きな影響力のある諸外国の閣僚級のオピニオンリーダーを招待し、我が国要人・有識者との懇談、主要都市・施設の視察・取材等を通じて対日理解を促進する。	3	65 (59)	63 (41)	61 (35)	59	099
⑧草の根平和交流招へい (23 年度)	第二次世界大戦中に旧日本軍の戦争捕虜となった元軍人(元 POW)や民間人抑留者等、豪州、米国及びオランダの関係者を招へいし、我が国の真摯な姿勢を示し、対日理解の促進及び両国の相互理解を深め、草の根レベルでの和解・信頼醸成を実現する。	3	54 (52)	53 (52)	57 (63)	55	100
⑨日系人ネットワーク強化招へい (23 年度)	米国・カナダの各分野で活躍する在米日系人・在加日系人リーダー等をグループ招へいする。これにより日系人としてのアイデンティティ増進、両国関係への関心の向上、日系人同士のネットワーク構築等を促進する。	3	21 (18)	20 (23)	20 (20)	26	101
⑩スポーツ外交推進事業 (27 年度)	2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた日本政府の国際貢献策「Sport for Tomorrow」の着実な実施を図ること及び親日家の醸成を目的とし、スポーツ関係者の派遣・招へい事業、器材輸送支援、国外におけるセミナーの開催等を行う。	3	—	—	90 (59)	105	108
⑪独立行政法人国際交流基金施設整備費補助金 (26 年度)	公共施設の防災・減災の観点から、(独)国際交流基金の国内施設について、老朽化の著しい施設の改修を行うほか、研修生及び施設利用者の安全面の向上を図る。	1	—	165 (0)	165 (105)	0	094

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野	5 文化の分野における国際協力の実施
施策の概要	文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力や文化の分野での国際貢献を行うことにより、人類共通の貴重な遺産の保護、新たな文化の発展への貢献、各国の持続的開発への寄与を図るとともに、親日感を醸成するため、(1)ユネスコや国連大学を通じた協力、(2)文化無償資金協力を実施する。

測定指標	1 文化、教育、知的交流の分野における国際協力・貢献			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	1 ユネスコについては、総会、執行委員会、世界遺産委員会、無形文化遺産保護条約政府間委員会等の国際会議に参加し、各種議論や交渉に積極的に関与・貢献するとともに、ユネスコを通じ我が国の知見が活用されるよう協力を行う。 2 ユネスコの「世界の記憶」事業について、事業の透明性が確保されるよう、専門家や加盟国への働きかけを通じ、制度改善に積極的に取り組む。 3 ユネスコに設置されている3つの日本信託基金(文化遺産保存日本信託基金、無形文化遺産保護日本信託基金、人的資源開発日本信託基金)を通じ、途上国の有形・無形の文化遺産の保存・修復や保護の推進、人材育成事業の実施に貢献する。また、モニタリングの強化に努める。 4 国連大学については、我が国政府との協議や、地球規模課題等分野における国際協力に係るイベントの開催等により緊密な意思疎通を図る。	
	中期目標	—	ユネスコの各種会議への積極的な関与・貢献、途上国の文化遺産の保存・修復や人材育成事業の発掘と円滑な実施を図るとともに、国連大学との連携強化を通じ地球規模課題等についての我が国の政策発信の推進と、途上国を中心とした能力育成事業への協力を図る。	
	2 文化無償資金協力を通じた対日理解の向上及び親日感情の醸成			
	年度目標	28年度	ODAの方針等を踏まえた対日理解・親日感情醸成に資する案件、我が国との文化面での協力関係強化に資する案件を実施する。特に、平成32(2020)年東京オリンピック・パラリンピックを見据え、スポーツ案件を積極的に実施する。	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	中期目標	—	被供与国の文化・高等教育振興、文化遺産保全に資することにより、日本の顔が見える援助を通じて対日理解・親日感情醸成に寄与する。	
				(測定指標の選定理由) 文化、教育、知的貢献の分野において、我が国が国際的に果たすべき役割として、左記の課題での協力を進めることが適当であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) ユネスコの各種会議に積極的に関与し我が国のプレゼンスを維持すること、人類共通の遺産の保護や途上国の人材育成に貢献すること、国連大学との協力を通じ地球規模課題等に関する政策発信を行うことを通じて、日本としての国際的な責務を果たすことは、世界各国の親日感の醸成及び裨益国との関係強化のために重要である。
				(測定指標の選定理由) 文化無償資金協力に係る実績を測ることは、対日理解・親日感情醸成を中心にみた施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (水準・目標年度)設定の根拠) 開発途上国の文化・高等教育振興、文化遺産保全支援等に貢献することを通じ、国際的な責務を果たすことは、世界各国の親日感の醸成及び裨益国との関係強化のために重要である。また、28年度の情勢に照らし、平成32(2020)年東京オリンピック・パラリンピックを見据えた案件の実績に着目することが重要である。

達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等(注)	関連する測定指標	単位:百万円				行政事業レビュー 事業番号
				予算額計 (執行額)			当初予算額	
				25年度	26年度	27年度	28年度	

①ユネスコや国連大学を通じた協力 (*)	ユネスコについては、人類共通の貴重な遺産の保護、各国の持続的開発に寄与するため、ユネスコの各種会議への参加や信託基金事業を通じ、文化、教育、知的交流の振興のための国際協力や国際貢献を行う。 国連大学については、我が国政府との協議や、地球規模課題等の分野における国際協力に係るイベントの開催等により緊密な意思疎通を図る。 もって、我が国のプレゼンス向上及び親日感の醸成を図る。	1	—	—	—	—	—
②海外における文化事業等 (*)	(本個別分野に関連する取組) 文化無償資金協力は、開発途上国の文化・高等教育振興、文化遺産保全支援を目的として創設された無償資金協力スキームである。開発途上国の政府機関に対して文化・高等教育、遺産保全などを目的として実施する開発プロジェクト(機材調達、施設整備など)のために必要な資金を供給する「一般文化無償資金協力」と、現地で活動中のNGOや地方自治体等草の根レベルの小規模なプロジェクトを対象とする「草の根文化無償資金協力」からなる。 文化無償資金協力被供与国の文化・高等教育振興、文化遺産保全に資することにより、日本の顔が見える援助を通じて対日理解・親日感情醸成に寄与する。 28年度は、特に平成32(2020)年東京オリンピック・パラリンピックを見据え、スポーツ案件を積極的に実施する。	2	402 (352)	396 (361)	611 (461)	478	095 (再掲)

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野	6 国内報道機関対策の実施
施策の概要	外交政策の遂行に当たっては、国民の理解と信頼を得ることが不可欠であることにかんがみ、政策の具体的内容や外務省の役割等について、報道対策の実施により、地方を含む様々な国民層に対して、的確で、タイミング良く、かつ分かりやすい情報発信を行う。

測定指標	1 国内報道機関等を通じた情報発信		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
	年度目標	28年度	(測定指標の選定理由) 我が国の外交政策につき国民の理解と信頼を得るために、各種の発信手段を用いて、政策の具体的内容や外務省の役割等についての的確な情報発信を行うとともに、国民の関心を把握することも的確な情報発信のために重要であるところ、これら取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。	
	中期目標	—	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 継続して情報発信を行うことにより、我が国の外交政策等につき国民の理解を増進することが重要である。	
	2 外務大臣、外務副大臣、外務報道官による記者会見実施回数		年度目標値	中期目標値
			28年度	—
			130回	—
	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		(選定理由) 政務レベルや外務報道官による記者会見の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 記者会見実施回数は、外交、国会、政務日程や緊急事態発生状況によって左右され、またその実施方針等も随時見直しているため、単純に年度毎の実施回数の多寡を比較することは適当ではないが、28年度の目標値については、27年度の会見実施率が110%だったことを勘案し、年度内130回が適当な水準であると考えられる。	
3 外務省報道発表の発出件数		年度目標値	中期目標値	
		28年度	—	
		1,300回	—	
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		(選定理由) 文書による情報発信(ホームページに掲載)を実施し、国民に対して外交政策についてタイムリーな説明を行う取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 文書による情報発信(外務省報道発表)発出件数は、外交行事や緊急事態発生によって左右されるため、単純に発出件数の多寡を比較することは適当ではないが、28年度に見込まれる外交日程や近年の実績等に照らし、1,300回は概ね適当な水準であると考えられる。		

達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等(注)	関連する測定指標	単位:百万円				行政事業レビュー 事業番号
				予算額計 (執行額)			当初予算額	
				25年度	26年度	27年度	28年度	

①国内報道 機関対策 (昭和31年 度)	報道機関対策の実施により、地方を含む様々な国民層に対して、的確で、タイミング良く、かつ分かりやすい情報発信を行うため、外務大臣、外務副大臣、外務報道官による記者会見の実施、「外務大臣談話」、「外務報道官談話」、「外務省報道発表」の発出、テレビ、新聞によるインタビューを実施する。 また、適切かつ効果的な情報発信のため、国際情勢、外務省関連事項についての国内報道機関による報道ぶり・論調のモニター・分析、官房長官会見のフォローに努める。 これらの実施により、国内報道機関による報道を通じた国民の我が国外交政策に対する理解と信頼の増進に寄与する。	1	384	380	368	355	104
		2	(372)	(368)	(359)		
		3					

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野	7 外国報道機関対策の実施
施策の概要	以下を通じて、外国報道機関の日本関連報道を適切に把握するとともに、我が国の政策・立場について、迅速・正確かつ効果的に対外発信する。 1 日本関連報道に関する情報収集・分析 2 外国報道機関に対する情報発信・取材協力 3 報道関係者招へい

測定指標	1 日本関連報道に関する情報収集・分析			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	以下により、外国報道機関による日本関連報道に関する迅速な情報収集及び的確な分析を行い、分析結果を迅速かつ頻繁に省内、総理大臣官邸、関係省庁に提供する。 1 主要英字紙の日本関連報道の要約作成及び配布・提供(月～金、毎日) 2 海外論調とりまとめ(週別・テーマ別)の作成及び配布	(測定指標の選定理由) 外国メディアに対し、我が国の外交政策等に関する情報を迅速かつ正確に発信するためには、外国メディアや海外での日本関連報道ぶりについて情報収集・分析する必要がある、上記の取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。
	中期目標	—	外国報道機関の日本関連報道に関する情報収集・分析を行い、外国報道機関を通じて我が国の政策・立場についての対外発信の強化及び我が国外交政策の形成に資するものとする。	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 継続して外国メディアの日本関連報道を適切に把握し、分析した結果を迅速かつ頻繁に省内、総理大臣官邸等に提供することが重要である。
	2 外国メディアに対する情報発信・取材協力			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	以下の手段を通じ、外部専門家の知見も活用しながら、我が国の政策・立場について、迅速・正確かつ効果的に対外発信する。 1 総理大臣の外国訪問時における内外記者会見 2 外務大臣記者会見等 3 総理大臣・外務大臣・外務副大臣・外務大臣政務官等に対するインタビュー等 4 外国プレス向け英文資料の発信 5 日本関連報道への対応(反論投稿・申し入れ) 6 フォーリン・プレスセンターを通じた情報発信・取材協力	(測定指標の選定理由) 左記は我が国の政策・立場に関する重要な対外発信の手段であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 継続して効果的な対外発信を行うことにより海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国政策への理解を増進することが重要である。
	中期目標	—	外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。	
	3 外国記者招へいの戦略的实施			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	発信力の高いメディアや記者の選定・より充実した日程の作成等、より効果的な計画に基づき、外国メディア(テレビチームを含む)を日本に招へいし、主要外交課題等に関する取材機会を提供し、正確な取材と対日理解に基づいた発信を増進する。	(測定指標の選定理由) 外交上の諸政策に取り組んでいく上で、我が国に関する正しい理解に基づくバランスのとれた日本関連報道を促し、我が国にとって有利な形で国際世論を喚起していくことが不可欠であり、そのために、取材協力や記者招へい等を通じ、外国メディアに対し迅速かつ正確に、我が国の外交政策等に関する情報を発信することが重要であるところ、その実施状況を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。
	中期目標	—	外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。	(目標(水準・目標年度)設定の根拠) 継続して効果的な外国記者招へいを行い、外国報道機関による報道を通じて、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進することが重要である。

4 (参考指標) 日本関連報道件数(単位: 万件) (記事データベースに基づくもの)	
--	--

達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等(注)	関連する測定指標	単位: 百万円				行政事業レビュー 事業番号
				予算額計 (執行額)			当初予算額	
				25年度	26年度	27年度	28年度	
	①外国報道機関対策 (昭和46年度)	1 日本関連外国報道の収集 海外主要紙の日本関連報道の分析を迅速にとりまとめ、政府内で共有する。外国報道機関の日本関連報道分析を踏まえた、戦略的・効果的な対外発信の企画・立案に資する。	1	174 (146)	360 (279)	242 (152)	208	111
		2 外国報道機関に対する情報発信 外国メディアによる総理大臣、外務大臣等へのインタビュー、外務大臣等による寄稿、外国メディアに対する記者会見・ブリーフィング、英文プレスリリースの発出、電子メールでの情報提供、外国メディアからの照会への回答等。また、事実誤認・偏見等に基づく報道に対しては、在外公館等を通じて迅速に抗議の申入れ・反論投稿掲載の働きかけを行う。我が国の主要外交課題に関する政策や立場等に関する情報を外国報道機関に的確かつ迅速に発信することで、対日理解の促進を図り、ひいては我が国外交の推進に資する国際世論環境を醸成する。	2					
		3 報道関係者招へい 外国記者を日本に招へいし取材をする機会を提供する。被招へい者の執筆による対日関連報道がなされることで、対日理解の促進を図り、ひいては我が国外交の推進に資する国際世論環境を醸成する。	3					
	②啓発宣伝事業等委託費(各国報道関係者啓発宣伝事業等委託) (昭和51年度)	1 我が国を訪れる外国報道関係者や、我が国に駐在する外国報道機関特派員に対し、取材活動支援や資料提供等の便宜を供与する業務を(公財)フォーリン・プレスセンター(FPC)に委託して実施する。具体的には、外国報道関係者を対象とした会見・ブリーフィングの実施、国内取材のためのプレスツアーの実施、いわゆるプレスコードのため政府が直接実施できない一部先進国メディアの有力記者の招へい、ウェブサイト等を通じた情報提供や取材支援等を実施している。 これにより外国報道関係者の我が国の政策・立場に対する理解の増進に寄与する。	2 3	240 (240)	233 (233)	278 (278)	258	110
		2 FPCの機能強化を通じた日本情報発信 フォーリン・プレスセンターのウェブサイト国内メディア論調を紹介するコーナーを設け、多言語で外国メディアに向けて発信する。 これにより英語圏以外の外国メディアに対しても我が国国内の論評に関するタイムリーな情報発信を行い、バランスの取れた報道を促すことに寄与する。	2					

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

基本目標Ⅳ 領事政策

施策Ⅳ- 1 領事業務の充実

平成 28 年度事前分析表

(外務省 28-IV-1)

施策名	領事業務の充実	担当部局名	領事局		
施策目標	在外邦人の生命・身体その他の利益の保護・増進及び国内外における人的交流の拡大・深化のため、以下を推進する。 1 領事サービス・邦人支援策を向上・強化する。領事業務実施体制を整備する。また、国民の円滑な海外渡航の確保のために、日本旅券に対する国際的信頼性を確保するとともに、IC 旅券の円滑な発給を行う。 2 広報及び啓発により、在外邦人の安全対策を強化する。また、在外邦人の援護体制を強化する。 3 日本への入国を希望する外国人への対応の強化により、出入国管理等の厳格化への要請に応える。人的交流促進のため、アジア諸国を始め、ビザ発給要件の緩和を実施する。また、在日外国人支援に係る取組を積極的に進める。	目標設定の考え方・根拠	領事局は、「日本国民の海外における利益の保護・増進」を通じて外務省業務の中でも、最も国民の生活に身近な業務を行っており、国民の視点に立った対応が特に求められるところ、領事サービスの向上と危機管理を中心に、各種の目標を設定する。 ・第190回国会外交演説(平成28年1月22日)(海外における日本人の安全対策と国際的なテロ対策の強化) ・第190回国会施政方針演説(平成28年1月22日)(戦略的なビザの緩和) ・「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日)ビザ発給要件の戦略的緩和及びビザ審査に係る物的・人的体制の整備 ・「観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2015」(平成27年6月5日)(ビザ要件の戦略的緩和) ・明日の日本を支える観光ビジョン(平成28年3月30日)(ビザの戦略的緩和) ・邦人殺害テロ事件の対応に関する検証委員会「検証報告書」(平成27年5月21日) ・第190回国会施政方針演説(平成28年1月22日)(戦略的なビザの緩和) ・「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日)ビザ発給要件の戦略的緩和及びビザ審査に係る物的・人的体制の整備 ・「観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2015」(平成27年6月5日)(ビザ要件の戦略的緩和) ・邦人殺害テロ事件の対応に関する検証委員会「検証報告書」(平成27年5月21日) ・明日の日本を支える観光ビジョン(平成28年3月30日)(ビザの戦略的緩和)		
		政策体系上の位置付け	領事政策	政策評価実施予定時期	平成29年8月

(注) 本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連各個別分野の該当欄に記入した。

個別分野	1 領事サービスの充実
施策の概要	1 邦人の利便性及び福利向上並びに権利確保のための取組 海外での邦人による申請・届出等手続の利便性及び福利向上並びに必要な権利の確保のため、IT 化を推進するとともに、領事窓口サービスの向上等の取組を進める。 2 領事担当官の能力向上 国民に対し質の高い領事サービスを提供するため、領事担当官の能力向上のための対策を講じるとともに、領事担当官の知識・経験を共有できるような取組を行う。 3 円滑な旅券の発給及び国際標準に準拠した日本旅券の発給・管理 日本旅券の信頼性を確保し、国民の海外渡航の円滑化を確保するため、国際民間航空機関(ICA0)の国際標準に準拠し、高度な偽変造防止対策を講じた IC 旅券の確実な発給・管理に努める。 4 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の適切な実施 ハーグ条約に基づき、国境を越えた子の不法な連れ去り等の問題の解決・予防及び国境を越えた親子間の面会交流に関する支援を行う。また、国際的な条約の運用の拡充に努める。

測定指標	1 利用者の評価等サービスの向上			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	在外公館の領事サービスの維持・向上 領事窓口の対応に係るアンケート調査結果において、引き続き「丁寧な対応」の回答割合が、80%になることを目指しつつ、少なくとも現状を下回る結果(「普通」、「丁寧でない」)につながらないよう、可能な限り利用者の視点に留意しつつ、利用者本位のサービス提供に努める。	(測定指標の選定理由) 領事サービスの維持・向上のためには、第三者評価である利用者/国民からの意見・評価が今後の改善・向上に資する上で重要であり、また、「領事窓口」は利用者/国民と在外公館との重要な接点であることから、毎年定点観測的に在留邦人等を対象とした「領事サービスの向上・改善のためのアンケート調査」を実施している。この結果を客観的に測定すること及び領事サービス向上のための各種取組の実績を測ることは、本施策の進捗を把握する上で有益である。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 本件指標の基準年(22年度)における「丁寧な対応」への回答割合が80%を超えており、また「普通」の評価を加えれば、既に90%以上の水準で高評価が得られている。この評価が一過性のものではなく、継続して維持されなければ、利用者(国民)が安定的に質の高いサービスを楽しんでいるとは言いがたいことから、継続して維持・向上に努めることが重要である。
	中期目標	—	在外公館の領事サービスの維持・向上 邦人に対する利便性・福利向上及び権利確保のために努める。	
	2 領事研修の実施			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	27年度の初任者、中堅研修のアンケート結果(9割以上が非常に有意義と回答)を踏まえ、満足と同水準の高い評価を得るべく、引き続き受講者が実務に必要とする講義等の要望も取り入れ、また在外公館のニーズも踏まえ、研修内容について不断の検討を行っていく。	(測定指標の選定理由) 海外における邦人の生命・身体その他の利益の保護・増進等の領事業務の充実を図るため、領事業務にかかる研修を通じて、各職員の育成を推進していくことが重要である。同研修事業内容の評価基準の一つとして、研修参加者からのアンケート結果を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 研修等による職員の育成は、行政サービスの質の維持・向上に直結するものであり、重要課題の一つとしてこれに継続して取り組んでいく上で、研修内容の充実及び着実な実施が重要である。
	中期目標	—	領事サービスの向上のため、充実した研修の継続、マニュアルの整備や地域ごとの広域担当官による指導などの支援体制の強化により、領事担当官を育成強化する。 受講者アンケートを通じて、研修内容、時間等の不断の見直しを行い、研修効果および効率を向上させる。	
	3 日本人学校・補習授業校への援助			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年	28	1 補習授業校への支援拡充	

度 目 標	年 度	厳しい予算事情の中、新たに支援要望のあった政府援助要件を満たす補習授業校に対し、予算の範囲内で政府援助を行い、政府援助対象校の更なる拡充を図る。 2 安全対策強化 シリアにおける邦人殺害テロ事件を受け、平成 27 年度に全ての日本人学校等（日本人学校 89 校及び学校法人等が設置した学校 2 校）を、警備員雇用費、警備機器維持管理費の援助対象としたところ、平成 28 年度は補習授業校についても、一層の安全対策の強化に向けて、全ての要望校に対して財政援助を実施する。	（測定指標の選定理由） 政府援助が認められていない教育施設の解消に向けた方針の策定を求める平成 27 年 8 月の総務省の勧告を踏まえ、予算の範囲内で、新規に要望のある政府援助要件を満たす補習授業校に対し、財政支援の拡充を図ることが優先課題である。 シリアにおける邦人殺害テロ事件等を受けて、在外邦人をめぐる安全環境が大きく変化したため、日本人学校及び学校法人等が設置した学校だけでなく、補習授業校に対しても支援を行う必要がある。 （目標（水準・目標年度）設定の根拠） 海外在留邦人の学齢児童・生徒に対する教育の充実強化を図り、できるだけ国内の義務教育に近い教育環境を確保することが重要である。また、これまでは危険な地域に所在する一部の日本人学校を対象に安全対策の支援が行われてきたが、今後は比較的安全と考えられてきた国も、もはやテロの脅威から逃れることはできない。
中 期 目 標	—	海外で義務教育相当年齢の子女に対して、日本と同程度の教育を可能な限り負担の少ない形でかつ安全な環境で受けることができるようにする。	（目標（水準・目標年度）設定の根拠） 海外在留邦人の学齢児童・生徒に対する教育の充実強化を図り、できるだけ国内の義務教育に近い教育環境を確保することが重要である。また、これまでは危険な地域に所在する一部の日本人学校を対象に安全対策の支援が行われてきたが、今後は比較的安全と考えられてきた国も、もはやテロの脅威から逃れることはできない。
4 IC 旅券の発給及び不正取得等の防止			測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
年 度 目 標	28 年 度	より質の高い旅券行政を目指すと共に、旅券の不正取得の防止に努め、IC 旅券の円滑な発給及び日本旅券の国際的信頼性の維持を図るため以下を実施する。 法定受託事務として旅券事務を行っている各都道府県に対する研修、定例会議、「なりすましによる旅券不正取得防止のための審査強化期間」の実施。	（測定指標の選定理由） IC 旅券の発給状況及び旅券行政の質の向上のための研修の実施状況や、旅券の不正取得防止に係る取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。 （目標（水準・目標年度）設定の根拠） 日本旅券の不正取得の防止等により旅券の国際的な信頼性を維持しつつ、円滑に旅券を発給することは、領事サービスの向上のための重要な要素である。また、各都道府県が法定受託事務として旅券事務を行っていることから、旅券行政の質を確保する上で、各都道府県への指導が不可欠なものとなる。
中 期 目 標	—	偽変造対策技術の向上に努めるとともに、IC 旅券の円滑な発給及び不正取得等の防止を図る。また、法定受託事務として旅券事務を実施している各都道府県に対する研修及び定例会議等を通し、より質の高い旅券行政を目指す。	（目標（水準・目標年度）設定の根拠） 日本旅券の不正取得の防止等により旅券の国際的な信頼性を維持しつつ、円滑に旅券を発給することは、領事サービスの向上のための重要な要素である。また、各都道府県が法定受託事務として旅券事務を行っていることから、旅券行政の質を確保する上で、各都道府県への指導が不可欠なものとなる。
5 在外選挙人登録手続き及び制度の周知並びに登録申請の適正な処理			測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
年 度 目 標	28 年 度	在外選挙人制度の周知及び登録申請の適正な処理を行うため以下に取り組む。 1 平成 28 年夏に予定されている参議院選挙に向け、世界各国・各地域における事情に応じて、重層的な手段を講じて広報（現地新聞・情報誌等への掲載や日系企業等の協力を得て個別説明会の活用等）に努め、在外選挙制度導入時の国会附帯決議にて求められている制度の周知を図る。 2 国民にとって重要な選挙権行使の機会を逸しないよう公職選挙法第 30 条にもとづき適正かつ迅速な登録申請の処理を行う。	（測定指標の選定理由） 海外在留邦人に対して、在外選挙人制度の周知を図り、登録申請の適正な処理についてその実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 （目標（水準・目標年度）設定の根拠） 海外に居住する日本国民に対して、憲法第 15 条により保障されている選挙権の行使の機会を確保するためには、在外選挙人制度の周知及び登録申請の適正な処理を行うことが必要である。
中 期 目 標	—	海外に居住する日本国民に対して、憲法第 15 条により保障されている選挙権の行使の機会を確保する。	（目標（水準・目標年度）設定の根拠） 海外に居住する日本国民に対して、憲法第 15 条により保障されている選挙権の行使の機会を確保するためには、在外選挙人制度の周知及び登録申請の適正な処理を行うことが必要である。
6 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の締結を受けた条約上の中央当局の任務の適切な実施			測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
年 度 目 標	28 年 度	1 条約に基づいて中央当局の任務を適切に実施する。 2 特にアジア地域を中心に、国際的な条約の運用をする。	（測定指標の選定理由）

目 標	度		ハーグ条約に基づく子の常居所地国への返還及び国境を越えた面会交流を実現するため、同条約の実施状況及び国際的な条約の運用の拡充状況を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) ハーグ条約の適切な実施は、国際的な義務であることに加え、子の利益を最大限尊重するとの条約の目的に照らして重要性が高い。また、ハーグ条約は締約国間での子の連れ去り等に適用される条約であるところ、国際的な運用状況の拡充はハーグ条約の適用対象の拡大を後押しする効果を生み出し得るため。
中期目標	—	条約上の中央当局の任務を適切に実施する。また、中でも日本と関係の深いアジア地域を中心に国際的な条約の運用の拡充を図る。	
7 在留届の電子届出率(利用率)及び外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者数		年度目標値 28 年度 在留届 : 75% 「たびレジ」 : 前年以上の登録者数	中期目標値 — —
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(測定指標の選定理由) 在留届の電子届出率測定や、「たびレジ」登録者数を測定することは、在留邦人や旅行者等に対する情報提供サービス向上の進捗を把握する上で有益である。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 在留届電子届出:「IT 新改革戦略」(IT 戦略本部決定(平成 18 年))において「申請・届出等手続におけるオンライン利用率を 50%以上」との目標が定められ、当該目標はすでに 25 年度に達成され、26 年度においては 70%を超えているが、引き続き当該提出率を高めていくことが重要であるため。 「たびレジ」:海外旅行者・出張者が自ら旅行日程や連絡先等を登録し、迅速な情報提供や邦人援護に役立てることを目的として、平成 26 年 7 月から運用を開始した制度である。平成 28 年 8 月に濱地外務大臣政務官が岸田外務大臣に提出した「在外邦人の安全対策強化に係る提言」点検報告書において示した、平成 30 年夏に累計登録者数 240 万人という目標に向けて、当面は初年度(運用開始から平成 27 年 6 月まで)登録者数を上回ることが重要である。		
8 メールマガジン配信システム利用可能公館数		年度目標値 28 年度 全在外公館	中期目標値 — —
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(測定指標の選定理由) 在留邦人に対する領事広報手段拡大のため、メールマガジン利用可能公館数を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 当初目標 200 公館は既に 26 年度に達成されたところ、今後は全ての在外公館(266 公館(兼轄含む)):平成 28 年 4 月現在)に対してサービスを提供することを目標とする。		
9 領事業務の業務・システムの最適化の事業の進展		年度目標値 28 年度 ① 6.97 億円 ② 10,740 時間	中期目標値 — —
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(測定指標の選定理由) 領事業務最適化計画における効果算定項目であり、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 領事業務の業務・システム最適化計画における効果・サービス指標の一項目「旅券発給に係る情報システムの刷新」が終了した 26 年度において期待される最適化効果として算定された水準とした。		
10 (参考指標)旅券の不正使用把握件数(括弧内は関連した旅券の冊数)(暦年)			

達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等(注)	関連する測定指標	単位:百万円				行政事業レビュー 事業番号
				予算額計 (執行額)			当初予算額	
				25年度	26年度	27年度	28年度	
	①旅券関連業務 (*)	旅券の申請・受付・審査・作成・交付・記録・管理等の多岐にわたる業務の実施のために必要な経費。	4	8,211 (8,090)	7,766 (7,664)	7,286 (6,664)	6,989	113
	②海外子女教育体制の強化 (昭和34年度)	日本人学校・補習授業校の運営主体たる学校運営理事会に対し、在外教育施設の運営・維持に必要な財政上の援助を実施する。 政府援助により海外子女が国内の義務教育と同等の教育をできるだけ安く受けることができるようにする。	3	2,066 (1,930)	2,527 (2,335)	2,897 (2,858)	3,237	114
	③領事システム (23年度)	1 在留届電子届出システム及び在留邦人向けメールマガジン配信システム(含む緊急一斉通報)の運用 電子届出率向上のためには、在留届電子届出システムを安定して利用することが必要であり、在留邦人へ緊急情報を含めた領事関連情報を発信するためには、在留邦人向けメールマガジン配信システム及び緊急一斉通報の利用公館数を維持することが必要となる。 2 領事事業の業務システム最適化計画に基づいた領事関連情報システムの統合 システムの統合により、旅券システム、査証システム等に係る運用経費の削減環境を整備する。	7 8 9	2,138 (1,963)	2,838 (2,800)	2,837 (2,830)	2,860	115
	④領事サービスの充実 (昭和43年度)	領事サービスの向上・改善については担当官及び担当職員の質的向上が不可欠であり、そのため毎年各種研修を実施して能力向上を図っている。また、領事窓口案内員を取り扱い件数の多い10公館に導入し、窓口を訪れる来訪者の満足度を高める。 利用者のアンケート調査結果や領事窓口案内員の活動報告等を現場にフィードバックすることにより、在留邦人をはじめとした利用者が、領事窓口のあり方についてどのような意見を持っているかを理解するとともに自己改善に努め、領事サービスの充実に寄与する。	1 2	354 (317)	309 (271)	296 (271)	274	116
		海外における健康上の関心の高い問題について、在外公館からの要望を踏まえつつ健康安全講話を開催し、本邦から派遣された専門医による講話及び館員による現地事情解説を実施し、当該問題に対する在留邦人の不安解消を図ることに寄与する。	1					
	⑤在外選挙に必要な経費(在外選挙実施経費) (12年度)	在外選挙人の選挙権行使の機会が確保されるよう制度の周知・広報に努める。これにより在外選挙の円滑な実施のため体制整備に寄与する。	5	327 (287)	237 (212)	108 (107)	355	117
	⑥ハーグ条約の実施 (24年度)	条約及び同条約実施法に基づき、国境を越えた子の不法な連れ去り等の問題の解決・予防及び国境を越えた親子間の面会交流に関する支援を行う。	6	129 (33)	182 (117)	171 (113)	157	118
	⑦旅券行政問題研究会開催経費 (27年度)	行政法を専門とする学者等の参加を得て、旅券行政問題関係の研究会を開催し、旅券の発給等を巡って国民と行政との間に生じた旅券行政上の様々な問題や課題等について専門家の助言を得つつ議論を行い、研究会において蓄積した知見を将来の旅券法改正に活用する。	4	—	—	1 (0.1)	0.6	119

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野	2 在外邦人の安全確保に向けた取組
施策の概要	1 在外邦人の安全対策の強化 海外に渡航・滞在する邦人の安全対策を強化すると共に、各自が危機管理意識を持ち行動するべく、意識改革を効果的に推進する。また、的確な情報収集・発信力の強化や在外公館の危機管理・緊急事態対応等についても、一層強化する。 2 在外邦人の援護体制の強化 国民目線の丁寧かつ円滑・確実な対応を確保するための、国内外の各種機関・団体との連携・協力関係、ネットワーク化の形成を推進し、邦人援護体制・基盤の強化を図る。

測定指標	1 在外邦人の安全・危機管理に関する体制整備		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度 1 閉館時の緊急電話対応業務について、不要不急の案件等については外部委嘱による専門業者に対応を依頼することで、領事担当者が真に支援が必要な邦人保護業務に集中的に対応が可能となる体制を整備するため、上半期中に10公館程度新規導入を図る。 2 海外安全ホームページ(HP)については、今後も不断の見直しを行い、「見やすさ・わかりやすさ・使いやすさ」に向けた改善・強化のため、引き続きシステム改修・掲載内容の改善を図る。 3 海外安全対策啓発(旧:海外安全キャンペーン)については、在外邦人の安全対策強化を目的とし、引き続き、海外安全ホームページや外務省海外旅行登録「たびレジ」、「海外安全アプリ」の一層の認知度向上・利用促進等を、民間からの協力を得つつ各種広報に取り組む。	(測定指標の選定理由) 海外渡航邦人数及び在留邦人数が増加し、危険が多様化・複雑化する中で、海外における邦人の安全確保のために、緊急電話対応業務導入公館の拡大状況と共に、情報発信基盤の強化に向けた取組みの実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 在外邦人の安全対策及び在外邦人に対する支援・援護体制の強化のためには、今後も継続して、緊急電話対応能力の向上及び最新の各種安全情報の効果的な発信を行っていくことが必要である。
	中期目標	—	海外安全情報を適時適切に提供し周知する。また、在外公館邦人援護体制を強化する。
	2 在外邦人保護のための緊急事態対応		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度 引き続き、大規模緊急事態発生時における邦人援護に対する迅速な対応について体制等を更に整備・強化するため以下を実施する。 1 無線機については、現地通信インフラの整備状況、治安状況を勘案し、邦人援護活動に必要な台数、機種 of 適正配備を実施する。 2 邦人短期渡航者用緊急備蓄品については、引き続き、緊急事態発生時の蓋然性が高い途上国・地域に対し、邦人の年間渡航者数等も考慮した上で、効率的な配備に努める。 3 大規模自然災害や反政府勢力による騒擾など緊急事態発生時に、在留邦人・邦人渡航者に対して、迅速な情報提供及び安否確認ができるショートメッセージサービス(SMS)システムを英・仏に追加導入すると共に、安定的運用を目指す。 4 引き続き、海外緊急展開チーム(ERT)指名者の一部を自衛隊在外邦人等輸送訓練へ参加させる等、海外での緊急事態発生時における速やかな対応に向けた体制を強化する。 5 官民合同実地訓練については、シリアにおける邦人殺害テロ事件等も踏まえ、緊急事態発生時における対処方法を習得するとともに官民の連携の強化を促進する。 6 テロ・誘拐事件体制強化については、テロ・誘拐事件対応に実績を有する危機管理会社から、緊急事態対応に係る専門的な助言/情報や各国の誘拐情勢に関する情報を得て、各国情勢の把握に一層努めるとともに、緊急	(測定指標の選定理由) 大規模緊急事態発生に備え、様々な情報発信手段を活用した在外邦人に対する情報提供と安否確認を含めた迅速な対応を可能とする体制の構築実績について測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 在外邦人の安全対策及び在外邦人支援・援護体制の強化のためには、必要な無線機の適正配備、邦人短期渡航者用緊急備蓄品の効率的な配備及びIT等を活用したより効果的な情報提供及び安否確認のためのシステムの導入が必要である。

測定指標			事態への対応力を強化する。	
	中期目標	—	大規模緊急事態における迅速な対応のため体制等を整備・強化する。	
	3	在外邦人の安全に関する情報収集と官民連携		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	1 海外安全情報収集のための委嘱契約については、引き続き中東・アフリカ等、危険度が高まった国や地域における情報提供者の積極的な発掘を進める他、治安コンサルタント等への調査委託により、邦人の安全確保に資する情報を収集する。 2 引き続き海外安全官民協力会議など官民協力の会合を本省及び在外公館において定期的に開催し、海外安全対策に関する民間企業のニーズを聴取する場として大いに活用するとともに、官民間の危機管理意識等の共有を図る。 3 国際ニュースモニタリングサービスについては、24時間365日体制でモニタリングし、邦人に関わり得る事件の迅速な把握、また、緊急事態発生時における迅速な初動体制の構築と邦人保護の的確かつ迅速な対応に努める。 4 国内安全対策セミナーについては、その内容を拡充するとともに、引き続き民間団体等と連携して、継続的に実施することにより、海外に渡航・滞在する邦人の危機管理意識を効果的に向上させ、安全対策の強化を図る。 5 在外安全対策セミナーについては、中東・北アフリカ地域のみならず欧米諸国の主要都市などでも実施し、在留邦人の危機管理意識の向上や安全対策の強化を図る。また、日本人学校の安全評価も併せて実施する。	(測定指標の選定理由) 現地安全情報の収集とともに、本邦及び在外において、官民の双方向による海外安全にかかる情報共有や安全対策に関する意見交換・訓練等を行うことが、安全対策の強化のために、益々必要となっており、これらの実施状況を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 在外邦人の安全対策及び在外邦人に対する支援・援護体制の強化のためには、今後も継続して、現地安全情報の収集に加え、民側の危機管理意識を高めるとともに、官側においてもその成果を更なる情報収集や安全対策の立案に活用することが重要である。
	中期目標	—	海外安全情報の収集・発信強化する。危機管理意識を向上させる。海外安全に係る官民協力を強化する。	
	4	困窮邦人等の援護		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	1 精神障害者等の困窮邦人のため、専門的知見を有する外部人材の活用を図る。 2 兼轄国及び遠隔地等においても援護を必要とする邦人への迅速な支援を行う。	(測定指標の選定理由) 精神障害者等の困窮邦人に対する対応及び遠隔地での邦人援護の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 在外邦人の安全対策及び在外邦人に対する支援・援護体制の強化のためには、今後も継続して、専門的知見を有する外部人材の導入を図って行くことが必要である。
	中期目標	—	年々多様化する邦人援護に対応するため体制を構築する。	

達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等(注)	関連する測定指標	単位:百万円				行政事業レビュー 事業番号
				予算額計 (執行額)			当初予算額	
				25年度	26年度	27年度	28年度	

①在外邦人安全・危機管理に関する体制整備等(8年度)	各種事案の発生に備え、在外公館における24時間の緊急電話対応体制を整え、適切な邦人援護体制の整備を行う。また、各種海外安全情報の発信、在外邦人の安全対策意識の醸成・増進のための啓発手段として、海外安全ホームページなどのツールを整備・改善する。 現場での確に対処できる職員を養成するための研修を開催するほか、必要な通信手段を配備することにより、緊急事態対応における効率的かつ効果的な人的・物的面での援護体制・基盤の整備を図る。	1 3	158 (132)	175 (163)	158 (146)	169	120
②在外邦人保護のための緊急事態対応(5年度)	海外における緊急事態発生に際し、状況に応じて連絡室などを設置し、各種連絡手段を通じて在留邦人や邦人旅行者の安否確認作業を行うとともに、無線機や備蓄品の適正・効率的な配備等により支援を必要とする邦人のケアや退避オペレーションのためのインフラを整備し、効率的かつ効果的な援護体制・基盤の強化を図る。 ショートメッセージサービス(SMS)を利用し、緊急事態発生地域にいる在留邦人との間で双方向の情報手段を確保することにより、迅速に安否確認、情報発信を行う。 海外の拘束・行方不明事案について知見を有する危機管理会社から、平素から更に情報収集し、専門的知識を蓄積する。実地訓練の機会を設け、官民合同で参加する。	2	147 (106)	134 (103)	141 (117)	166	121
③在外邦人の安全に関する情報収集と官民連携(※)	邦人の安全にかかる情報収集については、本省や在外公館職員が直接収集する情報を補完するものとして、主要海外通信社の外電や欧米主要国の渡航情報を24時間365日体制でモニタリングするほか、治安関係の専門家等に対して、在外公館から離れた遠隔地等の安全情報収集について委嘱する。 更に、これらの邦人の安全にかかる情報を、国内外で開催する各種セミナーや協議会など官民協力の枠組みを通じて提供する。セミナーの開催にあたっては、海外進出企業などから、テーマ、開催希望地のアンケートを取るなどして、より民側のニーズに応えたものとする。	1 3	160 (150)	265 (248)	239 (237)	247	122
④困窮邦人等の援護(昭和28年度)	海外において、盗難・傷病等により一時的困窮に陥った邦人に対し、滞在費や帰国費用の貸付けを行うことや精神科医や遠隔地における協力者等の支援を得ることにより、効率的かつ効果的な邦人援護体制・基盤の強化を図る。また、歴史的経緯により朝鮮半島にて残留を余儀なくなされ、困窮した在韓日本人妻等に対して、その支援団体を通じた最低限の医療・生活扶助の実施を行う。	4	65 (51)	64 (52)	67 (51)	63	123
⑤緊急事態対応費(研修対応経費)(27年度)	邦人が被害者となるテロ・誘拐事件等を含め緊急事態が発生した場合等に、迅速に本省・在外職員を現地に派遣し、事態に適切に対応させるための研修を行う。	2	※	※	※	※	※

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。
※本施策は、外務省全体の予算に関わっており、特定の項の下での個々の達成手段についての予算は計上されていない。

個別分野	3 外国人問題への取組
施策の概要	1 ビザの審査・発給 出入国管理上問題のないと見られる外国人に対して迅速なビザ発給を行う一方、我が国の治安維持のため、厳格にビザ審査を行う。また、ビザ審査を効率的に行うため、査証(ビザ)事務支援システムの充実化を図る。 2 観光立国推進及び人的交流促進のためのビザ緩和への取組 観光立国推進及び人的交流促進のために、アジア諸国を始め、各国の事情等を踏まえつつ、戦略的にビザ緩和に取り組む。 3 在日外国人に係る問題への取組 外国人の受入れと社会統合について、有識者の意見や、地方自治体、国際交流協会、NPO等の活動状況を踏まえ、外国人の受入れと社会統合に関する課題や実践例について幅広く共有することを目的とした国際ワークショップを開催し、在日外国人に関する問題の緩和・解決に積極的に取り組む。

測定指標	1 和		出入国管理上問題がないと見られる外国人へのビザ発給要件緩和	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	ビザ発給要件の緩和及びビザ審査体制の強化を促進する。 1 対象国を精査した上で、各対象国に応じたビザ発給要件の緩和を実施する。 2 ビザ審査体制の強化のため、在外公館の関連業務の状況に応じ、職員の追加配置、査証事務支援システムの充実化を図る他、次世代査証のあり方についての検討を開始する。	
	中期目標	—	人的交流の促進及び出入国管理等の厳格化にかかる要請に対応する。	
	2 在日外国人問題への取組			
	年度目標	28年度	1 在日外国人が抱える問題の緩和・解決の一助のための国際ワークショップを開催する。 2 多文化共生や外国人住民に関わる諸問題を議論する外国人集住都市会議に出席する。	
	中期目標	—	在日外国人が抱える問題の緩和・解決を促進する。	
3 (参考指標) 訪日外国人数 (単位: 万人)				測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
4 (参考指標) 外国人の不法残留者数(1月1日時点の数)				
5 (参考指標) 来日外国人の犯罪の総検挙件数(暦年)				

達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等(注)	関連する測定指標	単位:百万円		行政事業レビュー
				予算額計 (執行額)	当初予算額	

			25年度	26年度	27年度	28年度	事業番号
①査証関連業務 (13年度)	1 適正なビザ審査の実施査証業務を遂行する上で必要な体制の維持管理等を通じ迅速かつ厳格な査証審査を実施する。適正なビザ審査を実施することを通じて、出入国管理上問題ないと思われる外国人の入国を円滑にすると同時に我が国の利益を害するおそれのある外国人の入国阻止に寄与する。	1	809 (784)	639 (690)	796 (1,395)	1,148	124
	2 査証事務支援システムの充実化 新設公館等ビザ作成機未設置公館への機器の配備、次世代査証の在り方についての検討等を実施する。 査証事務支援システムを活用し、ビザ審査の効率化を図り、出入国管理上問題ないと思われる外国人の入国を円滑にすると同時に我が国の利益を害するおそれのある外国人の入国阻止に寄与する。	1					
	3 外国人観光客誘致のためのビザ緩和措置 観光立国推進及び人的交流促進の観点から各国の事情等を踏まえて、ビザ緩和措置を検討・実施していく。	1					
②在日外国人社会統合外交政策経費 (21年度)	諸外国の経験等を照会しつつ、外国人の受入れと社会統合や外国人支援のあり方に係る諸問題を緩和・解決するための意識啓発及び施策策定に資する国際ワークショップ等の開催や成果物を作成する。 少子高齢化、人口減少が進む国内社会にあって、我が国が持続的な経済成長と繁栄を確保していくため、幅広い外国人材の積極的な受入れを図りつつ、在日外国人が社会の一員として生活できるような社会統合政策の策定に資する。	2	4 (4)	4 (3)	4 (3)	5	125

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

基本目標Ⅴ 外交実施体制の整備・強化

施策Ⅴ-1 外交実施体制の整備・強化

平成 28 年度事前分析表

(外務省 28-V-1)

施策名	外交実施体制の整備・強化	担当部局名	大臣官房		
施策目標	激動する国際社会の中で我が国の平和と繁栄を確保するための外交を実施する上で必要な体制を整備・強化する。	目標設定の考え方・根拠	・第 190 回国会外交演説(平成 28 年 1 月 22 日) 主要国並みの外交実施体制の実現を目指し、在外公館の拡充や外交要員の競争力の一層の向上も含め、総合的な外交力を引き続き強化する。		
施策の概要	1 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構を整備することにより外交実施体制を整備・強化する。 2 我が国の外交活動の基盤であり、邦人保護の最後の「砦」である在外公館等の警備体制を強化することにより、在外公館及び館員等の安全を確保し、外交実施体制の整備・強化を図る。 3 情報防護に関する省内横断的な政策立案・実施を行うため体制強化を図り、具体的対策の拡充・拡大を行い、省内の全体的な情報防護能力の強化を図るとともに、各種取組についても、現状の具体的脅威の反映や取組ごとの優先順位付け等を通じ、効果的・効率的に実施する。 4 オールジャパンでの総合的な外交力を強化するため、国際的な取組を進める地方や地域との連携を強化し積極的に支援する。	政策体系上の位置付け	外交実施体制の整備・強化	政策評価実施予定時期	平成 29 年 8 月

測定指標	1 外務省の人員、機構の更なる整備		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度 定員・機構を増強する。	
	中期目標	— 外務省全体の定員及び機構面での更なる増強を推進する。 機構及び定員については、主要国並みを目指し、在外公館の新設及び人員増強に取り組む。	(測定指標の選定理由) 外務省の業務がますます増大・細密化している中で、国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等には定員・機構の増強による外交実施体制の強化が不可欠であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 機構・定員要求は、予算の概算要求の一部として行われ、具体的な増減に関しては、査定当局との協議を経て決定するため、目標数値を出すことは困難であるが、そのような制約の中でも以下の基本方針等を踏まえつつ、できる限り増強を図る。 ・「経済財政運営と改革の基本方針 2015」(平成 27 年 6 月 30 日)第 2 章 4. (1) 「日米同盟の強化、近隣諸国との関係強化、経済外交の強化という三本柱を軸として、地球儀を俯瞰する視点から戦略的な外交を強力に展開する。 - 特に、在外邦人・日本企業・日本人学校等の安全対策強化、テロ対策等に係る情報収集・分析機能強化、「ジャパン・ハウス(仮称)」の活用を含む戦略的対外発信を通じた日本の「正しい姿」や多様な魅力の発信及び親日派・知日派の育成、(中略)日本企業や地方自治体の海外展開支援に取り組む。あわせて、これらの取組の基盤となる人的・物的基盤を含む外交実施体制の整備を推進し、ODA の適正・効率的かつ戦略的活用を図ることで、総合的外交力を高めていく。」 ・「外交力の一層の強化を求める決議」(平成 27 年 11 月 25 日自由民主党外交再生戦略会議議長、外交・経済連携本部長、国際協力調査会長、外交部会長) 「外交課題が山積する中、オリンピック・パラリンピック東京大会が行われる 2020 年を念頭に、欧米主要国並みの外交実施体制を整える必要があり、以下を実現すること。 - 一大使館及び総領事館の十分な新設を行うこと。 - 一人的体制については、当面の目標として 2020 年までにまずは英国並みの 6,500 人体制となることを目指して、外務省定員の大幅増員を実現し、同時に、一人ひとりの外交官の使命感及び見識の向上及び語学能力の研鑽並びにこれらを通じた効果的な対外発信と情報収集能力の向上のために研修制度を強化すること。」
	年度目標	28年度 1 イスラム過激派組織 ISIL(イラク・レバントのイスラム国)を始めとする国際テロ組織及び関連組織によるテロ活動が益々活発化しつつある中、27 年に ISIL が我が国在外公館(ボスニア・ヘルツェゴビナ、マレーシア、インドネシア)への攻撃を呼びかけたことや、バングラデシュにおける邦人殺害事件、パリにおける同時テロ事件、28 年のブリュッセルにおけるテロ事件等を踏まえ、従来比較的安全とされていた欧州・アジア地域の在外公館において、テロに備えた万全な警備体制を構築する。	
	2 在外公館の警備体制の強化		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	(測定指標の選定理由) 我が国の外交活動の基盤であり、邦人保護の最後の「砦」である在外公館等の警備体制の強化は、在外公館及び館員等の安全確保、及び、外交実施体制の整備・強化において不可欠であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠)

		また、警備体制を強化してきた中東・アフリカ地域の在外公館においても、現在の警備体制の維持を図る。 2 従来からの外務省職員の研修（赴任前研修、警備対策官研修）に加え、外邦人の安全対策強化に係る検討チームの提言を踏まえ、危機管理研修を実施し、安全対策の専門家としての警備対策官の知見を高め、海外邦人の安全対策支援に活用する。 3 在外公館において、伊勢志摩サミット開催に向けて、テロ対策に重点を置いた警備訓練を実施する。	在外公館警備については、在外公館及び館員等に対する事件の防止及び事件発生時の被害の極小化が最重要目標であるため、施策の性格上、目標年度の設定にはなじまないが最新の治安情勢等に応じて継続して警備対策を講じていく。 ・在外邦人の安全対策強化に係る検討チームの提言（平成27年5月26日在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム）
中期目標	—	在外公館及び館員等の安全を確保する。	
3 外交を支える情報防護体制の強化			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
年度目標	28年度	1 政府における情報保全に関する検討委員会における決定事項のフォローアップを行う。 2 省内横断的な政策立案・実施を行うための体制強化を図り、具体的対策の拡充・拡大を行う。 3 各種情報防護対策を実施する上で、基礎的資料の改訂や、効果的・効率的な情報防護対策の検討、情報保全体制の点検計画の策定、実施等に取り組む。 4 対象者の特性や最新の課題に応じた研修を実施するとともに、各々の職域・職務等を勘案し、きめの細かい実務的な研修内容を検討・実施する。 5 より効果的な秘密保全検査のための取組を検討・実施する。	(測定指標の選定理由) 情報防護体制強化のためには、制度面、意識面、物理面など多面的な対策の実施が必要であり、各方面の対策をバランスよく設定した本指標の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」において、情報の徹底した管理が求められており、そのため基本方針で目標とされている、情報防護体制整備に準じて設定した。 ・カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針(平成19年8月9日推進会議決定、平成26年12月10日改定) ・政府における情報保全に関する検討委員会会合における議論
中期目標	—	情報漏えい防止のための取組を推進する。	
4 地方連携の推進			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
年度目標	28年度	1 国際的取組を進める地方や地域との連携を強化するため、以下を実施する。 (1)在京外交団等に対して日本の地方の魅力を発信する事業「地域の魅力発信セミナー」、「地方視察ツアー」を地方自治体と共催して実施する。 (2)在外公館施設を活用した「地方の魅力発信プロジェクト」により海外で日本の地方自治体が発信するPR事業を支援する。 2 東日本大震災後、外国・地域から被災地等に課されている輸入規制の撤廃・緩和の働きかけとあわせ、地方創生の一環として地方の魅力を発信する「地域の魅力海外発信支援事業」を海外の複数の都市で実施する。 3 国内において、在京外交団等に対して、地方創生支援のため飯倉公館を活用し、外務大臣及び自治体首長との共催レセプションを開催し、地方の魅力を発信する。	(測定指標の選定理由) 地方や地域を、外交を推進していく上での重要なパートナーと位置づけ、オールジャパンでの総合的外交力の強化を目指す上で、地方自治体等との連携を強化することが必要であるため、この実績を測ることは、施策の進捗を図る上で有益である。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 本邦及び海外で地方自治体が発信する事業への支援等は、優先順位やニーズ等を踏まえたものとした。左記目標の達成は、我が国の外交実施体制を強化する上で重要である。 ・平成26年12月27日閣議決定「まち・ひと・しごと創生総合戦略」
中期目標	—	オールジャパンでの総合的外交力の強化を目指す。	

達成手	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等(注)	関連 する 測定	単位:百万円		行政 事業 レビ
				予算額計 (執行額)	当初 予算	

段		指標				額	ユ- 事業 番号
			25年 度	26年 度	27年 度	28年 度	
①外務省の 人員、機構の 更なる整備 (*)	1 外務省が直面する新規業務に対応するための人的資源の確保や機構を整備することにより、国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な外交実施体制を整備・強化する。 2 外務省は、定員・機構の増強に努めているが、例えば大使館数において米国が169、中国が165、仏が161であるのに対し、我が国は145(平成28年1月時点)と世界の他の主要国に比しても依然として少ない。	1	※	※	※	※	※
②在外公館 の警備体制 の強化 (*)	治安情勢の変化を的確に把握するとともに、情勢・脅威に応じた人的・物的警備の強化措置、警備に関する各種研修・講義、警備訓練などの実施により、在外公館の警備体制の整備・強化を図る。	2	※	※	※	※	※
③外交を支 える情報防 護体制の強 化(*)	省内の横断的な政策立案・実施を行うための体制強化を図り、具体的対策を拡充・拡大し、各種取組についても、現状の具体的脅威の反映や取組ごとの優先順位付け等を通じて、効果的・効率的に実施することにより、情報防護能力の強化を図る。	3	※	※	※	※	※
④地方連携 の推進 (*)	1 在京外交団等に対して日本の地方の魅力を発信する事業、海外で日本の地方自治体が地場産業や地域経済の発展を図るための支援策として在外公館施設を活用した事業等を実施する。 2 東日本大震災後の風評被害の影響を受けている複数の自治体(被災地)等と連携し、規制を課している国・地域等で、地方の物産品の安全性や輸出促進、観光等の実情、魅力を総合的に発信する事業を実施する。 3 国内において、在京外交団等に対して、地方創生支援を目的とした外務大臣及び自治体首長との共催レセプションを通じて地方の魅力を発信する。 上記の取組は、オールジャパンでの総合的外交力を強化し、ひいては我が国の外交実施体制の強化に資する。	4	※	※	※	※	※

※本件施策は、外務省全体の予算に関わっており、特定の項の下での個々の達成手段についての予算は計上されていない。

(注) 各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

施策Ⅴ-2 外交通信基盤の整備・拡充及び IT を活用した業務改革

平成 28 年度事前分析表

(外務省 28-V-2)

施策名	外交通信基盤の整備・拡充及び IT を活用した業務改革	担当部局名	大臣官房
施策目標	IT による行政運営の簡素化・効率化・合理化を推進し、外交通信の安定運用のため、一層のセキュリティ強化を図る。	目標設定の考え方・根拠	外務省電子政府構築計画及び政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群(26 年度版)に基づき目標を設定している。
施策の概要	各内部管理業務システムに IT を活用することにより、体制整備・システムの強化を行いサイバーセキュリティ強化を図る。	政策体系上の位置付け	外交実施体制の整備・強化 政策評価実施予定時期 平成 29 年 8 月

測定指標	1 ホストコンピュータシステムの業務・システム最適化計画の目標達成に向けた取組			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	人事給与業務効率化推進会議の「人事給与業務効率化に向けた改善計画」に基づき、28年度中の外務省の人給共通システムへの移行計画の検討を継続する。また、29年度以降の同システム導入に向け、内閣官房人事給与業務効率化検討室と協議を行う。	(測定指標の選定理由) ITの活用等による抜本的な効率化を実現するため、内閣に設立された人事給与業務効率化検討室と、全府省人事給与業務についての協議を継続することは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) ホストコンピュータシステムの業務・システム最適化計画(平成18年3月30日)で設定された人給共通システム導入時に見込まれる業務処理時間の削減時間である。
	中期目標	—	人給共通システム導入により、業務処理時間を1,500時間削減する。 (人給共通システム導入が完了した時点で上記効果が発現する)	
	2 サイバーセキュリティ強化			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	1 多様化かつ高度化するサイバー攻撃に対して、的確に対応ができるインシデント対応体制を充実させ、また、情報セキュリティ監視装置の更なる設置および定期的なルールの追加を継続実施する。 2 標的型メールをはじめとした情報セキュリティに対する効果的な意識啓発活動(集合研修、メール訓練、注意喚起等)を、職員に対して定期的に実施する。 3 人材育成計画を策定し、セキュリティ担当者の育成及び省員のスキルアップを図る。	(測定指標の選定理由) 年々増加する、政府機関や大学、国内企業等へのサイバー攻撃事案等を踏まえ、サイバーセキュリティにおけるインシデント対応体制の充実化、監視強化並びに、外務省職員のサイバーセキュリティ意識向上に向けた取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠)
	中期目標	—	・インシデント対応体制の充実化。 ・監視体制の更なる強化。 ・効果的な情報セキュリティ啓発活動の継続。	巧妙かつ高度化するサイバー攻撃に対する耐性を得るためには、サイバーセキュリティにおける体制面、システム面、人材育成面のそれぞれの強化が重要である。

達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等(注)	関連する測定指標	単位:百万円				行政事業レビュー 事業番号
				予算額計 (執行額)			当初予算額	
				25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	
	①内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築(17 年度)	・「人事給与業務効率化に向けた改善計画」に基づく人給共通システムの導入。 ・同システムの導入により、システム維持経費及び業務処理時間を削減する。	1	※	※	※	※	※
	②サイバーセキュリティ強化	・インシデント対応体制の充実化 ・セキュリティ監視の強化 ・情報セキュリティ啓発活動の継続	2	※	※	※	※	※

(25 年度)							
---------	--	--	--	--	--	--	--

※本施策は、外務省予算に関わっており、特定の項の下での個々の達成手段についての予算は計上されていない。
 (注) 各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

基本目標Ⅵ 經濟協力

施策Ⅵ- 1 経済協力

平成 28 年度事前分析表

(外務省 28－VI－1)

施策名	経済協力	担当部局名	国際協力局
施策目標	開発協力の推進を通じ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献する。 また、こうした協力を通じ、我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益の確保に貢献する。	目標設定の考え方・根拠	国際社会の期待を踏まえ、世界の責任ある主要国として、国際社会の抱える課題、とりわけ開発課題や人道問題への対応に、これまで以上に積極的に寄与し、国際社会を力強く主導していくことは、我が国に対する国際社会の信頼を確固たるものとする観点から大きな意義を有する。 また、現在の国際社会では、もはやどの国も一国のみでは自らの平和と繁栄を確保できなくなっている。そのような時代においては、開発途上国を含む国際社会と協力して世界の様々な課題の解決に取り組み、平和で安定し繁栄する国際社会の構築を実現するとともに、そうした取組を通じて、国際社会の様々な主体と強固かつ建設的な関係を構築していくという真摯な取組の中にこそ、我が国が豊かで平和な社会を引き続き発展させていく道がある。我が国がそうした外交を機動的に展開していく上で、開発協力は、最も重要な手段の一つであり、「未来への投資」としての意義がある。 ・開発協力大綱(平成27年2月閣議決定) 我が国の開発協力政策の理念や重点政策等を定める基本文書 ・平成28年度開発協力重点方針(平成28年4月公表) ・国家安全保障戦略(平成25年12月17日閣議決定) 「我が国は、(中略)国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、(中略)国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与していく。」 「国際社会の平和と安定及び繁栄の基盤を強化するため、普遍的価値の共有、開かれた国際経済システムの強化を図り、貧困、エネルギー問題、格差の拡大、気候変動、災害、食料問題といった国際社会の平和と安定の阻害要因となりかねない開発問題や地球規模課題の解決に向け、ODAの積極的・戦略的活用を図りつつ、以下の取組を進める。(1) 普遍的価値の共有(中略)(2) 開発課題及び地球規模課題への対応と「人間の安全保障」の実現(中略)(3) 開発途上国の人材育成に対する協力(中略)(4) 自由貿易体制の維持・強化(中略)(5) エネルギー・環境問題への対応(中略)(6) 人と人の交流の強化(中略)」 ・日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 「経済分野での国際展開の支援、好ましい国際環境の構築及び人間の安全保障の推進の3本柱を踏まえた戦略的ODAを展開する。 日本の優れた技術・ノウハウを開発途上国に提供し、新興国の成長を取り込み日本経済の活性化につながるよう、本年4月発表の「円借款の戦略的活用のための改善策について」の各施策を推進するとともに、引き続き改善策を検討する。 また、日本企業や自治体によるインフラ等の輸出を拡大するため、広域開発プロジェクトの早期
施策の概要	上記目標の達成に向け、①非軍事的協力による平和と繁栄への貢献、②人間の安全保障の推進、③自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力を基本方針とし、民間を始めとする様々なアクターとの連携を強化しつつ、戦略的・効果的な開発協力を企画・立案し、積極的に推進していく。 また、開発協力を持続的に実施していくためには、国民の理解と支持を得ることが不可欠であることを踏まえ、国民の理解・支持を促進する。 なお、外務省所管の独立行政法人国際協力機構(JICA)は、外務省の政策目的の実現のため、技術協力、無償・有償の資金による協力の実施を行う。		

		段階から技術協力や無償資金協力も活用しながら相手国政府と連携し、円借款・海外投融資等を戦略的に活用する。」 ・インフラシステム輸出戦略（平成27年6月2日改訂） 「技術協力による研修・セミナーや無償資金協力の活用により、我が国の技術力や質の高いサービス等に対する理解を促した上で、円借款の活用やより商業ベースが確保される案件にはJBIC・NEXIによる支援につなげるなど、関係省庁の連携を強化しつつ、政策支援ツールを有効に活用する。」 ・平和と健康のための基本方針（平成27年9月11日健康・医療戦略推進本部決定） 開発協力大綱の保健分野の課題別政策として、内閣総理大臣を本部長とする健康・医療戦略推進本部にて策定。基本理念に人間の安全保障を掲げ、政策目標として、①公衆衛生危機・災害にも強い社会の実現、②生涯を通じた基本的保健サービスの切れ目のない利用の確立（ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成）及び③日本の知見・技術・医療機器・サービスの活用を挙げている。 ・平和と成長のための学びの戦略（平成27年9月27日） 「本政策では、「学びの改善」を通じ、これまでの取組を更に発展させ、学び合いを通じた質の高い教育の実現「みんなで支えるみんなの学び（Learning for All, All for Learning）」を目指す。」 ・経済・財政再生アクション・プログラム（AP）（平成27年12月24日） ODAについては、（中略）重要な外交手段の一つとして適正・効率的かつ戦略的活用に取り組むこととしており、（中略）官民連携による開発協力を推進していく。		
政策体系上の位置付け	経済協力	政策評価実施予定時期	平成30年8月	

（注）本施策における「【AP 改革項目関連：文教・科学技術、外交、安全保障・防衛等】」は「経済・財政再生アクション・プログラム（AP）」（平成27年12月24日経済財政諮問会議決定）に挙げられた取組に関連するものであることを示している。

測定指標	1 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅 【AP 改革項目関連：文教・科学技術、外交、安全保障・防衛等】 1 インフラシステム輸出支援（「質の高いインフラ」の展開） 開発途上国の膨大なインフラ需要を踏まえ、「質の高いインフラ投資」を推進するとともに、日本の技術・経験を活かした都市インフラ開発協力や、ノウハウを持つ日本企業による施設建設から運営・維持管理を含む事業等を支援する。 2 TPPを含む経済外交上の取組と連動した開発協力（中小企業等の海外展開支援、環境整備等） （1）中小企業や地方自治体の海外展開支援 我が国の中小企業等の優れた製品・技術等を開発途上国の開発に活用することで、開発途上国の経済社会開発に貢献し、またこれを通じて中小企業等の海外展開を支援する。また、我が国の自治体が有する技術・ノウハウ（上下水道、環境管理等）を活かし、開発途上国の開発ニーズにきめ細かく対処し、また我が国地域社会の活性化も図る。また、開発途上国の要望に応じて我が国の被災地等の水産加工品等を供与し、これを通じ、被災地を含む地方の経済復興にも貢献する。 （2）対外直接投資の環境整備 急成長する新興市場のビジネス環境改善に向けた法制度整備等を支援し、またこれを通じ、日本企業の新興国・途上国における円滑な経済活動を後押しする。 3 産業人材育成 日本型工学教育（高専型教育等）を始めとする日本の強み（「日本ブランド」）を開発途上国に普及させるとともに、これを活かしながら、開発途上国の人材育成に重層的に協力する。これにより、開発途上国の「質の高い成長」を後押しするとともに、日本企業の海外展開等に必要な開発途上国の産業人材の質・量を拡充する。アジアにおいては、「産業人材育成協カイニシアティブ」等を通じ、こうした取組を進める。 また、アフリカにおいては、ABEイニシアティブを通じてアフリカの成長の鍵となる産業人材の育成や日本企業とのネットワーキングの構築に結びつくよう、適切にフォローしていく。 4 日本方式の普及 医療技術・サービスの開発途上国への普及を支援するとともに、開発途上国が都市化や環境等の課題に適切に対応し、成長を実現するため、高度交通情報システム（ITS）、省エネ技術、地デジ等、我が国が有する技術・制度を活用して支援し、右を通じてこれらの「日本方式」の標準化及び日本企業の海外展開に貢献する。 また、アジア等で急拡大する保健医療市場における日本の医療技術・サービスの国際展開を視野に、我が国の優れた機材・サービスを活用した病院施設・機材整備や、その持続的活用のための人材育成等の協力を行う。	
年度目標	28年度	（測定指標の選定理由） 貧困削減、とりわけ絶対的貧困の撲滅は、もっとも基本的な開発課題である。貧困問題を持続可能な形で解決するためには開発途上国の自立的発展に向けた、人づくり、インフラ整備等を通じた経済成長の実現が不可欠である。ただし、その成長は単なる量的な経済成長ではなく、成長の果実が社会全体に行き渡り、誰ひとり取り残されないという意味で「包摂的」であり、環境との調和への配慮や経済社会の持続的成長・地球温暖化対策の観点を含め世代を超えて「持続可能」であり、経済危機や自然災害を含む様々なショックへの耐性及び回復力に富んだ「強靱性」を兼ね備えた「質の高い成長」である必要がある。 その実施状況を測ることは、施策の進捗を把握する上で重要である。 （目標（水準・目標年度）設定の根拠） ・開発協力大綱（平成27年2月閣議決定） ・平成28年度開発協力重点方針（平成28年4月公表）
中期目標	—	「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅を実現するための支援を行う。

2 普遍的価値の共有, 平和で安全な社会の実現 【AP 改革項目関連: 文教・科学技術, 外交, 安全保障・防衛等】			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の 設定の根拠
年度 目標	28 年度	1 法の支配の確立, グッドガバナンスの実現, 民主化の促進・定着, 女性の権利を含む基本的人権の尊重等 自由, 民主主義, 法の支配といった普遍的価値を共有するASEAN諸国等の安定的成長や健全な社会形成のため, 司法制度や法制度整備支援, 公共放送局のメディア能力強化支援を行うとともに, 不正・腐敗防止のための支援を行う。また, 我が国にも影響が及ぶ可能性のあるサイバー空間における法の支配の実現のためのサイバーセキュリティ支援や宇宙分野での能力向上支援を行う。また, 「女性が輝く社会」の実現に向け, 開発途上国におけるジェンダーに基づく偏見や不平等を解消し, 女性が安心して暮らせる社会をつくるため, 女性の活躍・社会進出のための能力強化支援, ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) の促進を通じた女性の医療アクセスの改善支援, 紛争や自然災害の影響下にある女性に配慮したコミュニティ開発協力等を行う。また, 新たに策定するジェンダー分野の新政策に基づき, 開発途上国におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する。 2 平和と安定, 安全の確保 国際社会が紛争やテロ・組織犯罪に直面し, 我が国に対するテロ等の脅威も現実のものとなっている中, 過激主義を生み出さない社会の構築も含めた紛争被災者や難民・国内避難民への人道支援や治安対策を含めた経済・社会安定化支援, テロ対処能力向上支援, 紛争終結後の平和の定着や国づくりのための支援を国際機関や国連平和維持活動(PKO)とも協力・連携しつつ実施していく。アジアにおいてはミンダナオ和平支援やミャンマー少数民族支援を行う。また, 世界各地の地雷・不発弾対策支援を継続する。 また, 航行の自由及び安全を確保し, 「開かれ安定した海洋」を維持・発展させるため, また, 我が国にとって重要な海上交通の安全確保のため, シーレーン沿岸国等に対し, 海上保安機関の能力向上のための協力や資機材の供与等を行う。	(測定指標の選定理由) 「質の高い成長」による安定的発展を実現するためには, 一人ひとりの権利が保障され, 人々が安心して経済社会活動に従事し, 社会が公正かつ安定的に運営されることが不可欠である。我が国はそうした発展の前提となる基盤を強化する観点から, 自由, 民主主義, 基本的人権の尊重, 法の支配といった普遍的価値の共有や平和で安定し, 安全な社会の実現のための支援を行う。 その実施状況を測ることは, 施策の進捗を把握する上で重要である。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) ・開発協力大綱(平成27年2月閣議決定) ・平成28年度開発協力重点方針(平成28年4月公表)
	中期 目標	自由, 民主主義, 基本的人権の尊重, 法の支配といった普遍的価値の共有や平和で安定し, 安全な社会の実現のための支援を行う。	
3 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築 【AP 改革項目関連: 文教・科学技術, 外交, 安全保障・防衛等】			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の 設定の根拠
年度 目標	28 年度	持続可能な開発のための2030アジェンダについては, 国内実施と国際協力の両面で率先して取り組むべく内閣にSDGs推進本部を立ち上げ, それを通じた取組を強化していくことを目指す。具体的に取り組む事項は以下4点のとおり。 1 防災(「仙台防災協力イニシアティブ」のフォローアップ, 「世界津波の日」の普及啓発) 「仙台防災枠組」(平成27年3月第3回国連防災世界会議採択)及び我が国が表明した「仙台防災協力イニシアティブ」を踏まえ, 我が国のイニシアティブで新たに国連総会で採択された「世界津波の日」(11月5日)の普及啓発を通じた防災の主流化を推進するとともに, 我が国が有する知見・教訓・技術を活用し, ハード・ソフト両面を効果的に組み合わせて協力を行う。 自然災害による被害がアジア・太平洋地域に集中する	(測定指標の選定理由) 国境を越えて人類が共通して直面する地球規模課題は, 一国のみでは解決し得ない問題であり, 地域, さらに国際社会が一致して取り組む必要がある。我が国は, ミレニアム開発目標(MDGs)・持続可能な開発目標(SDGs)といった国際開発目標とそれをめぐる議論を十分に踏まえ, 国際的な目標や指針作りへの関与及び策定された国際開発目標の達成に向けた積極的な取組を含め, 地球規模課題に率先して取り組む。こうした取組を通じ, 国際社会全体として持続的かつ強靱な社会を構築することを目指す。 その実施状況を測ることは, 施策の進捗を把握する上で重要である。

		中、人的、物的、資金的貢献を適切に組み合わせ、効果的、効率的な災害対応、緊急人道支援を実施していく。 2 保健（感染症対策、UHCの推進） 「平和と健康のための基本方針」（平成27年9月健康・医療戦略推進本部決定）を踏まえ、エイズ、結核、マラリア等の感染症及びエボラ出血熱等新興・再興感染症の予防・対策に協力するとともに、一人ひとりの人生に寄り添ったUHC（全ての人が基礎的保健医療サービスを負担可能な費用で受けられること）の実現のため、人材育成や制度整備支援等を通じた基礎的保健システムの強化等の協力を行う。 3 教育（質の高い教育の提供） 「平和と成長のための学びの戦略」（平成27年9月政府策定）を踏まえ、「万人のための質の高い教育」を実現し、持続可能な開発を推進するとともに、国づくりと成長の礎である人材育成に協力する。 4 環境・気候変動（「パリ協定」の着実な実施に向けた貢献） 経済発展に伴う開発途上国におけるエネルギー問題や気候変動への脆弱性等に対応するため、我が国の技術・制度を活用した省エネ・再生可能エネルギー等や気候変動に対する強靱性の強化に関する協力を行う。また、環境管理（リサイクル、廃棄物処理等）に対する協力を行うとともに、地球温暖化や生物多様性保全等の地球規模課題への対応に取り組む。	（目標（水準・目標年度）設定の根拠） ・開発協力大綱（平成27年2月閣議決定） ・平成28年度開発協力重点方針（平成28年4月公表）
中期目標	—	国際社会全体として持続可能かつ強靱な社会の構築を目指し、地球規模課題に率先して取り組む。	
4 連携の強化 【AP 改革項目関連：文教・科学技術、外交、安全保障・防衛等】			測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
年度目標	28年度	1 国民参加機会の拡大 開発協力の重要なパートナーであるNGOとの連携・協働をさらに促進する。政府とNGOの既存の対話枠組を引き続き積極的に活用し、情報共有に努めるとともに、NGOのこれまで以上に積極的な開発協力への参画を推進する。また、NGOの活動に対する資金的支援、NGOの組織的基盤強化に向けた能力向上支援を行う。さらに、青年海外協力隊等のボランティア事業を引き続き推進するとともに、企業・自治体・大学等の国際化を後押しするとの観点からグローバル人材育成支援を行う。 2 国際機関、地域機関等との連携 二国間協力の効率的・効果的な実施に加え、専門的な知見や幅広いネットワークを有する国際機関を最大限活用し、支援の相乗効果を実現するため、国際機関等との政策調整を行うとともに、国際機関等を通じた支援を実施する。その際には、国際機関日本人職員の参画、二国間協力との連携及び日本のNGO・企業等の参加の可能性を追求する等、我が国の「顔の見える援助」となるように努める。 3 戦略的なパートナーシップの強化 一人当たり国民所得は比較的高いものの、特別な脆弱性を有するカリブ諸国等の小島嶼開発途上国等に対し、外交政策上の意義も勘案しつつ、防災・環境・気候変動対策分野における支援を行う。また、中南米地域においては、日系社会の存在が我が国との強い絆の基盤になっていることに留意する。さらに、日本企業にとって重要な投資先である新興国等への「日本方式」普及支援、地域機関を通じ	（測定指標の選定理由） 現在の国際社会では、開発途上国の開発にとって、政府以外の多様な主体がますます重要な役割を果たすようになってきていることを踏まえ、民間部門を含む多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たせるよう、様々な主体との互恵的な連携を強化する必要がある。 このための施策の実施状況を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。 （目標（水準・目標年度）設定の根拠） ・開発協力大綱（平成27年2月閣議決定） ・平成28年度開発協力重点方針（平成28年4月公表）

		た広域協力等を行う。 4 主要ドナー国との連携 我が国と同様、他ドナーには長年の開発協力で培われた経験と知見が蓄積されており、開発効果をより向上させるためには、主要ドナー間の連携を強化し、協調・協働することが必要。この観点から、引き続き様々な機会を捉えた援助政策協議等を活用しながら他ドナーとの開発協力における協調を推進し、開発協力の効果の一層の向上を目指していくこととする。	
中期目標	—	ODAが、開発に資する様々な活動の中核として、多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たせるよう、様々な主体との互恵的な連携を強化する。	
5 国民の理解促進、開発教育の推進			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
年度目標	28年度	1 開発協力に関する講座を60回以上実施し、学校教育を始めとする様々な場を通じて、開発教育を推進する。 2 動画を活用した広報を実施し、視聴者による開発協力に関する理解・関心を促進させる。 3 「外交に関する世論調査」(内閣府実施)の今後の開発協力のあり方に関する調査結果において、「積極的に進めるべき」の割合の増加を目指す。	(測定指標の選定理由) 国民の理解と支持は、持続的な開発協用に不可欠であり、このための取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) ODA 講座の実施等左記目標の達成は、開発協力への国民の理解と支持を得る上で重要である。目標は過去の実績に鑑み、適正な水準に設定した。 ・開発協力大綱(平成27年2月閣議決定)
中期目標	—	開発協力への国民の理解と支持を得る。	
6 主要個別事業の事後評価結果(注) (評価がA：非常に高い、B：高い、C：一部課題がある、D：低い)のうち、A～Cの評価が占める割合)		年度目標値	中期目標値
		28年度	—
		85%	—
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(測定指標の選定理由) 主要な個別の開発協力案件の成果に関する第三者評価の結果の測定は、本施策の有効性及び効率性を把握する上で一定の意義を有する。 (目標値(水準・目標年度)設定の根拠) 年度目標値は、過去3年間の実績値を踏まえて設定した。		
(注) 10億円以上、またはその他有効な教訓が得られる可能性が高い事業を対象に、事業終了後に外部の第三者が現地調査等をもとに評価を行ったもののうち、当該年度の事業評価年次報告書(JICA)に掲載された事後評価結果。			
7 (参考指標) 主要分野・課題別実績			

達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等(注)	関連する 測定 指標	単位: 百万円				行政 事業 レビ ュー 事業 番号
				予算額計 (執行額)			当初予 算額	
				25年度	26年度	27年度	28年度	
①無償資金 協力 (昭和43年度) 【AP改革項目 関連: 文教・ 科学技術、外 交、安全保 障・防衛等】		開発協力の推進を通じ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献する。 また、こうした協力を通じ、我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益の確保に貢献する。 開発協力大綱に定める基本方針を踏まえ、無償資金協力、技術協力、有償資金協力の三つのスキーム	1	177,246	184,688	166,317	263,202	126
			2	(176,499)	(184,364)	(166,228)		
			3					

②(独)国際協力機構運営費交付金(技術協力) (15年度) 【AP改革項目 関連：文教・ 科学技術、外 交、安全保 障・防衛等】	を活用し、「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅、普遍的価値の共有及び平和で安全な社会の実現、地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築という重点課題に取り組む。	1 2 3	152,974 (152,974)	159,293 (159,293)	154,036 (154,036)	149,049	127
③有償資金協力 (*)		1 2 3	—	—	—	—	—
④(独)国際協力機構施設整備費補助金 (24年度)	公共施設の防災・減災の観点から、(独)国際協力機構の国内施設について、老朽化の著しい施設の改修を行うほか、地域の防災拠点としての機能の向上を図る。	—	0	2,172 (1,974)	288 (250)	159	129
⑤無償資金協力事務費 (*)	経済開発援助等の案件形成、実施ための交渉、協議、調査等の実施、在外公館における無償資金協力案件交換公文署名、草の根・人間の安全保障無償資金協力案件の実施体制強化等に取り組む。 これにより、開発協力の円滑な実施に資する。	1 2 3 4	744 (736)	855 (800)	967 (889)	976	130
⑥開発協力の理解促進 (*)	国民一般を対象として、開発協力広報／情報公開を行うため、主に以下の施策を実施する。 1 開発協力広報テレビ番組の制作・放映、 2 パンフレット作成、 3 日章旗ステッカー作成、 4 「ODA 出前講座」 開発協力に関する①幅広い国民階層への情報提供及び知識普及、②国民参加の推進、並びに③開発教育の推進を行うことにより、開発協力を一層効果的に実施するために不可欠な国民の理解と支持を得ることに寄与する。	5	282 (274)	294 (275)	203 (187)	131	131
⑦経済協力評価調査 (昭和 56 年度)	日本の開発協力方針等を対象に第三者評価を実施し、評価結果を通じて得られた提言・教訓をフィードバックすることにより、開発協力の管理・改善への支援、開発協力事業立案への反映、国民に対する説明責任を果たす。また開発協力評価に関するワークショップの開催や被援助国側による日本の開発協力方針の評価を通じ、開発協力の透明性確保、被援助国側の評価能力の向上等を図る。	1 2 3 4 5	158 (118)	159 (133)	153 (133)	95	132
⑧開発人材育成・振興 (*)	我が国の開発協力を効果的かつ効率的に実施するため、開発援助政策の企画・立案に加え、実際の援助プログラムの実施及び、計画・立案から終了後における評価までの一連の過程を知悉した質の高い開発援助人材の育成を行う。	1 2 3	159 (118)	127 (94)	43 (26)	17	133
⑨NGO 活動環境整備 (11年度)	NGO 活動環境整備支援事業(NGO 相談員、NGO 海外スタディ・プログラム、NGO 研究会、NGO インターン・プログラム)を実施する。 これにより、欧米 NGO に比し脆弱とされる日本の NGO の組織体制・事業実施能力の強化や専門性の向上(キャパシティ・ビルディング)を図り、もって日本の NGO の国際競争力を高め、国際協力における政府の重要なパートナーである日本の NGO との連携	4	147 (129)	145 (129)	142 (122)	101	134

	を一層強化する。						
⑩現地 ODA タスクフォース業務 (18 年度)	現地 ODA タスクフォース業務は、在外公館及び JICA の現地事務所等を主要なタスクフォースメンバーとして構成し、開発ニーズ等の調査・分析・国別援助方針策定への参画、被援助国政府と現地ベースでの政策協議の実施、候補案件の形成と選定のための精査、現地援助コミュニティ（他ドナー、国際機関、NGO 等）との連携、我が国開発協力のレビュー等を実施する。 こうした取組により、質の高い開発協力の実施を目指す。	1 2 3 4	116 (103)	127 (120)	123 (110)	99	135
⑪政府開発援助の調査及び企画立案等事務費 (*)	政府開発援助に必要な要員を確保するほか、経済協力関係者等との意見交換や協議により必要な援助ニーズを見極め、我が国開発協力事業に反映させる。多様な開発協力関係者が対等な立場で議論を行う場を設ける。 また、中小企業は全国に所在していることから、全国各地で開催される説明会において、中小企業向けに作成する ODA を活用した海外展開支援事業の概要説明資料を配布・説明し、本件事業の理解促進を図る。 こうした取組により、政府開発援助の効率的・効果的な実施と企画立案に資するとともに、国民各層の開発協力への参加と理解・支持を促進し、より良い開発協力の実施を図る。	1 2 3 4 5	129 (116)	136 (115)	131 (108)	133	136
⑫民間援助連携事務費 (14 年度)	1 民間団体等の指導・監督 全国に配置している NGO 相談員に対して外務省職員が指導を行うとともに、NGO 相談員同士の意見交換・情報交換を目的とした連絡会議等を行う。 これにより、一般国民や小規模 NGO 等からの照会への適切な対応及び国際協力の重要性や NGO 活動に対する理解の促進に寄与する。 2 NGO 調査・連携 日本 NGO 連携無償資金協力(N連)等、事業の申請案件の事前調査・審査等の委託を実施する。また、実施案件の事前・事後調査を目的とし、外務省員が出張する。さらに NGO との定期的な意見交換会(NGO・外務省定期協議会)、NGO 職員受入研修等を行う。 こうした取組により、N連の適正な執行及び NGO との連携強化に資する。 3 民間援助連携 N連の妥当性、進捗状況及び現地のニーズ等を現地コンサルタント等の第三者に委託し、調査する。また、在外公館長及び職員が任国及び兼轄国に出張し、引渡式への出席や、プロジェクトの妥当性、進捗状況等の調査を行う。 これにより、N連のより効果的・効率的な遂行及び透明性の向上により施策目標の達成に寄与する。	4	57 (54)	58 (55)	57 (55)	55	137
⑬経済協力情報管理システム	我が国の政府開発援助（ODA）実績の公式データを作成し管理する必要がある、関係事務の多様化・複雑化に対応する上で、（１）開発途上国に係る各	1 2 3	49 (40)	47 (45)	46 (32)	47	138

(*)	種情報の収集と整理, (2) 援助の効率的・機動的実施等に資する関連情報の有効活用, (3) 関連機関との情報の相互利用, (4) 情報伝達の迅速化・効率化のため, OA 機器を用いた経済協力実績関連情報の管理体制を整備するもの。 ODA 実績の集計規則が継続的に改訂されていること等からデータ集計作業が非定型化し, 経済協力情報管理システムによる自動集計では対応困難となっているため, 今後の経済協力実績関連情報の管理体制整備のあり方については改めて検討しているところであるが, 情報収集・管理, 関連情報の有効活用, 関連機関との情報の相互利用, 情報伝達の効率化を図ることは, 施策目標の達成に寄与する。						
⑭海外技術協力推進団体補助金 (元年度)	NGO が海外において経済社会開発プロジェクトを実施するのに関連し, 日本 NGO 連携無償のスキームでは支援対象となっていない「プロジェクトの形成」, 「プロジェクト後の評価」, 及び「研修会や講習会等の実施」を資金面から支援し, 日本 NGO 連携無償を補完する。 これにより, NGO に対する事業支援の一層の強化を図る。	4	22 (19)	22 (20)	20 (17)	17	139
⑮開発協力白書編集等 (*)	開発協力白書(日本語版及び英語版)及び参考資料集を作成する。 これにより, 開発協力の広報効果を高め, 国民に対する説明責任を果たし, 国内外における日本の開発協力に対する理解を深める。	1 2	20 (19)	21 (20)	20 (20)	20	140
⑯国際機関との連携等 (*)	伝統的なドナーの他に新興国や民間セクター等, 開発の主体が多様化する中で, 新しい開発枠組みを構築する議論や, ドナー間の開発アプローチや援助理念に関する会合等への出席や会合開催を実施する。 これにより, 我が国の立場と援助理念を国際的な議論に適切に反映させることにより, 施策目標の達成に寄与する。	1 2 3 4	12 (4)	13 (8)	11 (7)	8	141
⑰国別開発協力方針策定調査 (12 年度)	国別開発協力方針は, 開発協力大綱の下に位置づけられ, 具体的な開発協力案件選定の指針とすべく, 各国の情勢認識を踏まえ, 開発計画や開発上の課題を勘案して作成する国別の我が国の ODA の方針であり, 原則として全ての開発協力対象国について策定する。 これにより, 開発協力の効果的かつ効率的な実施に貢献する。	1 2 3	9 (16)	9 (10)	8 (8)	8	143
⑱経済協力案件の選定・実施・完了後の諸調整等経費 (*)	経済協力案件の選定・実施・完了後の諸調整等を行うとともに, 開発協力による途上国支援と中小企業の海外事業展開とのマッチングを実施する。 これら取組により, 開発協力の適切な実施を確保するとともに, 開発途上国の開発課題の解決と中小企業等に対する海外展開支援の両立を図り, 施策目標の達成に貢献する。	1 4	14 (10)	13 (12)	13 (10)	8	144

⑱国別開発協力政策の策定等 (16年度)	被援助国ごとの開発ニーズに対応した開発協力の実施のため、各国の開発課題の把握、ODA政策の重点化、各援助スキームの密接な連携を図るとともに、被援助国への開発協力の実績・成果をとりまとめ、今後の指針を明らかにし、国民に対して情報公開を行う。 これにより、開発協力の効果的かつ効率的な実施を図るとともに、国民への説明責任を果たす。	1	5 (4)	5 (4)	5 (3)	5	145
⑳国際緊急援助事務費 (昭和62年度)	国際緊急援助の情報収集や調査、平時からの訓練体制強化等を行う。 これにより、国際緊急援助のより迅速かつ効率的・効果的实施を図り、施策目標の達成に寄与する。	1 2 3	7 (4)	7 (4)	8 (6)	8	146
㉑在外公館広報活動基盤整備費 (27年度)	国際貢献の柱である開発協力事業及びこれまでの成果等について、非供与国や国際社会に積極的・戦略的に情報を発信する。 これにより、我が国の国際貢献につき理解を促進させ、親日感情の醸成をはかる。	5	—	—	28 (17)	20	147

(注) 各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

(注) 本施策における「【AP 改革項目関連：文教・科学技術、外交、安全保障・防衛等】」は「経済・財政再生アクション・プログラム（AP）」（平成27年12月24日経済財政諮問会議決定）に挙げられた取組に関連するものであることを示している。

施策VI-2 地球規模の諸問題への取組

平成 28 年度事前分析表

(外務省 28－VI－2)

施策名	地球規模の諸問題への取組	担当部局名	国際協力局地球規模課題審議官組織		
施策目標	グローバル化に即応したルール作りと地球規模の問題解決に向けたリーダーシップを発揮するため、以下を推進する。 1 人間の安全保障の概念を普及させるとともに、国際社会に存在する人間の生存、生活、尊厳に対する脅威となっているグローバルな問題の解決に貢献する。 2 国際機関を通じた支援や条約の策定、締結、実施及び国際会議の開催を通じて地球環境問題への国際的取組に貢献する。また、防災の主流化を推進し、持続可能な開発を支援する。	目標設定の考え方・根拠	人間一人ひとりに着目した人間の安全保障の概念は、多様化・深刻化する様々な脅威に対処するための効果的・効率的なアプローチである。 地球環境問題は、国際機関や国際約束を通じた地球規模での実効的な取組によってのみ解決が可能である。 ・開発協力大綱(平成27年2月10日閣議決定) ・国家安全保障戦略(平成25年12月17日閣議決定) ・平和と健康のための基本方針(平成27年9月11日健康・医療戦略推進本部決定)		
		政策体系上の位置付け	経済協力	政策評価実施予定時期	平成30年8月

(注) 本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連各個別分野の該当欄に記入した。

個別分野	1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献
施策の概要	1 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(2030 アジェンダ)の推進を通じて、人間の安全保障の推進に貢献するとともに、国連を始めとする多数国間会合や二国間会合等の場を活用しつつ、人間の安全保障の概念普及を進める。 2 我が国が国連に設置した人間の安全保障基金や、無償資金協力の一環である草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じたプロジェクトの実施、国際機関を通じた人道支援等により、人間の安全保障の更なる実践に努める。 3 人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化等により、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の実現に努める。感染症対策については、世界エイズ・結核・マラリア対策基金(グローバルファンド)等を通じた効率的・効果的支援に向け積極的に関与する。

測定指標	1 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ推進に向けた実施体制の整備及び人間の安全保障への具体的貢献		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28 年度	1 2030 アジェンダの実施体制を整備し、省庁横断的な実施指針を策定する。 2 2030 アジェンダのフォローアップ、国連の枠組、二国間・多国間外交の成果文書等を通じて、人間の安全保障の推進に貢献する。
	中期目標	—	持続可能な開発のための 2030 アジェンダについて、国連を中心にフォローアップ等を実施していくことで、人間の安全保障の推進に貢献する。
	2 人間の安全保障基金によるプロジェクトの推進		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28 年度	国際機関内での人間の安全保障の概念の主流化に向けて以下を実施する。 1 人間の安全保障基金に対し、60 プロジェクト以上の申請が得られるよう人間の安全保障ユニットとともに国際機関に働きかけを行う。 2 人間の安全保障の推進に資するプロジェクトの5件以上の実施を確保する。うち半数以上は、3つ以上の国連機関をはじめとする国際機関による共同実施を確保する。 3 人間の安全保障基金のドナーベース拡大のため、拠出に関する訴えを強化する。
	中期目標	—	国際機関内での人間の安全保障の概念の主流化を図る。
	3 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)及び感染症対策の推進		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28 年度	1 UHC(全ての人が必要な時に基礎的保健医療サービスを負担可能な費用で受けられること)の実現のため、人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化等につき、国際機関等とも連携しつつ、支援を行う。 2 結核、エイズ、マラリアの三大感染症や、エボラ出血熱等の新興・再興感染症、薬剤耐性菌等の感染症の予防・対策を支援するため、人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化等につき、国際機関等と連携しつつ、支援を行いG7伊勢志摩サミット

		などを通じて国際的な議論を主導する。 3 グローバルファンドを通じた三大感染症対策の推進については、関係国と協力し、同ファンドへの拠出及び理事会・委員会における意思決定への参加により、効果的な資金供与メカニズムの実施、事業実施体制の効率化等を確保する。	する上で重要であるため。
中期目標	—	人間の安全保障の理念を具現化し、保健課題解決に向け、以下を達成する。 1 強固な保健システム及び緊急事態への準備を備えたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の達成を促進する。 2 結核、エイズ、マラリア、エボラ出血熱等の感染症の予防・対策を支援する。 3 グローバルファンドの活動を通じ三大感染症対策を推進(具体的には、2012-16年の5年間に、1,000万人の命を救うとする、同基金の5カ年戦略目標の達成)する。	
4 (参考指標)人間の安全保障基金プロジェクトによる裨益者数			

達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等(注)	関連する測定指標	単位:百万円				行政事業レビュー 事業番号
				予算額計 (執行額)			当初予算額	
				25年度	26年度	27年度	28年度	
	①人間の安全保障の推進経費、地球規模課題政策の調査及び企画立案等事務(23年度)	日本国内に拠点または事務所を置く国際機関及び関係機関等との調整、地球規模課題政策を進めるのに必要な会議の開催、人間の安全保障を含む地球規模課題政策に関するシンポジウム等の開催、国際会議への出席・意見交換等の実施、人間の安全保障に係る様々な調査を通じた今後の活動方針の作成等を行う。 これらの活動により、経済・経済協力・社会分野における国際機関に関する政策立案、教育・防災分野等の援助政策の推進、効果的な持続可能な開発のための2030アジェンダ及び人間の安全保障の理念の普及を進め、施策目標の達成に寄与する。	1 2	28 (14)	24 (21)	24 (18)	31	149
	②人間の安全保障の実施と理念の普及(＊)	我が国が主導して平成11(1999)年に国連に設置した人間の安全保障基金等を活用して、人間の安全保障の理念の普及と実施を推進する。実践面においては、人間の安全保障がとるアプローチの特徴である包括的・分野横断的なアプローチを確保するため、本基金を活用する案件は、国連機関をはじめとする複数の国際機関が共同して、貧困・環境破壊・紛争・地雷・難民問題・麻薬・感染症等の地球規模の諸問題に効果的に取り組むプロジェクトであることとしている。また、理念の普及面においては、本基金を運営する国連人間の安全保障ユニットは、国連が主催する国際会議等の場において人間の安全保障の主流化を促進するためのセミナーやワークショップを開催している。 上記取組により、その生活が恐怖と欠乏に脅かされている人々を保護し、能力強化事業を通じて尊厳をもって生きることができるよう社会づくりに貢献する。また、途上国におけるプロジェクトは、実施を通じて裨益コミュニティのみならず、実施機関に対しても、人間の安全保障の理念の普及を促進する上でも重要な役割を担う。	2	—	—	—	—	—

③ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進・感染症対策 (*)	UHC の推進と感染症対策を促進すべく、二国間援助に加えグローバルファンドなどの国際機関等とも連携しつつ、保健人材の育成や保健サービス供給支援等を通じ、基礎的保健システムの構築等の支援を行う。また保健に係る国際的議論を通じ、UHC の重要性に対する国際社会の理解を促進する。 上記取組により、UHC 及び感染症対策を推進し、ひいては、人間の安全保障の具現化に寄与する。	3	—	—	—	—	—
--	---	---	---	---	---	---	---

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野	2 環境問題を含む地球規模問題への取組
施策の概要	地球環境問題に効果的に対処し、持続可能な開発を世界的に実現するために、我が国としてリーダーシップを発揮しつつ、多数国間環境条約や国際機関を通じた取組を推進する。 気候変動問題においては、「パリ協定」の着実な実施に向け、二国間の協議や地域間の枠組み等を利用して、国際交渉に積極的に取り組む。

測定指標	1 地球環境問題の解決に向けた取組の推進			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	1 UNEP 第2回国連環境総会(UNEA2)や日 UNEP(国連環境計画)政策対話等により、UNEP との連携を強化する。 2 生物多様性 生物多様性条約COP13やワシントン条約COP17 等での議論に積極的に貢献する。 3 水銀に関する水俣条約 条約の発効に向け我が国として同条約未締結国に対する締結の働きかけに取り組む。 4 化学物質及び廃棄物管理 UNEP/IETC(国連環境計画・国際環境技術センター)への拠出等を通じ、廃棄物管理分野での取組を推進する。 5 オゾン層保護 モントリオール議定書締約国会合等において、HFCの扱い等を含む主要議題の議論に積極的に貢献する。	(測定指標の選定理由) 地球環境問題の解決に向けた関係機関との連携状況や条約締約国会議における貢献度合いを測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 地球環境問題対策や持続可能な開発に向けた取組は、地球規模で実施していくことが不可欠であり、国際機関及び多数国間環境条約を通じた取組に積極的に参加していく必要がある。 28年度は、第2回国連環境総会(UNEA2)や第13回生物多様性条約締約国会議等、地球環境問題に関する各種会議が開催されること、こうした機会を最大限活用すること等を目指し、左記目標を設定した。
	中期目標	—	我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する。	
	2 気候変動問題の解決に向けた取組の推進			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	1 「パリ協定」の実施に向けて、国際的な詳細なルールの構築に積極的に貢献していくとともに、我が国の署名及び締結に向けて必要な準備を進める。 2 「二国間クレジット制度」を推進し、署名国との着実な実施を図る。	(測定指標の選定理由) 気候変動問題の解決に向けた取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 「パリ協定」の着実な実施のための我が国の貢献は、先進国、開発途上国を問わず、国境を越えて人間の安全保障を脅かす喫緊の課題である気候変動問題の解決に向けた国際社会の一致団結した取組を強化する上で重要である。 「二国間クレジット制度」は、途上国における気候変動対策を強化すべく、我が国の優れた技術を活用するものであり、同制度への国際的な理解を高める必要がある。
	中期目標	—	我が国主導による気候変動問題の解決に向けた取組を促進する。	
	3 国連等関係機関と連携した国際防災協力の推進			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	年度目標	28年度	1 各種会合への参加を通じて、東日本大震災等を通じて得た防災についての我が国の知見・経験を、国際的に行われる国連国際防災戦略(ISDR)の政策に反映する。 2 被災地におけるより良い復興の支援などを通じ、第3回国連防災世界会議で策定された仙台防災枠組を推進する。 3 拠出等を通じ、ISDRによる各国における防災関連施策の充実のための活動の効果的かつ効率的な実施に貢献する。	(測定指標の選定理由) 災害に強靱な社会を構築し、持続可能な発展に寄与するため、防災に向けた国際協力の推進に係る実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 我が国は幾多の災害で培った知見・経験を有しており、国際的にも防災の推進を主導し、積極的に国際貢献を行うことが重要である。

中期目標	—	我が国主導による防災の推進に向けた取組を促進する。	第3回国連防災世界会議で策定された仙台防災枠組に即した防災協力を進めていくことが必要である。
4 (参考指標) 兵庫行動枠組の推進(国家レベルで防災調整メカニズムを設置した国数)			

達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等(注)	関連する測定指標	単位:百万円				行政事業レビュー 事業番号
				予算額計 (執行額)			当初予算額	
				25年度	26年度	27年度	28年度	
	①地球環境問題の解決に向けた取組の推進及び国際防災協力の推進	1 地球環境問題の解決に向けた取組の推進 多数国間環境条約及び環境関連国際機関における議論への積極的な参加及び各種取組への支援等を通じ、地球環境問題に関する国際的取組の推進に寄与する。 2 国際防災協力の推進 東日本大震災等を通じて得た防災についての我が国の知見・経験を、各種会合に反映させる。また、我が国がホストした第3回国連防災世界会議で採択された仙台防災枠組を推進する。これにより、災害に強靱な世界の実現に寄与する。	13	—	—	—	—	—
	②地球環境問題への取組 (13年度)	我が国から世界に向けて環境分野での政策提言等を発信するため、国内外の政治、経済、国際機関等の各分野からハイレベルの参加を得た上で、地球環境行動会議(GEA)国際会議を隔年で開催する。本件会議を通じ、環境問題に関する議論の結果とともに、我が国の環境問題への取組及び政策を国内外に効果的に発信する。	1	17 (15)	0 (0)	7 (7)	0	151
	③気候変動問題への取組 (14年度)	「パリ協定」の発効及び着実な実施に向けて、国際社会における気候変動交渉を主導し、COPや補助機関会合(SB)等の様々な交渉・会合に取り組む。また、二国間クレジット制度の署名済国との間で着実な実施を図る。 これにより、国際社会における気候変動交渉を主導し「パリ協定」の発効及び実施に寄与する。	2	22 (15)	22 (16)	17 (13)	14	150
	④地球環境国際議員連盟(GLOBE)関連会議開催経費 (28年度)	途上国の有識者を招へいするとともに、各国の環境政策のキーパーソンの参加を得て、環境政策支援につながる国際会議を開催する。本件会議の開催により環境に関する国際的議論の推進に寄与する。	1	—	—	—	4	新28—11

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

基本目標Ⅶ 分担金・拠出金

施策Ⅶ- 1 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に
係る国際貢献

平成 28 年度事前分析表

(外務省 28-Ⅶ-1)

施策名	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献 本施策評価は、政務及び安全保障分野の国際機関の活動に照らした分担金・拠出金の有効性等を評価するものであり、「 分担金・拠出金を通じ政治・安全保障分野を所掌する国際機関の活動を推進し、連携を強化するとともに、国際社会の平和と安定を確保する 」ことを施策目標としている。本施策の達成手段となっている分担金・拠出金の拠出対象となる国際機関の活動は多岐にわたっており、対象となる政務及び安全保障分野の分担金・拠出金のうち、主要な分担金・拠出金を順次取り上げ評価することにより、施策全体の評価に代えている。今後は、以下のとおり 国際刑事裁判所(ICC)分担金 の評価を実施する。 なお、本施策の目標を達成するための、同分担金以外の分担金・拠出金は「達成手段」欄の達成手段②以下に記載した。			
評価対象分担金・拠出金名(注)	国際刑事裁判所(ICC)分担金	担当部局名	国際法局	
施策目標	国際刑事裁判所の目的である、国際社会における最も重大な犯罪の訴追・処罰を通じて、国際の平和と安全の維持に貢献し、我が国の外交政策の柱の一つでもある国際社会における法の支配の強化を促進する。	目標設定の考え方・根拠	国際社会における法の支配の強化は我が国の外交政策の柱の一つであり、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪を犯した個人を国際法に基づいて訴追・処罰するための歴史上初の常設国際刑事裁判機関である ICC への財政的貢献を行うことは、我が国のかかる外交政策の実現に寄与するものである。 行政改革推進会議による「秋のレビュー」(平成 26 年 11 月)を踏まえ、我が国重要外交課題の遂行、我が国のプレゼンスの強化、適切な組織・財政マネジメントの確保等の観点を含め評価を行う。	
施策の概要	国際刑事裁判所は、集団殺害犯罪、人道に対する犯罪及び戦争犯罪に対して刑事責任を負う個人の訴追・処罰を行っており、同裁判所に対する分担金の拠出により、犯罪の捜査、刑事裁判の遂行、被害者や証人の保護等の活動を支援する。なお、分担金の支払いは、ICC ローマ規程(第 115 条(a))に規定された締約国の義務であり、同裁判所及び締約国会議の活動費用は締約国の分担金によって賄われている。	政策体系上の位置付け	分担金・拠出金	政策評価実施予定時期 平成 29 年 8 月

(注)本欄以下の記載欄は評価対象分担金・拠出金に係るものである(ただし、「達成手段」欄には評価対象以外の分担金・拠出金も記載した)。

測定指標	1 国際社会における法の支配の強化		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	実績	27 年度	ICC に対する分担金の拠出及び締約国会議での議論への参加を通じて ICC の活動を支援することにより、国際社会における法の支配の強化に貢献した。具体的には、我が国を含む締約国の分担金の拠出により、ICC に係属中の事態に関し、犯罪の捜査、刑事裁判の遂行、被害者や証人の保護等の活動が進展した。 (測定指標の選定理由) ICC に係属中の事態に関して捜査・訴追が進展することは、我が国の外交政策の柱の一つである国際社会における法の支配の強化に貢献すると考えられ、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) ICC の活動を支援し、係属中の事態について質の高い捜査と実効的で迅速な裁判が行われるよう促すことは、国際社会における法の支配を強化する上で重要であるため。

年度目標	28年度	我が国の財政的貢献（分担金の支払い）及び ICC の運営への参画（裁判手続の効率性・実効性向上のための議論に参加）を通じて、現在 ICC に係属している事態について、捜査から被疑者の逮捕・引渡し、裁判、判決言渡しまでの刑事司法サイクルの進展を後押しする。	
中期目標		国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪の訴追・処罰を行うとの ICC の活動を支援することにより、国際の平和と安全の維持に貢献し、国際社会における法の支配の強化に貢献する。	
2 ICC における我が国のプレゼンス・影響力の確保			
実績	27年度	ICC ローマ規程締約国会議においては、同会議の下に設置された ICC ローマ規程及び裁判手続証拠規則等の法律問題から行財政に至るまで多様な事項を扱う各種作業部会において共同議長やフォーカルポイントを務めたほか、議長団会合のメンバーとして参加し、締約国会議全般において強い発言権を維持することにより、ICC の適切な運用を監督・支援した。また、ICC 裁判官選挙の候補者評価を行う裁判官指名諮問委員会においても、11 月に我が国の福田博委員が再選された。 財政運営の観点では、主要財政拠出国グループの一員として予算交渉及び執行状況のモニタリングを行ったほか、予算財務委員会に委員を派遣し、予算策定の段階からの査定、健全な財政基盤の構築に向けて積極的な役割を果たした また、専門分野においても、3月に我が国出身の尾崎久仁子裁判官が裁判所第二次長に選出されるとともに、ICC 被害者信託基金においても、11 月に我が国の野口元郎理事が再選され、司法活動及び被害者賠償制度の運用にそれぞれ重要な任務を遂行した。	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
			(測定指標の選定理由)
			(目標（水準・目標年度）設定の根拠)
年度目標	28年度	ICC が国際刑事司法機関としての活動を本格化させる中、ICC の活動を通じた法の支配の強化に貢献するには、裁判手続の効率性の向上、健全な財政運営等運営面における課題に締約国として対応していく必要がある。我が国として、締約国会議等における決定や専門分野における人的貢献を通じた影響力を確保することは、施策の進捗を把握する上で有益である。 ICC に対する最大の分担金拠出国として、財政運営のみならず ICC の運営全般に積極的に参加し、我が国の拠出金が適切に使用され、ICC を通じた国際社会における法の支配の強化に資するよう確保する必要がある、かかる観点から行財政及び専門分野を含む ICC の各分野に関与していくことが重要である。	
中期目標	—	ICC の運営、専門分野への人的貢献、財政マネジメントへの積極的な関与により、我が国の影響力を維持する。	

達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等	関連する測定指標	単位:百万円				行政事業レビュー 事業番号
				予算額計 (執行額)			当初予算額	
				25年度	26年度	27年度	28年度	

①国際刑事裁判所 (ICC) (分担金) (19年度) (関連：Ⅱ－3，Ⅶ－1)	本分担金は、ICCにおける犯罪の捜査、刑事裁判の遂行、被害者や証人の保護等の活動のために使用されている。本分担金の拠出は、ICCによる重大犯罪の訴追・処罰を通じ、国際の平和と安全の維持に貢献し、国際社会における法の支配を強化することに寄与する。	1 2	2,138 (2,138)	2,778 (2,778)	2,359 (2,359)	3,458	155
国際連合平和維持活動 (PKO) 分担金 (6年度) (関連：Ⅱ－1)	本分担金は、国連平和維持活動の各ミッションの運営経費、国連ロジスティック基地 (UNLB) の運営、及びサポートコスト等に使用されている。 本分担金の支払いは国連憲章17条第2項に基づく加盟国の義務である。我が国のPKO分担率は9.680%で加盟国中第三位となっており、我が国がこの支払いを誠実に履行することは国連財政にとって非常に重要である。 我が国は、本分担金の拠出を通じて、国連平和維持活動の機動性、機能性を高め、「国際社会の平和と安定の維持」という目標の達成に貢献する。	—	70,782 (70,782)	85,577 (85,478)	84,703 (84,703)	51,906	152
国際連合 (UN) 分担金 (昭和32年度) (関連：Ⅱ－1)	1 国連分担金の支払い 国連憲章第17条第2項に基づく加盟国の義務である国連分担金の支払を実施する。我が国の国連通常予算分担率は9.680%で加盟国中第二位となっており、我が国がこの支払いを誠実に履行することは国連財政にとって非常に重要である。 こうした我が国の貢献は、我が国の外交目標である国際社会の平和と安定に向けた国連の活動の円滑な実施に寄与する。また、多大な財政的貢献は、国連における各種選挙を戦う上で有力なアピール材料となり、国連における我が国の地位・影響力維持につながる。	—	26,974 (26,974)	30,769 (30,769)	30,228 (30,228)	32,273	153
	2 国連通常予算の精査 国連通常予算の審議の場で、国連側に予算の精査を要求し、予算額の維持・削減を図る。 主要財政貢献国である我が国のこのような取組は、国連の財政規律の維持が重要な課題となっている国連の諸活動の効率性を高め、より少ない投入資源で成果を得ることが可能となる。	—					
国際原子力機関 (IAEA) 分担金 (昭和32年度) (関連：Ⅱ－1)	本分担金は、経常予算及び資本投資に使用され、経常予算は①原子力発電、核燃料サイクル及び原子力科学、②開発及び環境保全のための原子力技術、③原子力安全及び核セキュリティ、④原子力検認 (保障措置)、⑤政策、マネージメント及び官房、並びに⑥開発のための技術協力マネージメントに、資本投資は①保障措置インフラ及び②事務局インフラに使用されている。 我が国は、本分担金の拠出、IAEA総会・理事会への積極的な参画等により、同機関の二大目的である原子力の平和的利用及び核不拡散体制の維持・強化を通じて、我が国のエネルギー安定供給及び安全保障の確保に貢献する。	—	4,289 (4,289)	4,638 (4,638)	5,127 (5,127)	5,138	154
包括的核実験禁止条約機関準備委員会 (CTBT) 分担金 (9年度)	包括的核実験禁止条約 (CTBT) は、地下を含むいかなる場所においても核兵器の実験的爆発及び他の核爆発を禁止及び防止する条約であり、同条約の履行を確保するために、①国際監視制度 (IMS) 及び②現地査察 (OSI) を柱とする検証制度を設けており、条約発効までに準備を完了しておく必要がある。IMSは世界337か所	—	1,326 (1,315)	1,360 (1,359)	1,461 (1,461)	1,472	156

(関連：Ⅱ－1)	に核実験探知のための監視観測施設を設置・運営するものであり、現時点で約89%完成しているところ、残りの監視観測施設の建設、及び既存の監視観測所の維持運営が重要である。また、OSIについては、査察技術を確認するためのワークショップの開催、査察機器の整備等が必要である。 CTBT0を通じた条約発効のための我が国の貢献は、発効の促進に寄与するとともに、我が国が検証制度の整備に係る審議を主導的に進める上で重要である。						
化学兵器禁止機関 (OPCW) 分担金 (5年度) (関連：Ⅱ－1)	化学兵器禁止条約(CWC)は、化学兵器の生産・保有・禁止等を包括的に禁止し、既存の化学兵器の全廃を定めるとともに、条約の完全な履行を確保するために、申告、査察等の検証制度が設けられている。 同条約の実施機関であるOPCWは、以下を実施している。 1 各国の申告に基づき、化学兵器及び化学産業(条約で定められた化学物質を取り扱う締約国内の企業等)に対する査察等を実施している。 2 CWCの普遍化(加盟国数の拡大)促進及び各締約国によるCWCの国内実施の強化は、CWCの完全な履行のために、また、非国家主体によるテロ対策にとっても極めて重要であることから、発展途上国を対象にした様々なセミナーやワークショップを多数実施している。 3 化学兵器による攻撃が行われた場合に、緊急かつ適切な援助が実施できるよう、援助・防護計画の整備も行う等、CWCの完全な履行のために様々な事業を実施している。 こうしたOPCWを通じた我が国の貢献は、大量破壊兵器である化学兵器の全廃という条約上の目的実現に寄与する。	—	855 (885)	932 (966)	530 (530)	980	157
国際原子力機関 (IAEA) 拠出金 (技術協力基金) (昭和34年度) (関連：Ⅱ－1)	技術協力基金 (Technical Cooperation Fund (TCF)) は、開発途上国に対する技術協力を実施する際の主要な財源となるものであり、開発途上国の要請に基づき、専門家派遣、機材供与、研修員受入れ等の形で、発電分野(原子力発電導入基盤整備等)及び保健・医療(がんの放射線治療等)、食糧・農業(放射線照射による品種改良等)、環境、水資源管理(同位体分析によるトレース等)等の非発電分野における技術協力プロジェクトを実施。また、各種報告書の出版、各種会合の開催、関連データベースの整備等、原子力の平和的利用に関する情報の共有にも貢献。 原子力先進国であり、IAEA 理事会指定国理事国である我が国は、IAEAを通じた技術協力により、原子力の平和的利用のための国際協力の推進との目標の達成に貢献する。	—	901 (901)	924 (924)	1,019 (1,019)	1,206	158
国際原子力機関 (IAEA) 拠出金 (核不拡散基金) (13年度) (関連：Ⅱ－1)	核不拡散基金は、国際的な核不拡散体制の強化を目的として、我が国がIAEAに対して単独で拠出している特別拠出金であり、追加議定書の普遍化のためのIAEA会議・セミナー実施経費、北朝鮮の核施設の停止やイランの核合意を受けたIAEAの監視・検証活動等に使用されている。 イラン及び北朝鮮の核問題等の核不拡散分野における課題に対するIAEAの監視・検証活動等の取組を、我が国として主体的に支援し、国際社会の核不拡散体制	—	0	70 (70)	548 (548)	0	159

	の維持・強化を通じて、地域の安定及び国際安全保障の確保に貢献する。						
国際海洋法裁判所 (ITLOS) 分担金 (8年度) (関連：Ⅱ－3)	ITLOSの平和的紛争解決活動を支え、我が国の海洋問題に対する発言力を確保する。 こうした我が国の取組は、ITLOSの組織整備及び公正な裁判制度の維持に寄与し、ひいては海洋に関連する締結国間の紛争等の平和的解決に資する。なお、我が国はITLOS分担金の最大の負担国である。	—	143 (143)	196 (196)	179 (179)	186	160
ベルリン日独センター分担金 (昭和60年度) (関連：Ⅰ－4)	昭和59(1984)年の日独首脳会談において、ベルリンの旧日本大使館建物を修復・再利用し「学術の出会いの場」を設けることにつき合意した。これを受け、昭和60(1985)年にベルリン日独センターがドイツ法上の財団法人として設立された(独の首都移転に伴い、ベルリン日独センターの建物が大使館として使用されることとなったため、センターは平成10(1998)年、新事務所に移転)。センターの運営経費及び事業経費については、両国政府間の交換公文により、日独折半にて負担することが取り決められており(義務的経費)、毎年秋に開催される政府間協議で合意を得たセンター予算に基づき、分担金を予算計上している。 こうした本センターを通じた我が国の貢献は、日独及び日欧の「学術の出会いの場」を提供するとともに、日独・日欧間の交流・協力の促進に寄与する。	—	96 (96)	115 (115)	126 (126)	123	161
ボスニア和平履行評議会(PIC)拠出金(義務的拠出金) (9年度) (関連：Ⅰ－4)	3つの民族がモザイクのように居住し、ボスニア紛争において約20万人の犠牲者を出すに至ったボスニア・ヘルツェゴビナ(BH)においては、平成7(1995)年12月に国際社会の関与の下、 Dayton合意が結ばれ、平成4(1992)年以来の武力紛争が終結した。本拠出金は、Dayton合意の履行を監視する国際的枠組みである和平履行評議会(PIC)によって任命され、閣僚罷免権、法律の改廃を含む強力な権限(「ボン・パワー」)を有し、また、同国の国造りを支援する上級代表事務所の運営経費である。我が国は平成8(1996)年に上級代表事務所の運営の10%を負担することを表明し、平成9(1997)年以降、義務的分担金として継続して拠出を行っている。 こうした我が国の貢献は、BH及び西バルカン全体の平和と安定に寄与するとともに、G7の一員、グローバル・パワーとして、世界の平和と安定に積極的に貢献する我が国の積極的姿勢を示す上で重要である。	—	74 (74)	89 (89)	89 (89)	86	162
国際海底機構 (ISA) 分担金 (10年度) (関連：Ⅱ－3)	平成6年11月の国連海洋法条約発効に伴い設立された国際海底機構は、理事国、事務局長の選出、補助機関の設置等組織整備を行い、深海底鉱業活動に関する規則作りやワークショップの開催等を行っている。我が国は、深海底鉱物資源の探査活動に従事し得る企業を有する先進鉱業国として深海底鉱業開発には高い関心を有している。 ISAを通じた我が国の貢献は、深海底鉱業活動の促進に寄与するとともに、本機構の政策・活動に対する我が国の発言力を確保する上で重要である。	—	96 (96)	113 (113)	93 (93)	101	163
国際刑事裁判所 (ICC) 新庁舎建築費分担金	ICCは、集団殺害犯罪、人道に対する犯罪及び戦争犯罪に対して刑事責任を負う個人の訴追を行っており、本分担金は、ICCがかかる任務遂行上必要となる法廷、関連設備を備えた新庁舎の建築費に使用されている。	—	31 (31)	8 (8)	52 (52)	130	164

(23年度) (関連：Ⅱ－3)	ICC及び締約国会議の活動の費用は主に締約国の分担金によって賄われており、締約国である我が国は義務的分担金を負担する必要がある(ICC規程第115条(a))。なお、我が国の分担金額は、123か国の締約国中トップ(約17.22%)であり、国際刑事裁判所は我が国の財政的貢献なしには十分な活動を行うことはできない。 こうした新庁舎建築に対する我が国の貢献は、ICCによる国際社会における最も重大な犯罪の訴追・処罰を通じて国際の平和と安全の維持に寄与し、ひいては国際社会における「法の支配」の確立に資する。						
南太平洋経済交流支援センター拠出金(義務的拠出金) (8年度) (関連：Ⅰ－1)	本センターは、太平洋島嶼国に対する日本の窓口機関として、島嶼国の対日輸出促進、日本からの投資促進、観光促進等に係る事業を実施している。本件拠出金は、諸活動を実施するための土台となる事務局の運営費として利用される。 本センターは、平成8年10月1日、東京において日本政府と南太平洋フォーラム(SPF。平成12年に太平洋諸島フォーラム(PIF)に改称)事務局が共同で設立した。主な業務として、貿易、投資、観光にかかる各種照会への対応、見本市やミッション等の企画・便宜供与、企業に対する助言、対日輸出品開発事業、市場調査・統計整備、広報活動等を行っている。本件拠出金は、事務所運営のための費用、具体的には事務所借料、人件費、事務機器借料、通信費、出張旅費、会計監査費等に利用される。 こうした本センターを通じた我が国の貢献は、島嶼国の経済的自立の促進に貢献するとともに、太平洋島嶼国における我が国の外交的プレゼンスを高める上で重要である。	—	38 (38)	38 (38)	38 (38)	38	165
化学兵器禁止機関(OPCW)拠出金(義務的拠出金) (10年度) (関連：Ⅱ－1)	我が国は化学兵器禁止条約(CWC)に基づき、中国において発見されている旧日本軍の遺棄化学兵器(ACW)を廃棄する義務を負い、そのための事業に誠実に取り組んでいる。CWCの実施機関である化学兵器禁止機関(OPCW)は、CWCに基づき、我が国が実施するACWの処理に対し各種査察を実施している。 本件拠出金は、ACWの査察受入れに関する経費である。ACWの査察受入れは、国際社会における我が国の条約の誠実な履行を示すこととなる。OPCWによる査察期間中、CWCの諸規定に従い国内当局者代表が査察団に同行し、出入国支援、査察団に対する各種関連事項(ACWの保管、廃棄等の状況等)の説明、これら事項につき査察団から随時なされる質問への応答、査察団が査察終了後に現場で作成する報告書(査察の内容等を記載したもの)につき精査、協議及び署名等を行う。なお、ACWに関する査察は処理実施地である中国国内で行われ、中国側国内当局者も査察団に同行する。 こうしたOPCWを通じた我が国の貢献は、軍縮・不拡散に寄与するとともに、我が国がこれら査察を受け入れ、CWC上の義務を誠実に実施していることを証明する上で重要である。	—	43 (21)	39 (5)	44 (26)	45	166
ワッセナー・アレンジメント(WA)分担金	WAは、通常兵器及び関連汎用品・技術の過度の移動と蓄積を防止するための国際輸出管理レジームである。 本件分担金は、オンライン情報共有システムの維	—	30 (29)	36 (30)	38 (31)	31	167

(5年度) (関連：Ⅱ－1)	持・管理・改善，WA参加国間での各種会合の開催，WA非参加国に対するアウトリーチ活動を支えるWA事務局（ウィーン）の運営等のために使用される。 こうした分担金の拠出は，WA参加国による輸出実績等の透明性を向上させるとともに，WA参加国共通の規制品目リスト等を踏まえてより大きな責任の下で輸出管理を行わせることを通じて，地域及び国際の安全と安定に貢献する。						
特定通常兵器使用禁止・制限条約締約国会議（CCW）等分担金 (7年度) (関連：Ⅱ－1)	本条約は，国防及び人道上の要請のバランスを保つとの考えの下，兵器自体の効果又はその使用方法のいかんによっては非人道的効果をもたらす特定の通常兵器について国際的規制を設けるものである。 本分担金は，議定書の運用及び状況の検討，新たな議定書の作成，枠組条約及び議定書の改正，締約国の報告から生ずる問題の検討，地雷等の無差別な効果から文民を保護するための技術・規制方法の検討等の活動を行う本件条約の締約国会議及び関連会議開催経費として活用されている。 こうした我が国の貢献は，非人道的効果をもたらす特定の通常兵器の国際的な規制に寄与する。	—	11 (5)	9 (3)	10 (11)	11	168
生物兵器禁止条約会合（BWC）分担金 (4年度) (関連：Ⅱ－1)	BWCでは，条約の国内実施強化，関連する科学技術の進展のレビュー，国際協力促進等を議題とする会合を開催し，条約の実施強化と普遍化にかかる取組を行っている。 BWCの枠内で開催される諸会合に要する経費は，同条約の締約国が，国連分担率を基準として算定される分担率に基づき負担しているところ，締約国である我が国は，同分担率に基づき分担金を拠出している。 こうした分担金の拠出及び会合の議論への積極的な参加を通じた我が国の貢献は，大量破壊兵器の一つである生物兵器を包括的に禁止する唯一の法的枠組みである本条約の実施強化に寄与する。	—	14 (9)	15 (11)	17 (12)	26	169
対人地雷禁止条約締約国会議等分担金 (10年度) (関連：Ⅱ－1)	対人地雷の使用，生産，貯蔵，移譲等の全面禁止を規定した対人地雷禁止条約（オタワ条約）は，平成9（1997）年12月に成立し，我が国は同年12月に署名，平成10（1998）年9月に締結した。同条約第14条（費用）に基づき，締約国及び未締結国のうちオブザーバー参加した国は，オタワ条約締約国会議等の開催経費を負担する義務がある。本条約運用のための重要事項について議論を行うため，条約締約国及びオブザーバー国等を対象として，締約国会議等が開催される。 こうした分担金の拠出は，対人地雷の使用，生産，貯蔵，移譲等の全面禁止を規定した条約の適用・実施に寄与する。	—	5 (4)	11 (8)	4 (5)	5	170
核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議分担金 (昭和45年度) (関連：Ⅱ－1)	NPTの規定に基づき5年毎に開催される運用検討会議及びその準備会合を開催するための経費である。運用検討会議では，NPTの3本柱（核軍縮，核不拡散，原子力の平和的利用）それぞれについて，条約の運用レビューを行う。開催経費は，会議費，各国が考えや具体的提案として提出する作業文書等を国連の公式文書として編集・作成する費用・国連公用語への翻訳費等の必要経費を各国の分担により賄う。 こうした分担金の拠出は，条約の運用レビューの実施に寄与する。	—	14 (9)	18 (6)	40 (29)	0	171
クラスター	クラスター弾の使用，生産，貯蔵，移譲等の禁止を	—	14	8	14	10	172

弾に関する条約締約国会議等分担金 (22年度) (関連：Ⅱ－1)	規定したクラスター弾に関する条約(CCM)は、平成20(2008)年5月に採択され、我が国は同年12月に署名、平成21(2009)年7月に締結。同条約第14条(費用及び管理業務)に基づき、締約国及び未締結国のうちオブザーバー参加した国は、CCM締約国会議等の開催経費を負担する義務がある。 我が国の分担金は、クラスター弾に関する条約の運用に関する問題等を議論する締約国会議開催のための経費として活用されている。 こうした分担金の拠出は、条約の適用及び実施の促進に寄与する。	—	(12)	(5)	(14)		
経済協力開発機構金融活動作業部会(FATF)分担金 (4年度) (関連：Ⅱ－1)	金融活動作業部会(Financial Action Task Force: FATF)は、平成元年(1989年)のG7アルシュ・サミットにおいて、マネーロンダリング対策の推進を目的に招集された国際的な枠組みである。その後、テロ資金供与対策を扱うこととなり、国際的なマネロン・テロ資金供与対策の推進を図る。最近では腐敗防止や大量破壊兵器の拡散防止にかかる金融上の対策についても一定の役割を果たしている。 全体会合に加え、複数のワーキンググループを設置し、①マネーロンダリング対策・テロ資金供与対策・拡散金融対策・腐敗防止などの分野で国際的な基準となるFATF勧告の策定と実施状況の監視、②新たなマネーロンダリングやテロ資金供与の手法・対策の研究、③問題国・地域に関する取組及び地域的な対策グループの支援、④FATF勧告の実施に資するガイダンスノートの策定、⑤各地域グループとの連携、などの取組を行っている。 テロの脅威が世界的に拡大している昨今において、こうしたFATFを通じた我が国の貢献は、国際社会の平和と国際金融活動の安定に寄与する。	—	8 (7)	10 (9)	11 (9)	10	173
常設仲裁裁判所(PCA)分担金 (昭和26年度) (関連：Ⅱ－3)	本裁判所分担金の拠出は、100年以上にわたり国際紛争の平和的解決の促進に重要な役割を担ってきた本裁判所の活動の基本的財源を確保するものである。 本裁判所に対する我が国の貢献は、国際紛争平和的処理条約に基づき、外交上の手段によっては処理することのできない国際紛争を仲裁裁判に付することを容易にし、ひいては国際社会における「法の支配」の推進に資するものである。	—	6 (6)	7 (7)	8 (8)	7	174
アジア・アフリカ法律諮問委員会(AALCO)分担金 (昭和30年度) (関連：Ⅱ－3)	AALCOは、主に加盟国から委員会に付託される法律問題を審議し、かつ適当と認められる勧告を加盟国政府に対して行うこと等を通じて、ともすれば欧米諸国の意見が主導的となりがちな、国際法の漸進的発達や関係国際機関における議論にアジア・アフリカ諸国の意見を反映させることに貢献している。具体的な活動としては、年次総会その他、国際法上の諸問題に関する各種セミナー等の開催、報告書の出版を行っており、本分担金はかかる事業費及び事務局の運営費に使用される。 我が国は、設立以来のAALCO加盟国として、加盟国としての義務である分担金を拠出し、AALCO加盟国間における議論に積極的に参画し我が国の意見を反映させるとともに、AALCO総会及び関連会合のアジェンダ設定に関与することによって国際法分野において我が国として関心の高いアジェンダを促進する。	—	5 (5)	7 (7)	8 (8)	9	175

国際事実調査委員会 (IHFFC) 拠出金 (義務的拠出金) (18年度) (関連：Ⅱ－1)	国際人道法は、武力紛争という特殊な状況に適用されることから、国際法の他の分野以上にその履行確保が重要であり、第1追加議定書は、従来からの紛争当事国による履行措置に加え、第三者機関による国際人道法の適用確保手段として国際事実調査委員会を設置する規定を置いた(第90条)。我が国は、第三者機関の監視による国際人道法の客観的かつ公平な適用確保を重視するとともに、事態対処に関する諸法制の整備に当たり、国際人道法の的確な実施を確保し、有事においても国際法に則って行動するという意思を国際社会に明らかにする意味でも極めて重要であるとの観点から、第1追加議定書の締結に際して国際事実調査委員会の権限を受諾し、それに伴い、同議定書第90条7に基づき、委員会の運営費について支払の義務を負っている。	—	4 (3)	4 (3)	4 (4)	4	176
アジア・太平洋マネーロンダリング対策グループ(APG) 分担金 (13年度) (関連：Ⅱ－1)	OECD金融活動作業部会(FATF)によって設定された基準等をもとに、アジア太平洋地域の各国を対象とした相互審査(メンバー同士によるマネーロンダリング・テロ資金対策に関する措置・制度についての審査)、情報交換(マネーロンダリング・テロ資金供与の犯罪手法事例や法制度の現状について情報交換)、技術協力・研修(マネーロンダリング対策後進国の担当者等を対象とするセミナー等)を実施する。 APGを通じた我が国の貢献は、マネーロンダリング・テロ資金供与対策が不十分な国・地域に対する技術的支援・研修等の実施を可能にすることにより、アジア太平洋地域のマネーロンダリング・テロ資金供与対策の推進に寄与する。。	—	4 (4)	5 (5)	5 (5)	5	177
国際機関職員派遣信託基金(JPO) 拠出金 (昭和49年度) (関連：Ⅱ－1)	JPO派遣制度は、国連の経済社会理事会決議により設けられた若手人材が国際機関で働くための制度であり、現在25カ国が実施している。我が国はこの制度を昭和49(1974)年に導入し、将来国際機関で勤務することを志望する35歳以下の若手邦人を、給与、渡航費用、諸手当、派遣先国際機関での研修経費等を外務省が負担して、原則2年間国際機関に派遣し、勤務経験を積むことにより、将来の正規採用への途を開き、国際機関に勤務する邦人職員の増強を図るものである。 こうした我が国によるJPO派遣制度の実施は、派遣後の国際機関採用率が7割を超えるなど、国際機関への若手職員送り込みの観点からも極めて効果的である。	—	1,102 (1,102)	1,102 (1,100)	1,646 (1,646)	2,000	178
国際連合薬物犯罪事務所(UNODC) 拠出金(任意拠出金) (昭和48年度) (関連：Ⅱ－1)	国際テロ対策や、テロリストの資金となっている不法薬物取引などの組織犯罪への対策を包括的に行う唯一の機関である国連薬物・犯罪事務所(UNODC)への拠出金により、東南アジア諸国やアフガニスタン、中東・北アフリカ・サブサハラ諸国等に対して、水際対策や捜査・取締・訴追能力の強化、法整備等の支援が実施される。 本件拠出金を通じ、国際社会にとって最優先課題の一つであるテロ対策、及びテロとの密接な関係が指摘される国際組織犯罪対策に貢献し、国際社会の平和と安定に寄与する。	—	757 (757)	986 (986)	1,842 (1,842)	77	179
平和的利用イニシアティブ基金拠出金	平和利用イニシアティブは、平成22(2010)年NPT運用検討会議において、クリントン米国务長官が原子力の平和利用分野におけるIAEA活動を支えるための財源として設立をよびかけたもの。本イニシアティブの下、	—	287 (287)	299 (299)	935 (935)	220	180

(23年度) (関連：Ⅱ－1)	発電分野(原子力発電導入基盤整備等)及び保健・医療(がんの放射線治療等)、食糧・農業(放射線照射による品種改良等)、環境、水資源管理(同位体分析によるトレース等)等の非発電分野における技術協力プロジェクト等を実施。 我が国は、本イニシアティブを通じた、開発途上加盟国に対する技術協力の実施を支援、ひいては原子力の平和的利用のための国際協力の推進との目標の達成に貢献する。						
日韓学術文化交流青少年交流共同事業体拠出金(任意拠出金)(元年度)(関連：Ⅰ－1)	昭和63年2月の日韓首脳会談において、両国の人的交流、特に青少年交流事業を拡大することに合意したのに基づき、その後2度にわたる日韓外相定期協議を通じて平成元年5月に「日韓学術文化交流青少年交流共同事業体」が設立され、その日本側事務局を(公財)日韓文化交流基金が、韓国側事務局を(財)韓国学術振興財団(現在は国立国際教育院が務める)が務め、日韓両国政府が策定する日韓間の学術文化知的交流事業(次世代を担う日韓の若手研究者が相手国での滞在研究を行うための支援を行う学術研究者交流事業)等を実施している。 同共同事業体を通じた我が国の貢献は、両国間の学術・文化交流及び青少年交流を促進することにより、両国国民間の相互理解と信頼関係の醸成に寄与するとともに、両国間の過去の歴史を踏まえつつ、韓国の歴史及び両国関係の歴史について一層掘り下げた研究をおこなうための支援を通じ、歴史認識を中心とした相互理解の増進に資する。	—	224 (224)	144 (144)	132 (132)	130	181
クメール・ルージュ特別法廷国際連合信託基金(任意拠出金)(16年度)(関連：Ⅰ－1)	我が国のカンボジア和平への積極的協力は、我が国が初めて平和構築に本格的に取り組んだケースであり、積極的平和主義の原点である。我が国は、本件裁判が和平プロセスの総仕上げであることに鑑み、本件裁判の立ち上げ及び実施のために国際社会において主導的な役割を果たしてきている。 現在、裁判のプロセスが本格化する一方で、資金不足に直面しており、我が国は裁判目的完遂のため法廷の国際職員の人件費等の裁判運営経費に係る追加的な支援を行う必要がある。資金の使途は、国際司法官・事務局員人件費、証人旅費、法廷運営経費、備品経費等である。また、最大の拠出国たる我が国は、主要ドナーで構成され法廷運営上の重要問題につき意思決定がなされる運営委員会(日、米、仏、豪、英、独)のメンバーとして主導的な役割を果たしている。 こうした我が国の貢献は、カンボジアにおける正義の達成と同国の今後の発展にとり不可欠な「法の支配」の強化に資するとともに、積極的平和主義の取組の一環として、我が国の平和構築分野での貢献を国際社会にアピールする上で重要である。	—	182 (182)	134 (134)	134 (134)	134	182
国際連合開発計画(UNDP)拠出金(アフリカPKOセンター支援)(21年度)(関連：Ⅰ－)	国連PKOミッションや、アフリカ連合(AU)等地域・準地域機関主導のミッションが数多く展開しているアフリカにおいては、文民・警察・軍人のいずれについても十分かつ専門的な訓練を受けた平和維持要員が圧倒的に不足している。こうした課題に対処するため、アフリカ各国等はPKO訓練センター等を設立し、国レベル、地域レベルで平和維持部隊要員の育成に取り組んでいるが、膨大な訓練ニーズに対し、既存の施設・設備、	—	540 (540)	302 (302)	270 (270)	0	183

6)	訓練コースの内容では十分な訓練、要員養成が実施できていない状況にある。本事業（拠出金）は、アフリカ自身の平和維持能力向上支援のため、アフリカ諸国出身の平和維持要員の訓練にあたるPKO訓練センター等の訓練能力を強化することを目的としている。 本事業（拠出金）は、アフリカに所在するPKO訓練センター等の訓練能力を強化するため、訓練施設（講義教室等）の建設・修復や資材（机、椅子、車両、視聴覚機材等）の供与、訓練コース開催経費（教材費、講義通訳費、受講生の旅費・日当等、邦人を含む国際専門家（講師）の招請費用（旅費・日当）等）等に充てられる。 訓練の対象は、現場のPKOに派遣される要員の場合もあるが、多くは部隊の指揮官や自国で訓練講師を務める者等も含んでおり、訓練の波及効果も期待できる。 こうしたUNDPを通じた我が国の貢献は、アフリカ諸国出身の平和維持要員の訓練にあたるPKO訓練センター等の訓練能力の強化に寄与し、ひいてはアフリカ自身の平和維持能力の向上に資する。						
ジェンダー平等と女性のためのエンパワメントのための国連機関（UN Women）拠出金（任意拠出金）（23年度）（関連：Ⅱ－1）	ジェンダー平等と女性のためのエンパワメントのための国連機関（UN Women）が行っている以下の活動等を支援する。 1 ジェンダー分野における技術及び資金面での加盟国支援 2 国連システムのジェンダーに関する取組の主導、調整、促進 【重点分野】 女性の参画の拡大、女性の経済的エンパワメント、女性に対する暴力撤廃、平和・安全・人道的対応における女性のリーダーシップ、政策・予算におけるジェンダーへの配慮、グローバルな規範・政策・基準の構築 こうしたUN Womenを通じた我が国の貢献は、以下に寄与する。 1 女性及び女兒に対する差別の撤廃 2 女性のエンパワメント 3 ジェンダー平等の達成	—	529 (529)	1,867 (1,867)	3,033 (3,033)	623	184
在サハリン韓国人支援特別基金拠出金（任意拠出金）（元年度）（関連：Ⅰ－1）	平成元年度に日本赤十字社・大韓赤十字社間で設立された「在サハリン韓国人支援共同事業体」に対し、永住帰国等の支援経費及び在サハリン「韓国人」の一時帰国のための経費を拠出し、また、今後の永住帰国支援策の検討・実施のための協議費用、サハリン残留者支援策の検討のための協議費用及び医療相談窓口開設事業費用を拠出するもの。 こうした在サハリン韓国人支援共同事業体を通じた我が国の取組は、過去に起因する二国間問題の解決に寄与する。	—	112 (112)	102 (102)	99 (99)	102	185
欧州安全保障協力機構軍備管理・軍縮会合（OSCE）拠出金（8年度）（関連：Ⅰ－	OSCEは、冷戦終焉後、特に民主主義と法の支配の確立が地域の安全保障上不可欠であるとの考えの下、アフガニスタン及び中央アジアにおいて多くのプロジェクトを実施し、その実績は国際社会においても高く評価されている。世界最大の地域安全保障機構であるOSCEは、57か国が加盟し、我が国を含む11か国がパートナー国となっている。OSCEは、大使級の定期的な対話の場を提供し信頼醸成の分野で成果を上げており軍	—	82.5 (122)	289 (289)	110.7 (110.7)	0.7	186

4)	事面のみならず、経済・環境及び人権・民主主義面においても選挙監視や各種プロジェクトを実施している。我が国は、分野的にも地域的にも幅広いOSCEプロジェクトの中から国境管理プロジェクトや女性の社会進出支援プロジェクト等を中心とする我が国の政策に合致し、かつ費用対効果の高い適切な案件を支援している。最近ではウクライナにおけるOSCE特別監視団に支援し、国際的な平和と安定に貢献している。 上記のOSCEを通じた我が国の支援は、地域の安全保障環境の改善に貢献する。						
国際科学技術センター (ISTC) 拠出金 (任意拠出金) (5年度) (関連: II-1)	大量破壊兵器の研究開発に従事していた旧ソ連諸国の科学者等を平和目的の研究開発プロジェクトに従事させる事業を実施する上で不可欠なISTC事務局運営経費を支援する。 ISTCへの拠出により、潜在的な危険国及びテロ組織への大量破壊兵器関連技術の拡散を防止する国際的な取組、及び旧ソ連諸国における多国間の科学技術協力の推進に貢献する。	—	43 (43)	44 (44)	45 (45)	40	187
国際連合人権高等弁務官事務所 (UNOHCHR) 拠出金 (任意拠出金) (17年度) (関連: II-1)	国連人権高等弁務官事務所 (UNOHCHR) が事務局を務める人権理事会の決議に基づいて任命される、テーマ別・国別の人権状況に関する特別報告者の活動支援や、主にアジアを中心とした海外事務所を含む、途上国における活動への支援等、以下の活動への支援を行う。 1 特別手続 (特別報告者関連費用等) 2 強制的失踪作業部会 3 法の支配と民主主義 4 フィールドプレゼンス費用 (ソウル) 5 フィールドプレゼンス費用 (カンボジア) こうしたUNOHCHRを通じた我が国の貢献は、我が国の人権・民主主義等の普遍的価値を重視する外交を具現化する上で重要である。	—	39 (39)	222 (222)	13 (13)	13	188
アジア海賊対策地域協力協定拠出金 (任意拠出金) (18年度) (関連: II-1)	マラッカ・シンガポール海峡を含むアジアにおける海賊対策は、我が国の海上安全保障にとり極めて重要な問題であるため、我が国はアジア海賊対策地域協力協定を一貫して主導している。本協定に基づいてシンガポールに設置された情報共有センター (ISC) は、本協定加盟国から得た海賊等事案情報を、関係国・機関さらには海運業界とも共有することで、各国の海賊対処を効率的なものとする他、海賊等対策での国際的協力の促進に大きく寄与している。また、ISCは、各国海上取締機関の能力向上のための各種支援も行っており、最近では、アジアの海賊対策の経験をふまえ、ソマリア海賊の被害に直面している一部のアフリカ諸国の海上保安機関の能力開発も積極的に行っている。我が国は、ISCへの財政的な貢献だけでなく、事務局長を含む2名の職員を派遣することにより人的な貢献も行っている。 こうした我が国の取組はアジアの海上安全保障に寄与する。	—	71 (71)	33 (33)	32 (32)	48	189
法の支配・海洋法秩序確立促進、国際刑事裁判所被害者信託基金 (任意拠出金)	国際刑事裁判所 (ICC) の被害者信託基金 (TFV) は、ICCローマ規程に基づき、ICC第1回締約国会議において設立された。TFVは、ICCの管轄権の範囲内にある犯罪の被害者及びその家族のために、①裁判所の有罪判決に基づき被害者賠償を行うこと、及び②ICCが管轄権を行使している事態において、被害者及びその家族に身体	—	92 (92)	14 (14)	13 (13)	13	190

出金) (23年度) (関連：Ⅱ－3)	的リハビリテーション、精神的リハビリテーション及び物理的支援を行うことを任務とし、その資金は、国家、団体、個人等からの任意拠出金等によって賄われる。これまでコンゴ民主共和国やウガンダにおいて、性的暴力の被害者や元児童兵等に対し支援プロジェクトを行っている。 国連海洋法条約の遵守及び実施を促進するために、特に開発途上国の代表の関連国際機関の会合への出席を財政的に支援するほか、関連国際機関や国連法務部海事・海洋法課が実施する国際法秩序の形成、ルールメイキング等個別プロジェクトの実施について財政的に支援する。 こうした我が国の取組は、我が国の外交政策の柱の1つである国際社会における法の支配・海洋法秩序の確立促進に寄与する。						
東京国際連合広報センター拠出金 (16年度) (関連：Ⅱ－1)	東京国連広報センター(UNIC東京)は、国連広報局の下部機関であり、国連活動全般について、主として国連公用語ではない日本語を用いて広報するために、昭和33年4月に日本に設置された。 本件拠出金は、UNIC東京の活動経費及び施設費を対象としている。UNIC東京の活動経費は、国連の取組及び日本の国連を通じた国際貢献について、また、日本人国連職員の活躍等について、広く周知するため、国連に関する講演会、シンポジウム等の開催、国連の日本語資料の作成(国連資料の翻訳を含む)、日本語ホームページやソーシャルメディアの運営、国連幹部の訪日受け入れ等に充当されている。UNIC東京は、他の国連機関や、関連団体と協力しつつ、費用対効果の高い形で、日本政府が実施する国連広報を補完し、相乗効果のある、効果的な広報を実施している。また、施設費は、国連大学本部ビルに所在する全ての国連機関が専有面積等に応じ支払う施設維持費である。 こうした国連による取組は、国連における日本の貢献の意義や日本の国連政策についての日本国民の理解促進につながり、我が国国民にとっても大きな利益となることから、我が国はUNIC東京の活動全般を支援するために拠出を行っている。	—	30 (30)	40 (40)	39 (39)	39	191
アフリカ連合(AU)平和基金拠出金 (任意拠出金) (8年度) (関連：Ⅰ－6)	近年、アフリカの平和・安全保障分野、特に紛争予防・紛争解決分野においては、アフリカ自身の取組(調停、ミッションの派遣、選挙監視団派遣、早期警戒システム等)の重要性が増している。本案件はこれらの分野におけるAUの活動を支援するものである。 これまで、AUソマリア・ミッション(AMISOM)のモガディッシュやナイロビの事務所、ソマリア、リベリア、コートジボワール、中央アフリカ、大湖地域、マリ/サヘル地域のAU連絡事務所等の開設・運営の支援、AUテロ研究センターの調査ミッション派遣、また、AU平和・安全保障理事会や整備されつつある賢人パネル等の支援を通じた関連組織の能力向上等に活用してきた。 こうしたAU平和基金を通じた我が国の貢献は、AUの紛争予防、紛争解決及び紛争後の復興・開発に係る取組に寄与するとともに、アフリカ諸国及びAUとの関係強化に資する。	—	21 (21)	24 (24)	23 (23)	23	192
南太平洋経済交流支援	本センターは、太平洋島嶼国の日本における窓口機関として、島嶼国の対日輸出促進、日本からの投資促	—	16 (16)	10 (10)	10 (10)	10	193

センター拠出金(任意拠出金) (8年度) (関連：Ⅰ－1)	進、観光促進等に係る事業を実施している。 本センターは、平成8(1996)年10月1日、東京において日本政府と南太平洋フォーラム(SPF。平成12(2000)年に太平洋諸島フォーラム(PIF)に改称)事務局が共同で設立した。本件拠出金は、貿易、投資、観光にかかる各種照会への対応、見本市やミッション等の企画・便宜供与、企業に対する助言、対日輸出産品開発事業、市場調査・統計整備、広報活動等のために利用される。 本センターを通じた我が国の貢献は、島嶼国の対日輸出促進、日本から島嶼国への投資促進、また、我が国から島嶼国への観光促進を通じた島嶼国の経済的自立の促進に貢献するとともに、太平洋島嶼国における日本の外交的プレゼンスを高める上で重要である。						
国際移住機関(IOM)拠出金(第三国定住難民支援関係)(任意拠出金) (22年度) (関連：Ⅱ－1)	本拠出金は、我が国が第三国定住により受け入れる難民に対する出国前の現地での生活オリエンテーション、健康診断、日本語教育、渡航関連等我が国到着までの支援を、国際移住機関(IOM)が実施するための経費を拠出する。 こうしたIOMを通じた我が国の貢献は、長期化する難民問題の恒久的な解決に寄与するほか、国連機関や国際社会から高い評価を得ることによって、アジアの主要国として人権外交を推進してきている我が国のアジアにおける主導的地位の保持につながる。	—	18 (18)	21 (21)	42 (42)	69	194
太平洋諸島フォーラム(PIF)拠出金(任意拠出金) (昭和63年度) (関連：Ⅰ－1)	太平洋島嶼国を代表する地域国際機関であるPIFは、豪州、ニュージーランドの他、太平洋の島嶼国14か国によって構成される国際機関である。これら14の島嶼国は、国連改革をはじめ国際社会における我が国の政策及び活動の重要な支持母体である。更に、太平洋島嶼国地域は、我が国にとって水産資源の供給源、また、我が国エネルギー政策に欠かせないシーレーンとして極めて重要であるところ、これら諸国の経済的自立及び持続可能な開発を支援しつつ、安定的な友好関係を維持・発展させていくことは極めて重要である。本件拠出金は、我が国とPIFの政策協調、国際場裏における共同行動を確保すべく、PIFの活動に対して具体的な貢献を行うものである。 こうしたPIFの活動に対する我が国の支援は、太平洋島嶼国の経済的自立の促進に貢献するとともに、太平洋島嶼国における日本の外交的プレゼンスの向上に資する。	—	16 (16)	13 (13)	13 (13)	12	195
シナイ半島駐留多国籍軍監視団(MF0)拠出金(昭和63年度) (関連：Ⅰ－5)	昭和54(1979)年3月に締結されたエジプト・イスラエル平和条約及び同議定書に示されたシナイ半島等における兵力展開の制限に関し、右を脅かす活動の監視・報告、違反事案の認定を行うため、監視活動を行っている。 平成17(2005)年からは、ガザ地区との国境沿いに展開したエジプト国境警備隊の監視が任務に追加された。 こうした我が国のMF0に対する支援は、昭和54(1979)年に締結されたエジプト・イスラエル平和条約に基づく両国国境地帯の平和の維持に寄与する。	—	15 (15)	110 (120)	188 (188)	6	196
国際連合軍縮会議拠出金(任意拠出金)	昭和63(1988)年の第3回国連軍縮会議特別総会において、竹下総理大臣が国連主催の軍縮会議を我が国において開催する用意がある旨表明したことを受け、翌	—	5 (0)	2 (2)	2 (2)	2	197

金) (7年度) (関連: II-1)	平成元(1989)年よりほぼ毎年我が国地方都市において開催されてきている。 本会議は、国内外の政府関係者や有識者等が軍縮に関する様々な問題について議論を行うものであり、拠出金は国連軍縮部に拠出され、海外参加者の渡航費用に充てられる。 本会議は、自由闊達な議論を通じて、軍縮の進展に向けた国際的機運を醸成することに貢献するとともに、我が国の軍縮に関する積極的な姿勢を国内外に示し、国際社会における我が国発言力を強化するとともに、若者を含む日本国民の軍縮に関する意識高揚に寄与する。						
特定通常兵器使用禁止・制限条約締約国会議拠出金(任意拠出金) (24年度) (関連: II-1)	我が国は、特定通常兵器使用禁止条約の爆発性戦争残存物に関する議定書(第5議定書)について、締約国としてではなく、オブザーバーとして締約国会議に参加しているため、同議定書第10条3項規定に基づき、その際の会議費を負担する必要がある。 本議定書は、爆発性残存物(ERW)の危険及び影響からの文民及び民用物の保護のための予防措置、現存するERWについての援助、一般的予防措置等について規定されており、締約国会合では議定書の履行及び運用等について議論される。 我が国の締約国会議へのオブザーバー出席は、議定書の義務・運用に関する解釈及び議論の聴取及び情報収集に資する。	—	5 (2)	2 (0.8)	4 (4)	3	198
日・カリコム友好協力拠出金(任意拠出金) (13年度) (関連: I-3)	我が国とカリコム諸国は、平成12(2000)年11月、東京において第1回日・カリコム外相会議を開催し、「21世紀のための日・カリコム協力のための新たな枠組み」を採択した。本拠出金は、同枠組み実施のための協力の一環であり、旧英領カリブを中心とした14か国が加盟し、経済統合、外交政策、安全保障や社会開発を所掌する地域機構であるカリコム事務局を通じて、日・カリコム友好協力及びカリコム諸国の発展に資するプロジェクトを支援するものである。過去3年では、環境や観光促進に資するプロジェクトを実施。 こうした我が国の貢献は、カリコム諸国の発展に寄与するとともに、日・カリコムの友好・信頼関係の増進、国連等のマルチの場におけるカリコム諸国14か国との協力関係の維持、強化に資する。	—	5 (5)	7 (7)	5 (4)	5	199
国際連合障害者基金拠出金(任意拠出金) (昭和55年度) (関連: II-1)	世界には現在約10億人の障害者がいるといわれており、その大部分は途上国に在住している。 我が国は障害者分野での国連の活動に対し、積極的に貢献してきているほか、平成26年1月には「障害者権利条約」を批准し、条約の実施を進めている。同条約には国際協力についても規定されており、本件基金を通じても引き続き協力・貢献を行っていく必要がある。 本基金は、障害の予防、リハビリテーション及び機会均等の促進などについての、先進国・途上国間及び途上国間の技術及び専門知識の移転の促進の他、条約の啓発・推進等を主な事業内容とする。 本基金を通じた我が国の貢献は、障害者の権利の保護及び促進に寄与する。	—	2 (2)	1 (1)	1 (1)	0	200
国際連合平和維持活動局信託基金	本拠出金は、①性的搾取・虐待の防止及び紛争下の性暴力に関する訓練プロジェクト、②国連PKOアフリカ早期展開支援事業、③国連PKO通信学校・訓練センター	—	43 (43)	3,830 (3,830)	281 (281)	0	201

に対する拠出金(任意拠出) (25年度) (関連：Ⅱ－1)	プロジェクトに使用されている。 我が国は、本拠出金により、紛争下において特に弱い立場に置かれることの多い女性を暴力から保護することや、国連平和活動の見直しの一環であるアフリカ諸国の施設部隊要員の能力構築支援、また広大なアフリカの国土に展開する国連PKOにおいて文民の保護に資する通信能力の構築を行う。これら事業を通じ、我が国は、国際社会の平和と安定に向けた国際社会の取組に対する積極的な貢献を行う。						
紛争下の性的暴力担当 国連事務総長特別代表 (SRSG) 拠出金(任意拠出金) (25年度) (関連：Ⅱ－1)	世界には、今なお貧困、暴力、紛争・テロ、そして女性の社会的・経済的・政治的機会を奪う社会的慣習など様々な課題が残されている。女性・平和・安全保障の分野の重要性が国際社会の中で議論されている中、国連や国際機関が女性の公正、安全、幸福及び繁栄を達成するための参画の拡大に向けた具体的な貢献を行うことができるよう、協力して対応していく必要がある。 その取組の一つとして、武力紛争下における性的暴力の終焉にむけ活動するSRSGを支援することで、我が国の「女性の輝く社会」の構築及び人権等の普遍的価値を重視する外交を具現化することができ、国際社会での我が国の責任を果たす姿勢を示すこととなる。また一貫して我が国の女性分野でのイニシアチブを示すという意味からも大変意義がある。	—	176 (176)	247 (247)	297 (297)	0	202
原子力安全 関連拠出金 (6年度) (関連：Ⅱ－1)	欧州復興開発銀行(EBRD)に設置された2つの基金(チェルノブイリ・シェルター基金(CSF)及び原子力安全基金(NSA))を通じて、昭和61年(1986年)に事故を起こしたチェルノブイリ原発からの放射能物質の漏洩を防止し、サイトの安全性及び環境保全を図るためのプロジェクトに拠出している。現在、CSFは、事故を起こしたチェルノブイリ原発4号炉全体を覆うシェルターの建設に充てられ、NSAはチェルノブイリ原発の使用済燃料中間貯蔵施設の建設に充てられている。 我が国は、本基金を通じ、国際的な原子力安全を強化することで、原子力の平和的利用のための国際協力の推進との目標に貢献する。	—	0	1,618 (1,618)	1,394 (483)	0	203
日本研究中 核的拠点形成プログラム 拠出金 (26年度) (関連：Ⅲ－1)	本格的な日本理解を有する知日派研究者は、海外の親日派・知日派の中核であり、それぞれの国・地域において日本の魅力を広め、対日理解を促進する役割を担う。本拠出金は、日本政治・外交を専門とする教授職の恒久的設置とそれに付随する研究・教育活動の経費を拠出するものである。 本プログラムを通じ、我が国が海外の日本研究及び研究者を支援することで、日本研究の相対的な存在感の低下や大学の厳しい財政事情を背景とする日本研究の弱体化を防ぐとともに、当該大学における日本研究の抜本的強化を図り、将来に亘る知日派知識人の育成確保及び知識層の対日理解促進に寄与する。	—	—	485 (485)	1,100 (1,100)	0	204
親日派・知日派育成のための交流拡充拠出金(対日理解促進交流プログラム)	日本とアジア大洋州、北米、欧州、中南米の各国・地域との間で、約6,800人規模、10日間程度の招へい・派遣事業として、対日理解を促進するプログラム(日本の概要についての講義、政府機関への表敬、同世代やテーマ別関係者との意見交換会や交流会、日本の技術・優位性を体験できる展示会、施設や企業等の視察、日本各地の歴史・文化等の名所訪問、ホームステイ等)	—	—	—	4,947 (4,947)	3,327	205

(27年度) (関連：Ⅲ－1)	を実施する。また、プログラム中又はプログラム後、被招へい者・被派遣者による日本の魅力をSNSや報告会等を通じて対外発信する。拠出先は、アジア大洋州、北米、欧州、中南米の各国・地域の国際機関等（ASEAN事務局、SAARC事務局、日韓学術文化青少年交流共同事業体、日中友好会館、中華経済研究院、南太平洋大学、モーリーン＆マイク・マンズフィールド財団、カナダ・アジア太平洋財団、欧州異文化学習連盟、日ロ青年交流委員会、ラテンアメリカ社会科学研究所）とする。 本拠出金により、日本とアジア大洋州、北米、欧州、中南米の各国・地域との間で、対外発信を有し、将来を担う人材を招へい・派遣し、政治、経済、社会、文化、歴史及び外交政策等に関する理解促進を図るとともに、親日派・知日派を発掘することで、我が国の外交基盤を拡充する。また、被招へい者・被派遣者に、日本の外交姿勢、日本の魅力等を積極的に発信してもらい、国際社会における対日イメージ向上や日本への持続的な関心の増進に寄与する。						
武器貿易条約締約国会議等分担金 (27年度) (関連：Ⅱ－1)	本分担金は、武器貿易に関する透明性を確保するための条約の運用及び各国の履行状況の検討、主に締約国の報告から生ずる問題の検討、また条約の普遍化へ向けた検討等の活動を行う本件条約の締約国会議及び関連会議開催経費の支弁に活用される。締約国として同会議及び各会合に参加する我が国としては、条約上の義務として本件経費を負担する必要がある。 本条約を通じた我が国の取組は、通常兵器の国際的移転を規制するための可能な限り高い水準の共通の国際的基準の確立及び通常兵器の不正な取引及びこれらの流用の防止に貢献し、ひいては、国際的及び地域的な平和及び安全への寄与等につながる。	－	－	－	17 (12)	18	206
対人地雷禁止条約拠出金 (27年度) (関連：Ⅱ－1)	本件拠出金は、対人地雷禁止条約(オタワ条約)の事務局を担う「履行支援ユニット(ISU)」の活動経費である。ISUは、条約に関する情報を管理・提供・発信し、公式・非公式の会議記録及び文書を管理・保存し、締約国会議議長、各委員会の共同議長を支援し、その他締約国の求めに応じた条約関連業務を行っている。 本条約を通じた我が国の貢献は、オタワ条約締約国の義務の遵守・履行に寄与する。	－	－	－	10 (10)	10	207
コミュニティの働きかけ及び強靱性に関するグローバル基金(GCERF)拠出金(任意拠出金) (27年度) (関連：Ⅱ－1)	コミュニティの働きかけ及び強靱性に関するグローバル基金(GCERF)は、暴力的過激主義の防止に焦点を当てた草の根レベルのプロジェクトに資金を供与することをミッションとする世界の唯一の非営利基金であり、若者等を対象とした教育・職業訓練、コミュニティ間の相互信頼醸成など地元政府やNGOによる草の根レベルのプロジェクトに財政支援を行う。具体的には、①「教育」：暴力的過激主義の影響を受け、またその活動にリクルートされる危険性に直面する若者への教育機会、専門技能訓練の提供、②「メッセージ」：過激な言説に対抗するメッセージの発信、元過激主義者であった者による離脱に関する経験の発信等、③「コミュニティ関与」：コミュニティ間の相互信頼の醸成、宗教間対話、影響力のある穏健な宗教指導者による働きかけ等のプロジェクトに対し、同基金がドナー国から集めた資金を提供し、暴力的過激主義の防止に取り組んでいる。	－	－	－	165 (165)	0	208

	同基金へ我が国の貢献は、ISIL等、暴力的過激主義が世界各地で拡散している現状下において、同主義の蔓延とそれに伴うテロリスト・テロ組織の勢力拡大防止に寄与するものとなり、国際社会の平和と安定に貢献する。						
国際連合テロ対策センター拠出金（UNCCT）拠出金（任意拠出金）（27年度）（関連：Ⅱ－1）	国連テロ対策センター（UNCCT）は、国連による国際テロ対策における協力の促進、テロ対策のベスト・プラクティスに関する啓蒙・能力開発のためのワークショップ・会議の開催等を担当する機関である。 我が国の拠出金により、ワークショップを開催、各国のテロ対処能力の向上や知見の共有等を行い、国際社会の平和と安定に貢献する。	—	—	—	25 (25)	0	209
国際連合平和構築基金拠出金（任意拠出金）（23年度）（関連：Ⅱ－1）	本拠出金は、紛争後の平和構築支援を実施している平和構築基金（PBF）に対し拠出し、イヤーマークは出来ないものの、主要な拠出先としてPBFが重視するサブサハラ地域における以下の支援の実施に貢献する。なお、支援は、紛争後に当該国と国連で策定した優先分野の計画に基づき支援内容を決定する「平和構築復旧枠」と、難民発生等の緊急事態発生に迅速に対応する「緊急対応枠」を通じて行われる。 1 治安部門改革、武装解除・動員解除・社会復帰（DDR）等の取組を含む平和合意・政治対話履行への支援 2 国民和解支援やガバナンス強化支援のための取組を含む平和的共存・平和的紛争解決への支援	—	820 (820)	—	385 (385)	0	210
国際連合事務局政務局拠出金（シリア危機の政治的解決）（27年度）（関連：Ⅱ－1）	本拠出金は、シリア危機の政治的解決支援を目的に活動する国連特使を支える国連政務局（DPA）が、シリアにおける政治的平和解決のための交渉実施、反体制派や市民社会を含む紛争当事者の政治プロセスへの参加促進等、中東地域の政治プロセス促進に積極的に貢献することを目的に、以下の活動を行うため使用される。 1 ジュネーブ・コミュニケに基づいて行われるシリア国民間対話開催 2 停戦条件及び右監視等に関わる調査及び関係者との協議実施 3 シリア国民間対話、停戦協議及び信頼醸成のための、専門家等の派遣や各種調査を含む技術的支援の実施 4 政治プロセス全般への支援	—	—	—	55 (55)	0	211
アフリカ地域機関（政府間開発機構（IGAD）拠出金）（27年度）（関連：Ⅰ－6）	南スーダンにおける停戦暫定治安設置メカニズムを支援することにより、同地域の平和・安定に資することを目的とする。 また、ソマリアにおける対テロ能力を強化することで、アフリカの角地域における平和構築及び平和定着を目指す。 アフリカ地域の安定は国際社会における重要課題であり、また、アフリカ諸国におけるテロ対処能力向上支援は、平成27年2月の邦人殺害テロ事件を受けての今後の日本外交（3本柱）に掲げられており、本取組は、在外邦人また同地域で活動する日本企業の安全対策強化に寄与する。	—	—	—	168 (168)	0	212
国際連合ソ	長年、内戦が継続したソマリアにおいて、公正な選	—	—	—	275	0	213

マリア支援 ミッション (UNSOM) 拠出 金 (27年度) (関連：Ⅰ－ 6)	挙プロセス実施の支援を通じた平和的な連邦政府の実現を目指す。また、過激派組織であるアル・シャバーブ離脱兵士の早期社会復帰及び地域社会との和解・融合を目指す。 本事業への拠出は我が国が推し進める積極的平和主義に資するとともにアフリカの角地域に在住する在外邦人及び企業の安全強化にも寄与する。				(275)		
国際連合安全保障局 (UNDSS) 拠出 金 (27年度) (関連：Ⅰ－ 6)	エチオピア・ソマリ州における国連及びNGO関係者の安全確保、治安維持を支援し、同州のみならずアフリカの角地域の安定に資することを目的とする。また、支援することで同州の治安情報へのアクセスを容易にすることを目的とする。 アフリカ地域の安定は国際社会における重要課題であり、また、アフリカ諸国におけるテロ対処能力向上支援は、平成27年2月の邦人殺害テロ事件を受けての今後の日本外交（3本柱）に掲げられている。本取組は、TICAD Vで表明された支援目標「平和構築・平和定着」に合致しており、在外邦人また同地域で活動する日本企業の安全対策強化に寄与する。	—	—	—	6 (6)	0	214
国際連合開発計画 (UNDP) 拠出 金(LOTFA) (20年度) (関連：Ⅵ－ 1)	本拠出金は、UNDPが管理するアフガニスタン法秩序信託基金（LOTFA）を通じてアフガニスタンの警察官の給与支援、警察官の訓練等に貢献し、同国の治安維持能力の向上を図ることを目的とする。 アフガニスタンの安定のためには、アフガニスタン治安部隊の整備と能力強化が不可欠であり、本拠出金を通じた支援によって、同国の治安維持能力を向上させ、地域のみならず国際社会全体の安定、ひいては我が国の安定と繁栄に資する。	—	11,685 (11,685)	12,610 (12,610)	14,300 (14,300)	0	215
アセアン留学生交流等 拠出金(任意 拠出金) (26年度) (関連：Ⅲ－ 1)	アスジャ・インターナショナルは、ASCOJA(ASEAN元日本留学生評議会(元日本留学生が組織するASEAN各国の帰国留学生会の連合組織))加盟の10か国の各帰国留学生会から推薦された留学生を毎年3名(大学院レベル2名、学部レベル1名)計30名を受入れ、本拠出金を以て、留学生の対日理解と我が国との友好関係増進を図るため、様々な日本文化体験行事、我が国市民との交流事業等を実施する。 こうした取組は、将来我が国とASEAN諸国間の友好協力関係の中核的担い手となる親日家、知日家の養成に寄与するとともに、ASEAN各国の帰国留学生会が、自ら本交流事業に参加する次世代の留学生を選出することで、日本とのつながりが維持され、帰国留学生会を活性化する上で重要である。	—	—	70 (70)	47 (47)	47	216

施策Ⅶ-2 国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献

平成 28 年度事前分析表

(外務省 28－Ⅶ－2)

施策名	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献 本施策評価は、経済及び社会分野の国際機関の活動に照らした分担金・拠出金の有効性等を評価するものであり、「 分担金・拠出金を通じ経済・社会分野を所掌する国際機関の活動を推進し、連携を強化するとともに、我が国の経済・社会分野における国益を保護・増進する 」ことを施策目標としている。本施策の達成手段となっている分担金・拠出金の拠出対象となる国際機関の活動は多岐にわたっており、対象となる経済及び社会分野の分担金・拠出金のうち、主要な分担金・拠出金を順次取り上げ評価することにより、施策全体の評価に代えることとする。今次は、世界貿易機関(WTO) 分担金・拠出金の評価を実施する。 なお、本施策の目標を達成するための、同分担金以外の分担金・拠出金は「達成手段」欄の達成手段②以下に記載した。				
評価対象分担金・拠出金名(注)	世界貿易機関(WTO) 分担金・拠出金		担当部局名	経済局	
施策目標	我が国が WTO を中心とするルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化、保護主義抑止及び更なる貿易自由化の進展等において積極的な役割を果たす。それにより、世界貿易によって裨益する我が国の国益が更に維持・増進されることとなる。我が国による分担金及び拠出金の拠出、WTO 閣僚会議や一般理事会への積極的な参画等を通じ、多角的貿易体制の維持・強化に寄与する。		目標設定の考え方・根拠	WTO を中心とするルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化、保護主義抑止及び更なる貿易自由化の進展を促進することは、世界貿易の活性化、ひいては我が国の通商政策全般に貢献するものである。 行政改革推進会議による「秋のレビュー」（平成 26 年 11 月）を踏まえ、我が国重要外交課題の遂行、我が国のプレゼンスの強化、適切な組織・財政マネジメントの確保等の観点を含め評価を行う。 第 189 回国会外交演説（平成 27 年 2 月 12 日） 「経済面での国際ルール整備のため、WTO や OECD、APEC、主要国首脳会議等の議論に積極的に参画します。」	
施策の概要	我が国は、世界貿易機関に対して、WTO 設立協定第 7 条 4 の「世界貿易機関の経費に係る自国の分担金を速やかに同機関に支払う」旨の規定に基づき、分担金支払い義務を果たす。この拠出により、WTO はその主要任務である貿易関連協定、貿易関係の加盟国間交渉、紛争解決、貿易政策検討制度の運用が可能となる。 また、WTO 加盟国の 5 分の 4 を占める開発途上国の WTO 協定に基づく義務履行能力の向上や交渉能力不足の解消等を目的として、先進国の任意拠出によるグローバル・トラスト・ファンド（注）が創設され、同ファンドに任意拠出を行っている。（注）グローバル・トラスト・ファンド概要 途上国の交渉参加を促すことを目的として、途上国に対して WTO の各協定や新分野に関する理解促進、技術協力プログラム（ジュネーブでのトレーニング、各地域におけるセミナーや各国への専門家派遣など）を実施。		政策体系上の位置付	分担金・拠出金	政策評価実施予定時期
					平成 29 年 8 月

(注) 本欄以下の記載欄は評価対象分担金・拠出金に係るものである(ただし、「達成手段」欄には評価対象以外の分担金・拠出金も記載した)。

測定指標	1 多角的貿易体制の維持・強化		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
	実績	27 年度	1 WTO ドーハ・ラウンド (DDA) 交渉については、12 月に行われた第 10 回 WTO 閣僚会議において、途上国を中心とした多くのメンバーは DDA を従来どおりの枠組みで継続することへの、全メンバーによる再確認を要求した。我が国を含む先進国は、多角的交渉から意義ある成果を得るためには新しいアプローチが必要として、DDA の継続を	(測定指標の選定理由) 我が国が重視する多角的貿易体制の維持・強化のための WTO の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠)	

		再確認しなかった。一方、DDA の枠組みにおいて、長きにわたり何らの合意を得られなかった輸出補助金を含む農業分野の輸出競争等に合意できた。また、我が国が議長国として主導してきた情報技術協定（ITA）品目拡大交渉が妥結した。この拡大 ITA は複数国間とはいえ、53 の WTO 加盟国による 201 品目の関税撤廃を実現し、WTO 加盟国全体に利益をもたらした大きな成果であった。 2 新サービス貿易協定（TiSA）交渉については、6 月及び平成 28 年 1 月の二度にわたって非公式閣僚会合が開催され、我が国から在ジュネーブ日本政府代表部大使が出席し、平成 28（2016）年中の交渉妥結を目指して交渉をさらに加速させることで一致した。また、交渉会合も 27 年度は 5 回開催され、我が国としても議論の進展に積極的に貢献した。 3 加盟国の貿易政策を検証する貿易政策検討制度について、27 年度は 14 回にわたり貿易政策検討制度による審査会合が行われ、各国の貿易政策を検討し、透明性を高めることに貢献した。本会合においては産業界から寄せられた審査対象国の貿易政策についての懸念事項に関し、照会、追求することができ、有益であった。また保護主義抑止のモニタリングも WTO 事務局により半年に一度行われ、保護主義的措置抑止に貢献した。また各種通常委員会においても保護主義的措置が議題として取り上げられ、各国からの説明や、かかる措置の是正・撤回が求められた結果、同措置の抑止につながっている。 4 WTO 紛争解決制度は、個別の貿易紛争を解決すると共に、それを通じ WTO 協定を明確化することで、WTO 体制に安定性と予見性を与える柱として有益に機能している。27 年度、日本は係争中であった（1）ウクライナ-自動車セーフガード、（2）中国-日本産高性能ステンレス継目無鋼管に対するアンチ・ダンピング税措置のいずれの事案でも最終的な違反認定を確保し、（1）については措置が撤回され、（2）については実施状況を監視している。26 年度に違反認定を得た（3）アルゼンチン-輸入制限措置については、アルゼンチンが履行期間満了までに措置を改正した。現在同改正措置の運用を監視中。また新たに（4）ブラジル-税制恩典措置、（5）韓国-水産物等輸入規制措置につき新たに紛争処理手続きを開始し、訴訟手続進行中。	WTO における貿易紛争機関を通じた紛争処理や貿易政策検討制度をより機能させることは、ルールに基づく世界貿易を促進する上で必要不可欠なことである。同機能がより活性化され、経済分野における法の支配や相互監視機能が高まることは、多角的貿易体制の維持・強化を進める上で重要である。
年度目標	28 年度	1 多角的貿易体制の維持・強化に向け、時代に即した新たな課題を扱うための新しい交渉アプローチを検討し、WTO 交渉を活性化すべく、積極的に取り組む。有志国による交渉（環境物品協定（EGA）、新サービス貿易協定（TiSA））についても、平成 28 年内早期妥結に向け積極的に議論に貢献する。 2 貿易政策検討制度を通じた透明性の確保、保護主義的措置のモニタリング及び各種委員会における働きかけ等を通じ、保護主義的措置の抑止を行う。 3 進行中の紛争について適切に問題が解決されるよう万全を期す。また他国の紛争手続きや紛争処理制度の運用に積極的に関与する。	

中期目標	—	多角的貿易体制の安定を図るとともに、国際貿易ルールを維持・強化し、保護主義的措置の抑止に貢献する。 WTO 紛争処理投資仲裁について、外務省が中心となって、個別紛争や制度の運用に積極的に関与し、国際経済体制の安定性・法の支配の向上に貢献していく。	
2 開発途上国の能力向上			測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
実績	27 年度	グローバル・トラスト・ファンドの資金により、平成 26 (2014) 年には総合的 WTO 関連技術支援・訓練案件 25 件、専門分野及び先進分野技術支援・訓練案件 35 件、学術的支援案件 15 件、インターンシップ及び研修案件 9 件及び 3 言語による通年の E-ラーニングが実施された。これらを通じ、前年比 7%増加となる、約 1 万 4,700 人に対して技術支援・訓練が行われた。E-ラーニングにおいては、平成 22 (2010) 年の設置時から毎年受講者が増加し、平成 26 (2014) 年には過去最多の 4,647 人(前年比 12%増)が受講をした。これらの取り組みを通じ、我が国の WTO を通じた途上国支援の実績を増加させることができた。	(測定指標の選定理由) 開発途上国の能力及び我が国の発言力の向上のために、グローバル・トラスト・ファンドの実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 当該基金に拠出することにより、途上国の能力向上を通じた交渉の促進に資するものである。
年度目標	28 年度	27 年度は E-ラーニング受講者が 7%増加しており、引き続き E-ラーニングの利点を活かした支援を実施し、受講者の更なる増加(27 年度比 5%)を目指す。また、E-ラーニング以外の訓練等についても、より多くの受講者が学べるよう開催件数の増加(100 件目処)に努める。LDC を含めた途上国への支援を促進させることで、中期目標としている途上国の交渉関連能力の強化に貢献する。	
中期目標	—	グローバル・トラスト・ファンドが実施している途上国に対する技術協力プログラム(ジュネーブでのトレーニング、各地域におけるセミナーや各国への専門家派遣など)を支援し、途上国の交渉関連能力の強化に貢献する。これにより、途上国の能力向上を通じて貿易関連交渉の促進を図る。	

達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等	関連 する 測定 指標	単位:百万円				行政 事業 レビ ュー 事業 番号
				予算額計 (執行額)			当初 予算 額	
				25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	
	①世界貿易機関(WTO)分担金(7年度)(関連:Ⅱ-2,Ⅶ-2)	我が国は、WTO設立協定第7条4の「世界貿易機関の経費に係る自国の分担金を速やかに同機関に支払う」旨の規定に基づき、分担金支払い義務を果たしている。この拠出により、WTOはその主要任務である貿易関連協定、貿易関係の加盟国間交渉、紛争解決、貿易政策検討制度の運用が可能となり、国際機関の活動推進・連携を通じた我が国の経済・社会分野における国益を保護・増進することに寄与する。	1	819 (819)	920 (920)	1,019 (1,019)	1,069	219

②世界貿易機関 (WTO) 事務局拠出金 (任意拠出金) (7年度) (関連: II-2, VII-2)	WTO加盟国の5分の4を占める開発途上国のWTO協定に基づく義務履行能力の向上や交渉能力不足の解消等を目的として、先進国の任意拠出によるグローバル・トラスト・ファンドが創設され、右に任意拠出を行っている。我が国は同ファンドへの拠出を通じ、途上国がWTO協定等に対する正しい理解のもと、より積極的な交渉への参加を促すことで、多角的貿易体制の維持・強化に貢献する。	2	32 (32)	32 (32)	31 (31)	28	235
国際連合食糧農業機関 (FAO) 分担金 (昭和27年度) (関連: II-2)	FAO は、①世界各国国民の栄養水準及び生活水準の向上、②食料及び農産物の生産及び流通の改善、③農村住民の生活条件の改善を通じた世界経済の発展及び人類の飢餓からの解放を目的としている。我が国が支払う分担金は、これらの目的の達成に寄与し、ひいては世界及び我が国の食料安全保障の向上に資する。 本分担金は、当該分野での国際ルールの策定・実施や、情報収集・分析・統計資料の作成、総会や各種国際会議の開催、技術協力事業、事務局運営等を含む通常予算に使用されている。 我が国は、本分担金の拠出により上記事業の実施を支援すると共に、総会、理事会、各種委員会等への積極的な参画等により、FAO の目的の達成、ひいては世界及び我が国の食料安全保障の強化に寄与する。	—	5,129 (5,129)	5,371 (5,371)	5,985 (5,985)	6,401	217
経済協力開発機構 (OECD) 分担金 (昭和39年度) (関連: II-2)	昭和39(1964)年のOECD加盟以降、我が国はOECD条約第20条に基づき、加盟国の義務である分担金を拠出している。OECDは、加盟国の経済成長、開発途上国に対する政策、自由かつ多角的な貿易の拡大を目標としており、本分担金は、新たな国際経済秩序の形成に関する調査・分析等に使用されている。 我が国は、分担金の拠出を通じて、OECDを財政的に支援すると共に、各委員会において積極的にイニシアティブをとり、国際経済・社会におけるルールの策定に貢献していく。	—	4,027 (4,027)	4,979 (4,979)	4,855 (4,855)	4,252	218
経済協力開発機構国際エネルギー機関 (IEA) 分担金 (昭和50年度) (関連: II-2)	本分担金は、石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応、市場の分析、中長期の需給見通し、非加盟国との協力、事務局運営等を含む通常予算に使用されている。 我が国は、本分担金の拠出により上記事業の実施を支援すると共に、IEA 閣僚理事会、理事会等への積極的な参画等により、世界及び我が国のエネルギー安全保障の強化に寄与する。	—	358 (358)	437 (437)	487 (487)	453	220
ASEAN 貿易投資観光促進センター拠出金 (昭和56年度) (関連: I-1)	日 ASEAN 各国政府が参加し、日本において ASEAN を代表する国際機関としての特質を活用し、ASEAN から日本への貿易促進、日 ASEAN 間の双方向の投資の促進、日 ASEAN 間の観光・人物交流の促進を通じて、日 ASEAN 各国の企業等の経済統合への適切な参画、ASEAN ワイドの事業や域内の格差是正支援等、2025 年に向けた ASEAN 共同体の更なる統合 (「ASEAN 共同体ビジョン 2025」の実施) といった新たな課題への対応に貢献するとともに、ASEAN に関する人	—	180 (180)	180 (180)	180 (180)	204	221

	的・知的ネットワークの拠点としての役割を果たし、日 ASEAN 関係の発展に貢献する。						
エネルギー憲章条約 (ECT) 分担金 (8 年度) (関連：Ⅱ－2)	本分担金は、締約国の投資環境やエネルギー効率に関する報告書出版やワークショップの開催等による技術的支援等を通じた、投資保護やエネルギー体系における環境への悪影響の軽減に関する政策形成や非加盟国への加入促進のアウトリーチ活動、事務局運営等を含む通常予算に使用されている。 我が国は、本分担金の拠出により上記事業の実施を支援すると共に、本年議長国を務めるエネルギー憲章会議を含む ECT 関連会合への積極的な参画等により、我が国企業の利益や我が国へのエネルギーの安定供給の確保、またエネルギー分野での世界的な投資の自由化・保護の促進に寄与する。	—	104 (104)	118 (114)	133 (133)	130	222
日中韓協力事務局拠出金 (義務的拠出金) (23 年度) (関連：Ⅰ－1)	日中韓の 3 か国間に関する潜在的な協力案件の探求、協力案件の評価、ウェブサイトの運営等を行う。具体的には日中韓 3 か国による防災、環境、農林業、文化、ビジネス、経済連携 (含む FTA)、青少年交流、観光等を含む協力に関するプロジェクトの推進、支援及び実施を行う。 日中韓の 3 か国間の協力案件の探求及び実施を促進のための本協力を通じた我が国の貢献は、3 か国間協力の更なる促進に寄与する。	—	78 (78)	97 (97)	126 (121)	171	223
アジア太平洋経済協力 (APEC) 拠出金 (義務的拠出金) (5 年度) (関連：Ⅱ－2)	APEC では、地域経済統合の推進や貿易・投資の自由化・円滑化、主に途上国を対象とした経済・技術協力に関する様々な取組が行われており、我が国が拠出している義務的拠出金は、例えば、アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP) 実現に向けた能力構築に関する取組、連結性強化のためのインフラ開発投資の促進、サービス貿易の更なる自由化のためのロードマップの策定等、貿易立国である日本の経済力の維持・発展に資するルール整備等に要する費用等にも活用されている。また、我が国では、APEC 加盟の他エコノミー (国・地域) が拠出する拠出金を活用し、上記に関連し、加盟国・地域の理解増進を目的とした各種プロジェクトを実施しているほか、首脳宣言、閣僚文及び閣僚声明等への反映を通じて日本に有利な経済環境の形成、確保に努めている。また、国際組織である APEC 事務局の運営経費にも利用されている。	—	39 (39)	45 (45)	51 (51)	54	224
国際再生可能エネルギー機関 (IRENA) 分担金 (22 年度) (関連：Ⅱ－2)	本分担金は、再生可能エネルギー利用の分析・把握・体系化、政策上の助言の提供、加盟国の能力開発支援、事務局運営等を含む通常予算に使用されている。 我が国は、本分担金の拠出により上記事業の実施を支援すると共に、総会、理事会等への積極的な参画等により、世界的な再生可能エネルギーの促進に寄与しエネルギー源の多様化を図ることで、世界及び我が国のエネルギー安全保障の強化に寄与する。	—	23 (23)	36 (34)	28 (27)	26	225
国際穀物理事会 (IGC) 分担金	IGC は「穀物貿易規約」の運用機関。本分担金は、穀物の生産量 (生育状況を含む) や貿易に関連する市場情報の収集・分析や、穀物生産・消費・在庫・	—	20 (20)	20 (20)	24 (23)	25	226

(7年度) (関連：Ⅱ－2)	貿易等に関する各国政府の施策やその変更に関する情報交換を行うための会合の開催、事務局運営等を含む通常予算に使用されている。 我が国は、本分担金の拠出により上記事業の実施を支援すると共に、理事会等への積極的な参画等により、円滑な穀物の貿易や国際協力を促進し、世界及び我が国の食料安全保障の強化に寄与する。						
北大西洋条約機構(NATO)信託基金拠出金(任意拠出金)(19年度) (関連：Ⅰ－4)	NATOは、信託基金の枠組みを利用して、中央アジア・コーカサス地域等において、小型武器廃棄、武器弾薬管理、対人地雷廃棄等の事業を実施し、紛争予防、テロリストへの武器等の流出防止、地域の安定化及び平和の構築のための事業を実施しているほか、アフガニスタンにおいて、同国の治安維持を担うアフガニスタン治安部隊を強化するための事業を実施し、国際社会全体の課題であるアフガニスタンの治安の改善に貢献している。我が国は、NATOが中央アジア・コーカサス地域等において実施している小型武器廃棄、武器弾薬管理、対人地雷廃棄等の事業やアフガニスタンにおいて実施しているアフガニスタン治安部隊支援に関する事業への拠出を行うことにより、中央アジア・コーカサス地域及びアフガニスタンにおける平和構築事業に高い実績及び経験を有するNATO及び関係諸国と緊密に連携するとともに、我が国単独では支援困難な分野において貢献を行うことが可能となっている。 こうした我が国の取組は、中央アジア・コーカサス地域やアフガニスタンの平和及び安定に寄与するとともにNATO及び関係諸国との関係強化につながる。	－	6.4 (6.4)	5.9 (5.9)	23.3 (23.3)	6.5	227
国際エネルギー・フォーラム事務局(IEF)拠出金(15年度) (関連：Ⅱ－2)	本拠出金は、①石油・ガスの生産国と消費国との対話の機会の提供及び利益の相互関係についての理解の促進、②エネルギー、技術、環境、経済成長の間の相互関係に関する研究の促進及び意見交換の場の提供、③安定したかつ透明性のあるエネルギー市場の促進(国際機関共同データイニシアティブ(JODI))、④事務局運営等を含む通常予算に使用されている。 我が国は、本分担金の拠出により上記事業の実施を支援すると共に、IEF閣僚級会合、執行理事会等への積極的な参画等により、市場の透明性及び安定性を向上させ、世界及び我が国のエネルギー安全保障の強化に寄与する。	－	8 (8)	9 (9)	10 (10)	11	228
太平洋経済協力会議(PECC)拠出金(義務的拠出金)(昭和63年度) (関連：Ⅱ－2)	PECCはAPECの公的オブザーバーとして、全てのAPEC関連会合、作業部会に出席することが認められており、政府当局の視点とは異なる、第三者的な視点、大所高所の視点から、APECの議論に積極的に貢献している。PECCにおいては、経済連携協定(EPA)の潜在的なインパクトの測定、年金・医療保険・雇用保険等に関する調査研究が行われているなど、APECにおいて現時点では大きくは取り上げられていないものの、将来的な地域経済統合、社会的連結性強化の観点からは重要となる先進的な分野に関	－	7 (7)	8 (8)	9 (9)	10	229

	する調査等を実施しており、これを APEC に還元することで APEC の議論に大きな影響を与えている。						
アジア欧州財団 (ASEF: ASIA-EUROPE FOUNDATION) 拠出金(義務的拠出金) (9年度) (関連: I-4)	ASEM の唯一の常設機関である ASEF は、アジア・欧州間の相互理解促進のため、知的交流、文化交流、人的交流等の分野で活動している。 我が国は、上述の事業を企画・開催する ASEF 事務局の person 費、施設維持管理費等の経常経費に利用されている本件事務的拠出金の拠出を通じ、アジア・欧州間の相互理解の促進に主体的に関わることで、ASEF における具体的な貢献を示す。右は、ASEM 首脳会合や閣僚級会合における我が国の影響力・発言力を維持・強化するため、さらには、我が国の関心事項(アジアの安保環境、テロ対策等)に関するアジア欧州間の協力・連携を推進するために必要不可欠。	—	6 (6)	6 (6)	7 (7)	7	230
国際民間航空機関(ICAO)拠出金(義務的拠出金) (18年度) (関連: IV-1)	IC 旅券は、IC に格納されたデータの真正性を暗号技術によって検証できることでセキュリティが向上した旅券である。右検証には IC 旅券発給国が提供する公開鍵が必要であり、我が国は、同鍵を集中管理する ICAO PKD(Public Key Directory: 公開鍵管理ディレクトリ)に参加し、インターネットを介して各国出入国管理当局及び航空会社等に我が国 IC 旅券の公開鍵を確実に提供している。その経費は、PKD システム運営経費と事務局経費で構成され、PKD 参加国からの義務的拠出金により充当する独立採算となっている。 我が国は、本拠出金の拠出、ICAO 関連会合への積極的な参画等を通じ、我が国 IC 旅券のセキュリティの高度化、旅券の不正使用の防止を図ることにより、邦人の円滑な渡航とともに、世界秩序の安定にも貢献する。	—	4 (4)	5 (5)	5 (5)	5	231
ASEAN 貿易投資観光促進センター拠出金(任意拠出金) (昭和56年度) (関連: I-1)	日 ASEAN 各国政府が参加し、日本において ASEAN を代表する国際機関としての特質を活用し、ASEAN から日本への貿易促進、日 ASEAN 間の双方向の投資の促進、日 ASEAN 間の観光・人物交流の促進を通じて、日 ASEAN 各国の企業等の経済統合への適切な参画、ASEAN ワイドの事業や域内の格差是正支援等、2025 年に向けた ASEAN 共同体の更なる統合(「ASEAN 共同体ビジョン 2025」の実施)といった新たな課題への対応に貢献するとともに、ASEAN に関する人的・知的ネットワークの拠点としての役割を果たし、日 ASEAN 関係の発展に貢献する。 特に、任意拠出金については、特に ASEAN への後発加盟国であるカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムへの支援に重点を置きつつ、ASEAN 各国の格差是正に貢献することを主たる目的とする事業や、日 ASEAN 関係の強化に資する新たな分野での事業等の実施に活用されている。	—	96 (96)	96 (96)	88 (88)	88	232
日・経済協力開発機構協力拠出金(任意拠出金)	日・OECD 協力拠出金は、我が国が関心を有する OECD の主要プロジェクトの支援、我が国と OECD の間の人物交流や各種セミナーの開催、OECD インストルメントの我が国での活用などの事業を行うこと	—	53 (53)	53 (53)	53 (53)	55	233

(昭和60年度) (関連：Ⅱ－2)	を目的として日・OECD 間で設けられた枠組みである。また、G7サミット、G20サミットなどにおいても、OECD に対して複数のプロジェクトや業務が委託されており、これらの OECD へのタスクアウトについても、メンバー国として日・OECD 協力拠出金を活用して実施している。本拠出金は、OECD の主要プロジェクトへの支援、OECD の広報等の事業、また OECD 非加盟国へのセミナーの開催や分析・研究等に使用されている。 こうした OECD を通じた我が国の貢献は、以下を目的の達成に寄与する。 1 G7、G20 を含め、国際社会の変化を踏まえて新たに対応を求められる課題に関する活動に積極的に関与する。 2 「規制制度改革(構造改革)」、「持続可能な開発」、「腐敗(贈賄等)防止対策」、「環境と他分野の政策との統合」などのグローバル・スタンダードが急速に変化している分野における OECD の最新の分析結果を適時に我が国に紹介する。 3 OECD の経済・開発分野の知見や経験を活かして、OECD 加盟国との協力をを行い、それら地域の投資、開発、経済発展に資するためのプロジェクト(アジアへのアウトリーチ活動、中東、アフリカの投資円滑化のための取組、OECD の活動のアジアへの広報)を支援する。						
アジア太平洋 経済協力拠出 金(TILF 基金) (任意拠出 金) (9年度) (関連：Ⅱ－2)	本基金は、日本が初めて APEC をホストした平成7(1995)年、我が国のイニシアティブとして立ち上げられたものであり、同 APEC において、総額100億円を上限に拠出することを表明したものの。アジア太平洋地域における貿易・投資の自由化・円滑化促進に関するプロジェクト(ワークショップ開催、調査研究等)を実施している。創設経緯に鑑み、TILF といえば日本というほど、当該基金における日本の知名度は非常に高い。当該基金を活用しつつ、特に発展途上国の当局の自由貿易協定に対する理解増進に関するセミナーなどが実施されているほか、我が国主導で、アジアとラテンアメリカ地域のバリューチェーン強化に関する調査・研究が実施されるなど、貿易・投資の自由化・円滑化に関する分野における先進的な研究が実施されている。	—	33 (33)	11 (11)	10 (10)	10	234
日韓産業技術 協力共同事業 体拠出金(任 意拠出金) (5年度) (関連：Ⅰ－1)	日韓の貿易構造に起因する貿易不均衡問題を背景とした平成4年1月の日韓首脳会談時の合意に基づき、同年6月に「日韓貿易不均衡是正等のための具体的実践計画」がとりまとめられた。同「実践計画」では、日韓双方が両国間の産業技術協力の促進のための財団を設立するとともに、両国政府が各々の財団を適切に支援することが了解されている。右了解に基づき日韓両国に産業技術協力財団が設立され、さらに、日韓間の産業技術協力を推進するため、日韓の両財団により日韓産業技術協力共同事業体が設立された。本事業体は、韓国における産業技術分野での人材の育成、韓国の産業性向上のための	—	25 (25)	21 (21)	21 (21)	20	236

	協力、ビジネス交流促進、産業・技術交流、調査・広報事業を実施している。 こうした本事業体を通じた我が国の取組は、日韓間の産業技術協力の促進及び日韓間の貿易不均衡（韓国側入超）の是正に寄与する。						
採取産業透明性イニシアティブマルチドナー信託基金拠出金（任意拠出金）（23年度）（関連：Ⅱ－2）	本拠出金は、資源産出国が EITI に加盟又は継続的に参加するための技術的又は財政的支援に使用されてきた。 我が国は、本拠出金を通じて資源国の腐敗や紛争の予防、及び成長と貧困削減につながる責任ある資源開発を促進し、資源国における安定的な資源開発・供給に貢献すると共に、世界及び我が国の鉱物資源の安定供給確保に寄与してきた。 なお、本信託基金は 2015 年末をもって閉鎖された。	—	16 (16)	6 (6)	4 (4)	0	237
国際貿易センター（ITC）拠出金（任意拠出金）（19年度）（関連：Ⅱ－2）	ITC は、開発途上国の輸出振興のための技術的援助を行う目的で、WTO 及び UNCTAD の下に設立された国際機関であり、途上国の輸出産業振興支援の分野で大きな実績を有している。特に、輸出振興に不可欠な民間セクター育成のための案件実施に精通しており、アフリカ地域での経験も豊富であり、途上国やその他の国際機関からも高い評価を受けている。 我が国は、「Ethical Fashion」プロジェクトへのイヤマークへの拠出を通じ開発途上国が適切な貿易促進策を作成・実施する際の技術支援に寄与すると同時に、日本の企業とも提携し市場価値の高い商品を開発するなど日本経済にも貢献している。	—	7 (7)	5 (5)	5 (5)	6	238
APEC ビジネス諮問委員会拠出金（任意拠出金）（14年度）（関連：Ⅱ－2）	ABAC は、各エコノミーからの ABAC 委員が集まり、1 年に 4 回の会議を開催。毎年、APEC の主要なテーマを踏まえつつ、ビジネス界としてどのような施策を APEC に求めていくかを議論し、首脳への提言書、貿易担当大臣や関連閣僚に対する提言レターを作成。首脳会議の際には、首脳への提言をとりまとめ、提言内容を踏まえ、APEC 首脳と対話を行い、直接要請を行う。この対話には、原則的に日本の総理を含むすべての APEC 首脳が毎年参加。ITA（情報技術協定）拡大や環境物品の自由化交渉は ABAC の提言を受けた APEC での合意を踏まえて WTO における交渉が開始されたものであり、いずれも我が国経済界がその実現を強く要請してきたもの。また ABAC の提言に基づいて具現化され、APEC 域内の無査証移動を可能とする APEC ビジネストラベルカードは、我が国の運用開始から日本人に対して既に 2.5 万枚を発行している上、申請数も急激に増加しており、日本のビジネス関係者に大きな便宜をはかるものとなっている。これらをはじめとして、APEC において、短期的に、また中長期的に APEC で取り組むべき課題など有益なインプットを行っている。	—	4 (4)	4 (4)	5 (5)	5	239
アジア欧州財団（ASEF: ASIA-E	ASEM の唯一の常設機関であり、プロジェクト執行機関であるアジア欧州財団（ASEF）は、アジア・欧州間の相互理解促進のため、知的交流、文化交流、人	—	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2	240

UROPE FOUNDATION) 拠出金（任意 拠出金） （9年度） （関連：I－ 4）	的交流等の分野で事業を実施している。 プロジェクト実施経費への我が国の貢献（任意拠出金）を通じ、アジア・欧州間の相互理解の促進に主体的に関わることで、ASEFにおける具体的な貢献を示す。右は、ASEM 首脳会合や閣僚級会合における我が国の影響力・発言力を維持・強化するため、さらには、我が国の関心事項（アジアの安保環境、テロ対策等）に関するアジア欧州間の協力・連携を推進するために必要不可欠。						
中東淡水化研究センター基金 （8年度） （関連：I－ 5）	水問題と和平実現を結びつける機関として、中東和平当事者（イスラエル、パレスチナ、ヨルダン）が関与する淡水化技術研修事業、研究助成、奨学金事業等を行う。 本基金を通じた我が国の貢献は、淡水化に関連する技術的な行程の改善に寄与し、ひいては中東和平プロセス並びに中東及び他の地域の人々の生活水準の向上に貢献する。	－	0	10 (10)	5 (5)	3	241
日中植林・植樹国際連帯事業 （28年度） （関連：I－ 1）	日中植林・植樹国際連帯事業は、従来の中国における植林・植樹事業に加え、日本国内での植樹と併せて行う日中両国の青少年等の交流事業（日中両国以外の第三国及び地域の出身者の参加を含む。）及び第三国での植林・植樹事業を、公益財団法人日中友好会館を通じて実施するもの。なお、中国での植林・植樹事業については、まずは、日中緑化交流基金の残金を活用して、適切に実施していくこととし、今後の日中植林・植樹国際連帯事業に係る予算からの中国での植林・植樹事業に対する資金手当の規模と開始時期については、日中青少年等交流事業や第三国での植林・植樹事業のニーズや日中緑化交流基金の残金の執行状況も踏まえつつ、適切に検討していく。 日本へ飛来し得る黄砂等の中国の環境問題への対処、青少年等の交流を通じた環境・防災意識の啓発と対日理解の一層の促進、砂漠化防止等への貢献を図ることで、中国との関係改善の流れを一層力強いものにするとともに、国際社会の課題に対処することを通じて、「戦略的互惠関係」の強化につなげていく。	－	－	－	9,000 (9,000)	0	242

施策Ⅶ-3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献

平成 28 年度事前分析表

(外務省 28—Ⅶ—3)

施策名	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献 本施策評価は、地球規模の諸問題に係る国際機関の活動に照らした分担金・拠出金の有効性等を評価するものであり、「分担金・拠出金を通じ地球規模の諸問題を所掌する国際機関の活動を推進することにより、我が国がグローバル化に即応したルール作りと地球規模の諸問題の解決に向けたリーダーシップを発揮する」ことを施策目標としている。本施策の達成手段となっている分担金・拠出金の拠出対象となる国際機関の活動は多岐にわたっており、対象となる地球規模の諸問題に係る分担金・拠出金のうち、主要な国際機関への拠出金・分担金を順次取り上げ評価することにより、施策全体の評価に代えている。今次は、 国際連合世界食糧計画(WFP) 拠出金 の評価を実施する。 なお、本施策の目標を達成するための、同分担金以外の分担金・拠出金は「達成手段」欄の達成手段②以下に記載した。			
評価対象分担金・拠出金名(注)	国際連合世界食糧計画(WFP) 拠出金	担当部局名	国際協力局	
施策目標	国際連合世界食糧計画(WFP) を通じた飢餓・貧困撲滅への支援により、我が国が重要外交指針としている人間の安全保障の実現及び持続可能な開発目標(SDGs)の達成を促進する。	目標設定の考え方・根拠	世界の飢餓人口は約8億人と高い水準で推移しており、開発途上国において子どもの主たる死亡要因のひとつとなっている。我が国としても食料支援を通じて飢餓と貧困の撲滅に取り組むことは、国際社会の共通の目標であるSDGs達成ひいては国際社会の安定に貢献するものである。 行政改革推進会議による「秋のレビュー」（平成26年11月）を踏まえ、我が国重要外交課題の遂行、我が国のプレゼンスの強化、適切な組織・財政マネジメントの確保等の観点を含め評価を行う。	
施策の概要	国連唯一の食料支援機関で、かつ世界最大の人道支援機関であるWFPは、飢餓と貧困の撲滅を使命として、主として食料を通じて①自然災害や人為的災害による被災者、難民・国内避難民等に対する緊急支援、②世界の食料安全保障の推進、及び③開発途上国の経済社会開発支援を行っている。我が国は、WFPに対する拠出及びWFPの主要意思決定機関である執行理事会への積極的な参画等により、食料安全保障及び栄養改善をはじめとする地球規模の諸問題の解決に向けた取組に貢献する。	政策体系上の位置付け	分担金・拠出金	政策評価実施予定時期 平成29年8月

(注)本欄以下の記載欄は評価対象分担金・拠出金に係るものである(ただし、「達成手段」欄には評価対象以外の分担金・拠出金も記載した)。

測定指標	1 WFP への拠出を通じた食料安全保障及び栄養改善の促進		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
	実績	27年度	(測定指標の選定理由) 我が国が重視する国際的な目標の達成に向けたWFPの活動実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) WFPによる食料支援は、持続可能な開発目標(SDGs)の目標2「飢餓の撲滅、食料安全保障・栄養改善の実現」に貢献するものであるほか、SDGsのその他の目標(ジェンダーや保健、教育等)にも資するものであり、WFPへの拠出を通じてこれら目標を達成することが重要である。	

年度目標	28年度	WFP を通じた災害時の緊急食料支援、栄養改善支援、学校給食支援、生計向上支援等の実施により、被災者や脆弱層の生命保護と食料安全保障・栄養改善を促進する。		(測定指標の選定理由) WFP は、最大規模の人道支援機関であり、食料安全保障及び栄養分野の主要な担い手であるとともにロジスティックス面の共通サービスを支援関係者に提供する等高い専門性と幅広いネットワークを有している。我が国が地球規模の諸問題の解決に貢献していく上でWFP との連携強化が不可欠であり、このための実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) 日・WFP 間の連携強化を図るためにはハイレベルで主要政策や共通の重点分野における協力について協議することが重要である。また、国際会議における協力や日本の民間セクターとの連携促進も我が国が重視する外交課題の実現に不可欠である。
中期目標	—	WFP を通じ、国際的な目標である持続可能な開発目標 (SDGs) の目標 2「飢餓の撲滅、食料安全保障・栄養改善の実現」に貢献する。		
2 日・WFP 間のパートナーシップ強化				
実績	27年度	日・WFP 政策協議 (10 月)、WFP 執行理事会 (5 月、11 月、平成 28 年 2 月) への参加、WFP 事務局次長を始めとする幹部の訪日 (「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム (WAW!2015)」への出席等) を通じて、国際的なアジェンダや具体的事業における協力、我が国の重要外交課題の推進等につき WFP との連携強化を図った。また、WFP 調達セミナーの開催 (2 月) など、WFP と日本企業との連携促進に向けた取組を実施した。		
年度目標	28年度	WFP を通じた地球規模の諸問題の解決に貢献するため、以下の取組等により WFP との連携強化を図る。 1 日・WFP 政策協議を含む WFP 幹部の訪日を通じたハイレベルでの協議の実施 2 世界人道サミットや TICADVI等の国際会議における協力 3 日本企業や日本の NGO との連携促進		
中期目標	—	我が国が重視する人道支援、女性支援、防災分野の取組を推進するとともに、SDGs の達成に貢献するため、WFP との連携・協力を強化する。		
3 日本人職員増強 (専門職以上における日本人職員の割合)		実績値	年度目標値	中期目標値
		27 年度	28 年度	—
		2.9	3.1	—
測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(選定理由) WFP への主要拠出国である我が国としては、日本人職員の増強を通じて日本の顔の見える支援を確保しつつ、人間の安全保障及び持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に貢献していくことが求められる。このため、WFP における日本人職員数の割合を図ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。 (目標(水準・目標年度)設定の根拠) WFP の専門職以上の職員に占める日本人職員の割合の着実な増加を確保することを重視しており、その割合は過去 5 年間 (平成 23～27 年) 2.8～3.0%であるところ、WFP 全体の専門職員数を勘案し目標値を設定した。			

達成手段	達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要等	関連する測定指標	単位: 百万円				行政事業レビュー 事業番号
				予算額計 (執行額)			当初予算額	
				25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	

①国際連合世界食糧計画(WFP)拠出金(任意拠出金)(昭和38年度)(関連:VI-1, VII-3)	WFPは、国連唯一の食料支援機関かつ世界最大の人道支援機関であり、飢餓と貧困の撲滅を使命として、主として食料を通じて①自然災害や人為的災害による被災者、難民・国内避難民等に対する緊急支援、②世界の食料安全保障の推進、及び③開発途上国の経済社会開発支援を行っている。 WFPを通じた我が国の貢献は、飢餓・貧困対策、母子の栄養強化、学校給食を通じた教育支援等の実現に寄与するとともに、我が国が重点外交政策として推進している人間の安全保障の実現と持続可能な開発目標(SDGs)の達成に資する。	1 2 3	7,833 (7,833)	12,486 (12,486)	13,842 (13,842)	583	270
国際連合開発計画(UNDP)拠出金(パートナーシップ基金)(15年度)(関連:VI-2)	国連内の開発関連国際機関(計32機関)グループの議長を務め、開発分野の中核的機関であるUNDPの高い専門的知見、経験、グローバルなネットワークを活用し、各国・地域において我が国の二国間援助を補完し、また、相乗効果を生み出す事業を実施する。特に、UNDPの日本人職員が形成・管理する事業を中心に実施することで、国際機関における我が国のビジビリティを向上させ、日本人職員の増強に貢献し、以て日本とUNDPのパートナーシップ強化する。 我が国とUNDPとの共通の重点分野である、持続可能な開発目標、防災、女性、ガバナンス、危機対応・復興等の案件を効果的且つ効率的に実施する。特に、UNDPの日本人職員が形成・管理する事業を実施する。	—	9,006 (9,006)	10,409 (10,409)	14,903 (14,903)	109	243
国際連合教育科学文化機関(UNESCO)分担金(昭和27年度)(関連:III-1)	ユネスコ分担金は加盟国の義務であり、ユネスコの通常予算を支弁するもの。加盟国からの分担金により、ユネスコの組織運営(地域事務所を含む事務局運営、執行委員会及び総会の開催)、及び、ユネスコが取り組む教育、自然科学、人文・社会科学、文化、情報・コミュニケーションの5分野における国際的な知的協力・倫理的活動、加盟国の能力開発等に関する各種事業、法規設定等が実施されている。 我が国は、ユネスコの所掌分野である教育、科学、文化、コミュニケーションへの貢献を通じて国家間の協力を促進し、世界の平和と安全に寄与することを目的とする。我が国としては、文化の分野における国際規範の整備等の国際貢献を通じ、各国の人々による経済社会開発を支えることにより、親日感の醸成との目標を掲げており、本件は、この目標に資するものである。	—	3,611 (3,611)	3,718 (3,718)	3,328 (3,017)	3,775	244
オゾン層保護基金拠出金(義務的拠出金)(3年度)(関連:VI-2)	本拠出金は、地球規模の課題であるオゾン層保護対策の推進に向け、オゾン層保護基金を通じて開発途上国におけるオゾン層破壊物質(ODS)の生産・消費削減プロジェクトを策定・実施するための義務的拠出金。我が国は同基金に対する拠出金の拠出、締約国会合・執行委員会への積極的な参画等により、オゾン層保護の効果的かつ効率的な推進を確保する。 本件拠出を通じて我が国は、オゾン層保護対策の余地が多く残されている開発途上国への支援によるオゾン層保護の効果的かつ効率的な推進、また先進締約国が持つODS削減技術のうち適用可能なより高度な技術を開発途上国に普及させることによる、より効果的か	—	1,748 (1,748)	2,067 (2,067)	2,408 (2,408)	2,627	245

	つ効率的な ODS 対策の実現に大きく寄与している。						
国際連合工業開発機関 (UNIDO) 分担金 (昭和 62 年度) (関連: VI-1)	開発途上国に対する工業開発の促進及び加速化を図り、世界的、地域的及び国家的なレベルにおいて、部門別の工業開発及び工業協力を促進することを目的として設立された国際機関である UNIDO に対する加盟国としての義務を果たし、持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に貢献する。また、日・UNIDO 間のパートナーシップを強化し、人間の安全保障、アフリカ支援、環境・気候変動等我が国が重視する政策を協力して推進するとともに、我が国民間セクターの技術・ノウハウの活用や海外事業展開、国際機関における日本人職員の増強にも貢献する。 UNIDO の運営費、調査費その他の恒常的に要する費用等のための支出 (通常予算) に対する分担金を負担。UNIDO は、(1) 開発途上国における工業化政策、工業計画の立案、企画等についての助言及び勧告、(2) 専門家派遣による開発途上国での直接技術指導、(3) 開発途上国の工業化推進に必要とされる先進国資本及び関連技術の斡旋、(4) 開発途上国の研究、技術開発等に対する機材供与、(5) 工業技術、投資、財政、生産、経営計画立案に関する資料収集、分析及び情報交換の促進、(6) 民間企業を含めた専門家会議、研究、討論会等の開催を実施。	—	1,563 (1,563)	701 (701)	1,780 (1,780)	1,713	246
アジア生産性機構 (APO) 分担金 (昭和 36 年度) (関連: VI-1)	APO は、アジア太平洋諸国の生産性向上を目的として昭和 36 (1961) 年に設立された地域国際機関である。APO 分担金は、APO の事業費及び事務局運営費に充てられている。APO は分担金及び拠出金により年間 100 件程度のプロジェクトを実施しており、主要なものとして、①加盟国・地域の民間企業関係者及び生産性本部 (国内産業の生産性向上を目的として設置されている国内機関) 関係者を対象とした、研修、セミナー、調査、会議、②加盟国・地域の生産性の計測及び生産性データブックの作成、③生産性向上と環境保全の両立を目指す事業として、環境配慮製品の国際見本市である「エコプロダクツ国際展」の実施等が挙げられる。 我が国で開発された生産性向上手法を APO を通じ積極的に普及することにより、我が国は加盟国・地域の発展に寄与している。また APO に対する我が国の貢献は、我が国企業の海外展開及びこれら企業の製品の輸出促進につながる事業の推進に資する。	—	558 (558)	619 (619)	677 (677)	736	247
国際移住機関 (IOM) 分担金 (6 年度) (関連: VI-1)	IOM は、難民・国内避難民支援、人身取引対策、緊急人道支援等「人の移動」にかかる多岐に亘る支援を世界各地で実施している。 我が国としては、IOM による世界各地における移民・難民問題への対応、人身取引、自然災害等に対する諸活動 (シェルター支援、基礎物資提供等支援、適切な国境管理支援等) を支援することにより、我が国が重視する人間の安全保障の確保を目指す。	—	471 (471)	524 (524)	601 (601)	677	248
気候変動枠組条約	地球温暖化問題に対処するための国際的な枠組みである国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) の加盟国として義	—	198 (198)	317 (317)	272 (272)	266	249

(UNFCCC) 拠出金(義務的拠出金) (5年度) (関連: VI-2)	務づけられている拠出金である。 UNFCCC 事務局の運営経費を拠出することで、本条約締約国間の気候変動枠組条約交渉を円滑に進め、全ての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みを構築・実施することを目指す。						
生物多様性条約拠出金 (義務的拠出金) (5年度) (関連: VI-2)	本拠出金は、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生じる利益の公平かつ衡平な配分の推進を目的とする生物多様性条約の事務局の活動を支援するための義務的拠出金。各国の年間拠出額は、隔年で開催される締約国会議において本条約の財政規則に基づき決定される。同条約事務局は、締約国会議の開催準備、締約国会議の決定事項の推進、各種報告書の作成、他の関係国際機関との協力、開発途上国の支援、普及啓発、情報提供等を実施している。本拠出金を通じて我が国は、地球規模での生物多様性の保全に大きく寄与している。	—	151 (151)	187 (187)	183 (183)	206	250
気候変動枠組条約 (UNFCCC) 拠出金(京都議定書拠出金)(義務的拠出金) (17年度) (関連: VI-2)	地球温暖化問題に対処するための国際的な枠組みである国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 京都議定書の加盟国として義務づけられている拠出金である。 UNFCCC 事務局の運営経費を拠出することで、京都議定書の円滑な履行に資する。	—	125 (125)	145 (145)	146 (146)	143	251
国際熱帯木材機関 (ITTO) 分担金 (昭和 59 年度) (関連: VI-2)	本分担金は、国際熱帯木材協定 (ITTA) の運用に関する費用及び同協定に基づき我が国に設置された国際熱帯木材機関 (ITTO) 事務局運営費に係る分担金である。 ITTO は我が国に本部を置く国際機関の一つであり、気候変動や生物多様性の観点からも重要な役割を果たしている熱帯林の保全推進のため、持続可能な森林経営 (SFM) の促進を目的とし、熱帯林経営に関するガイドラインの作成・普及、熱帯木材貿易に関する統計資料の整備・公表を行い、加盟国への情報共有の推進等に取り組んでいる。 本分担金を通じて我が国は、違法伐採対策や SFM の促進等、地球規模の課題解決に大きく寄与している。	—	83 (83)	111 (111)	102 (93)	108	252
砂漠化対処条約拠出金 (義務的拠出金) (7年度) (関連: VI-2)	本拠出金は、深刻な干ばつや砂漠化に対処するための世界規模の行動計画を作成し、その実施及び実施のための支援を目的とした「砂漠化対処条約」の事務局の活動を支援するための義務的拠出金。全締約国が国連分担率に基づき算出された拠出率に応じた額を拠出している。同条約事務局は、締約国会議の準備、補助機関会合の準備、条約に基づく報告書のとりまとめ、他の国際機関との協力等に取り組んでおり、本拠出金を通じて我が国は、地球規模の環境問題である砂漠化進行に対し、国際的な協調に基づく効果的な対策の立案及び実施に大きく寄与している。	—	101 (101)	100 (100)	114 (114)	111	253

バーゼル条約拠出金(義務的拠出金) (5年度) (関連: VI-2)	本拠出金は、有害廃棄物及び他の廃棄物の越境移動並びにその処分の規制について、国際的な枠組の構築及び環境保護を目的とする「バーゼル条約」の事務局の活動を支援するための義務的拠出金。全締約国が国連分担率に基づき算出された拠出率に応じた額を拠出している。同条約事務局は、締約国会議の準備、条約に基づく報告書作成、他の関係国際機関との協力、廃棄物処分等に関する情報収集及び締約国への送付、廃棄物処理等に関する技術の伝達、締約国会議が決定する他の任務の遂行等の活動を実施している。 本拠出金を通じて我が国は、条約の主目的である有害廃棄物の越境移動の規制の推進に関し、途上国の廃棄物処理能力の向上のための戦略計画の実施に大きく寄与している。	—	57 (57)	64 (64)	72 (72)	78	254
野生動植物取引規制条約信託基金拠出金(義務的拠出金) (昭和 55 年度) (関連: VI-2)	本拠出金は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)」に規定された事務局の任務及び締約国会議の決議・決定により同事務局に付託された活動の円滑な遂行に必要な経費を賄うための義務的拠出金。 同事務局は、条約信託基金の資金により、①締約国会議の準備・フォローアップ、②条約実施のための各国の法令整備、執行、研修の支援、③条約の実施に係る勧告の作成、④問題のある取引等についての通報・注意喚起、⑤条約附属書の編集、⑥締約国会議で採択された新たな決議や決定の発出、⑦条約附属書に掲載された種の具体的な特定を支援するための情報提供等を実施している。 本拠出金を通じて我が国は、絶滅のおそれのある野生動植物の保護を図るための国際協力の促進とそれによる動植物の持続可能な利用の確保の推進に大きく寄与している。	—	56 (56)	65 (65)	74 (74)	80	255
水鳥湿地保全条約拠出金(義務的拠出金) (2年度) (関連: VI-2)	本拠出金は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(通称「ラムサール条約」)事務局の活動を支援するための義務的拠出金。全締約国が国連分担率に基づき算出された拠出率に応じた額を拠出している。同条約事務局は、①締約国会議の開催準備、②締約国会議の決議事項の推進、③各国の国別報告書の検討及び情報収集、④水鳥、湿地保全区に関する助言、⑤広報、普及啓発等の業務を実施している。 本拠出金を通じて我が国は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地の保全及びこれらの湿地に生息する動植物の保護の促進に大きく寄与している。	—	54 (54)	55 (55)	61 (61)	67	256
オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書拠出金(義務的拠出金) (2年度) (関連: VI-2)	本拠出金は、オゾン層を破壊するおそれのある物質の生産消費及び貿易を規制することを目的とする「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」事務局の活動を支援するための義務的拠出金。同事務局は、①締約国会合の開催、②公開作業部会の開催、③各国のオゾン層破壊物質生産・消費・輸出入量の集計、公表、④その他締約国会議が決定する他の任務の遂行等の業務を実施している。 本拠出金を通じて我が国は、規制対象物質の特定、右物質の削減、非締約国からの規制物質の輸入禁止、	—	44 (44)	45 (45)	51 (51)	55	257

	開発途上国に対する代替品技術の利用・取得のための援助等の措置を定める等オゾン層保護のための規制の実施に大きく寄与している。						
国際自然保護連合 (IUCN) 拠出金 (義務的拠出金) (7年度) (関連：Ⅵ－2)	本拠出金は、全地球的な野生動植物の保護、自然環境・天然資源の保全分野における専門家による調査研究の実施、各種勧告の採択、開発途上地域に対する支援等の実施を活動目的とする IUCN 事務局の活動を支援するための義務的拠出金。同事務局は、世界自然保護会議（総会）において、一般方針の決定、各種プログラムと予算の承認等を通じ、環境分野における国際的な規範作りに取り組んでいる。本拠出金を通じて、我が国は、IUCN の国家会員として国際社会における環境問題への対処に我が国の意見を反映させるとともに、世界各国の NGO に対し、我が国の地球環境問題への積極的な取組を効果的に発信している。	—	43 (43)	51 (51)	57 (57)	62	258
ストックホルム条約 (POPs 条約) 拠出金 (義務的拠出金) (18年度) (関連：Ⅵ－2)	本拠出金は、毒性が強く、残留及び生物蓄積性、長距離にわたる環境における移動の可能性を有し、人の健康又は環境へ悪影響を与えるダイオキシン類、PCB、DDT 等の残留性有機汚染物質 (Persistent Organic Pollutants: POPs) に対応することを目的とした「ストックホルム条約 (POPs 条約)」の事務局の活動を支援するための義務的拠出金。全締約国が国連分担率に基づき算出された拠出率に応じた額を拠出している。同事務局は、①締約国会議及び補助機関会合の準備並びに役務の提供、②締約国の本条約遂行に必要な支援の提供、③他の関係国際機関・団体の事務局との調整、④各締約国より受領した情報及び他の入手可能な情報に基づく定期報告書の作成並びに提供、⑤本条約の定める事務局の任務及び締約国会議が決定する任務の遂行等の業務を実施している。 本拠出金を通じた我が国の貢献は、残留性有機汚染物質の製造及び使用の規制等についての基準設定に寄与するとともに、こうした基準設定に我が国の実情を反映せる上で重要である。	—	38 (38)	40 (40)	48 (48)	51	259
世界遺産基金 (WHF) 分担金 (5年度) (関連：Ⅲ－1)	世界遺産条約の締約国に課される義務的分担金である。各締約国から支払われる分担金及び寄付金等から成る世界遺産基金により、世界遺産一覧表の作成、顕著な普遍的価値を有する世界の文化遺産及び自然遺産の保護に係る調査・研究、専門家派遣、研修、機材供与、資金協力等の国際的援助等、条約に基づく具体的な保護措置が実施される。具体的な使途や使途毎の予算配分については、作業指針に基づいて、世界遺産委員会 (締約国の中から選挙で選出された 21 カ国で構成) が決定する。 我が国は、世界遺産基金を通じ、人類共通の貴重な遺産としての文化遺産及び自然遺産の保護に対し重要な役割を果たしている。	—	34 (34)	34 (34)	39 (33)	38	260

無形文化遺産基金分担金 (18年度) (関連：Ⅲ－1)	本分担金は、無形文化遺産保護条約の締約国に課される義務的分担金である。(注：同条約は、平成15年ユネスコ総会において採択、平成18年4月に発効した。我が国は、他国に先駆け国内の無形文化財保護に取り組んでおり、条約交渉段階から議論を主導し、平成16年にいち早く締結した。) 本分担金などの各国の拠出から成る無形文化遺産基金により、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」及び「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」の作成、専門家の提供、必要な職員の養成、設備及びノウハウの供与等の国際的な援助等、条約に基づく具体的な保護措置が実施される。具体的な使途や使途毎の予算配分については、締約国会議が定める指針に基づいて、政府間委員会(締約国の中から選挙で選出された24カ国で構成)が決定する。 我が国は、同基金を通じ、無形文化遺産の国際的な枠組みの下での保護に重要な役割を果たしている。	—	34 (34)	34 (34)	39 (33)	38	261
生物多様性条約カルタヘナ議定書拠出金(義務的拠出金) (17年度) (関連：Ⅵ－2)	本拠出金は、生物多様性条約に基づき、遺伝子組換え生物の国境を越える移動が生物多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼさないよう、その安全な移送、取扱い及び利用について十分な保護を確保するための措置を規定する「カルタヘナ議定書」の事務局の活動を支援するための義務的拠出金。全締約国が国連分担率に基づき算出された拠出率に応じた額を拠出している。 同事務局は、締約国会合の準備、議定書・締約国会合により課された任務の遂行、各種資料の作成、他の国際機関との調整、開発途上国の支援、普及啓発、情報交換センターの運営などの業務を実施している。 本拠出金を通じて我が国は、特に国境を越える移動に焦点を合わせて、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のある現代のバイオテクノロジーにより改変された生物(Living Modified Organism)の安全な移送、取扱い及び利用の分野における十分な保護の確保に大きく寄与している。	—	37 (37)	38 (38)	38 (38)	44	262
北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)拠出金(義務的拠出金) (8年度) (関連：Ⅵ－2)	本拠出金は、主に日本、中国、韓国、ロシアの4か国の陸域に囲まれた閉鎖性海域である日本海及び黄海における海洋及び沿岸の環境保護・管理及び更なる発展に向けた取組を推進することを目的とする「北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)」の活動を支援するための義務的拠出金。NOWPAPの活動主体として指定された地域センターが、海洋環境データの共有、汚染物質のモニタリング、油流出緊急時計画の作成、漂流・漂着ゴミ対策を実施している。我が国は、NOWPAPの事務局機能を果たす地域調整部を富山に誘致するとともに、政府間会合等を通じて、日本海及び黄海における海洋環境の保護に大きく寄与している。	—	23 (23)	27 (27)	30 (30)	33	263

ロッテルダム条約 (PIC 条約) 拠出金 (義務的拠出金) (17 年度) (関連: VI-2)	本拠出金は、有害な化学物質等の輸入の可否について事前に各国の意思を確認し、右情報を各国間で共有した上で、当該化学物質等の輸入については輸入国側の意思を尊重し対応する手続を策定したロッテルダム条約事務局の活動を支援するための義務的拠出金。全締約国が国連分担率に基づき算出された拠出率に応じた額を拠出している。同事務局は、①締約国会議、補助機関会合の準備及び役務の提供、②締約国の本条約遂行に必要な支援の提供、③他の関係国際機関・団体の事務局との調整、④本条約の定める事務局の任務及び締約国会議が決定する任務の遂行、等の業務を実施している。 本拠出金を通じた我が国の貢献は、有害な化学物質の適正な管理に寄与するとともに、化学物質管理の国際的な基準設定に関してリーダーシップを発揮する上で重要である。	—	23 (23)	26 (26)	32 (32)	34	264
オゾン層の保護のためのウィーン条約拠出金 (義務的拠出金) (2 年度) (関連: VI-2)	本拠出金は、地球を取り巻くオゾン層を保護することを目的とする「オゾン層保護のためのウィーン条約」事務局の活動を支援するための義務的拠出金。全締約国が国連分担率に基づき算出された拠出率に応じた額を拠出している。同事務局は、①締約国会議(COP)及びビューロー会合等関連会合の開催、②オゾン研究管理者会議の開催、③オゾン層保護に係る広報・普及啓発活動、④ウェブサイトの運営、締約国会議が決定する他の任務の遂行、等の業務を実施している。 本拠出金を通じた我が国の貢献は、フロン等のオゾン層破壊物質から、生物に有害な帯域の紫外線の地上への到達を防いでいるオゾン層を保護する上で重要である。	—	6 (6)	7 (7)	7 (7)	8	265
南極条約(義務的拠出金) (16 年度) (関連: VI-2)	本拠出金は、南極の平和的利用、科学的調査の自由と国際協力の促進、及び領土権主張の凍結等を主な目的とする「南極条約」の事務局の活動を支援するための義務的拠出金。 同事務局は、南極条約協議国会議及び環境保護委員会の開催、ウェブサイトの運営、ディスカッションフォーラムの運営、協議国の南極での活動支援等を実施している。 本拠出金を通じて我が国は、南極環境の保護及び南極における科学研究の自由と国際協力の推進に大きく寄与している。	—	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2	266
コロンボ計画分担金 (昭和 31 年度) (関連: VI-1)	コロンボ計画は、昭和 26(1951)年に設立された ASEAN(除カンボジア)及び SAARC(南アジア地域協力連合)諸国等の 26 ヶ国が参加する国際開発機関である。本分担金は、南南協力の促進を目指すコロンボ計画の運営に用いられる。なお、分担金は全加盟国による一律同額負担である。 コロンボ計画を通じた我が国の貢献は、南南協力の積極的な推進に寄与する。	—	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2	267
国際連合難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 拠出	UNHCR は、パレスチナ難民を除く世界の難民・国内避難民等の保護及び支援を行う。具体的には、①難民に対する国際的保護の付与、②緊急物資の配布等による支援、③自発的帰還、現地統合及び第三国定住による	—	15,233 (15,233)	16,603 (16,603)	17,041 (17,041)	4,035	268

金(任意拠出金) (昭和 42 年度) (関連: VI-1)	恒久的解決を図るとともに④難民及び無国籍者保護のための条約の締結促進を行っている。 UNHCR を通じた我が国の貢献は、難民登録等を通じ難民が保護を受けられるようにするとともに生活必需品やシェルター等の提供を通じて難民が尊厳をもって生活を送れるようにすることにより、我が国が重点外交政策として推進している人間の安全保障の確保を目指す。						
国際連合児童基金 (UNICEF) 拠出金 (昭和 27 年度) (関連: VI-2)	UNICEF は子どものための活動(教育、保健、衛生、子どもの保護等)を専門とする唯一の国連の支援機関。世界の子どものために、保健、HIV/AIDS、水・衛生、栄養、教育、子どもの保護等の分野において、自然災害や武力紛争の際の緊急人道支援から中長期的な開発支援まで幅広く活動し、政策の提言、立案、実施等を支援する。 UNICEF の衡平性原則(最も脆弱な子どもたちへの支援の重視)は、我が国の重要外交・開発課題である人間の安全保障の現場レベルでの実践に大きく貢献している。我が国は、UNICEF に対する拠出を通じ、すべての子どもの権利の実現を目的とした人道・開発分野における広範な支援活動に貢献する。 なお、UNICEF は、全ての活動においてジェンダー平等を推進し、その広範かつ包括的な活動は、我が国が重視する人間の安全保障の実現及びSDGsの実施のために大きく貢献している。	—	10,357 (10,357)	12,457 (12,457)	14,707 (14,707)	2,079	269
世界エイズ・結核・マラリア対策基金拠出金 (13 年度) (関連: VI-2)	途上国におけるエイズ、結核、マラリアの三大感染症による感染、死亡の削減に持続可能で適切な貢献を行い、支援を必要とする国々において三大感染症により引き起こされた影響を緩和し、また、保健制度を強化することで、SDGs の達成に寄与する。グローバルファンドは、我が国が二国間援助を提供しづらい紛争地域も含めた約 120 の国と地域に対して支援を行い、三大感染症対策における国際支援に占めるグローバルファンドの割合は、エイズ 25%、結核 72%、マラリア 58% であり、開発途上国に対して大きな影響力を有する。 グローバルファンドを通じた我が国の貢献は、こうした三大感染症対策及び保健システムの強化のための活動を通じ、SDGs の達成、及び国際保健分野における我が国のプレゼンスの向上に寄与しており有意義。	—	33,726 (33,726)	18,453 (18,453)	19,716 (19,716)	0	271
国際連合開発計画 (UNDP) 拠出金(コア・ファンド) (昭和 41 年度) (関連: VI-2)	UNDP は、国連内で開発に携わる計 32 機関からなる国連開発グループの議長を務める開発分野の中核的機関であり、開発分野における高い専門的知見と経験、グローバルなネットワークを有している。UNDP は、持続可能な開発目標の実施、人間の安全保障の推進、防災・女性等、我が国が重視する地球規模課題の解決に向けて大きな役割を担っていることから、我が国は UNDP への拠出を通じて、開発課題に対するコミットメントを国内外に示すと共に、UNDP に対する発言力・影響力を確保することを目的とする。 UNDP は、「貧困の撲滅、不平等と排除の大幅是正」を目標として、持続可能な開発プロセス、包摂的で効果的な民主的ガバナンス、強靱な社会の構築を重点分野	—	6,599 (6,599)	6,599 (6,599)	6,749 (6,749)	7,019	272

	とし、途上国のニーズに即した支援を 177 の国・地域で実施している。UNDP コア・ファンドは UNDP の通常財源であり、特に後開発途上国における貧困撲滅や持続可能な開発目標実施等のための開発活動経費、及び本部・地域事務所・約 130 の国事務所の運営費や人件費等に充当される。						
赤十字国際委員会 (ICRC) 拠出金 (任意拠出金) (昭和 35 年度) (関連: VI-1)	赤十字国際委員会 (ICRC) は、紛争犠牲者の保護を中心として、医療支援、食糧・生活物資等の支給、飲料水供給、衛生活動等の緊急人道支援を実施している。紛争下にあるために、我が国や他の国際機関が安全・能力上の制約から支援不可能な状況・場所で、時に「唯一の援助機関」として活動している。 ICRC を通じた我が国の支援により、世界の平和と安定に資するのみならず、紛争の影響を受けた人々への支援を通じ、我が国が重視する人間の安全保障の確保を目指す。	—	2,711 (2,711)	2,922 (2,922)	5,185 (5,185)	191	273
国際連合人口基金 (UNFPA) 拠出金 (昭和 46 年度) (関連: VI-2)	本拠出金は、UNFPA の活動の根幹を支える組織運営費及びプログラム実施経費に充てられる UNFPA コア・ファンド並びに多数国間または地域的規模で活動する人口開発分野の NGO 等の活動を支援する「インターカントリーな NGO 支援信託基金」に用いられる。 人口、リプロダクティブ・ヘルス分野は持続可能な開発目標 (SDGs) の達成にとって重要であり、この分野の主導的国連機関である UNFPA を通じた我が国の貢献は、人間の安全保障に資する母子保健の推進、家族計画に関する情報やサービスの提供、性感染症や HIV / エイズの予防及び治療等に寄与するとともに、SDGs 達成に資する。	—	2,772 (2,772)	3,552 (3,552)	3,937 (3,937)	2,439	274
国際連合地雷対策支援信託基金 (UNMAS) 拠出金 (任意拠出金) (関連: VI-1)	UNMAS への本拠出金は以下の支援に用いられる。 1 地雷回避教育支援 2 地雷除去支援 3 武器の安全管理 4 地雷被害者の社会復帰支援 UNMAS を通じた我が国の貢献は、地雷の除去、地雷の被害の予防及び被害者の支援を行うことで、人間の安全保障の実現という我が国の重要外交課題の達成に寄与する。	—	1,100 (1,100)	1,464 (1,464)	1,693 (1,693)	10	275
国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA) 拠出金 (任意拠出金) (昭和 28 年度) (関連: VI-1)	UNRWA は、パレスチナ難民の救済をマנדートとし、ガザ地区、ヨルダン川西岸、ヨルダン、レバノン及びシリアに居住するパレスチナ難民に対する救済事業を行っている。 UNRWA を通じた我が国の拠出は、教育、医療・保健、救済 (住宅改善支援など) 等を通じてパレスチナ難民の人道状況の改善に寄与するとともに、我が国が重点外交政策として推進している人間の安全保障の実現、中東地域の安定、中東諸国との良好な外交関係の維持に資する。	—	1,514 (1,514)	3,306 (3,306)	4,393 (4,393)	190	276
国際農業研究協議グループ (CGIAR) 拠出金 (任意)	CGIAR は国際的な農林水産業研究に対する長期的かつ組織的支援を通じて、開発途上国における食料増産、生産性改善を図ることにより、途上国の住民の福祉向上を図ることを目的として設立。	—	295 (295)	353 (353)	394 (394)	196	277

拠出金) (昭和 46 年 度) (関連：VI－ 2)	本事業は、CGAIR を通じ、我が国が重視する政策内容を反映しつつ、各国の農業研究機関、民間セクター、NGO 等と協力して途上国の経済発展・福祉向上のための農業（林業、水産業を含む）研究を実施することを目的とする。（Science 誌の試算方法によると、我が国の研究者が貢献した「緑の革命」（コメ、小麦の品種開発）の経済効果は、2000 年時点で約 5000 億円とされるように、農業研究を通じた技術革新には、大きな経済的潜在価値がある。） CGIAR 傘下の各研究センターは、開発途上国の経済発展・福祉向上のための国際農業（林業、水産業を含む）研究を実施しており、本事業は、研究センターに対し、我が国の政策関心事項に沿ったイヤーマーク拠出を実施。具体的には、一国では対応が困難な気候変動や生物多様性等の横断的政策課題を重視しつつ、農作物の遺伝資源の保存・評価、適正な品種の開発・提供、病虫害対策、水資源等の天然資源の管理・保全、食料・農業政策形成のためのデータ分析提供、開発途上国の農業研修等を実施。その際、JICA や我が国民間セクターとの連携や、我が国研究者の参画を重視。 我が国は、設立以来、アジア先進国代表の理事国として、CGIAR の組織運営にも主導的に関与しており、わが国重点事項の組織全体の方針への反映を図りつつ、各組織運営に必要な活動のための拠出を実施。CGIAR 傘下の研究センターには、邦人の若手・女性研究者の派遣を推進。						
国際家族計画連盟 (IPPF) 拠出 金 (昭和 44 年 度) (関連：VI－ 2)	本拠出金は、世界 172 カ国に現地の加盟家族計画協会を有し、人口、リプロダクティブ・ヘルス分野でコミュニティに根ざす活動を行う IPPF の活動の根幹を支える組織運営費及びプログラム事業費に充てられる IPPF コア・ファンド及びコミュニティ・レベルで、特に脆弱層に対して支援を行っている加盟協会等の活動を支援する「HIV/リプロダクティブ・ヘルス日本信託基金」に用いられている。 人口、リプロダクティブ・ヘルス分野は持続可能な開発目標(SDGs)の達成にとって重要であり、IPPF を通じた我が国の貢献は、人間の安全保障に資する母子保健の推進、家族計画に関する情報やサービスの提供、性感染症や HIV/エイズの予防及び治療等に寄与し、ひいては SDGs 達成に資する。	—	822 (822)	931 (931)	931 (931)	931	278
人間の安全保障基金拠 出金 (12 年度) (関連：VI－ 2)	人間一人ひとりに着目し、人々が恐怖と欠乏から解放され、尊厳ある生命を全うできるような社会づくりを目的とする「人間の安全保障」は我が国外交の重要な柱であり、国家安全保障戦略や開発協力大綱において明記されている。人間の安全保障基金は、具体的な事業を通じて国際社会における人間の安全保障の理念の普及と途上国における実践を目標とする。国際社会において唯一「人間の安全保障」の名を冠した基金であり、同基金への拠出を通じ、「人間の安全保障」の知名度を高めることは、同概念を重視する日本のイメージと直結し、国連及び国際開発分野におけるプレゼンスの向上につながっている。また、グローバル化が進	—	831 (831)	831 (831)	852 (852)	852	279

	み、世界の国々の相互影響と依存の度合いが急速に高まる中、本拠出金を通じて紛争やテロ、貧困、感染症、環境汚染や気候変動といった様々な脅威に統合的に対応することは、日本を取り巻く国際環境を安定的なものとし、日本自身の平和と繁栄の維持に資する。 本事業は、人間の安全保障の理念の普及と途上国における実践を支援するため我が国が主導して1999年に国連に設置したマルチドナー信託基金。理念の実践部分については、人間の安全保障がとるアプローチの特徴である包括的・分野横断的なアプローチを確保するため、本基金を活用する案件は、国連機関をはじめとする複数の国際機関が連携して、貧困・環境破壊・紛争・地雷・難民問題・麻薬・感染症等の地球規模の諸問題に効果的に取り組むプロジェクトであることとしている。プロジェクトは主として、人間一人ひとりの保護（プロテクション）と能力強化（エンパワーメント）という相互補強的な2本柱に基づく枠組みによって推進される。理念の普及については、同基金を活用した広報資料の作成と発信、セミナー等の開催を支援する。また、途上国におけるプロジェクトは、実施を通じて裨益コミュニティのみならず、実施機関に対しても人間の安全保障の概念を普及する上で重要な役割を担っている。						
Gavi ワクチンアライアンス拠出金（任意拠出金）（23年度）（関連：VI-2）	Gavi ワクチンアライアンスは、平成12(2000)年に設立され、54カ国（平成28(2016)年）の開発途上国を対象とし、以下を目標とし、活動を行っている。 1 5価ワクチン（ジフテリア、破傷風、百日咳、B型肝炎、インフルエンザ菌b型(Hib)）、黄熱病、麻疹等のワクチン及び新型ワクチン（肺炎球菌、ロタウイルス）の普及支援 2 予防接種普及を効果的に行うための保健システム強化 3 国際的な資金調達の予測可能性及び国家の予防接種予算の可能性改善のための取組（長期的かつ計画的に官民の資金を確保するため、革新的な資金調達メカニズムを含む取組の実施（IFFImやAMC等）） 4 ワクチン市場の形成（供給の確保・価格の低下等） Gavi ワクチンアライアンスを通じた我が国の貢献は、予防接種率の向上を通じ、子どもたちの命と人々の健康を守ること、また持続可能な開発目標達成に寄与する。	—	744 (744)	2,527 (2,527)	2,064 (2,064)	20	280
国際連合人間居住財団（UN-HABITAT）拠出金（任意拠出金）（昭和59年度）（関連：VI-2）	UN-HABITAT（国連人間居住計画）は、人口増大と共に深刻化している途上国の都市化及び居住問題（スラム対策等）等の解決に取り組むことを目的とした国連機関であり、本拠出は、UN-HABITAT、特にそのアジア太平洋地域本部（福岡本部）の活動を支えるためのものである。また、本活動は、九州北部を中心に居住環境に資する技術やノウハウを有する我が国の民間企業（特に中小企業）等と連携を図っている。本拠出金は、次のとおり、 1 コア拠出 UN-HABITAT の運営基盤を強化するため、同機関の事	—	541 (541)	4,029 (4,029)	1,770 (1,770)	10	281

	務局運営経費等の一部を拠出。 2 イヤマーク拠出 ①UN-HABITAT アジア太平洋地域本部（福岡本部）が行う研究、指針の作成、各国・各国際機関との情報交換、広報活動、研修、パイロット・プロジェクト等の実施。 ②国連アピール等に基づき、UN-HABITAT が実施する紛争地域や災害被災地等における緊急的な住宅供給等のプロジェクトの実施。						
国際連合人道問題調整事務所 (OCHA) 拠出金 (任意拠出金) (昭和 53 年度) (関連：VI-1)	OCHA は、世界各地において大規模な自然災害や紛争が発生した際、各種緊急人道支援機関が活動の偏りを避けつつ、各機関の専門知識等を効果的に活用できるよう支援活動の総合調整と支援戦略の取りまとめを行っている。また、統一アピールの作成、自然災害及び紛争が発生した際、関連情報を 24 時間インターネット上で迅速に配信するリリースウェブの運営、国際人道問題に関する調査、評価及び政策形成、理解促進等、人道支援を行う際の基礎となる活動を行っている。平成 27 年には 31 の統一アピールを発表し、世界中で約 4,550 万人が裨益した。本拠出金は、OCHA の活動を支援するものである。 我が国は、国連等の各種人道支援機関を通じた人道支援外交を重視しており、国際機関や NGO など様々な主体が活動する人道支援の現場において、効率的・効果的な活動を行う上で、OCHA によるニーズの把握及び調整機能は重要な役割を果たしている。 本件拠出を通じて人道支援活動の総合調整を行う OCHA の活動を支援することにより、効果的・効率的な人道支援の実現、我が国の推進する「人間の安全保障」の実現に貢献することができる。	—	523 (523)	834 (834)	965 (965)	129	282
初等教育関係 (GPE) 拠出金 (19 年度) (関連：VI-2)	教育は他者や異文化への理解を育み、平和を支える礎となるもので、我が国の重要外交課題である人間の安全保障を推進するために不可欠な分野。教育のためのグローバル・パートナーシップ (GPE) (旧称 FTI) は世銀主導で設立された教育分野での唯一の国際的な支援枠組みであり、持続可能な開発目標 (SDGs) の教育分野の目標 (ゴール 4) を全ての国が達成できるよう、支援対象国 (低所得国を中心とした 65 ヶ国) が策定する教育セクター計画に基づき、GPE 基金 (ドナーからの拠出金) から資金援助を行うとともに、各種能力構築支援を実施。 我が国は GPE への拠出を通じ、低所得国や紛争国等における主として初等教育の普及改善・学習環境の改善に貢献し、人間の安全保障の推進に取り組んでいる。	—	239 (239)	167 (167)	162 (162)	143	283
中央緊急対応基金 (CERF) 拠出金 (任意拠出金) (20 年度) (関連：VI-1)	中央緊急対応基金 (CERF) は、国連人道支援改革の一環として設置されたものであり、突発的な大規模災害・紛争発生時に緊急人道支援に関する初動財源を確保することにより、被害の拡大を最小限にすること、及びドナーからの支援が行き渡らない資金不足の危機 (いわゆる「忘れられた危機」) への対応を可能にすることを主な目的としている。 CERF は、大規模災害・紛争発生時に国連機関を通じて緊急・人道支援を行うための初動財源を供与してい	—	245 (245)	154 (154)	154 (154)	154	284

	る。具体的には、活動を行う国際機関が、初期活動・危機的人道状況の改善を行うために必要な事業を、緊急援助調整官(CERF)事務局に対して申請し、要件に該当する場合には、右事業の活動資金が供与される。CERFへの拠出を通じ、国際社会における人道支援の初動対応の強化が図られ、緊急時に最も脆弱な人々に迅速かつ効率的・効果的に人道支援を提供することが可能となる。 同基金への拠出を通じて、我が国の人道支援に対する積極的な姿勢を内外に示すとともに、最も脆弱な人々を支援する。						
国連大学拠出金(通常拠出) (昭和 49 年度) (関連：Ⅲ－1)	本拠出金は、国連大学の運営と事業実施のためのものである。国連大学は国連決議に基づいて設立され、本部を日本に置く国連機関。世界各地に所在する学術研究機関によるネットワークを構築し、その活用により、地球規模の諸問題等の解決のための諸研究を行う。また、調査・研究の成果を国連に提言することで国連のシンクタンクとしての役割を果たし、研究分野についての大学院教育や途上国の人材育成も実施。対象とする研究分野は人間の安全保障、平和、ガバナンス、社会経済的開発、環境(特に、資源保護の管理、気候変動、エネルギー)など、政策決定における活用を念頭に置いたものである。 こうした国連大学に対する我が国の支援は、国連大学の学術研究、教育、出版、国際会議・シンポジウムの開催等の普及活動の実施に寄与し、国連大学の地球規模での主要な活動を可能にする本部機能の基盤を下支えしている。	—	188 (188)	160 (160)	160 (160)	166	285
文化遺産保存日本信託基金拠出金(任意拠出金) (元年度) (関連：Ⅲ－1)	本拠出金は、世界各地の文化遺産に関する豊富な情報・ネットワークを有するユネスコを通じ、日本の持つ高水準の技術を活用して、存続の危機に瀕している、当該国の国民にとってアイデンティティの象徴であり、人類共通の貴重な財産たる文化遺産の保存・修復等の支援を行うものである。 ユネスコ事務局は日本政府と協議の上、本拠出金により、途上国を対象に、日本人専門家の協力を得つつ、アンコール遺跡(カンボジア)、バーミヤン遺跡(アフガニスタン)、カスビ王墓(ウガンダ)等の保存・修復事業を実施中である。 我が国は、本基金を通じ、人類共通の貴重な財産たる文化遺産の保存・修復等に対し重要な役割を果たしている。	—	173 (173)	125 (125)	125 (125)	125	286

国際連合地域開発センター (UNCRD) 拠出金 (昭和 46 年度) (関連: VI-2)	UNCRD は、昭和 46 年 (1971 年) に日本と国連との間で締結された協定に基づいて名古屋市に設立された国連機関。地域開発に関する総合的機能を持った機関として、開発途上国における地域開発の能力向上のほか、特に我が国が重視する環境に配慮した地域開発の観点から、環境省と連携して環境的に持続可能な交通 (EST) や 3 R、地方自治体の廃棄物管理サービスを拡大するための国際パートナーシップ (IPLA) についてアジア太平洋地域における政策の合意形成を図ることを目的とした事業を実施。 統合的地域開発計画策定及び人間の安全保障、環境、防災、経済・社会開発等の分野における地域開発について、以下の事業を実施する UNCRD の維持・運営を支援する。 (1) 開発途上国の行政官等を対象とした、地域開発の能力向上のための研修 (2) 研修用の教材開発を兼ねた調査研究 (3) 政策フォーラムの開催 (4) 政府機関、NGO、大学等の要請に基づく各種助言 (5) 関連する情報交流のネットワークの確立	—	148 (148)	93 (93)	93 (93)	100	287
国際熱帯木材機関 (ITTO) 拠出金 (任意拠出金) (昭和 62 年度) (関連: VI-2)	本拠出金は、国際熱帯木材機関 (ITTO) が実施する地球環境の重要な要素たる熱帯林保全の推進のため、持続可能な森林経営 (SFM) に資する事業を実施するための任意拠出金。 ITTO は、持続可能な森林経営促進のための生産国の能力強化支援や、森林減少及び森林劣化の抑制及び違法伐採対策等の事業を実施している。 本拠出金を通じて我が国は、熱帯木材消費国と生産国との間の政策協議の場を提供するとともに、熱帯木材生産国における各種事業の実施を通じ、森林保全に関する我が国の経験や技術を、効果的に熱帯木材生産国と共有することにより、我が国が重視している森林保全分野における地球規模の環境課題の解決に大きく寄与している。	—	119 (119)	255 (255)	113 (113)	118	288
国際熱帯木材機関・生物多様性条約共同プロジェクト拠出金 (任意拠出金) (23 年度) (関連: VI-2)	本拠出金は、国際熱帯木材機関 (ITTO) による特に熱帯生産林における生物多様性の保全等に焦点を当てたプロジェクト等の実施を支援するための任意拠出金。熱帯林には、陸域の全ての生物種の 3 分の 2 が生息していると推定され、生物多様性保全の重要性が特に高く、こうした熱帯林を有する ITTO 加盟国 (生産国 34 か国) において、ITTO は生物多様性条約 (CBD) の森林の生物多様性作業計画実施を支援するための能力構築及び技術支援を実施している。 本拠出金を通じて我が国は、CBD の第 10 回締約国会議 (COP10) で採択された戦略計画 2011-2020 (愛知目標) の目標の達成に資する事業 (熱帯生産林における生物多様性保全の推進、森林保護地域の画定、管理の支援及びコミュニティの生計向上及び森林減少・劣化回避の活動への参加の推進等) を優先して実施することにより、同目標の達成に大きく寄与している。	—	210 (210)	0 (0)	108 (108)	108	289
国際連合環	本拠出金は、国連機関における地球規模の環境問題	—	104	118	118	118	290

境 計 画 (UNEP) 拠 出 金(任意拠出 金) (昭和 48 年 度) (関連：VI－ 2)	に対する唯一の機関である UNEP 事務局の運営経費のための任意拠出金。地球規模の環境問題を統合的に改善・解決するためには、関係国・機関の連携によるグローバルな対応が必要である観点から、多数国間環境条約の策定促進、地球環境のモニタリング及び情報の分析・提供、途上国の能力構築・技術移転に関する支援等の活動を行っている。また、リオ＋20(平成 24(2012)年)において環境に関する主導的機関としての UNEP の機能強化が決定された。 本拠出金を通じて我が国は、多様化・複雑化する地球環境問題の解決に向けた取組を促進し、持続可能な開発の実現に大きく寄与している。		(104)	(118)	(118)		
国際連合ボ ランティア 計画(UNV)拠 出金(平和構 築・開発にお けるグロー バル人材育 成事業)(任 意拠出金) (21 年度) (関連：II－ 1)	我が国は、平和構築分野の人材育成事業を実施しており、同事業の海外実務研修として、平和構築の現場で活動する国際機関等へのボランティア派遣の実績があり、効果的な海外実務研修の実施が可能となる国連ボランティア計画(UNV)の枠組みを活用している。本拠出金は、同事業の研修に参加する日本人研修員の国際機関等への派遣に用いられる。 上記取組は、平和構築の現場で活躍出来る文民専門家の育成及び平和構築の現場で活躍する日本人のプレゼンスの強化に寄与する。	－	88 (88)	48 (48)	79 (79)	82	291
国際連合開 発 計 画 (UNDP) 拠 出 金(日本・パ レスチナ開 発基金) (昭和 53 年 度) (関連：I－ 5)	本件基金では、UNDP エルサレム事務所を通じ、パレスチナ自治政府とも協議を行い、先方のニーズを踏まえつつ、二国家解決を念頭に置いた、パレスチナの民政安定と、パレスチナの国造り、人づくりを支援するため、中・長期的な観点から、パレスチナの行政能力向上、経済開発、改革支援、双方の信頼醸成に資する案件を形成し、実施する。案件実施の際には、プロジェクト関連物資及び工事の調達・請負契約は現地パレスチナ人企業や労働者を積極的に活用しており、パレスチナ人の能力強化、パレスチナ経済にも裨益する援助形態を取っている。 「日本・パレスチナ開発基金」を通じた我が国の貢献は、中東和平実現の唯一の方途である、イスラエルと共存共栄するパレスチナ独立国家樹立に向けての「国作り」、「人づくり」に寄与するとともに、パレスチナの和平プロセスへの支持と取組を維持・強化し、和平実現への適切な環境を醸成する。	－	70 (70)	70 (61)	65 (65)	68	292
国連環境計 画(UNEP)国 際環境技術 センター拠 出金(任意拠 出金) (3 年度) (関連：VI－ 2)	本拠出金は、UNEP 内の機関として、主に廃棄物管理の分野を中心に、途上国等に対して環境上適正な技術に移転するための事業を実施している国際環境技術センター(IETC)の活動を支援するための IETC に関する日本国政府と UNEP の間の協定に基づく任意拠出金。 IETC は、ワークショップ開催、調査報告書の作成、廃棄物関連組織のグローバルネットワーク化に取り組んでおり、本拠出金を通じて我が国は、廃棄物管理等の分野における途上国等への環境上適正な技術の移転に大きく寄与している。	－	78 (78)	55 (55)	55 (55)	57	293
国際連合開	平成 22 年度までは、我が国の対アフリカ外交の柱で	－	74	86	186	194	294

発 計 画 (UNDP) 拠 出 金 (TICAD プ ロセス推進 支援) (任意 拠出金) (8年度) (関連：Ⅰ－ 6)	あるアフリカ開発会議(TICAD) プロセスが開始当初から重視してきたアジア・アフリカ協力の具体的推進を図る事業を実施してきた。TICAD プロセスの進展を受け、平成23年度からは「TICAD プロセス推進支援拠出金」に名称を改め、TICAD プロセスをマルチの取組として促進するとともに、TICAD 行動計画に沿った具体的取組を推進し、TICAD プロセスの効果的・効率的な運営及びアフリカ地域機関の能力強化と我が国との関係強化に用いられている。 UNDP を通じた我が国のこうした支援は、TICAD 共催者である UNDP のノウハウやネットワークを活用し、二国間での協力を進めることが容易ではない貿易・投資・観光等でのプロジェクトの実施やアフリカ地域機関の能力強化、TICAD V 関連事業等の実施に寄与する。		(74)	(86)	(186)		
国際連合国 際防災戦略 事務局 (UNISDR) 拠 出金 (16年度) (関連：Ⅵ－ 2)	UNISDR は、防災に特化した唯一の国際機関であり、国際防災協力を推進している。具体的には、第2回国連防災世界会議で採択された国際的な防災指針である「兵庫行動枠組 2005-2015」のフォローアップの中心的役割を担ってきた。兵庫行動枠組 (HFA) は各国がその実施を要請されており、UNISDR はその実施を支援するとともに、進捗のモニタリング及び報告を行っている。また、その後継枠組にあたる「仙台防災枠組 2015-2030」は、平成27年3月に仙台市で開催された第3回国連防災世界会議において、コンセンサスで採択され、また国連総会でも承認されたところ。我が国は、防災大国としての経験・知見を活かし、国際防災協力を積極的に進めていることから、同事務局の活動を支援している。 UNISDR を通じて、主に途上国における災害による被害の軽減を、以下の活動を通じて実施する。 1 第3回国連防災世界会議（於：仙台）で採択された国際的な防災指針である「仙台防災枠組 2015-2030」の推進及びそのフォローアップ 2 各国政府、国際機関、地方自治体、防災センター、有識者等の協調・連携強化 3 防災に係わる知識・情報の共有（「世界津波の日」の世界各地における普及啓発活動を含む）	—	67 (67)	80 (80)	135 (135)	252	295
人的資源開 発日本信託 基金拠出金 (任意拠出 金) (12年度) (関連：Ⅲ－ 1)	途上国の人材育成プロジェクトを行うためのユネスコに設置した信託基金に対する拠出金である。プロジェクトの選択に際しては主にユネスコ側が案件提案を行い、当省との年次協議や提案書の検討を経て、日本側の目的及びユネスコ側の戦略的重点分野双方に合致する場合に事業を承認している。最近の主なプロジェクトの例としては、「ニジェールの教育システムにおけるジェンダー格差の改善」、「若手研修者フェローシッププログラム」、「前期中等教育における女子生徒就学の維持及び学習効果の向上(エチオピア)」がある。 ユネスコを通じた我が国の貢献は、我が国が重視する 2030 アジェンダや万人のための教育(EFA)の達成に資するとともに、ユネスコが得意とする途上国へのソフト支援を支援することで、裨益国との関係強化にも活用する。	—	51 (51)	39 (39)	39 (39)	39	296

アジア生産性機構 (APO) 拠出金 (昭和 36 年度) (関連：VI-1)	APO は、アジア太平洋諸国の生産性向上を目的として昭和 36(1961)年に設立された地域国際機関である。本件拠出金は、女性の社会進出の促進、日本企業の海外進出支援、未加盟国の APO 加盟促進といった我が国外交的見地から実施すべき事業を行うものである。 我が国で開発された生産性向上手法を APO を通じ積極的に普及することにより、我が国は加盟国・地域の発展に寄与している。また APO に対する我が国の貢献は、我が国企業の海外展開及びこれら企業の製品の輸出促進につながる事業の推進に資する。	—	53 (53)	33 (33)	32 (32)	29	297
国際連合ボランティア計画拠出金 (日本 UNV 協力事業) (6 年度) (関連：VI-2)	国際的なボランティアの動員及びボランティア活動の推進を通じて途上国の平和と開発への貢献を目的として設立された UNV の活動を支援するとともに、日本人に国連ボランティアとして途上国の国連諸機関の事務所等で勤務する機会を提供し、我が国の顔の見える支援を行うことを目的とする。 途上国において、その国の政府または国際機関等が実施する各種の人道・開発支援活動に対し、日本人の国連ボランティアを派遣 (ボランティア派遣のための経費は現地生活費、住居費、渡航費等のみ)。	—	40 (40)	25 (25)	25 (25)	25	298
無形文化遺産保護日本信託基金 (5 年度) (関連：III-1)	本拠出金は、世界各地の文化遺産に関する豊富な情報・ネットワークを有するユネスコを通じ、日本の豊富な経験を活用して、消滅の危機に瀕し緊急性が高いと判断される無形文化遺産の保存・振興や平成 18(2006)年に発効した無形文化遺産保護条約の実施促進等の支援を行うものである。ユネスコ事務局は日本政府と協議の上、本拠出金により、途上国を対象に、各地の個別の無形文化遺産の継承者等の育成や記録保存等の事業のほか、実施国の遺産目録作成や法整備支援のためのワークショップを通じた条約履行の支援事業などを実施している。 我が国は、本基金を通じ、各国国民にとってのアイデンティティの根源であり、人類共通の文化遺産である無形文化遺産の保護に対し重要な役割を果たしている。	—	41 (41)	29 (29)	27 (27)	27	299
ハイレベル政治フォーラム拠出金 (旧・持続可能な開発委員会拠出金) (任意拠出金) (13 年度) (関連：VI-2)	多数国間環境条約の遵守及び実施を促進するためには、すべての締約国の参加による締約国会議や関連会合の開催が不可欠である。本拠出金を通じて我が国は、各条約事務局および国際機関等からの要請等も考慮の上、開発途上国代表の出席支援、条約の遵守及び実施の促進のための会合の開催経費支援、締約国会議や関連会合の開催を支援、条約事務局や国際機関による能力形成のためのセミナーの開催や個別プロジェクトの実施等に資する支援を行う。 本拠出金を通じて我が国は、多数国間環境条約の遵守及び実施の促進に大きく寄与している。	—	26 (26)	17 (17)	17 (17)	17	300
国際移住機関 (IOM) 拠出金 (人身取引被害者の帰国支援事業) (任意拠出金)	本拠出金は、内閣総理大臣が主宰する犯罪対策閣僚会議が決定された「人身取引対策行動計画 2014」に基づき、国内で保護された外国人人身取引被害者のカウンセリング費用、帰国のための航空券代、帰国後の社会復帰支援費用 (職業訓練・就学支援・医療費等) として使用されるとともに、密入国・人身取引及び関連する	—	23 (23)	17 (17)	14 (14)	14	301

出金) (17 年度) (関連：Ⅱ－1)	国境を越える犯罪に対処するアジア・太平洋地域の枠組みである「バリ・プロセス」に対する支援の一環として、IOM が維持管理する同プロセスのウェブサイトの管理費用などに充てられる。 IOM を通じた我が国の貢献は、我が国で保護された外国人人身取引被害者の出身国への安全な帰国及び帰国後の再被害を防ぐための経済的自立を実現するとともに、アジア・太平洋地域における人身取引に関する情報交換の促進やその防止等に寄与する。そのほか、我が国が重要外交指針としている人間の安全保障の実現及び持続可能な開発目標（SDGs）の達成を促進する。						
経済協力開発機構・開発関連 (DAC) 拠出金 (7 年度) (関連：Ⅵ－1)	我が国は、平成 7 年（1995 年）以来、毎年 DAC に拠出することにより、援助効果向上他、我が国の優先分野ないし比較優位を踏まえた活動に積極的に関与している。 DAC 拠出金は、各国援助実績の収集・公表、援助政策の議論や開発協力相互レビューや効果的な開発協力に関する会議等開催、報告書作成等に活用されている。 本件拠出金は、DAC を通じてドナー国による ODA 全体の把握や、グローバルな援助政策・援助実施方法の議論に貢献している。	－	13 (13)	13 (13)	12 (12)	12	302
国際開発教育・研究機関拠出金（任意拠出金） (昭和 45 年度) (関連：Ⅵ－1)	本拠出金は、リモートセンシング・地理情報（RS－GIS）を専攻する学生（博士・修士）に対して奨学金を付与するものである。東南アジア地域において、知名度が高く、高い教育レベルを有し、日本との豊富な連携実績のある AIT を支援することにより、同地域の国々の工学系人材の育成を支援する。特に、近年重要性を増している、リモートセンシングを活用した東南アジア地域の気候変動・防災対策の分野では、東京大学や JAXA との連携も進めておりアジア地域でトップレベルの学科（修士・博士課程）と研究センターを擁することから、同分野を中心とした支援を実施する。 こうした我が国の支援は、東南アジア地域の工学系人材の育成に寄与するとともに、我が国が ASEAN とともに進める「日・ASEAN 防災協力強化パッケージ」に資する。	－	23 (23)	14 (14)	14 (14)	12	303
エスカップ基金 (ESCAP) 拠出金（任意拠出金） (昭和 52 年度) (関連：Ⅵ－2)	国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）は、国連経済社会理事会の地域委員会の一つであり、アジア太平洋地域各国における経済・社会・環境等に関する問題を解決するため、多様な会合やワークショップ等の開催や、他の国際機関等との連携による事業の実施等により、各国における開発や、政策決定者・実務者の能力向上等を行い、域内の格差是正・貧困削減に貢献するとともに、域内協力の推進に寄与している。エスカップ基金（JECF）を通じて拠出することで、我が国が重視する障害者支援や防災に関する事業について、我が国の意向を反映した形で実施することを目的とする。 この拠出金による JECF を通じた支援の対象は、ESCAP が行う域内の政策調整のための会議開催、各国の政策決定者・実務者に対する研修、訓練、技術指導の提供等の技術協力事業である。	－	5 (5)	3 (3)	3 (3)	100	304

経済協力開発機構・開発センター拠出金 (17年度) (関連：VI-1)	OECDの開発関連機関の中で、開発センターは一定の独立性を持って知的インプットを提供する機関であり、その分析・調査結果は政策指向的であり信頼性がある。その中で、同センターでは地域別アウトルックが刊行されており、アフリカ経済アウトルック、ラ米経済アウトルックとならび、東南アジア経済アウトルックの初版が平成22年に刊行された。本拠出金は、地域別アウトルックのうち、東南アジア経済アウトルックの刊行のための活動経費に対し拠出を行うものである。 本拠出は、同センターの調査・研究その他の活動を我が国の関心・立場に沿ったものとし、開発分野における議論の有利な展開ならびに有益な情報提供に寄与する。	—	4 (4)	3 (3)	3 (3)	0	305
世界蔬菜センター(AVRDC)拠出金 (昭和46年度) (関連：VI-2)	世界蔬菜センター（アジア蔬菜研究開発センターより昨年改称。略称はAVRDCを維持）は、開発途上国の貧困削減のため、蔬菜（野菜）類の生産技術の維持・改良及び、効率的な市場流通機構等の調査・研究、並びに有用遺伝資源の配布事業を行う国際機関である。本事業は、AVRDCの事業を支援することにより、環境に配慮しつつ、開発途上国の農村や都市近郊に生活する低所得者層の栄養改善と収入増加を図り、途上国の貧困削減、持続可能な開発に貢献することを目的とする。また、事業実施においては、我が国民間セクターが参画し、AVRDCが保有する遺伝資源等を活用した研究を行っており、我が国民間セクターの海外事業展開にも貢献する。 AVRDCによる以下の活動及びこれを支えるAVRDCの運営経費を支援する。 (1) 研究活動（品種の育種・改良、土壌分析及び肥料施肥法の改良、栽培法の研究、収穫物の加工法及び流通面の研究）、(2) 現場出張サービスプログラムの実施、(3) 遺伝資源の保存、(4) 種子の配布、(5) 開発途上国の国別研究強化のための支援、国際シンポジウム、セミナー及びワークショップの開催、(6) 訓練コースによる研修生教育、(7) 情報提供サービス等。 なお、平成28年度から、AVRDC理事に、岩永国立研究開発法人国際農林水産業研究センター（JIRCAS）理事長が就任しており、日本との専門的・実務的な連携が強化されている。	—	2 (2)	1 (1)	1 (1)	1	306
国際連合訓練調査研究所(UNITAR)拠出金(任意拠出金) (昭和40年度) (関連：VI-2)	UNITARは、国連・専門機関職員や開発途上国の行政官等への訓練・研修を通じて、開発途上国の地球規模の諸課題の解決に貢献することを目的とする国連専門機関である。特に、UNITARのアジア大洋州やアフリカでの活動拠点である広島事務所（隈元美穂子所長）に対して、広島県等の地方自治体等とともに、その活動の適切な実施を支援することで、防災、核軍縮等我が国の外交政策上の優先事項の推進や広島の地方創生に貢献している（UNITARはジュネーブ本部の他、ニューヨークと広島に事務所を設置）。 UNITARは訓練や研修に特化した唯一の国連専門機関であり、6つの重点分野（①持続可能な開発目標（SDGs）	—	1 (1)	72 (72)	117 (117)	42	307

	実施のための能力構築、②マルチ外交の強化、③経済開発と社会の包摂性の推進、④環境の持続性とグリーン開発の推進、⑤持続可能な平和構築の推進、⑥開発と人道支援の向上）に沿って、様々な地球規模課題の政策決定に係る企画・立案能力の向上や組織管理のノウハウ等に関する訓練、研修事業等を実施し、途上国等の行政官等の能力向上、人材育成に貢献。毎年約500の研修、ワークショップ、eラーニングコースを実施しており、平成27年の裨益者は40,362人（前年は36,154人）。特に、広島事務所では、これらの重点分野を踏まえ、広島の特性・資源を活かした、平和構築、軍縮不拡散、防災等我が国の外交イニシアティブと合致する事業を実施している。						
アフリカ地域機関拠出金（任意拠出金）（8年度）（関連：I－6）	近年、アフリカの平和・安全保障分野、特に紛争予防・紛争解決分野においては、アフリカ自身の取組（調停、ミッションの派遣、選挙監視団派遣、早期警戒システム等）の重要性が増している。また、AUは、平成14年（2002年）にアフリカ統一機構（OAU）から発展改組される形で設立されて以降、平和・安全保障分野を中心に活動し、近年では社会・経済開発に関連する幅広い分野においてアフリカの発展に貢献してきている。本案件は、アフリカのオーナーシップを重視する観点から、これらの分野におけるAUの活動を支援するもの。 こうしたAUを通じた我が国の貢献は、アフリカ諸国及びAUとの関係強化に資する。	—	410 (410)	291 (291)	28 (28)	0	308
国際復興開発銀行（IBRD）・国際開発協会（IDA）拠出金（22年度）（関連：VI－1）	世銀が管理する本基金は、アフガニスタンの持続可能な開発に向けて、効果的・効率的な支援が一層重要になっている中、同国政府に対して財政支援等を行う枠組みの一つである。 本基金への拠出を通じて、アフガニスタン政府の行政能力を強化するとともに、同国の地方・農村部における生計安定化及びガバナンス強化を図る。	—	5,740 (5,740)	5,834 (5,834)	7,002 (7,002)	0	309
アジア開発銀行（ADB）拠出金（22年度）（関連：VI－1）	本拠出金は、アジア開発銀行（ADB）が管理するアフガニスタンインフラ信託基金（AIF）への拠出金を通じて、交通・エネルギー等アフガニスタン国内のインフラを整備するもの。 治安悪化による経済低迷が続くアフガニスタンにおいて自立的な経済運営と持続可能な開発を進めていくためには、安定的な物資供給・生活を確保するインフラの整備を行い、また、パキスタンや中央アジア等周辺諸国との連結性を高め、地域経済に統合されていくことが不可欠であり、本拠出金によって地域連結性の向上と共に広域な地域における経済活性化に資する。	—	1,066 (1,066)	291 (291)	165 (165)	0	310
国際移住機関（IOM）拠出金（任意拠出金）（昭和6年度）（関連：VI－	IOMは、難民・国内避難民支援、人身取引対策、緊急人道支援等「人の移動」にかかる多岐に亘る支援を世界各地で実施している。 我が国としては、IOMを通じて、中東諸国、サブサハラ・アフリカ等において、国内避難民・帰還民支援（移送支援、生活必需品の配布、社会統合支援等）や人身取引対策事業等を実施することで、同地域における平	—	2,436 (2,436)	3,059 (3,059)	5,144 (5,144)	0	311

1)	和と安定の促進を図り、我が国が重視する人間の安全保障の確保を目指す。						
国際赤十字・赤新月社連盟(IFRC) 拠出金(任意拠出金) (昭和 63 年度) (関連: VI-1)	国際赤十字・赤新月社連盟(IFRC)は、自然災害・緊急災害時の被災者及び難民等に対する救援活動、災害時の各国赤十字・赤新月社間の調整や国際救援活動の指揮等を行う。また、IFRC は現地の赤十字・赤新月社の協力を得て活動するため、政治的または治安上の理由によりアクセス困難な地域でも草の根に密着した迅速な対応を行っている。 IFRC を通じた我が国の支援により、平和と安定の促進を図り、我が国が重視する人間の安全保障の確保を目指す。	—	676 (676)	1,472 (1,472)	700 (700)	0	312
国際連合プロジェクト・サービス機関(UNOPS) 拠出金(任意拠出金) (22 年度) (関連: VI-2)	南スーダン、スーダン、マリ、ソマリア、ヨルダン、イラク、アフガニスタン、ウクライナにおいて、国内や周辺国で発生した紛争やテロ活動の影響を受け発生した難民や国内避難民支援、治安の安定化支援等の喫緊の緊急人道・復興支援を実施する。これら地域では、治安面の問題から日本の支援機関による活動が限定的であるため、紛争地域等で豊富な事業実績を有する UNOPS を通じて緊急事業を実施することで、支援対象国の社会安定化に貢献し、我が国の二国間援助を補完する。 主な事業は以下の通り。 ●人道支援物資等の輸送の要路となる道路及び河川港の修復・整備。 ●難民キャンプとホストコミュニティにおける基礎インフラ整備(給水所、太陽光電灯、排水溝)と治安維持強化(手荷物検査機材、暗視装置、難民輸送のための車両供与) ●紛争防止及び社会安定化のための穏健派の後押しのための対話の促進、マーケット整備、女性起業家育成 ●紛争の影響を受けた地域における治安維持と安全確保のための警察能力強化、交番の修復	—	205 (205)	1,238 (1,238)	3,304 (3,304)	0	313
国際労働機関拠出金(任意拠出金) (23 年度) (関連: VI-2)	国際労働機関(ILO)は、世界の労働問題の解決と労働環境の向上を目指し、職業訓練、労働者教育、年少労働者等の問題に関する取組を行う機関。 本拠出金は、フィリピンにおける台風被害を受けた人々を対象とした雇用創出事業や、アフリカにおける紛争地域への人道支援の実施を通して、世界の労働問題の解決に貢献する。	—	328 (328)	97 (97)	0 (0)	0	314
国際連合工業開発機関(UNIDO) 拠出金 (昭和 62 年度) (関連: VI-2)	開発途上国における工業開発の促進を任務とする国連工業開発機関(UNIDO)の事業を通じて、サブ・サハラアフリカ及び中東・北アフリカにおける人道・テロ対策・社会安定化に貢献するとともに、開発途上国の工業生産能力を向上させることに貢献する。また事業実施における我が国民間セクターの技術・ノウハウの活用を通じて我が国民間セクターの海外事業展開にも貢献する。 ソマリア南部のケニアとの国境付近の地域において、青年層に対し職業訓練を行うことで、未来ある青年が武装組織やテロ組織に加入することを阻止し、国境付近の治安の安定化を図る。スーダンにおいて、大	—	336 (336)	367 (367)	818 (818)	0	315

	豆の生産、加工の訓練を通じて、栄養改善・食料安全保障を実現するとともに、現在飼料として大量の大豆が輸入されているところ、これを将来的に代替できるバリューチェーンを構築することで、現地の人々の収入増加を図る。治安が安定していない、または失業問題が深刻である等の理由により、多くの青年層が武装勢力やテロ組織に勧誘されている状況が発生しているイラク、ヨルダン、レバノン、エジプト、モロッコにおいて、青年層に対し職業訓練を行うことで、武装組織やテロ組織に加入することを阻止することを図る。						
世界保健機関(WHO) 拠出金 (27 年度) (関連：VI－2)	世界保健機関 (World Health Organization) は、昭和 21 年 (1946 年)、ニューヨークで開かれた国際保健会議が採択した世界保健憲章 (1948 年 4 月 7 日発効) によって設立され、「すべての人々が可能な最高の健康水準に到達すること」(章第 1 条) を目的に掲げている。また主要事業は、 (1) 医学情報の総合調整 (2) 国際保健事業の指導的かつ調整機関としての活動 (3) 保健事業の強化についての世界各国への技術協力 (4) 感染症及びその他の疾病の撲滅事業の促進 (5) 保健分野における研究の促進・指導 (6) 生物学的製剤及び類似の医薬品、食品に関する国際的基準の発展・向上 となっており、我が国は WHO の活動に対し、財政面・人材面から積極的に協力を行っているほか、我が国が実施する技術協力等の現場において、WHO との協調・連携を図っている。また平成 28 年の伊勢志摩サミットで我が国が議長国として保健分野をリードする観点からも、国際保健の更なる発展のために、本拠出金による協力は必要不可欠。	—	590 (590)	1,587. 9 (1,587 .9)	2,046 (2,046)	0	316
国際機関評価ネットワーク (MOPAN) 拠出金 (26 年度) (関連：VI－2)	国際機関に対する主要な拠出国である MOPAN 参加国 (平成 28 年 8 月現在 17 か国) が、MOPAN を通じて、合同で国際機関の運営・管理の効率性についてアセスメントを実施している。その結果を、組織の効率を示す 5 分野 12 指標を基に評点化し、数年ごとに同じ機関に対するアセスメントを繰り返すことによって、改善の経過を追う。平成 26 年まで、年間 4～6 機関を対象としていたが、平成 27 年から、2 年間で 12～14 機関を対象とする体制に移行 (1 年目文献調査、2 年目裨益側および国際機関本部へのインタビュー等)。 MOPAN アセスメントは、一連の活動を通し、国際機関の組織・運営の効率化を図り、MOPAN 参加国、国際機関、被援助国間の対話を促進することを意図している。MOPAN アセスメントを実施することで、国際機関との対話を促進し、国際機関の組織・運営を改善させ、また、国際機関への拠出について、ドナー国政府が国民に対する説明責任を果たす一助となる。	—	—	13 (14)	15 (15)	15	317
国際復興開発銀行・国際開発協会 拠出金 (世銀) (26 年度)	世銀は、PA の財政状況、実施施策等の分析を行い、自治政府の改革努力を確認した上で、パレスチナ改革・開発計画信託基金から財政支援を行う。基金の拠出 (送金) は、PA の改革実績による (不十分と判断された場合は、送金が見送られる) ため、基金の拠出が、	—	—	2,910 (2,910)	2,200 (2,200)	0	318

(関連：Ⅰ－5)	PAの改革状況に直接リンクしている。							
国境なき医師団(MSF) (27年度) (関連：Ⅵ－1)	本拠出金は、武装勢力の衝突により約40万人の国内避難民が発生している中央アフリカにおいて、質の高い小児科医療を提供することによる15歳未満の児童の死亡率の改善やエイズ、結核等に感染した患者に対する治療等の実施による感染症の罹患率及び死亡率を改善することに寄与している。	－	－	－	110 (110)	0	319	
アジアパシフィックアライアンス拠出金 (27年度) (関連：Ⅵ－1)	アジアパシフィックアライアンス(A-PAD)は、平成24年10月に日本のNGOが主導となって設立され、現在、日本、韓国、インドネシア、フィリピン、スリランカ、バングラデシュの6か国のNGOと民間セクターが正式なメンバーとなっている(CEOは大西健丞氏(ピースウィンズ・ジャパン代表理事/ジャパン・プラットフォーム共同代表理事等))。本拠出金によってアジア太平洋地域において自然災害が発生した際、各国のA-PADメンバーNGO及び民間団体等(以下、「ナショナル・プラットフォーム(NP)」)が協働・連携し、即時に出動、搜索活動や被災者支援等緊急人道支援活動を迅速かつ効果的に実施する。平時においては、各メンバー国NPの強化、NP間の連携促進、アジア各国においてNPを構築するためのアウトリーチ活動、域内における人材育成・能力強化事業等を行う。 A-PADを通じた我が国の貢献は、アジア太平洋地域における大規模自然災害発生時、A-PADに参加する各国のNGOと民間セクターが各国政府と連携・協働し、迅速かつ効果的な緊急人道支援活動を行うこと及びアジア太平洋地域における包括的な防災体制の構築に寄与する。	－	－	－	229 (229)	100	320	
生物多様性条約名古屋議定書(義務的拠出金) (27年度) (関連：Ⅵ－2)	本拠出金は、遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分すること並びに生物多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用を目的とする生物多様性条約の「名古屋議定書」の事務局の活動を支援するための義務的拠出金。全締約国が国連分担率に基づき算出された拠出率に応じた額を拠出している。同事務局は、締約国会合の準備、議定書・締約国会合により課された任務の遂行、各種資料の作成、他の国際機関との調整、開発途上国の支援、普及啓発、情報交換センターの運営などの業務を実施している。 本拠出金を通じて我が国は、当該分野において更なるリーダーシップを発揮していくとともに、議定書の下での取組と我が国の施策との整合性を維持していくことが期待されている。	－	－	－	5 (0)	20	321	
水俣条約拠出金(義務的拠出金) (27年度) (関連：Ⅵ－2)	本拠出金は、水銀等の人為的な排出及び放出から人の健康及び環境を保護することを目的とする水俣条約の暫定事務局を務めているUNEPケミカルズ(所在地：ジュネーブ)の活動費のための義務的拠出金。同条約事務局は、締約国会議の開催準備、締約国会議の決定事項の推進、各種報告書の作成、他の国際機関との協力等の業務を実施することとされている。なお、各国の年間拠出額は、一定の期間毎に開催される締約国会議において、財政規則に基づいて決定される。	－	－	－	25 (0)	36	322	

	本拠出金を通じて我が国は、水銀の一次採掘から最終廃棄までの包括的な規制を通じた条約目的の実現に大きく寄与することが期待されている。						
シリア復興 信託基金拠 出金 (25 年度) (関連：VI－ 2)	本拠出金は、地元団体を通して水・衛生、医療・保健、電力、教育、食料、及び廃棄物管理などの基礎サービスを提供することで、シリア危機によって生じているシリア国内にいる人々の生活状況を改善することに寄与する。	－	1,070 (1,070)	0	1,393 (1,393)	0	323
国際農業開 発基金 (IFAD) 拠出 金 (27 年度) (関連：VI－ 2)	国際農業開発基金は、開発途上にある加盟国の農業開発のため、追加的な資金を緩和された条件で提供することにより、所得が低くかつ食料が不足している地域で飢餓と貧困の撲滅を目標とする国際機関（設立協定第2条）。平成27年度は補正予算により、不測の事態への緊急的な対応として、以下の目的で事業を実施。 ①ボコ・ハラムにより危機的状況にあるナイジェリアの北東部地域における食料・栄養安全保障の向上及び国内避難民と受入コミュニティの強靱性向上 ②エボラ出血熱の発生により中断している開発に向けた取組を再開するため、エボラ出血熱の影響を受けているリベリア農村地域の米作農家の生産体制の再構築 概要は以下の通り。 ①ナイジェリアのサヘル地域を始めとする紛争・テロ頻発地域における人道・テロ対策・社会安定化支援。特に女性と子どもを中心とした国内避難民及び受入コミュニティに対して、食料へのアクセス改善促進等の支援の実施。 ②エボラ出血熱の影響を受けているリベリアの農村地域で、種子や用具等の生産用具等の配布や研修を通じた耕作地の復旧を支援するとともに、エボラ出血熱による危機以前に貧困世帯向けに実施されていた商業ベースの米生産や農業販売活動の再開を図るための支援の実施。	－	－	－	396 (396)	0	324
国際連合開 発計画 (UNDP) 拠出 金(グローバル ヘルス技術振 興基金 (GHIT)) (24 年度) (関連：VI－ 2)	顧みられない熱帯病（NTDs）等の途上国を中心に蔓延する疾病は、先進国において需要が少ない等の理由から、治療薬等の開発が十分になされていない。そのため、官民連携のパートナーシップであるグローバルヘルス技術振興基金（GHIT）を通じ、国際的な対応が求められている疾病についての研究開発を促進するための支援を行う。この支援を通じて、診断薬治療薬・ワクチン等の研究開発を促進し、ひいては使用につながり、当該疾病の患者、死亡者数の減少に寄与する。	－	2,800 (2,800)	0	715 (715)	0	325
国際連合教 育科学文化 機関関連資 料保存事業 拠出金 (28 年度) (関連：Ⅲ－ 1)	アーカイブを保護することにより、ユネスコが標榜する次のような事項の実現を着実に確保していくもの。 ①世界中の女性のための質の高い基礎的教育 ②アブ・シンベル神殿からベニスやフィレンツェの浸水被害や、トゥンブクトゥの経本にあるあらゆる形態の文化財の保護 ③宇宙通信、津波警戒システムのための科学技術開発 ④報道の自由、情報格差の防止 ⑤知的対話の推進と人種差別の撤廃 ⑥マリ人作家アマド	－	－	－	－	360	新 28－ 012

	ウー・ハンパテ・バーや、インド初代首相ジャワハル・ネルーのような類い希な知識人の貢献の継承。 劣化等により損傷の危機に瀕している過去 70 年にわたるユネスコの活動に関する貴重な文書や視聴覚記録をデジタル化や複製によって保護し、持続可能な利用を可能にするもの。これにより、ユネスコの事務処理能力の向上や貴重な資料への万人によるアクセスが確保されることとなり、上記の事項の実現に結びつける。						
経済協力開発機構・開発センター分担金 (28 年度) (関連：VI-1)	OECD 開発センターは、発展途上国の開発問題に関する調査・研究や開発に関する OECD 加盟国の知識・経験を OECD 非加盟途上国に普及・活用すること、ならびにニーズに適応した有効な援助を行う上で必要な情報を OECD 加盟国に提供することを目的とした機関。同センターには、51 カ国（OECD 加盟国 27 カ国、OECD 非加盟国 24 カ国）が参加。 我が国は 28 年 6 月に同センターに復帰。加盟国には分担金の支払いが義務づけられており、加盟国が拠出する分担金は、同センターの活動（開発問題に関する調査・研究、OECD 開発戦略の実施、多面的国別レビュー、地域別経済アウトルック、地域別経済フォーラム・ラウンドテーブル、テーマ別ラウンドテーブル（天然資源依拠経済、グローバル・バリュー・チェーン等）を通じた知識・経験の共有、政策対話・政策提言のほか、統計・指標策定等）に利用される。 我が国が主導し、2014 年に安倍総理大臣が議長を務めた OECD 閣僚理事会で立ち上がった「OECD 東南アジア地域プログラム」を踏まえ、本分担金により、我が国の関心の高いアジア関連活動の一層の強化に取り組むことが可能であり、新興国を巻き込んで、「質の高いインフラ投資」等、日本の主張を反映した国際潮流を形成する場として開発センターを活用することが可能となる。	—	—	—	—	140	新 28- 013